

令和 6 年

第 3 回 定例会 会議 録

奄美市議会

第3回定例会 会議録目次

○第3回定例会

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	5

9月2日（月）（第1日目）

出席議員及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	19
職務のため出席した事務局職員	20
会議録署名議員の指名	21
会期の決定	21
報告第4号（1件）上程	21
議案第51号～66号（16件）上程	22
議案第67号～70号（4件）上程	25

9月3日（火）（第2日目）

出席議員及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	27
職務のため出席した事務局職員	28
一般質問	
前田 要 君（奄美笠誠会）	29
弓削 洋平 君（チャレンジ奄美）	37
正野 卓矢 君（チャレンジ奄美）	46
帯屋 誠二 君（無所属）	57
栄 ヤスエ 君（公明党）	64

9月4日（水）（第3日目）

出席議員及び欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	77
職務のため出席した事務局職員	78
一般質問	
与 勝広 君（公明党）	79
西 忠男 君（チャレンジ奄美）	89
崎田 信正 君（日本共産党）	99
大庭 梨香 君（公明党）	109

9月5日（木）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	119
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	119
職務のため出席した事務局職員	120
一般質問	
多田 義一 君（無所属）	121
幸多 拓磨 君（チャレンジ奄美）	132
竹山 耕平 君（自民党新政会）	144
奥 晃郎 君（自民党新政会）	155

9月6日（金）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	165
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	165
職務のため出席した事務局職員	166
一般質問	
朝木 一仁 君（チャレンジ奄美）	167
永田 清裕 君（自民党新政会）	178
盛 剛 君（無所属）	189
瀧 真一郎 君（無所属）	198

9月9日（月）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	209
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	209
職務のため出席した事務局職員	210
議案第51号～66号（16件）上程	211
議案付託	215
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	215

9月24日（火）（第7日目）

出席議員及び欠席議員	217
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	217
職務のため出席した事務局職員	218
議案第51号～66号（16件）上程	219
議案第71号～80号（10件）上程	224
議案第81号（1件）上程	226
議案第82号（1件）上程	227
議案第83号（1件）上程	228

発議第6号（1件）上程	230
議員定数・報酬等特別委員会の設置について	231
閉会中の継続審査の申出について	231

別紙

各常任委員会審査報告書	233
閉会中の調査の申出について	236
参考資料（意見書等）	237

会期・議事日程 付 議 事 件

令和6年 第3回奄美市議会定例会議事日程表

○令和6年9月2日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 23日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月2日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（23日間） 3 報告第4号（専決） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第51号～第66号（16件） 上程 説明 5 議案第67号～第70号（4件） 上程 説明 質疑 討論 採決 ※ 全員協議会（本会議終了後） ※ 政策立案推進会議（全員協議会終了後）
9月3日	火	本会議	1 一般質問 - 前田議員，弓削議員，正野議員，帶屋議員，栄 議員（質問順）
9月4日	水	本会議	1 一般質問 - 与 議員，西 議員，崎田議員，大庭議員（質問順）
9月5日	木	本会議	1 一般質問 - 多田議員，幸多議員，竹山議員，奥 議員（質問順）
9月6日	金	本会議	1 一般質問 - 朝木議員，永田議員，盛 議員，瀧 議員（質問順）
9月7日	土	休 会	
9月8日	日	休 会	
9月9日	月	本会議	1 議案第51号～第66号（16件） 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { 総務企画 文教厚生－議案第52号～第55号，第58号～第61号，第64号（9件） 産業建設－議案第56号～第57号，第62号～第63号，第65号～第66号（6件） 全委員会－議案第51号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）は，所管する各常任委員会に付託 } 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※ 全員協議会（本会議終了後）
9月10日	火	休 会	※ 常任委員会審査（文教厚生）
9月11日	水	休 会	※ 常任委員会審査（産業建設）
9月12日	木	休 会	※ 常任委員会審査（総務企画）
9月13日	金	休 会	報告書整理
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	敬老の日
9月17日	火	休 会	報告書整理
9月18日	水	休 会	報告書整理
9月19日	木	休 会	報告書整理
9月20日	金	休 会	※ 議員研修会

令和 6 年 第 3 回奄美市議会定例会議事日程表

○令和 6 年 9 月 2 日 奄美市議会第 3 回定例会を招集した。

○会 期 23 日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月21日	土	休 会	
9月22日	日	休 会	秋分の日
9月23日	月	休 会	振替休日
9月24日	火	本会議	1 議案第51号～第66号（16件） 上程 報告 質疑 討論 採決
			2 議案第71号～第80号（10件） 上程 説明 質疑 付託
			3 議案第81号 上程 説明 質疑 討論 採決
			4 議案第82号 上程 説明 質疑 討論 採決
			5 議案第83号 上程 説明 質疑 討論 採決
			6 発議第 6 号 上程 説明 質疑 討論 採決
			7 議員定数・報酬等特別委員会の設置について
			8 閉会中の継続審査の申出について
			☆付託区分 { 一般会計決算等審査特別委員会 議案第71号（1件） 特別会計決算等審査特別委員会 議案第72号～第80号（9件）
			※ 全員協議会（本会議終了後） ※ 定例会反省会

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		出資法人の経営状況を説明する書類 請願・陳情 の処理状況について (令和6年請願第1号 国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と、将来構想の確立に関する請願(請願事項2)) (令和6年陳情第4号 肉用子牛価格の急落に関する陳情(陳情事項2)) (令和6年陳情第5号 奄美市の義務教育における学校給食費の無償化を求める陳情)			
(1)	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (専決第7号 令和6年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について)	R6.9.2	承認	本会議
(2)	議案第51号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	R6.9.24	原案可決	全委員会
(3)	議案第52号	令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(4)	議案第53号	令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(5)	議案第54号	令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(6)	議案第55号	令和6年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(7)	議案第56号	令和6年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	R6.9.24	原案可決	産業建設
(8)	議案第57号	令和6年度奄美市下水道事業会計補正予算(第1号)について	R6.9.24	原案可決	産業建設
(9)	議案第58号	奄美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(10)	議案第59号	奄美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(11)	議案第60号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(12)	議案第61号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(13)	議案第62号	奄美市ICTプラザかさり条例の一部を改正する条例の制定について	R6.9.24	原案可決	産業建設
(14)	議案第63号	奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R6.9.24	原案可決	産業建設
(15)	議案第64号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	R6.9.24	原案可決	文教厚生
(16)	議案第65号	奄美市道路線の廃止について	R6.9.24	原案可決	産業建設
(17)	議案第66号	奄美市道路線の廃止及び認定について	R6.9.24	原案可決	産業建設
(18)	議案第67号	人権擁護委員候補者の推薦について	R6.9.2	同意	本会議
(19)	議案第68号	人権擁護委員候補者の推薦について	R6.9.2	同意	本会議
(20)	議案第69号	人権擁護委員候補者の推薦について	R6.9.2	同意	本会議
(21)	議案第70号	人権擁護委員候補者の推薦について	R6.9.2	同意	本会議
(22)	議案第71号	令和5年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R6.9.24	継続審査	一般会計決算等審査特別委
(23)	議案第72号	令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6.9.24	継続審査	特別会計決算等審査特別委

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(24)	議案第73号	令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第74号	令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第75号	令和5年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第76号	令和5年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第77号	令和5年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第78号	令和5年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(30)	議案第79号	令和5年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(31)	議案第80号	令和5年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R6. 9. 24	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(32)	議案第81号	令和6年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について	R6. 9. 24	原案可決	本会議
(33)	議案第82号	監査委員の選任について	R6. 9. 24	同意	本会議
(34)	議案第83号	教育委員会委員の任命について	R6. 9. 24	同意	本会議
(35)	発議第6号	鹿児島県域内交流促進に関する意見書の提出について	R6. 9. 24	原案可決	本会議

第3回定例会一般質問通告

9月3日（火）

◎奄美笠誠会 前田 要

- 1 笠利地区の市道東部線について
 - （1）土浜地区～用地区入口迄の道路整備について
- 2 ソテツシロカイガラムシ防除対策について
 - （1）奄美市の現状をお示してください。
 - （2）今後の対策についてお示してください
- 3 奄美空港滑走路延長工事について
 - （1）滑走路が50m×50m
道路が118m伸び
和野地区の水害（台風・津波）対策について
- 4 孤独死について
 - （1）独り暮らしの方々の見守り隊等の新規事業
- 5 伝統芸能継承について
 - （1）八月踊りにについて
 - （2）なんこについて

◎チャレンジ奄美 弓削 洋平

- 1 教育行政について
 - （1）本市の社会体育施設使用料について
 - ①1人当たり使用料と利用時間使用料について
 - ②奄美市相撲練習道場について
 - ③小・中・高児童生徒における年間使用料の実績について
 - ④小・中・高児童生徒における社会体育施設使用料の無償化について
 - （2）住用町における学校の統廃合について
 - ①アンケート調査の進捗について
 - ②今後の展開について
 - ③龍郷町の事例について
- 2 観光施策について
 - （1）ラムサール条約について
 - ①進捗と課題について
 - ②2028年の締約国会議について

- (2) 奄美満喫ツアー助成事業について
 - ①学生スポーツ・ゼミ合宿誘致助成事業における実績について
 - ②助成対象の拡充について
- (3) 住用町川内から大和村津名久トンネルの可能性について
 - ①これまでの経緯について
 - ②住用町川内の地籍調査について
 - ③登記法改正による可能性について
 - ④世界自然遺産地域におけるトンネル整備の可能性について
 - ⑤県道新設促進協議会の設置について
- (4) クロウサギによる農作物被害について
 - ①件数について
 - ②対策について

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

- 1 福祉行政について
 - (1) 地域共生社会について
 - ①奄美市の取組
 - ②地域で取り組める事について
(住民主体でささえあいの事例なども)
 - ③地域における拠点づくりについて
- 2 産業経済振興について
 - (1) 地産地消による域内での経済循環を促進させる取組について
 - (2) 食肉センターについて
 - ①現況 当初の目標 課題
 - ②課題の解決策について
 - ③年末へ向けての取組
 - (3) 豚増頭支援事業について
- 3 市民生活について
 - (1) マイナ保険証について
 - (2) タラソの今について
- 4 教育行政について
 - (1) 移動図書の車両について
 - (2) 防災教育について

◎無所属 帶屋 誠二

1 観光政策について

(1) 観光事業の整備計画について

①おがみ山公園の維持管理と整備について

再度伺う

a) 外来植物駆除対策と固有種保護対策

b) 観光商品としての再考

②タンギョの滝の整備計画について再度伺う

a) 『困難である』との結論に至った環境省や庁内関係課の見解

b) 他の世界自然遺産区域である国立公園第一種特別地域における整備計画との比較

③ユネスコへの回答後の進捗状況について伺う

2 くらしについて

(1) 奄美大島生物多様性地域戦略について伺う

①重点施策の進捗状況について

a) 専門委員による検討委員会や地元との意見交換会などの開催予定について

b) 重点施策3におけるビオトープ整備や在来種による街路樹整備について

c) 重点施策4における遊歩道整備事業について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 防災行政について

(1) 8月8日に日向灘で発生した地震後に発表された「南海トラフ地震臨時情報」
その後の本市の対応について

(2) 本市の自主防災組織について

(3) 本市の防災アドバイザーの活用について

(4) 本市在住の防災士との連携について

2 平和行政について

(1) 明年2025年は終戦より80年、被爆80年をむかえる。

非核平和都市宣言をしている本市として、市民向けのパネル展やVRを活用した原爆展（仮称）などの開催について

3 市民生活について

(1) 困難な問題を抱える女性への支援充実について

①DVなど相談支援体制について

②本市の相談員配置体制について

(2) ジェンダーギャップ解消について

- (3) 子育て世帯訪問支援事業について
- (4) 本市における産婦人科休診の影響について

4 教育行政について

- (1) 本市における学校の統廃合について
- (2) 学校の廃校後の施設活用について

9月4日（水）

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- (1) 市長就任2年間は財政健全化を最重要課題として取り組んできたが第2次財政計画終了時における基金取り崩し額、基金の積立額、償還額、起債総額をお示しください。
- (2) 下方地区平松コミュニティ用地の活用と現況について
- (3) 職員の綱紀粛正及び服務規定について

2 奄美の歴史文化を活かしたまちづくりについて

- (1) 昨年5月に開催された「美術館を活かしたまちづくり」フォーラムのアンケートの総括について

3 防災・減災対策について

- (1) 来年は奄美豪雨災害から15年。奄美豪雨災害後の本市の防災減災対策の実績及び今後の課題について

◎チャレンジ奄美 西 忠男

1 奄美のスポーツ振興について

- (1) 第4回奄美ヨーリヨーリラン・奄美のスポーツツーリズムについてお尋ねします。

2 障害者就労支援について

- (1) 障害者就労の現状についてお伺い致します
 - ①現在の就労施設の数・男女何人ぐらいの方が働いていますか、お尋ねします。
 - ②就労継続支援A型・B型・就労移行支援・就労定着支援・があると認識しております。平均の月収・時間給についてお尋ねします。

3 医療体制について

- (1) 血液製剤備蓄所の再設置について
 - ①奄美市の血液供給体制について市長の見解をお尋ねします。
- (2) 新型コロナワクチンについて
 - ①令和5年度の新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度についてお尋ねし

ます。

- ②新型コロナウイルス感染予防接種に新しく導入されるレプリコンワクチン（自己増殖型mRNAワクチン）が65歳以上の高齢者を対象に今年の10月1日から始まる定期接種についてお尋ねします。

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 改定地方自治法の見解について
- (2) オスプレイの事故報告書を受けて

2 社会保障，医療・福祉政策について

- (1) 国民健康保険制度について
 - ①国保税の均等割りの軽減について
 - ②子ども医療「窓口負担ゼロ」について
- (2) 新型コロナウイルスについて
 - ①感染状況の現状は
 - ②高齢者のコロナワクチン接種の自己負担について
- (3) 介護保険制度について
 - ①訪問介護の基本報酬が引き下げられ5カ月が経過したが，変化影響はないか。
 - ②介護保険料の減免を考えるとときではないか
- (4) 補聴器購入費助成制度の早期実現について
- (5) 生活保護受給者のエアコン設置について

3 教育問題

- (1) 学校給食費無償化の早期実現について

◎公明党 大庭 梨香

1 教育行政について

- (1) 不登校児童生徒について
 - ①令和6年度の不登校児童生徒数の現状，人数，前年度比，その要因について伺う。
 - ②学校の対応について伺う。
 - ③SSWの現状と成果について伺う。
 - ④保護者の支援内容，対応策について伺う。
 - ⑤校内のスペシャルサポートルームについての設置状況と今後の取り組みについて伺う。
 - ⑥オンライン指導の指導体制についての現状と今後の取り組みについて伺う。

⑦多様な学びの学習評価の現状と今後の取り組みについて伺う。

⑧不登校の児童生徒等の学校での健康診断の未受診者の人数，保護者や校医との連携および具体的な支援について伺う。（学校・行政）

（２）本市の小・中学校の統廃合について

①本市の児童生徒の人数（名瀬地区・笠利地区・住用地区）合併当初との比較について伺う。

②本市における小・中学校の適正規模や配置について協議会などで検討する考えはあるか伺う。

③地域の実態にあった規模（小規模校）の配置が望まれるが，県内の義務教育学校の設置数および推移，制度内容やメリット，デメリットについて伺う。

２ 福祉行政について

（１）HPVワクチンについて

①接種状況と今後の取り組み

②男性のHPVワクチン接種の効果と本市の現状と他府県の取り組み状況

９月５日（木）

◎無所属 多田 義一

１ 市長の政治姿勢について

（１）市内の産婦人科が一つになったが，県病院のみで対応可能なのか伺います。

（２）市内における交通弱者は年々増加していますが，公共交通は人手不足や，収益の問題など多くの課題があります，行政としてこの問題は解決すべきであります，今後の計画で議論している事は。

（３）ふるさと創生人材育成奨学金制度での企業弁済はどのような議論をしていますか。

２ 観光振興について

（１）閑散期の需要喚起にむけての取り組みは。

（２）新たな財源の確保について。

３ 教育について

（１）スクールソーシャルワーカーの配置状況について

（２）部活動外部指導員の方向性について

（３）体育館のエアコン設置について

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

１ 教育行政について

（１）小学校・中学校の校則について。

①各学校に特色のある校則がありますが時代のニーズに適応しているのでしょうか？

②学校によって校則が様々ですが、見直しについて今一度検討はして頂けないでしょうか？

(2) 熱中症対策について。

①今年の夏も猛暑日が続いております。各学校において徹底した熱中症対策が行われていると思いますが、今年度も含めた直近3年間の学校管理下での熱中症報告があった人数の推移を幼稚園・小学校・中学校別でお示してください。

②小学校・中学校のプールの授業や部活において使用されているプール。サンシェードの設置は出来ないものかお尋ねいたします。

(3) 安心してプールで授業、部活動を行うために。

①通り沿いから外部の人に見えてしまうプールもあると思いますが、目隠しの設置、また朝日中学校では更衣室の老朽化で壁が傷んでおります。トイレもない状況です。建て替えを含めた対応をお願いできないでしょうか？

2 福祉行政について

(1) 児童福祉について。

①保育園における熱中症対策をお示してください。また直近3年間の熱中症にかかった人数をお示してください。

(2) 合理的配慮義務化について。

①合理的配慮への本市における取り組み周知について。

(3) 障がい者福祉について。

①本市の就労継続支援事業A型・B型の施設数、利用者数は何名でしょうか？A型・B型それぞれお尋ね致します。

②障害者優先調達推進法についてお尋ね致します。現在の障害者優先調達指針法に基づく奄美市の予算は役務・物品でいくら計上され、執行率はいかがでしょうか？直近3年間お示してください。

③奄美市においても多くの紙ベースの行政文書が存在していると思います。障害者優先推進法を適応させ資料のPDF化の業務を委託、実施する事はいかがでしょうか？市役所職員の方々の業務の効率化、大切な資料を破損なく永久保存できる大変意味のある事だと思われまます。

3 医療について

(1) 病院の閉院について。

①個人病院の閉院が続いておりますが直近3年間の閉院数と増加数をお尋ね致します。

②医療の確保、医師の確保は喫緊の課題だと思われまます、奄美市としてどのよ

うな対策を行っており、今後どのような展開考え実施していく予定でしょうか？

4 奄美の水について

(1) 奄美市の水質検査について。

- ①現在、有機フッ素化合物であるピーファス（P F A S）の問題が世界的に広がっておりますが、奄美市の水道水、川、海の水質についてお尋ねいたします。
- ②今後の対策はどうしていくのかお示してください。

◎自民党新政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

(1) 第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画策定へ向けた取り組み状況について

- ①第2期までの検証
- ②次期計画策定に向けて奄美市の実情に見合う内容となるよう現在の取り組み状況について

(2) 奄美大島食肉加工センター（と畜場）の運営状況と課題について

- ①運用状況は如何か
- ②課題はあるか。また今後の取り組みについて

(3) 子どもの航路航空路運賃の更なる負担軽減に向けて

- ①現状とこれまでの負担軽減事業実施の経緯及び実績
- ②子ども達に更なる経験と体験する機会を創出するために更なる負担軽減策の実現を望む

(4) キャリアアップ助成事業について

- ①これまでの実績（業種・件数（人数）・金額・効果及び成果）に対する市の見解は
- ②制度の中身の変化について（利用者からの反応含め）
- ③利用者（業種）を増やすための働きかけ、広報

2 教育行政について

(1) 市民体育祭種目「女性集団演技（マスゲーム）」について

- ①開催されてきた経緯（歴史）について
- ②近年の動向
- ③今年度の取り組み状況（アンケート調査含む）
- ④今年度また次年度以降の実施に対しての、当局及び教育委員会の方向性は

(2) 地域共創による高校みらいコンソーシアム事業の取り組み状況について

- ①各高校の取り組み状況、成果など
- ②次年度以降の事業継続実施に向けて

◎自民党新政会 奥 晃郎

1 市長の政治姿勢

(1) 改正奄振法の延長に伴う方向性、取組みについて

- ①移住人口等について
- ②住宅確保についてなど、移住者に対する支援について
- ③地域の稼ぐ力、所得向上について
- ④沖縄との連携について
- ⑤奄振法の期限・期間延長について

2 教育行政

(1) 学校給食について

- ①学校給食無償化について
- ②給食無償化に向けての財源確保について
- ③段階的な取組みとして給食費助成制度について
- ④給食カロリーは国が示す基準を満たしているか

3 地域（シマ）の活性化について

(1) 地域（シマ）の活性化について

- ①あまみ祭り八月踊りの参加チーム及び移動経費について
- ②自治会・集落に対する支援について
- ③笠利地区における行事について
- ④行事提案

9月6日（金）

◎チャレンジ奄美 朝木 一仁

1 商工政策

(1) 特定地域づくり事業共同組合について

- ①現在の組合事業者と派遣者数について
- ②現在までの実績について
- ③地域住民への理解度向上と事業の発信について
- ④派遣者の住居確保について

2 教育行政

(1) 国際化に対応した英語教育の必要性について

- ①本市小中学校の英語教育の取り組みについて
- ②実用英語技能検定の実施状況について
- ③ALTやESTの指導状況について
- ④本市の伝統文化と英語教育を紐づけられないか。

3 福祉行政

(1) 奄美市の総合・複合体育館の避難所的役割について

①名瀬総合体育館・笠利太陽が丘・住用体験交流館の避難所としての機能について

- ・過去の避難所としての実績について
- ・夏場の災害時の熱中症対策について
- ・空調導入について

(2) 防災について

①個別避難計画の現状

②ケアマネジャー・行政・地域自治会との連携について

◎自民党新政会 永田 清裕

1 市長の政治姿勢について

(1) 市総合計画「奄美市未来計画」について

新たな計画がスタートして半年であるが、現在の状況と今後の展開について伺う。

(2) 物価高騰対策について

①奄美市中小企業振興会議について

中小企業振興会議での協議内容と、会議で出された意見等を今後どう反映していくのか、本市の考えと今後の具体的な対応について伺う。

②福祉・介護施設への支援について

原油価格や食材等の物価高騰による影響が続き、施設の負担が大きく運営も厳しいようである。高齢者への支援として福祉・介護施設への支援を検討できないか伺う。

2 観光振興について

(1) 観光に関するアンケート調査について

毎年、観光関連団体が来訪者に対し、観光に関するアンケート調査を実施しているようであるが、調査結果をどのように分析し、観光政策に反映しているのか伺う。

(2) 沖縄との連携強化について

①奄美～沖縄間の航空路線について

航空路線の現時点での利用状況はどうであるのか、利用促進が図られているのか、また奄美から沖縄への直行便について、実現に向けた動きと可能性はどうであるのか伺う。

②沖縄との連携に関する取組みについて

現在での実行状況と今後の展開について、具体的に伺う。

3 保健福祉行政について

(1) 強化された組織体制について

今年度から新設された重点政策推進監について、実際に人事配置され体制が整った中で、6か月を迎えるが、現在の進行状況と今後の取組について、具体的に伺う。

(2) 小浜保育所の整備計画について

①今年度の取組について

現状や課題を踏まえ、どれだけ現場の声が反映されているのか、実行されているのかについて伺う。

②今後の整備計画について

小浜保育所の再整備について、現在、重点政策推進監のもと、どういう体制で検討を進めているのか、どこまで検討が進んでいるのか、具体的に伺う。

◎無所属 盛 剛

1 農政全般について

(1) 地場産黒砂糖について

①焼酎メーカーが購入している年間の総量と金額をお示しいただきたい。加計呂麻産はいくらか直近のその比率と金額を伺います。

②焼酎の島外出荷量、海外輸出量について

(2) さとうきび振興について

①サトウキビのトン当たり生産者価格について

②土産品として黒糖製造しているすた小屋は何戸

(3) ふるさと納税の返礼品について

①ふるさと納税の返礼品上位5位をお示しいただきたい。

②奄美市が指定する重点品目を伺います。

(4) その他農業振興に関する

①奄美市が学校給食で使用する地場産野菜等を伺います。

②奄美市が新規就農者等について実施している支援策を伺います。

③一次産業における外国人労働者は何人ほどいるか？

④認定農家について

⑤畜産振興について

2 国道58号線の改良状況について

(1) 住用 城地区の改良進捗状況について

◎無所属 瀧 真一郎

1 【奄美市総合計画】「未来の奄美市づくり計画」の進捗状況について

(1) 予算消費状況について伺う。

①各々の項目について (a) (b) (c) (d) の4パターンで回答ください。

(c) (d) については、その理由を伺う。

●「市民の生活満足度の向上」の実現

1-1：子育ての” 困った ” をなくそう

1-2：健康・医療の” 不安 ” をなくそう

1-3：身近な生活の” 問題 ” をなくそう

●「成長の源泉となる元気な経済活動」の実現

2-1：しまで働く人を増やそう

2-2：しまの「しごと」を応援しよう

●「次世代への「しまの誇り」の継承」の実現

3-1：しまで学ぼう しまに学ぼう

3-2：世界の宝にふさわしいしまにしよう

3-3：みんなで「しまさばくり」をしよう

(a)：消費済み

(b)：検討中

(c)：未着手

(d)：追加予算あり

(2) 各々の項目について、実施計画が (a) 策定されているか、(b) 策定されていないかを伺う。

策定されている場合⇒確認方法を伺う。

策定されていない場合⇒その理由と策定予定時期を伺う。

(3) 「笠利版地域創生戦略策定審議会」「住用町地域創生戦略審議会」について

①各々【奄美市総合計画】に紐づいて検討を開始していると認識しているが、その認識で問題無いか伺う。

②策定目標が今年度末と理解しているが、来年度予算確包含め、初回会合後の進捗を伺う。

2 医療確保に向けた現状課題について

(1) 【1-2：健康・医療の” 不安 ” をなくそう】

事例として＜行政がすべきこと＞へ記載されている内容の現状の課題認識を伺う。

①「県や関係団体と一緒に医療の確保に向けた検討」の対応として平成6年度から適用される【鹿児島県保健医療計画】における県と市の役割と分担について

伺う。

②①に関連し，【奄美保健医療圏地域医療構想調整会議】で議論されている内容と奄美市としての対応状況について伺う。

③今後の課題と来年度へ向けた対応の方向性を伺う。

第 3 回 定 例 会
令和 6 年 9 月 2 日
(第 1 日 目)

9月2日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
税 務 課 長	福 山 優 君	市 民 課 長	畠 山 成 美 君
市 民 福 祉 課 長	篤 泰 之 君	市 民 課 長 (笠 利)	仁 禮 哲 昭 君
保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	坂 元 久 幸 君	上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君
教 育 部 長	正 本 英 紀 君		

9月2日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	向 井 渉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押 川 治 君
議 事 係 長	田 川 正 盛 君		

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和6年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）
直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

去る第2回定例会において可決されました国立療養所奄美和光園の医療福祉の充実と将来構想の確立を求める意見書の提出について、ほか3件につきましては、内閣総理大臣はじめ、関係方面に提出いたしましたので御了承願います。

同じく第2回定例会において採択されました請願第1号 国立療養所奄美和光園の医療福祉の充実と将来構想の確立に関する請願について、ほか2件の陳情につきましては、当局に提出し、その処理状況について報告がありました。

いずれもその内容は、お手元に配布いたしました文書のとおりであります。

次に、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。

その内容は、お手元に配布いたしました書類のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、帯屋誠二君、盛 剛君、竹山耕平君の3人を指名いたします。

○

議長（奥 輝人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配布いたしました議事日程表のとおり、本日から9月24日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間とすることに決定いたしました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第3、報告第4号 専決第7号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました報告第4号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の専決につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、定額減税調整給付金に係る経費2,500万円を追加計上いたしております。

次に、歳入につきましては、繰入金におきまして、今回の定額減税調整給付金に要する財源として、財政調整基金繰入金2,500万円を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の内容でございますが、今回の補正で2,500万円を追加することにより、令和6年度奄美市一般会計予算の総額は327億6,344万3,000円となります。

以上、報告第4号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願いいたします。

議長（奥 輝人君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決処分は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この専決処分は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、報告第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第4号の専決処分については、承認することに決定いたしました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第4、議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第66号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの16件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第51号から議案第66号までの提案理由を御説明いたします。

議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、関係する費目に職員の人事配置及び時間外勤務手当の追加等に伴う人件費を計上するとともに、令和6年10月から公金における内国為替制度の適用開始により、指定金融機関の振込手数料が新たに発生することに伴う金融機関手数料を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、奄美音楽祭開催事業負担金235万3,000円を新たに計上いたしております。

民生費の児童福祉費におきましては、小浜保育所駐車場擁壁設置及び外壁フェンス設置工事に係る経費として、営繕工事761万6,000円を新たに計上するほか、物価高騰による給食費等への負担軽減に必要な費用を助成するため、保育所等給食支援事業費補助金1,249万8,000円を新たに計上いたしております。

同じく児童福祉費におきまして、島外の医療機関等への通院等に係る経費を助成する離島地域子ども通院費等助成金400万円を新たに計上するほか、重点政策推進費におきましては、子育て支援の課題について官民が連携して解決に取り組むための経費として495万円を新たに計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、奄美市斎場改修に係る工事請負費として2,597万9,000円を追加計上するほか、脱炭素推進事業負担金905万9,000円を新たに計上いたしております。

農林水産業費の農業費におきましては、新規農業研修生に対する助成金328万9,000円を追加計上いたしております。

商工費におきましては、住用地区及び笠利地区における交通空白地を解消し、買い物客等の利便性向上を図ることを目的とした自家用有償旅客運送業務545万円を新たに計上するほか、芝山町友好都市成田奄美線就航10周年親子ツアー負担金として300万円を新たに計上いたしております。

教育費の中学校費におきましては、各学校の施設修繕に係る経費として855万1,000円を、保健体育費におきましては、各給食センターの施設修繕に係る経費として773万8,000円を追加計上するほか、横浜DeNAベイスターズ奄美協会運営負担金として150万円を新たに計上いたしております。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費におきましては、農林水産業施設の災害復旧に要する経費として3,280万円を、土木施設災害復旧費におきましても、土木施設の災害復旧に要する経費として2,640万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫支出金におきましては、公共土木施設災害復旧事業費負担金1,280万円を追加計上いたしております。

県支出金におきましては、保育所等給食支援事業費補助金654万9,000円のほか、子ども・子育て市町村応援交付金495万円、離島地域子ども通院費等支援事業費補助金200万円を新たに計上いたしております。

繰入金におきましては、公共施設整備事業基金繰入金を4,070万円減額計上いたしております。

その他各種事業の歳出予算に要する財源として、市債1億3,070万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で8,790万8,000円を追加することにより、令和6年度奄美市一般会計予算の総額は328億5,135万1,000円となります。

次に、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第52号 令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳入につきましては、人事異動に伴い各費目の人件費を増額及び減額計上いたしております。

また、賦課徴収費及び一般被保険者高額療養費におきまして、ファームバンキングに係る金融機関手数料を増額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金において職員給与費繰入金及び事務費繰入金を増額及び減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ845万4,000円の減額となり、令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、52億1,498万1,000円となります。

議案第53号 令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い人件費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ144万円の減額となり、令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の予算の総額は、3億1,170万円となります。

議案第54号 令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につしまし

て御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして郵便料金変更に伴う通信運搬費を増額計上するとともに、人事異動に伴う人件費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に係る財源といたしまして事務費繰入金及び後期高齢者医療広域連合委託料を減額計上いたしております。

また、前年度の実績に伴い繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4万3,000円の増額となり、令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は6億7,105万6,000円となります。

議案第55号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費におきまして人事異動に伴う各費目の人件費等を増額または減額計上いたしております。

基金積立金におきまして、介護保険事業費準備基金への積立金を増額計上いたしております。

また、前年度の介護保険給付費負担金等の確定に伴い、諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、保険料におきまして保険料額改定に伴い増額計上いたしております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び諸収入におきまして歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。

また、前年度の実績に伴い繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2億1,755万8,000円の増額となり、令和6年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は54億1,737万円となります。

議案第56号 令和6年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正など291万8,000円を増額計上いたしております。

資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、有価証券購入費として増額計上するなど、合わせて1億9,762万5,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する9億8,530万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第57号 令和6年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の減額のほか、金融機関手数料を追加計上し、合わせて398万9,000円を減額計上いたしております。

また、収益的収入につきましては、人事異動に伴う部長給与水道事業負担金として1万5,000円を増額計上いたしております。

資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費として433万7,000円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7億5,394万7,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第58号 奄美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本条例において引用している法律の名称が改正されたことに伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第59号 奄美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い引用する条項を改めるなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第60号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則の要件が変更されることとなったため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第61号 奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、関係省令の改正に伴い介護保険事業所における職員配置及び管理者の条件緩和など、国の基準と同様の措置を講じるため所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第62号 奄美市ICTプラザ笠利条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設の適正な維持管理を行うために別館のコワーキング施設としての活用、利用時間や使用料の改正など、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第63号 奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律施行令に基づき、委員及び農地利用最適化推進委員の定数を変更する必要があることから、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第64号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、現行の被保険者証の廃止に伴い、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めることについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号 奄美市道路線の廃止につきましては、市道古里45号線及び市道古里46号線が他路線と重複しているため、当該2路線を廃止しようとするものでございます。

議案第66号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、市道辺留・須野海岸線、市道手花部・打田原線及び市道打田原2号線におきまして、県道改良工事等に伴い起点終点の変更などが生じたため、路線の廃止及び認定をしようとするものでございます。

以上をもちまして議案第51号から議案第66号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます。

○

議長（奥 輝人君） 日程第5、議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの4件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第67号から議案第70号までの人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を御説明いたします。

本市の人権擁護委員9名のうち1名が欠員となっていることに加え、3名が令和6年12月31日をもって任期満了になりますことから、後任の人権擁護委員候補者として、引き続き栄 和美氏及び勢田 哲央氏を推薦するとともに、新たに栄 節子氏及び元 邦子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決を行います。

採決はこれを一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第６７号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第７０号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの４件は、いずれも同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

明日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前９時５４分）

第 3 回 定 例 会
令和 6 年 9 月 3 日
(第 2 日 目)

9月3日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 朝 木 一 仁 君
3 番 帶 屋 誠 二 君
5 番 正 野 卓 矢 君
7 番 幸 多 拓 磨 君
9 番 叶 幸 治 君
11 番 前 田 要 君
13 番 永 田 清 裕 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 ヤ ス エ 君
19 番 奥 晃 郎 君
21 番 竹 山 耕 平 君

2 番 西 忠 男 君
4 番 瀧 真 一 郎 君
6 番 弓 削 洋 平 君
8 番 大 庭 梨 香 君
10 番 盛 剛 君
12 番 泉 義 昭 君
14 番 崎 田 信 正 君
16 番 多 田 義 一 君
18 番 与 勝 広 君
20 番 伊 東 隆 吉 君
22 番 川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	久 保 和 代 君
保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
福 祉 政 策 課 長	長 井 和 揮 君	健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	盛 功 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君
紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君	産 業 建 設 課 長	植 田 斉 久 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	農 林 水 産 課 長	川 畑 博 行 君
土 地 対 策 課 長	里 見 望 君	建 設 部 長	坂 元 久 幸 君

9月3日(2日目)

都市整備課長	永田 公洋 君	土木課長	安村 幸一郎 君
上下水道部長	川上 浩一 君	教育部長	正本 英紀 君
教育総務課長	田 中 巖 君	学び・スポーツ 推進課長	押川 裕也 君
地域教育課長 (住 用)	久保田 貴美人 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	向 井 渉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押 川 治 君
議事係長	田 川 正盛 君		

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、奄美笠誠会 前田 要君の発言を許可いたします。

なお、前田 要君から書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

11番（前田 要君） 奄美市民の皆様、傍聴席の民生委員の皆様、議場の皆様、おはようございます。会派名、奄美笠誠会の前田 要でございます。質問の前に所見を述べさせていただきます。先日の台風10号により被害を受けられた皆様へお見舞い申し上げます。また、台風により長時間の停電の地域がございました。私の勧めるソーラーパネル発電と、非常用電源を持つ電気自動車があれば、停電も非常時は解決できると思います。再度、お伝えしておきます。

さて、笠利地区の7月31日の人口は5,250名。前回、議会で発表した人数より少し、4名ほど減少しております。引き続き、政策立案に張り切ってまいります。

少し余談になりますが、昨日の夕方、自宅に帰り、台所でハブが留守番をしていました。たまりつけて、箒を持ち、後ろでかまちを押さえてとろうとしたら、うまぎゃひんげられてですね、台所の隅っこにさーっと逃げもんですから、それからは4時間ほど、何とか捕まえて、私、還暦、60歳のお祝いに来てくれたのかと思い、隣のウギ畑に放してあげました。台風が明け、少し涼しくなり、私の家ののは全部ウギ畑なんですけれど、市民の皆様に、少しの穴とか隙間があればハブは入ってまいりますので、実感したことをお伝えして、ハブにはくれぐれも気をつけましょう。

それでは、通告に従い、質問に移ります。

今回も、議員活動により、市民の皆様からの声を代弁させていただきます。

すいません、その前にですね、訂正がございますので、3番の奄美空港滑走路延長工事についての（1）滑走路が50メートル×50メートルとございますが、×50、後ろの50メートルを削除をお願いいたします。繰り返します。（1）滑走路、50メートル×道路が118メートル伸びになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

笠利地区の市道東部線について、こちらは35名の市民の皆様からの問い合わせの要望です。（1）土浜地区から用地区の入口までの道路整備についてお伝えする前に、この道路ができた概要を市民の皆さんが分かるようにお示し下さい。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。

土浜地区から用地区入口までの道路整備についてということで、この道路ができた概要についてであ

りますけれども、議員御質問の土浜から用地区の道路につきましては、笠利町の主要産業であるサトウキビの生産力拡大のために県が行った土地改良事業で、サトウキビ畑の基盤整備や用水路整備などと併せて、サトウキビ運搬の基幹道路として整備をされております。その後、笠利の外周を通っている県道が被災などで通行できない場合に備え、代替道路としても利用できるように、土浜集落から平集落までを市道平・土浜線、平集落から用集落までを市道東部線として市道認定をしたものでございます。市道平・土浜線は、昭和58年に市道認定され、延長1,744.26メートル。土浜から1キロメートル付近を起点とした市道東部線は、平成2年に市道認定され、延長1万1,100.90メートルとなっております。以上でございます。

11番（前田 要君） ありがとうございます。繰り返しになりますが、土浜から節田、ずっと用岬、大笠利との入口までが東部線。私、笠利在住ですけど、産業道路と呼んでおります。市長、おっしゃっており、パイロット事業で造ってもらった道でございます。たくさんの方からの御意見なんです、その前に、土浜から節田まで行きまして、そこは農業されている方が、概ねですね、従事されています。この節田から万屋方面に向かうときはですね、節田地区の方々から赤木名に行く生活道路及び中学生、高校生の通学道路となっております。その後、過ぎまして、今度は赤木名空港線の十字路を過ぎましたら、万屋、城間、宇宿、土盛の方々の農道となっております。その後、用岬まではですね、崎原、須野、辺留、大笠利、用岬の方々の生活道路、赤木名に生活道路となっていると認識しております。この道路に関して、いろんな方々からの御意見を読み上げます。

1番、通学路なのに側道の草刈りができていない。すいませんが、写真をお願いします。こちらですね。右が赤木名、左側の手前が万屋から来ている節田に行く道でございます。ここ、中学生が自転車を通る道でございます。見てのとおり、右も左も草だらけ、白い中央線がないのは、拡幅の問題かもしれませんが、側道の白線もございません。ありがとうございます。

次、2番目も、通学路なのに側道の白線がない。

3番目、通学路なのに、新学期の前ぐらいは草刈りをお願いしたい。

4番目、通学路なのに街灯が少ない。

5番目、街灯は少なく、草ぼうぼうのためにハブに気がつかない。

この5点はですね、節田地区の学生さん、中学生よりの相談でございます。

6番目が、橋のジョイント部分について、あまりにも段差が酷いため、軽トラで走行中でもこうバウンドしてしまう。

7番目はサトウキビ運送業者。私も2年前まではずっと乗っていましたが、路肩の凹凸が酷くですね、ウギをいっぱい積んで走ったらですね、もう少しの段差でも、ウギが落ちてしまうんですよ。そういうものの、この7点の要望です。すいませんが、写真をお願いします。もう一枚、次の写真、これは大笠利の橋、大笠利大橋なんですけど、まあ見たら分からないんですけど、ここを走ったら、軽トラで走っても分かりますが、もうパンパンってバウンドします。次、お願いします。これは須野第二橋です。同じように普通車でもあれですけど、僕ら大型で走っている時はもうバーンっていうぐらいですね、このすごい勢いでバウンドします。なので、お伝えしたいことは、このいろいろな、この7点をどのようにかして改修工事はできないかという提案をしたいと思います。今年度もですね、宇宿のところでは、東部線は工事が始まっております。この道路、東部線の通学路の草刈りとか街灯とかですね、橋の段差の解消を先決事項としてお願いしたいことと、あと、2学期、先日、昨日から新学期が始まっていますが、新学期の前ぐらいって言ったら失礼ですけど、通学路はやっぱり草刈りをして、子どもたちが事故がないようにしてほしいという要望なんです、市として、この7点の要望をお聞かせください。お願いします。

建設部長（坂元久幸君） おはようございます。それでは、お答えいたします。市道の草刈りにつきまし

ては、各路線、計画的に行っているところでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。また、集落間の通学路の街灯につきましては、学校からの要望を受け、集落、警察、県大島支庁及び本市で年2回、通学路安全点検を行っておりますので、学校に情報を共有しながら対応したいと考えております。橋の段差解消を含め、路面補修などが必要な箇所につきましては随時対応しておりますが、今年度は宇宿地区におきまして市道東部線道路舗装工事を予定しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

11番（前田 要君） ありがとうございます。私、宇宿でいるもんですから、毎日あそこを通ります。ありがとうございます。工事ができるということで嬉しいです。そのほか、橋との段差と、一番は子どもたちの通学路の草刈りを強く要望して、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、ソテツのシロカイガラムシ防除対策についてお聞きします。「赤いソテツの実も熟れる頃」などと奄美大島の代表的な唄の題材にもございますが、誰もが愛するソテツの奄美市の現状をお示してください。ソテツの写真をお願いいたします。こんな感じで、まあ皆さんもうお分かりですけど、ものすごい勢いでこんな感じになっています。市としての御説明をよろしくお願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） おはようございます。それでは、シロカイガラムシのこれまでの取り組み内容と現在の被害状況について答弁いたします。ソテツシロカイガラムシの防除対策につきましては、被害の拡大が深刻化してきた一昨年度から、道路沿線、公園、公共施設等の公有地においてソテツ被害葉の切除、株への薬剤散布を継続的に実施しており、今年2月には、民有地における防除強化を目的として、市内の自治会、町内会に対して防除薬剤の無料配布を行いました。その後、各集落の皆様方の御協力をいただき、主に笠利地域を中心として約5,500本のソテツに防除薬剤を散布していただいたところでございます。しかしながら、人の立ち入りが困難な山間部のソテツまでには防除が行き届かない現状もあることから、依然として被害は拡大しているものと認識しております。以上でございます。

11番（前田 要君） ありがとうございます。2022年12月頃に奄美で発生して、世界的にも問題になっていると思いますが、私、笠利に住んでいますから笠利地区のことしか分かりませんが、駐在員さんが一生懸命撒いてくれました。一時期は収まっています。このソテツってすごく大切なものだと思うんですよ。いろんな方々、家にもたくさん大きなソテツがございまして。奄美市として、散布していただいたのはよろしいんですけど、この後の対策についてをお聞きしたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、今後の対策につきまして答弁します。まず、昨年度実施した自治会、町内会への薬剤無料配布事業の効果検証。他自治体で実施している助成事業との比較を行いながら、より効果的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。また、鹿児島県では、現在、推奨していますマツグリーン液剤2とは異なる薬剤を使った実証実験を行っており、本市としましても、今後の経過及び検証結果を注視しているところでございます。なお、本市公共施設等の防除対策につきましては、財産所管課において、これまでと同様の対策として、被害葉の切除、株への薬剤散布を継続して実施していく予定でございます。予算、人員の問題もあることから、ソテツシロカイガラムシの被害調査、まん延防止等に要する費用に対して支援を講ずるよう、国への要望を行っているところでございます。以上でございます。

11番（前田 要君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、マツグリーンでは効かないかと思っております。私、よろずや前田 要と申しまして、いろんな雑用の仕事をさせてもらっています。今、一番多いのはですね、家のソテツの葉の駆除、撒布してくれというのが、もう100件以上、ずっといろいろ

な方の家のをしています。葉を切る時もですね、もう結構高いもんですから、高枝のやつを、バリカンで切るんですけれども、今度は、集めるときは手で集めるんですけど、棘が刺さったらですね、もう1週間、2週間したら、僕、体中、ぶつぶつだらけなんですけれども、もうすごい大変な作業なんです。そのソテツの葉を取って、今度はトラックに積んで、それを、今は焼いていいっていうあれです。で、自宅で焼いていますが、問題はですね、もう薬剤を撒いてもですね、マツグリーンですけれども、4日したら蝶々が出てきて、やっぱりもうすぐ枯れてしまうんです。私がお伝えしたいのは、今しないと、県のそのマツグリーンの別な薬剤があると、今、お聞きしましたが、どうにかしてこう、もうちょっと、すいません、言い方悪いですけども、もうちょっとこう、力を入れてほしいなっていう気持ちがあって、前の議会でもちょっと時間切れで質問できなかったんですが、なんとかですね、もうちょっとこう、早くしてもらわないと、多分もう枯れてしまってますね、もう根っこから切らないといけない状態になると思うんですよ。そしたら、切ったら今度は、ソテツ、どっか運び出そうと思っても、あれ持てばもう生木ですから、何百キロございますので、普通じゃもうできないと思うんです。ですので、もうちょっとこう、先ほどおっしゃいましたけど、人員をなんか増やすとか、早急になんかそういう手立てができないものかと。

もう1つお聞きしたいんですけど、散布したら、蝶々がですね、蛾というか、蝶々がばばばってソテツの周りをこう飛んでいるんです。それが、それを散布すれば、もちろん薬剤ですので、その蝶々はそのときはいなくなります。でも、4日ぐらいしたらですね、また蝶々がばばばって出てくるんですよ。それをどういう感じで撒けばいいのか。多分、奄美市でそうやって頑張ってやっている方が何人いらっしゃるかわかりませんが、そういう情報もですね、県と国へもうちょっと聞いてもらってしてもらわないと、家にある、もう街頭、畑にあるのはもう仕方ないって言ったら失礼ですけど、もう家にあるソテツぐらいはこう、ちゃんと残せるような感じでしたいと思ってる質問です。この蝶々とカイガラムシとの関係って、部長、分かっていたら御説明ください。

農林水産部長（大山茂雄君） お答えします。その蝶はシジミチョウと申しまして、確かにソテツの周りにこう飛んでおります。それで、県が申します、やはり効果的な撒き方としましては、4月から7月の幼虫の間に2週間ごとにずっと撒いていくっていうような方法が効果的だと聞いておりますので、またその蝶にも効果があるというふうに聞いておりますので、そのようにしていただければと思います。以上です。

11番（前田 要君） すいません、長くなりますけど、2週間単位で、スパンで5回で、それ以上撒くなでよろしいかったですかね。

農林水産部長（大山茂雄君） 幼虫の間に叩くのが一番良いっていうふうに聞いておまして、その期間が4月から7月の間で、もう9月には成虫になるっていうことで、また別の薬剤っていうふうになると思いますけれども、一応、そのような感じで、2週間ごとに撒いていくっていう方がいいと思います。以上です。

11番（前田 要君） すいません、しつこく聞きますけれども、そしたら、もう、今、9月じゃないですか。私、マツグリーンと思って、一生懸命マツグリーンを撒いてですね。すいません、ちょっと写真をお願いします。これは撒いた後の太陽が丘のどこなんですけれども、こんな感じで手入れします。ちょっとずれますけれども、これを作業するのも本当に大変ですね。飛ばしまして、次、お願いします。この右側はもう同じ時期にカットしているんです。でも、左側の真ん中の部分は多分生きていくと思うんですけど、右側も同じときに切って、こんな状態になるんです。伝えたいことは、そのマツグリーンではなく別の薬剤があるんだったら、早急に、申し訳ないんですけども。じゃないと、間違いな

くですね、何回やっても同じことなんです。右側のやつはもう根を切る、切ってほしくないんですけども、そういうふうにならないように、薬剤がどんな薬剤なのか、いつ頃こう奄美市の、あれが入ってくるのか。それとも、もう自分で購入できるのか、そういうのを啓発してほしいんです。お願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） 先ほど答弁したように、鹿児島県では、今、その他の薬剤の実証実験をしているところでございます。それで、そのソテツカイガラムシ、ソテツ以外にも影響のある可能性がありますので、劇薬の薬なものですから、だから、その辺のことも合わせて実証実験をしているところなんで、その結果を、また、分かり次第、すぐお知らせするようにしたいと思います。以上です。

11番（前田 要君） 部長、すいません、ありがとうございます。多分、私もそうですが、僕らの祖先、ソテツの実を食べながら、苦しいときはそうやったと思います。今、薬剤がこううまく配布できるような感じでですね、お伝えくされば、もう自分でもうやっていくしかないと思いますので、また、啓発活動をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に移ります。奄美空港滑走路の端の延長工事についてお聞きます。（１）滑走路の端が５０メートル×道路が１１８メートル伸び、和野地区の水害対策（台風、津波）対策について。工事は、鹿児島県大島支庁建設課河川港湾第１係発注になりますが、このことについて市民の皆様が分かるように御説明をお願いいたします。その前に写真をお願いいたします。右側が節田の方で、左があやまる岬。斜めになっていますけど、皆さんこれで分かると思いますけれども、あの赤いところに、ちょっとあれですけど、５０メートル、１１８メートル、滑走路じゃなくて、何と、それについて御説明のほどよろしくお願いいたします。

建設部長（坂元久幸君） それでは、御質問の奄美空港の工事につきまして、県に確認しましたところ、滑走路の両端にある緑地等の部分で、滑走路端安全区域と呼ばれる、航空機が滑走路を越えて走行するオーバーランを起こした場合に備え、人命の安全を図り、航空機の損傷を軽減するための区域を拡張する用地造成とのことでございます。滑走路端安全区域につきましては、国の基準が平成２５年に改正され、従来の長さ４０メートル以上から、９０メートル以上確保することが必要とされたことから、奄美空港においては、南端側、南側ですね、国の基準を満たしていないため、長さ約５５メートル、幅約１１８メートルを拡張することで滑走路端安全区域が確保されるということでございます。

11番（前田 要君） 御丁寧にありがとうございます。この工事によりですね、すみません、もう一度先ほどの写真が出ますでしょうか。これ、和野の港なんですけれども、あそこに赤く、正確ではないですけども、ああいう感じでできます。向こうから潮が流れてきて、結局、行き止まりになってしまいます。そのことに対して、この質問は、和野地区の方々からの質問でですね、この工事について、奄美市和野地区の水害対策を奄美市としてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

建設部長（坂元久幸君） それでは、工事による和野地区の台風の水害対策ですが、台風時などに高波が、普通河川和野前川を遡上している状況が確認されております。現在の和野前川につきましては、空港完成後の高潮被害などを受け、護岸のかさ上げ整備を行っており、土砂の堆積も今のところ河川管理上支障がないものと考えておりますが、今後、拡張工事でどのように影響するのか、海流や風など、その時々条件など、様々な要因があることから、事前に想定することは難しく、完成後の状況を見ないと判断できないものと考えております。本市におきましては、完成後の状況を見ながら、対策が必要な場合には県にも相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしく

お願いいたします。

11番（前田 要君） ありがとうございます。

すいません、次の写真をお願いします。こちら、前川から空港の先に、ちょうど、今から工事が入るところですけど、これが、今、和野の川の現状でございます。市民の方が心配するのは、台風、津波、潮の流れについてと、この横の川のですね、土手を上げてほしいというのと、砂ですね、川の専門用語でなんでしたか、浚渫工事を、なんとか、この工事はですね、9月から始まるって言っていますが、まだ馬毛島の問題とわかりませんが、県の仕事ですのでなんとも確認はしていませんが、一応9月から始まるってことは聞いております。先ほど部長がおっしゃいましたが、工事が終わった後、状況を見てとおっしゃいますが、この場で質問するのはですね、もし何かあったときにですね、やはりこう市民の皆様からの要望ですので、この工事が始まって、台風が来て、高潮が来て、「あげ、こんなになってしまった」では遅いと思うんです。なので、僕、この議場で議事録が残るために、今、質問させてもらっています。安田市長にすいませんがお伺いします。県の工事でございますが、この川の管轄、かさ上げ工事等、なんとか早めに、まあ何もなく災害がなければいいんですが、もしという気持ちが私もあります。住んでらっしゃる方もそういう気持ちで質問しています。安田市長がどう思われるか、少しお尋ね、お願いいたします。

市長（安田壮平君） 土砂の浚渫等ですね、こちらの前川始め、市内各河川で随時行っているところでして、また、この土砂浚渫に関する国の起債もですね、起債事業も今年度までで終了するというところで、引き続きですね、来年度以降も続けるように、やはりその防災・減災対策の重要な手段でありますので、これについては、本市のみならず奄美群島12市町村、あるいは県市長会などともですね、一体として国に要望しているところであります。その上で、本市においてですね、やはりそれぞれの川、たくさんありますので、その堆積度合いなどを見ながらしっかり優先順位を決めて、今、事業を行っていておりますので、この和野前川の状況も、今、私も初めて画像見させていただいてですね、溜まってきているなというのを感じた次第でありますので、しっかりその辺は、他のところとですね、比較をしながらですね、検討して、意識を持って、引き続き取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（前田 要君） 市長、ありがとうございました。何とかよろしく申し上げます。以上、3番目の質問を終わります。

続きまして、4番、孤独死についてお伺いします。（1）ひとり暮らしの方々の見守り隊等の新規事業について、奄美市としてどのような考え、すいません、全部お伝えします。今年の夏にですね、私の知る限りでですね、2人の方が孤独死で亡くなられています。1人の方の発見がですね、猛暑、原因は分かりません。警察が調べていますけれども、もう原因は分かりませんが、近隣の方が異臭に気づき、それで発見されたのが現実でございます。奄美市として、この見守り隊とかの新規事業というのが、こう提案ですけど、そういうのができるかどうかをお尋ねいたしたいと思います。

保健福祉部長（平田宏尚君） おはようございます。それでは、私の方からお答えさせていただきます。現状等につきましても併せてお答えさせていただきます。まず、孤独死の定義につきましては、県の調査において、一人暮らしで誰にも看取られずに亡くなり、亡くなってから2日以上たって発見され、市町村が把握したものとされておりまして、この定義に沿って把握している本市の孤独死は、令和4年度は4件、令和5年度は7件、令和6年度は7月末までに3件となっております。このうち、御参考までに令和5年度の年代別や男女別の件数について申し上げますと、年齢別では7件中、50代が2件、70代が4件、80代が1件となっており、性別では男性が5件、女性が2件となっているところでござ

います。また、把握経路といたしましては、警察からの問い合わせや近隣住民から市への相談がございまして、市職員も派遣するケースもございます。本市といたしましては、特に孤独死のリスクが高い高齢者について、食の自立支援事業による見守りや在宅高齢者等緊急通報システム事業の活用。また、先ほど議員からも案内ございましたが、本市は、16の民間事業所による高齢者等見守りに関する協定などにより、事態の早期発見、連絡体制の構築に努めているところでございます。事例の一つといたしまして、新聞が郵便受けに溜まっていると、そういった情報提供で、自宅内で体調を崩されている高齢者を発見し、孤独死を未然に防ぐことができたケースもございます。また、地域の健康教室やころぼん体操教室などの地域住民が主体となって行う介護予防の取り組みや、各地区で取り組まれている地域支え事業による様々な活動を通じた多世代交流と、自助・互助の体制構築により、地域共生社会を実現し、人と人がつながり、地域とつながることで、孤立や孤独死を防ぐ大きな力になるものと考えているところでございます。今後も、自治会等、関係団体や民生委員、子ども育成会とも連携しながら、地域づくりを促進し、多くの方々の地域参加を促すことで、高齢者に限らず、地域での見守り強化と孤独死の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

11番（前田 要君） 部長、ありがとうございます。たくさん見守りがいるということで安心しました。本日、たまたま民生委員の方もいらっしゃって、引き続きよろしくお願いいたします。孤独死の件につきましては、以上で終わります。

次に、伝統芸能継承についてお伺いします。（1）八月踊りについて、奄美市の取り組みをお聞かせください。

教育部長（正本英紀君） おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。本市では、地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくりを基本目標に、郷土を愛し、郷土の伝統文化に誇りを持つ子どもたちの育成に取り組んでおります。特に、八月踊りは奄美を代表する重要な伝統文化の一つであり、各小・中学校の運動会や体育大会等、また、市音楽発表会や校内学習発表会に向けて、地域の方々が先生となり、児童・生徒が踊りを通して郷土の伝統文化を学ぶ機会となっております。併せて、生涯学習講座でも、名瀬・住用・笠利の各地区において八月踊りの講座を開設し、子どもから大人まで多くの方が受講し、地域の八月踊り継承に取り組んでおります。議員も御承知のとおり、奄美まつりでは、例年、中心市街地で多数の地域の八月踊りが行われ、今年は29地域の団体が参加されました。八月踊りを一堂に体感することができる唯一の機会として、奄美まつり特有のイベントと考えております。また、本市では、八月踊りをはじめ、地域の伝統行事をDVDに収録し、保存、継承に活用することを目的に、令和5年度まで伝統文化保存事業を実施し、本市の自治会や各集落のうち29団体から本事業を活用しDVDの作成を行っております。本市といたしましては、八月踊りは各地域で少しずつ異なっており、地域の特色があるため、このような事業を活用いただき、伝統文化の継承に各地域で取り組んでいただきたいと考えております。本市といたしましても、八月踊りなど伝統文化の継承は、少子高齢化が進む中で大きな地域課題であると認識しております。今後も地域課題解決の一助となるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。以上でございます。

11番（前田 要君） 部長、ありがとうございます。子どもたちが継承してもらえるのが一番だと思います。私の例を挙げますが、5年前にUターンしてきました。でも、踊りはできるんです。でもですね、議場の皆さんで地元集落の唄を謡いながらハトを吹き、できる方が全体で何人いらっしゃるのでしょうか。私、少しは歌いますが、皆さん、踊りはもう足と手で踊ります。今、70代、80代の方々が一生懸命、インガとウナグと掛け合いながら、三献つけながら歌いますが、それが10年後ですね、できるかどうか心配でなりません。それで、質問なんです。これは提案になりますけど、先ほどおっしゃ

いました奄美まつりの八月踊りに29団体の方が参加され、盛大に盛り上がりました。この八月踊りをですね、29団体の方々にですね、管轄外ですけど、提案ですので聞いてください。雨が降っても活用できる、アーケードのどっか一角にですね、29団体を、毎週土曜、日曜、そこで踊ってもらって、子どもたちをメインに踊ってもらったら、親も来る、じいちゃん、ばあちゃんも来ますので、そういうイベントをして、そしたら今度は観光客も、毎週土曜日だから何時からだから、そこに行けば八月踊りが見れる。そしたら、29団体ですから、ずっとぐるぐる回れば年に何回もないんですけれども、年に1回の奄美まつりではなくですね、集落に行けばシバサシ、アラセツも間もなくありますが、そうではなく、こう、お披露目会みたいな感じでですね、そういうのを奄美市として提案してもいいんじゃないかなと思っての、これは提案の質問となりますので、これにて終わりにしたいと思います。

次に、ナンコについて伺います。ナンコの由来をわかるように、すみませんが、御説明をお願いいたします。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） おはようございます。それでは、ナンコについてということでお答えをさせていただきます。まず、由来についてということでお答えさせていただきます。諸説あるようですが、鹿児島県と宮崎県南部で行われる伝統的な盤上の遊びでありまして、古くなりますが、慶長3年、西暦で言いますと1598年、薩摩藩主、島津義弘が朝鮮の役から帰国した際に始まったのが最初と伝えられているようでございます。また、笠利町史によりますと、笠利地域のお祝いの席の余興として遊ばれていたと紹介をされております。今もたびたびそのようなことも行われております。遊び方につきましては、議員の皆さんお分かりだと思いますが、全長10センチ前後の直径1センチ程度の棒状のものを盤上で挟みまして、相対する者同士が6本の棒をですね、総数を当てるゲームとなっております。以上です。

11番（前田 要君） すいません、写真をお願いします。こちら、今年のあやまる祭りです。安田市長も佐仁集落から出場され、勝ったか負けたかは、ちょっと、すいません、覚えていませんが、集落対抗でものすごく盛り上がります。これはですね、私ではなくいろんな方々から、このあやまる祭りでは集落の団体戦になります。お伝えしたいことは、闘牛の町、徳之島。沖永良部島、ゆりの島。屋久島は縄文杉の島と、いろいろ島々でこうアピールできるのがあります。奄美大島は世界自然遺産の島ですけれども、私、笠利町をこのナンコで世界に発信していけたらと思っての質問になります。団体戦は、あやまる祭りでございますので、中金久とか里集落等、皆様、毎月個人の戦で盛んにやっておりますが、これを笠利町で個人のトーナメント方式を用いて民間でやりたいんですが、1番は、その民間でやるに、笠利町の施設を、奄美市の笠利町の施設を貸してもらえるかどうかを少しお聞きしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） それでは、お答えいたします。議員から御案内ありました先日のあやまる祭りでのナンコ大会につきましては、大変盛り上がったところです。私もその会場にいました。これは、平成15年から、あやまる祭りのプログラムの一つとして始まったものでございます。今年はこの会場がですね、笠利農村環境改善センター、リニューアルしまして、ここを会場に20回目の節目の大会ということになったところです。この間、男性中心の熟練者が多くを占めていた参加だったんですが、会を重ねるごとに若者や女性の参加者も多くなり、世代、性別に関係なく楽しめる笠利地域の伝統行事の一つとなっているところでございます。御質問の、本市による開催についてという部分だと思いますが、ナンコも奄美の継承すべき大切な伝統文化と認識しております。県内にもナンコをイベントとして開催している地域もございますので、今後、本市での開催の可否等も含め、場所等も含めて、他の地域の状況などを参考に、この文化をどのように継承、発展させていくか検討してまいりたいと考えております。以上です。

11番（前田 要君） 所長がおっしゃるとおり、本当に楽しく和気あいあい、孫から爺ちゃんまで一緒に戦える何とも素晴らしいゲームでございます。奄美市笠利町の起爆剤として、ナンコの町笠利、極端に言えばあやまる岬で1ゲーム幾らでできるとかと、土盛海岸のところでできるとか、宇宿貝塚の中でナンコができるとか、そういう催しをすれば、観光客が雨の日でも遊んでもらえると思うんですよ。そういう感じですね、ナンコ、笠利の町ナンコと言い続ければ、そのうちナンコは奄美の笠利のもんだというふうになると思うんです。トーナメントはちょっと民間でできるかどうかは分かりませんが、その時には、また、施設等お借りできるよう、何卒よろしく願いいたします。

少し時間が余りましたが、今回は、私、前田 要の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、奄美笠誠会 前田 要君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時19分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時40分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。

6番（弓削洋平君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。

一般質問に入ります前に、私の所見を述べたいと思います。

まずはじめに、台風10号の影響により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、避難所開設に対応された職員、消防団関係者の皆様に深く感謝申し上げます。台風シーズンもまだ終わりませんが、今後も動向を注視し、迅速な対応に努めてまいりましょう。

さて、7月26日からパリにおいてオリンピックが盛大に開催され、日本選手団の御活躍をテレビで拝見し、勇気と感動をもらいました。現在、パラリンピックも始まっており、競泳の男子50メートル平泳ぎ、運動機能障害のクラスで鈴木選手が金メダルを獲得しました。今大会、日本勢として最初のメダルが金メダルとなりました。37歳の鈴木選手は、16年前の北京大会でマークした自己ベストを更新し、時間はかかったが、21歳のときの自分を越えられてよかったとインタビューに答えられていました。挑戦し続けることに対しまして、改めて感動いたしました。今後の日本選手団の御活躍を期待し、質問に入ります。

1、教育行政について。（1）本市の社会体育施設使用料について。社会体育施設において、競技種目ごとに、1人当たり使用料、また利用時間によつての使用料と様々であります。今回、小・中・高児童・生徒に対しての使用料について質問させていただきます。①1人当たり使用料と利用時間使用料について、当局の御見解をお伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員御質問の本市の社会体育施設の1人当たり使用料と利用時間使用料についてお答えいたします。名瀬運動公園、奄美体験交流館、太陽が丘総合運動公園をはじめとする社会体育施設につきましては、それぞれの施設の特性や利用状況を踏まえ、条例に基づき使用料を定めているところでございます。使用料の設定方法につきましては、1人当たりの使用料と時間単位での使用料の2通りがございます。具体的には、プールやトレーニングジムなど主に個別利用を想定した施

設では、1人当たりの使用料を徴収しております。一方で、総合体育館や野球場など団体での利用が主となる施設では、時間単位の料金設定で使用料を徴収しております。また、小・中・高の児童・生徒が使用する場合の料金設定を行っている施設もあり、例えば多目的屋内練習場では、1時間当たりの使用料が、大人は1,760円、小・中・高の児童・生徒はその半額となる880円となっており、本市としましては、スポーツを通じた健全育成を推進する観点から、小・中・高生などの若年層に対し、より利用しやすい料金設定をしているところでございます。以上でございます。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。次の質問に入ります。

②奄美市相撲練習場についてですが、本市の社会体育施設の5施設のうち、相撲道場があるのは、笠利の太陽が丘と住用の体験交流館、そして小浜の御殿浜公園内にある奄美市相撲練習場の3施設になります。使用料を見てみますと、太陽が丘相撲場と奄美市練習相撲場は半日利用で1人100円となっております。奄美市体験交流館相撲場は、1人当たりの使用料ではなく、午前9時から正午までの利用で520円となっております。私も奄美市相撲練習道場にて小・中学生の練習を指導していますが、部員が約20名いまして、小学生週3日、中学生週5日、稽古に励んでおります。小学生だけの使用料で、部員全員が参加した場合を計算しまして17名とし、1回1,700円かかります。1か月にしますと約2万円かかります。奄美市体験交流館の使用料でそれを計算してみますと、1回520円でありますから、1か月だと約6,000円で済みます。1人当たりの使用料と利用時間使用料とでは2倍以上の金額の差がある件数でございます。使用料の見直しや減免なども必要であると思います。また、保護者からの要望でもございます。当局の見解をお伺いいたします。

教育部長（正本英紀君） 御質問の奄美市相撲練習道場についてお答えいたします。議員御承知のとおり、小浜町御殿浜公園に隣接する奄美市相撲練習道場は、平成4年3月に完成しております。施設の維持管理については、名瀬相撲連盟と建物管理委託契約を締結し、営繕及び光熱水費については、名瀬相撲連盟が負担して運営されてきました。しかしながら、建設から30年が経過し、建物、設備の老朽化が進んだことにより、名瀬相撲連盟による維持管理が困難になってきたため、令和4年10月1日より本市において管理運営をしているところでございます。相撲練習道場の料金設定につきましては、年間の光熱水費等を考慮した上で、年間の利用人数や他の相撲場の使用料も参考にしつつ、相撲専用施設としての特性を踏まえて設定をしております。また、太陽が丘総合運動公園や奄美体験交流館の相撲場は、複合施設の一つとして料金が設定されております。一方で、本相撲練習道場につきましては、相撲場単独での運営となっております。そのため、施設の維持管理費が直接的に利用料金に反映されることを考慮した上で料金設定を行っております。しかしながら、議員御指摘のとおり、施設間で使用料の不均衡が生じており、利用者の負担感を訴える声も認識しているところでございます。今後も、健全な運営を確保しつつ、他の社会体育施設も参考にしながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（弓削洋平君） 是非ですね、他のところも研究しながら、是非、保護者の負担がやっぱりありますので、是非、お願いしたいと思います。他の競技の使用料を見てみますと、市民球場も2時間以内、小・中・高生はですけれども、2時間以内で540円と、とても安く使用できることは、子どもたちにとってもとても良いことであります。スポーツ少年団など、保護者負担で部費から使用料を支払っていると思いますが、使用料の設定やそれぞれのチームの人数によっては保護者の負担が増える中で、全競技施設使用料も含めてですね、少しでも負担を減らす料金設定ができるように強く要望して、次の質問に入ります。

③小・中・高生の児童・生徒における年間使用料の実績についてお伺いいたします。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員御質問の小・中・高児童・生徒における年間使用料の実績についてお答えいたします。本市の社会体育施設における小・中・高児童・生徒の昨年度の年間使用料は、524万3,870円でございます。以上でございます。

6番（弓削洋平君） 約524万円ということで、5施設合わせてでよろしいですね。はい、分かりました。

そこで、④になりますが、小・中・高児童・生徒における社会体育施設使用料の無償化について、ふるさと納税等を活用してですね、無償化にできないか、お伺いいたします。

教育部長（正本英紀君） それでは、御質問の小・中・高児童・生徒における社会体育施設使用料の無償化についてお答えいたします。本市の社会体育施設における小・中・高生の使用料無償化は、青少年スポーツ活動を通じた健全な育成の観点から、貴重な御提案であると考えております。若年層がスポーツに親しみ、体力向上やチームワークの醸成を図ることは、地域社会の活力を高める上で非常に意義のあることであり、そのための環境整備を行うことは重要であると認識しているところでございます。現在の状況といたしましては、本市の社会体育施設において、ほぼ全ての施設で一般料金と小・中・高生への利用料金を分けて設定しており、青少年の利用促進に努めてまいりました。議員御案内の小・中・高生の使用料の無償化につきましては、公平性の観点、また、受益者負担の原則から課題があると認識しております。公共施設の維持管理につきましては、利用者自身が一定の費用を負担することで適正に行われるものと考えております。さらに、本市の多くの社会体育施設で導入されております指定管理者制度の下で運営される施設におきましては、運営コストや施設維持のために歳入確保が重要であり、安定した財源の確保が求められておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。大阪府豊中市では、昨年度より、個人使用ではありますが、未就学児及び市内在住の小学生以下を使用料無料化にしております。このようなことを参考にし、小学生から、是非ですね、高校生まで無償化にできるようにですね、是非、研究していただきたいと思います。子育て世代にとっても、Uターン者増加にもつながる施策だと私は思っております。また、本市の部活動地域移行スケジュールにおいても、令和8年度より平日の活動の検討段階に入るということで、多種、競技のチーム数増加も予想されます。このようなことも含め、豊中市においても4年に一度見直しを行っているそうです。本市においても、見直し、無償化の検討を、是非、進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。（2）住用町における学校の統廃合についてであります。前回は御質問させていただきました。①アンケート調査の進捗についてお伺いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。住用町内学校の学校再編に関するアンケート調査につきましては、本年、第1回議会定例会でも弓削議員よりアンケート実施の御質問をいただいたところでございますが、4月にも住用町地域協議会から報告書が提出され、学校再編に関するアンケートを調査する要望をいただいたところでございます。なお、住用町地域協議会では、町内児童・生徒の減少により、アンケート調査を行い、今後の住用町内の学校のあり方を検討すべきとの趣旨でございました。これにより、他自治体の事例も参考に、調査内容や調査対象者の検討を行い、アンケート調査を実施しております。本アンケートは、未就学児世帯や小学校、中学校に通う児童・生徒の保護者を対象としており、内訳としまして、住用地区の小学校、中学校に通う児童・生徒の保護者が34世帯、住用地区に居住の未就学児世帯が8世帯の計42世帯に配布しております。調査期間は8月21日から9月20日までの約1か月間で、調査方法はスマートフォンによる回答をお願いしております。以上でございます。

6 番（弓削洋平君） 9月20日が締め切りということで、答えが出るということに認識しました。
そこで、②の今後の展開について伺います。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。アンケート実施後の展開につきましては、まずは調査の取りまとめを行い、検証結果等を踏まえて、住用町地域協議会や関係団体等への説明を実施し、各委員や地域住民の御意見を伺った上で今後の進め方を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

6 番（弓削洋平君） 結果を踏まえて、その結果次第でいろいろな進め方になっていくということで了解いたしました。是非、皆さんの意見をですね、しっかりと反映できるように進めていただきたいと思います。

そこで、③龍郷町の事例についてですが、地元紙でも記載されましたが、龍郷町においては、中学校統合の議論でありました。令和5年度、アンケート調査を実施し、6年度在り方検討委員会が開催されたということでありました。このことについて、当局の見解をお伺いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。先般、龍郷町では、中学校在り方検討委員会により、町長に対し、中学校再編の検討結果をまとめた報告書が提出されたとの新聞記事を見ました。現在、市が龍郷町の事例を把握している内容については、新聞記事にもありまじたとおり、17人で構成する在り方検討委員会を立ち上げ、少子化問題や財政面、学習面や部活動面などの教育環境について議論されてきたこと、さらには、中学校3校のうち廃校が想定される2校の校区民全世帯を対象にアンケート調査が実施されたことであります。アンケート調査の内容については、入手し、今回の住用町内のアンケート調査にも一部参考にさせていただいております。なお、議員御存じのとおり、龍郷町のケースは、中学校の学校再編に関する統廃合についてでございました。今回、本市が住用町内の学校保護者向けアンケートでは、小学校、中学校それぞれの再編についてお聞きしている内容でございまして、若干状況が違うことと、まだアンケート調査も実施中ということもございまして、結果を検証した上で、龍郷町の進め方も今後の方針の参考事例として捉えてまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番（弓削洋平君） ありがとうございます。先ほどもおっしゃっていましたが、住用町においては小・中学校の統合の議論にもなるかもしれません。また、龍郷の進め方もですね、是非、参考にさせていただいて、生徒、保護者、町民の皆様が納得できるように進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。2、観光施策について。（1）ラムサール条約について、何度も質問していますが、①進捗と課題について伺います。

市民環境部長（信島賢誌君） おはようございます。それでは、マングローブ湿地帯のラムサール条約登録の進捗と課題についてお答えいたします。マングローブ湿地帯のラムサール条約登録につきましては、条約の三つの柱である湿地の保全・再生、交流・学習、賢明な利用などを踏まえ、検討を行ってきたところでございます。まず、保全・再生につきましては、役勝川及び住用川の河口域のマングローブ湿地帯は、国立公園で最も規制の厳しい特別保護地区となっており、また、世界自然遺産の緩衝地域として指定されております。次に、交流・学習の視点におきましては、黒潮の森マングローブパークのみならず、令和4年にオープンした世界遺産センターとの相乗効果によって交流・学習拠点としての機能はますます高まっており、有効に活用されているものと考えています。また、賢明な利用につきましては、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することとされており、国立公

園特別保護地区として保全を図りながら、カヌーなどの体験の場として重要な観光拠点となっているところ。このような中、ラムサール条約登録に向けては、四つの課題、検討すべき点があるものと考えております。一つ目は、日本においてラムサール条約登録湿地は53か所登録されておりますが、世界自然遺産は、より厳格な審査のもと、5地域のみ登録となっております。本地域は、先ほども申し上げましたが、国立公園の特別保護地区、また、世界自然遺産の緩衝地域に既に登録されており、保全や活用に一定の効果が現れている中で、ラムサール条約登録により、どの程度の効果が見込まれるか把握する必要があること。二つ目は、マングローブ湿地帯周辺にはマングローブパークや奄美大島遺産センターなどの施設があり、令和5年度の利用者はそれぞれ9万3,729人と13万8,987人と多くの方が訪れているほか、道の駅としての機能も有しており、登録はオーバーツーリズムにつながる事が懸念されること。三つ目は、マングローブ湿地帯を登録する際には、本市のみならず、大和村、宇検村、瀬戸内町の他自治体との連携した取組が必要となること。四つ目は、令和3年度に登録された他自治体の事例を見ると、登録に向けて、新たな組織の設置や調査、住民などの意見集約、機運の醸成など、複数年多額の予算等が生じており、相応の予算、準備等が見込まれることなどでございます。このようなことから、本市としましては、地域住民等の意向や今後の世界自然遺産登録効果の推移等を見ながら、必要に応じて登録について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。先ほど多額の費用っておっしゃっていましたが、大体どのぐらい登録のためにかかるのか、お聞かせください。

市民環境部長（信島賢誌君） 手元にちょっと詳しい資料がないもんですから。令和3年度に登録された自治体の方では、1,000万円を超える金額が3年度ほど要しております。以上です。

6番（弓削洋平君） 1,000万以上は3年ということで理解いたしました。

そこで、②2028年に締約国会議がありますが、登録を目指していくのかを、見解をお伺いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） 2028年の締結国会議に向けましては、先ほど御答弁いたしましたように、四つの課題がございますので、今後、その状況を踏まえてですね、検討していきたいということで、今回は申請は予定しておりません。以上でございます。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。可能性はゼロということの認識でよろしいですか。

市民環境部長（信島賢誌君） はい、現状においてはそのとおりでございます。

6番（弓削洋平君） 分かりました。それでは、次の質問に移ります。

（2）奄美満喫ツアー助成事業についてであります。この事業は予算1,500万円ついており、5事業ありますが、その中の一つにあります学生スポーツ・ゼミ合宿誘致助成事業について、実績についてお伺いいたします。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員の御質問について、お答えをいたします。

まず、御質問の奄美満喫ツアー助成事業ですが、これは、旅行会社が奄美大島を目的地として企画する旅行商品に対しての助成。また、団体ツアーへの貸切バスなどに対する助成。そのほかにも、多くの参加者が見込まれる学会や会議、企業研修などへのコンベンションと申しておりますが、これに対する

助成、それと併せて、学生スポーツ・ゼミ合宿、また、学校研修旅行に対する助成というようなプログラムがございます。このプログラムに対して、奄美大島の5市町村で連携して実施をしているところでございます。御質問の学生スポーツ・ゼミ合宿誘致助成事業につきましてですが、令和4年度、奄美大島5市町村の実績を申し上げますと、26件、延べ人数で2,535人泊、助成額が390万2,785円となっております。そのうち、奄美市が20件、延べ2,150人泊、助成額が292万3,065円となっております。令和5年度の奄美大島5市町村、実績で申し上げます。27件、延べ2,329人泊、助成額が395万4,862円。うち、奄美市助成実績としましては21件、延べ2,013人泊、助成額が315万7,740円となっております。以上です。

6番（弓削洋平君） 令和5年度27件中、奄美市が21件ということで、大体奄美市に、スポーツ合宿に来られる方が多いということで認識いたしました。

②助成対象の拡充についてですが、現在、高校生、大学生が対象となっております。小学生、中学生も対象になるよう拡充できないか、伺いたいします。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 先ほど申し上げましたように、まず、奄美満喫ツアー助成事業につきましては、5市町村のそれぞれの負担金によって実施をしているところでございます。そのうちの学生スポーツ・ゼミ合宿誘致助成事業につきましては、経済的な負担の大きい学生へ支援するため、スポーツ・ゼミへ合宿を行う際に団体に助成して、これにより奄美大島への誘客促進を図っているところでございます。議員の御提案にありました本事業を小・中学生に拡充することということにつきましてですが、まず、そのような要望があるということは承知はいたしております。しかしながら、現状の事業を拡充して助成を実施する場合には、5市町村の予算で実施していることから、負担金の増額が想定されることもございます。また、先ほど申し上げました、ほかの事業との整合性、これについても解決すべき課題があるのではないかと考えておりますので、奄美満喫ツアー実行委員会において、毎年度の各事業の予算執行状況の推移なども確認の上、協議、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。奄美まつりのとき、今年で2回目となる大阪市の女子中学生サッカークラブチームが合宿のため来島されたんですけれども、奄美、与論、沖縄のチームと合同練習を行いました。そのとき、副市長が対応していただいて表敬訪問されたということで、交流を深めて、また、奄美まつりの時期と重なったこともあり、八月踊りを体験し、文化にも触れ、大変喜んでおりました。やはり奄美に来てですね、何かお礼がしたいということで、積極的にビーチクリーンなどもされております。監督とお話ししましたが、合宿のための助成金があるものすごく助かるとおっしゃっておりました。子どもたちの交流により友達も増え、この経験、思い出がリピーターとしてですね、奄美に、また、お越しくださるきっかけにもなります。また、鹿児島県によるスポーツ合宿補助金も昨年度からなくなっております。このようなことを踏まえて、小学生、中学生も対象となるように強く要望いたします。沖縄県名護市では、スポーツ合宿支援助成金の助成対象がプロスポーツ選手以外とかなりの幅広い対象となっております。是非、参考にさせていただきたいと思いますが、部長、どうですか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） まず、今まで助成をしていないということで、小・中学生の、まず、どれぐらいの実績があるのかというのが、ちょっと私どもの方では把握ができていない面もでございます。先ほど予算の執行をお話いたしましたが、まず、令和4年度分につきましては、奄美市の予算分は100パーセント執行されております。令和5年度につきましては、奄美市分で63パーセントとなっておりますけれども、これについては、やはり航空路線の変更等の影響がかなり大きかったのではないかとこのように考えております。こういうこともございます。また、令和6年度には、旅行会社の方が

旅行業界の方々を招いて奄美を紹介するツアーを実施もいたしております。この効果なども、今後、出てくるのではないかと考えておりますので、まず今年度の予算状況とですね、その推移を見ないと、何とも私どもだけで判断できることではないのかなと思いますので、ここは検討させていただければと思います。

6 番（弓削洋平君） 是非 5 市町村と協議していただいて、負担金を増額してもいいかと私は思っておりますので、是非、要望したいと思います。

次の質問に移ります。（3）住用町川内から大和村津名久トンネルの可能性についてであります。平成 30 年第 1 回定例会において、西 公朗元議員が御質問されております。また、令和 6 年度第 2 回大和村議会定例会においても取り上げられておりました。住用町から大和村までの横断道路を作ってほしいとの要望の声も聞いております。①これまでの経緯についてお伺いいたします。

市長（安田壮平君） それでは、議員の御質問にお答えします。

住用町川内から大和村津名久トンネルの可能性についてということで、これまでの経緯について述べさせていただきます。大島本島南部地域の振興発展を目的として、平成 6 年 4 月 1 日に、旧住用村と大和村で、両村長及び議会議長を役員とした大島本島大和村・住用村間県道新設促進協議会が発足されております。平成 6 年 7 月、平成 8 年 2 月、平成 13 年 6 月には、県及び県議会に大和村津名久から住用村間の横断道路の新設について陳情を行っておりますが、地籍調査が進んでいないこと、また、未登記の土地が多いなどの状況から、県道の新設は困難であり、継続審査、審議未了となった経緯がございます。なお、平成 14 年 8 月 6 日に大島本島南部三村振興協議会が発足されたことにより、当協議会は解散し、現在に至っております。以上でございます。

6 番（弓削洋平君） 市長、ありがとうございます。

次の質問、②住用町川内の地籍調査についてですが、平成 6 年から大和村・住用村間県道新設促進協議会を発足させ、大和村では津名久地区の地籍調査を優先して実施し、完了しているとのことでありました。そのような中、当時、旧住用村では川内地区を優先し、少しでも地籍調査を実施したのかをお伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、地籍調査の進捗状況についてお答えします。

奄美市住用町の地籍調査につきましては、平成 4 年度から地籍調査が開始されております。令和 5 年度末における進捗状況は 26.46 パーセントでございます。また、住用町川内地区における地籍調査につきましては、平成 12 年から平成 28 年にかけて調査を実施しており、進捗率につきましては約 9 割、91.93 パーセント、完了している状況でございます。以上です。

6 番（弓削洋平君） 9 パーセントしか進んでいないということで、平成 12 年から 28 年、川内地区、地籍調査が大体 9 パーセント。

（「9 割」と発言する者あり）

9 割終わっているということですのでよろしい。9 割は終わっているということですね。分かりました。このあと 1 割が未登記で難しいという認識でよろしいですか。はい、お願いします。

農林水産部長（大山茂雄君） あと筆界未定とか、そういう確定されてない地区とかもあるかと思えます。以上です。

6 番（弓削洋平君） ありがとうございます。

次の質問、③登記法改正による可能性についてですが、当時、未登記の土地が多くあり、地籍調査が難航していたということでしたが、相続登記の義務化によって地籍調査の再開へとつながるのかをお伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） 登記法改正による今後の可能性について答弁いたします。

全国的に所有者不明土地が増えており、土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じております。このことから、令和3年、民法不動産登記法の改正が行われ、所有者不明土地の発生予防と土地利用の円滑化の両方から見直しが行われております。議員御案内の相続登記申請の義務化につきましても、令和6年4月から施行され、鹿児島地方法務局奄美支局に確認したところ、ここ数年の啓発活動もあり、2・3割程度、相続登記の申請が増えているとのことでした。相続登記の申請義務化以外にも、相続土地国庫帰属制度の創設や、相続登記の際に登録免許税の免税措置が実施されていることなど、所有者不明土地の解消に向け、様々な取組が行われてきたところでございます。本市でも、山間部を中心に所有者不明の土地がございしますが、これらの制度を活用することにより、所有者不明土地が減少し、公共事業に伴う用地取得が円滑に進むことに寄与するものと考えているところでございます。以上です。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。法改正によりスムーズに事が進んでいくという認識で承知いたしました。

そこで、④世界自然遺産地域におけるトンネル整備の可能性についてであります。他の世界自然遺産登録地域において、このようなトンネル整備の事例などを含め、今後の可能性はあるのかをお伺いいたします。

建設部長（坂元久幸君） それでは、世界自然遺産地域におけるトンネル整備の可能性についてお答えいたします。現在、世界自然遺産地域でのトンネル整備が行われた事例はないと聞いております。世界自然遺産地域でのトンネル整備のような開発行為については、国への事前の許可手続が必要になります。しかしながら、貴重な固有種や天然記念物が生息している地域でありまして、これらを保護するため厳重な規制がかけられるなど、多くの課題を解決する必要があると思います。以上です。

6番（弓削洋平君） 多くの課題を解決すれば可能性はゼロではないということの認識でよろしいでしょうか。

建設部長（坂元久幸君） 県にもお伺いしないといけないところではありますが、まず考えられるのは、経済効果とか生活道路であるとかが見込めるかどうかということが一つのポイントにはなってくるとは思いますが、可能性としてはゼロではないと。ただし、低いというふうな考えでございます。

6番（弓削洋平君） 是非、前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、そこで、⑤県道新設促進協議会の設置について。今後の可能性調査も含め、県、大和村と連携し、この協議会をもう一度設置できないか、お伺いいたします。

建設部長（坂元久幸君） 県道新設促進協議会の設置についてお答えいたします。

新たな協議会の発足につきましては、相手方であります大和村及び関係機関と調整の上、発足の可能性につきまして検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

6 番（弓削洋平君） 莫大な予算がかかることや優先しなければならない事業があるのも承知ですが、大和村民からも声があるわけですから、可能性がゼロでない限り、是非、取り組んでいただきたいと要望し、次の質問に移ります。

（4）クロウサギによる農作物被害について。①件数についてお伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） アマミノクロウサギによる食害の現状についてお答えします。該当の被害状況につきましては、件数での把握を行っておりませんので、面積、被害の量、被害額でお答えいたします。本市のアマミノクロウサギによる食害被害の報告は、令和4年度から主にタンカン食害として報告がなされております。令和4年度の被害実績の数値を申し上げますと、面積として0.2ヘクタール、被害量は0.6トン、被害額は17万6,000円と報告されております。また、令和5年度が31.2ヘクタール、被害量は0.8トン、被害額が24万8,000円でございます。今後とも、クロウサギの個体数増加に伴い農作物の被害が増加するものと危惧いたしております。以上でございます。

6 番（弓削洋平君） ありがとうございます。近年、クロウサギがかなり増加していると、私も感じておりまして、私の住んでいる見里集落内です、市道でもよく見ることができます。昔は住用町も林業が盛んであり、照葉樹のイタジイ等を鉄道の枕木として輸出していたと聞いております。伐採し、日光を浴びて生えてくる新芽をですね、クロウサギが食べていたと推測されますが、今やもう国立公園に指定されて伐採や開発が法律で制限される中で、その新芽を探してですね、道路維持管理でもう伐採する場所にですね、山裾に新芽を食べに来るときにロードキルに遭うのではないかと私は考えておりまして、何が言いたいかと申しますと、クロウサギの保護や農作物被害の対策のためにも、国立公園区域外です、区域外で多少の伐採はバランスを保つためにも必要ではないかと考えておりまして、そのことについて、②の対策について、当局の見解をお伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、クロウサギによる農作物被害対策について答弁いたします。

議員御案内のとおり、アマミノクロウサギは国の特別天然記念物に指定されているため、有害捕獲による個体数を減らす対策や寄せつけない対策の実施が困難な動物でございます。そのような中、食害における具体的な対策といたしまして、県大島支庁農政普及課の取りまとめたアマミノクロウサギ農作物被害対策会議マニュアルによりますと、侵入防止柵及び金網柵、ワイヤーメッシュ柵やネット柵等の設置、また、タンカンの幼木について、暖房用ダクトを行灯のように設置する手法による保護などが有用であるとされております。今後は、このような対策を農家と共有、検討し、他自治体の状況を見ながら、被害対策に、防止に取り組んでまいります。さらに、侵入防止柵において被害軽減を図る場合における補助事業の活用を国・県と協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

6 番（弓削洋平君） 分かりました。是非、対策の方にも力を入れていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上でチャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時25分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

5 番（正野卓矢君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、こんにちは。チャレンジ奄美の正野卓矢です。一般質問初日の3番目です。精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、少々所見を述べさせていただきます。まず、台風10号により被災された皆様、心よりお見舞い申し上げます。この台風は、スピードが遅く、大雨をもたらし、被害は多岐にわたり、たくさんの方、地域にも影響があったと思われます。一日も早く日常生活を取り戻せますようお願い申し上げます。奄美大島におきましても、長期化する船便の欠航により、乳製品や生鮮食料品などスーパーの棚から消えるなど、災害への備えという意味ではこれまでと同じ課題が見えた形となりました。今回の台風は、予報進路を変えたため準備する時間が短かったことを踏まえても、日頃からの備えという意味では、奄美群島全体の課題であると再認識させられました。今後も、鹿児島県と連携して、群島全体で知恵を出し合って解決に取り組んでいってほしいと思います。今現在の取組としては、業務提携をしているスーパー等に、台風が来ると予想されたときにはいつもより在庫を多めにストックしてもらうという形をとっていると思われますが、何年も要望で出ている冷凍、冷蔵コンテナの設置や、船便の欠航がある程度続いたとしても、島内の農作物で賄える、循環できる力を私たちは持つ必要があるのではないかとことも考えさせられました。

2024年、この夏を振り返りますと、パリではオリンピックが開催されました。日本選手団の活躍が連日報道され、スポーツニュースをはしごしながら、その活躍に大きな喜びを感じました。先日の地元新聞に掲載されていた記事に、この夏、柔道や相撲、高校野球などで島出身の子どもたちの活躍がありました。島の子どもたちが夢に向かって一生懸命に取り組んでいる事実を心から誇りに思いますし、何か自分にもできることはないだろうかと気持ちの高ぶりを感じずにはいられませんでした。コロナも5類へ移行し、群島各地ではお祭りが開かれ、奄美まつりも久しぶりにフルで開催されました。私自身、祭りへの参加は久しぶりでして、議員として初当選させてもらってからなかなか袖を通す機会のなかった浴衣を着て、皆様と一緒に踊ることができて、大変嬉しく、そして、とても楽しかったなど、本当にいい時間を過ごすことができたなと思っております。つい先日のことですが、私の地元、伊津部町でも夏祭りが開催されました。地元根付いた祭りらしく、小さな子どもたちから長きにわたり地域を支えてきた皆様、そして、運営に汗をかくてくれる若者たちが公園でゆらい、夏のひとときを楽しみました。準備から片づけまで力を合わせて賑やかにできたことで、次回、予定されている伊津部町秋の音楽祭へ向けても気持ちを一つにすることができました。今回の祭りは、若い方々がかなり引っ張ってくれたこともあり、地域の新しい力を感じ、祭りという地域行事を通して、誰もが役割を持ち、お互いを認め合い、時に支え合うことで、社会生活の中でもいい影響が生まれてくるのだなと実感することができました。かつての日本は、地域の相互扶助とか家族同士の助け合いなど、人々の生活の様々な場面で支え合いの機能が存在しておりました。奄美大島には現在でもそういった関係性は残っている地域はあるとは思いますが、現代では、その支え合いの制度として社会保障制度が、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替しております。高齢者や障害のある方、子どもなど、その対象ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、支援制度の整備と支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えています。ですが、人口減少や高齢化などにより、支える側の土台に影響が出てきているように感じます。そこで、特に市街地になると思いますけれども、地域でともに支え合う仕組みづくりの再構築の必要性が高まってきていると考えるわけですが、その実現に向けて、奄美市の取り組みや目標、また、そこへ辿り着くための手段、将来への展望などありましたらお示しください。よろしくお願いいたします。

次の質問から発言席で行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、正野議員の御質問にお答えします。

地域共生社会について、奄美市の取組ということでございますが、議員も御承知のとおり、地域共生社会が目指すものとして、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものでございます。しかしながら、地域を取り巻く環境は、高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、様々な分野の課題が絡み合い、複雑化し、個人や世帯で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られ、対象者ごとに縦割りで整備されてきた公的な支援制度の下で対応が困難なケースが浮き彫りとなってきております。例えば、高齢者、障害者、子育て家庭、特別な支援が必要な子どもといった対象ごとの課題に加え、孤立、自殺、虐待の社会化問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった複数の課題を抱えるケースなど、住民の抱える課題が複合化、多様化し、現行の制度では解決が難しい課題が増加しております。本市としましては、社会的孤立や制度の狭間を解消するために、令和5年度から福祉政策課内につながる相談室を設置し、横断的に関係部署と連携しながら対応いたしております。また、保健福祉部には五つの福祉計画がございますが、各計画にはそれぞれ地域共生社会の実現のための理念や目標を掲げており、その最上位計画としまして、奄美市地域福祉計画を策定しております。更に、この奄美市地域福祉計画以外にも、奄美市社会福祉協議会が令和5年度に地域福祉行動計画を策定しており、行政と民間の二つの計画が車の両輪のように連動していくことを目指しております。この社会福祉協議会の行動計画の中で四つのまちの目指す姿が掲げられておりまして、一つが、活気があり、雰囲気が明るいまち。二つ目が、子どもでも障害者でも若者でも高齢者でも、また、性別などに関係なく、分け隔てなくお互いを思いやり、助け合い、誰一人置き去りにしないで安心して暮らせるまち。三つ目が、出身、世代、性別、経歴、職業などに捉われず、お互いを尊重し、意見を言い合える、活発に話し合いができるまち。四つ目が、子どもや若者たちがふるさと奄美に愛着を持って将来帰って来たくなり、若い世代のチャレンジをみんなで応援し、次世代を受け継ぐ人材が着実に育っていくまち。この四つを目指し、保健福祉部内の各課、社会福祉協議会や各種関係機関等と連携を図りながら、自助、互助、共助、公助が連動していくことが、奄美市総合計画、未来の奄美市づくり計画にもございますとおり、自然、人、文化が紡ぐ幸せの島。自然も人も尊重し合える懐かしい未来都市奄美市の実現であると考えているところでございます。以上です。

5 番（正野卓矢君） 市長、丁寧な御答弁、ありがとうございます。地域共生社会の目指すものとして、それぞれの領域を超えて、縦割りの考えを超えてですね、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることだと理解しました。そのための取組の一つとして、つながる相談室の設置があり、奄美市の地域福祉計画があり、社協が策定した地域福祉行動計画があり、これらが連動していくことで目標の達成を目指していくという形だと思います。ありがとうございます。

理念や目標があることは理解できましたので、そこで、具体的にですね、地域では何ができるのかという②の質問に入っていきたいと思います。②地域で取り組めることについて。自治会や老人クラブなどに期待できることはどういうことがありますかという質問になるのですが、今、できていること、そして、継続すべきことや、もしどこか、良い先進事例などがありましたら期待を込めて挑戦してほしいことなど、併せてお示しください。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。まず、市民にとって一番身近な住民組織である町内会、自治会につきましては、地域行事などを通して多世代の交流を促進する活動や防犯活動、環境美化活動など、住民相互の連携を図る中で、住民同士の互助の絆を深めることや、行政と連携して地域課題の解決に取り組むことで、地域共生社会の実現のための基盤となることも期待されるところでございます。また、老人クラブにつきましては、高齢者同士の交流の場を提供することで孤立

を防ぎ、健康づくりや趣味活動を通して、高齢者の生きがいづくりを支えるとともに、今後の少子高齢化を見据えたときに、高齢者のその豊富な経験を基に、若い世代に知識と経験を伝え、地域の担い手として御活躍いただけるものと期待をいたしております。また、それぞれの事例といたしましては、先進の事例を基にして、例えば有償ボランティア活動であったり、そういったことにも、現在、地域の中で取り組んでいるところでございます。また、具体的には、申し上げますと、高齢者の暮らしを地域で支えることを目的に、平成26年度から取り組んでいる地域支え合い事業では、多様な地域の担い手を発掘することを目的に、高齢者支援にとどまらない幅広い活動を展開しているところでございます。また、名瀬地区の有良町や住用地区では、地域住民による病院送迎、買い物支援、家事支援などを行う有償ボランティアが展開されておりますが、このほかにも、社会福祉法人等による買い物支援。多世代が参加して交流するグランドゴルフ大会。また、子どもたちが地域の防災について考える防災散歩。そして、高齢者宅へのお味噌汁の配布を通じた見守り、声かけ活動。子どもたちが作った料理を地域の高齢者に提供する新たな形の地域食堂などが行われており、活動を通して世代を超えた地域住民間の交流が始まっているところでございます。今後もこのような様々な住民主体の活動が継続されることで、地域を拠点とした支え合い、地域共生社会の実現に近づけるものと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

5 番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。これは、住民主体でやっている地域支え合いのことまで、今、答弁していただいたという形ですね。伊津部町でやっているお味噌汁のことにも触れていただき、ありがとうございます。地域主体でですね、これから役割は地域にとって大きくなっていくんだと思います。それぞれの地域でですね、見えてきた課題や解決策も、こうそれぞれでありますし、同じような部分で困ることも出てくると思います。そういった情報も共有してですね、支えとかを中心にするばらしいものへと進化していったほうがいいと思います。

それでは、もう③の質問に移らせていただきます。地域における拠点づくりについてですね。自治会や老人クラブ、支えもそうですが、地域における拠点となる施設は、つながりを保つために必要不可欠であると感じています。そこで、お聞きします。③地域における拠点づくりについて。今現在ですね、各地域の拠点として機能している箇所はどれぐらいあるのか。また、あと、自治会活動や老人クラブなどが普段から活動実績が見られる地域や団体などの中で、拠点を持たない、持っていない数はどれぐらいあるのか。まず、数の確認をしてもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。本市の町内会、自治会、集落会の数は、名瀬・住用・笠利合わせて109団体となっており、そのうち町内会、自治会、集落会が管理する集会施設につきましては87か所となっております。従いまして、集会施設を持たない団体は22団体となりますが、そのうち、近く他団体の集会施設や民間事業所の会議室などを活用して集会を行っているところが17団体、個人宅で集会を行っている団体が5団体となっております。以上でございます。

5 番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。持っていない地域や団体は拠点となる場所を必要としていると思いますが、なぜ持てないのかというのが気になります。そこでですね、地域の自治会の拠点作りに対して市でやっている支援ですね、集会場等がないところにどういったサポートをしているか、お聞きします。よろしくお願いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） 集会施設を持たない町内会、自治会、集落会への支援策といたしましては、自治会づくり等支援事業の中で、集会施設用の住宅等を賃借する際の賃借料を月額当たり2万円を上限として補助する制度がございます。以上です。

5 番（正野卓矢君） 部長，ありがとうございます。地域でその拠点づくりのために，市の支援を受けるためには地域でその拠点を作るにはね，正直少しハードルは高いと感じています。まず，施設を建ててくれっていうのはそう簡単ではない。なら，空き家を活用していきたいと思うわけですが，まず家主を見つけて，敷金，礼金の準備をする。契約をする。リフォームが必要なならリフォームをする。それから，契約まで行きますと，市の補助金の申請をして補助金を受け取ることができます。地域によつてですね，家賃の差も大きいと思いますし，一律上限 2 万円というのも，地域のためだからという家主さんがいて，その方から安く借りている地域があるということは聞いておりますが，中心市街地ではちょっと難しいのかなと感じています。私が住んでいる地元の地域で申しますと，拠点とする場所が，今現在，ないわけですが，拠点が重要だということで地域の空き家をリストアップしたところです。今はそこで止まっているわけですが，そこで，今，どうしているかと申しますと，老人クラブの皆さんは個人宅に集まっています。自治会の方も会長の宅をお借りしたり，公園で立ち話とかで済ましているみたいな感じなわけですが，個人宅の家主さんもやはり高齢でありますし，ずっと同じ方がですね，クラブや自治会の話し合いのゆらい処の受け入れをしていることは負担が大きすぎますし，その方が，よっしゃ，うちでいいよっていう，そういった気前がなくなってしまうと，この集まりはそれまでとなります。活動実績があつて拠点が無い地域というのは，誰かの好意によって保たれていることが多いのではないかと思います。今現在の活動，この継続性を考えますと，人と人のつながりを保つために，活動実績のある地域団体には拠点づくりが急務ではないかと考えております。もちろん予算のこともあるので一気にやってくれとは言えませんが，人口減少，高齢化が進行していく中，地域には地域でできることがまだまだあると感じています。具体的には，何ができて何をしたいかはきちんと理解しているわけではありませんが，地域には潜在している看護師や介護職の方，また保育士などがいらっしゃると思います。地域での役割として，困っている方への助言であつたり，寄り添いであつたり，見守りであつたり，その仕事に関わることで，少しでも触ることがあれば，もしかしたら復職への前向きになるかもしれないと考えたりもします。それは，地域での現在の活動の持続性の先にあると思っております。奄美市にはですね，是非，地域共生社会実現のために，拠点づくりをサポートできるメニューをですね，家賃補助以外にもですね，増やして欲しいと強く思います。金銭面でなければすぐできることもあるのかなと思いますので，是非，よろしくお願いいたします。先ほど，未来計画の中にも懐かしい未来とかあると思いますが，明るく優しく風通しのよい未来都市，奄美市には人と人とのつながりが必要だと思ひます。地域での拠点づくりが前に進めるように努力していただきたいと。一つ駄目ならいろいろな手立てを考えていただいと，そういうことを強く要望して，この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それではですね，2，産業経済振興についてお聞きします。（1）地産地消による域内での経済循環を促進させる取り組みについてなんですが，島内所得の流出をなるべくなくしたいと。島外へ出ていく所得をなくしていくことで稼ぐ力につながるのではという思いからの質問です。地産地消を推進して地域内の経済循環をしていくことが理想だと考えるわけですが，奄美市が，今，取り組んでいる施策はどういったものがありますか。そして，それはどのような効果が期待できるでしょうか，お示しください。よろしくお願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） では，答弁いたします。

本市を含む奄美群島において，農林水産業における稼ぐ力には，議員御案内の地産地消を生かした域内での経済循環や地域特性を生かした農業，また，島外出荷による外貨の獲得などの方策がございます。本市におきましては，島内，群島内唯一の公設地方卸売市場を有しており，市場のない地域と比べれば流通環境に利便，有利性があるほか，住用地区における「奄美市住用観光交流施設三太郎の里」や笠利地区における「ひと・もの交流プラザ味の郷かさり」での農林水産物直売所の充実も見られるところでございます。また，本市は，奄美大島 5 市町村で構成する大島本島地区地産地消協議会の事務局を

担っております。この協議会において、本市では産業ふれあい祭りと称し開催しておりますが、各市町村で開催している域内交流事業や産業祭、一次製品の即売会や物産展等の費用負担を通じて、大島本島内の農林水産物の地産地消の推進に資しているところでございます。離島という地域性に鑑みても、議員御案内の島内製品の流出をなるべくなくし、流通を促進する取組は、本市におきましてはある程度の推進、確保はできているものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

5 番（正野卓矢君） ありがとうございます。島内からの所得の流出をできるだけ、こう中で、中のものを回して所得の流出をなくしたいという意味でしたんですけれども、今、一緒かな、分からないですけども、島内で農水産、畜産物が回る仕組みがあることは、市場があるということで理解しましたけれど、取り扱う量的な部分で自分が言いたいことのギャップがあるのかなと感じています。ヒアリングの時に余り上手く言えなかったもので、この部分はちょっと答弁はあれですけど、そもそも島でできる農水畜産物、今も答弁された奄美市の持っている市場や直売所などで取り扱われ、他の場面でも取り扱っているとは思いますが、年間私たちが消費するものの中で一体何パーセントぐらい、それが、なのかなと思うわけです。そのパーセント以外は島外で購入しているわけだから、流出しているのかなと感じます。今後、更にこの地産地消を、地域内で経済が循環するための施策を進めてほしいと考えるわけですが、奄美市としてですね、このような機運を盛り上げていくために何か考えがあればお示してください。よろしくお願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） 答弁いたします。今後、特に地場産の農林水産物を大島本島内で安定生産し、なおかつ流通、供給していく、またその機運を高める対策につきましては、まずは生産者や庁内関係部署をはじめ県などの関係機関とも課題について共有し、解決に向け、大島本島内他4町村とも連携し、検討することのできる場の創設が必要であると考えております。このことにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、本市は、その場の一つとして大島本島地区地産地消協議会の事務局を担当してございます。この機能の強化や協議会内部の連携を密にすることで、前述いたしました検討の場につながり、大島本島内5市町村の連携による地産地消の推進に資するものと考えております。そして、ひいては、地産地消による域内経済循環や流通機能の充実、その機運醸成につながるものと考えているところでございます。また、今後の課題といたしましては、食と農の総合戦略の推進母体となる協議会の設立を行い、健康長寿の促進、食文化の継承や観光との連携に取り組み、併せて、島野菜の増産、島豚や地元産水産資源の有効活用などに取り組む活動の推進を行うことで、更なる地産地消促進と食と農への取組の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

5 番（正野卓矢君） ありがとうございます。そうですね、市長のマニフェストにもある食と農の取り組み、これがどんどん推進されてですね、この地産地消、地域内で循環する取組ができていったらありがたいと思います。奄美市は、一次産業盛り上げていくためにですね、いろいろ支援とか施策とかされていると思いますけれども、団塊の世代の方や女性のグループなど興味を持った方がもっと気軽に農業とか、いろいろ充実して、そういった界隈が盛り上がっていくことで、島の食材にも皆さん興味をもって、地元の物を使っていこうという機運も上がっていくと思いますので、是非、その方面もですね、力を入れて頑張っていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、（2）の食肉センターについての質問に移らせていただきます。この4月から供用が開始となり、5か月、6か月が経過しました。現在、食肉センターの運営状況はどうなっていますでしょうか。当初の目標にしていた数字などもあるかと思いますが、それと比べてどんな感じになっていますでしょうか。見えてきた課題は何なのかまで、併せてよろしくお願いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、食肉センターの現状や課題等についてお答えいたします。

奄美大島食肉センターは、旧施設の老朽化に伴い、本年3月に開所いたしました。本施設は、島民の食の安定的な供給及び奄美独自の食文化の継承を目的として整備され、施設の衛生面においても、食品衛生管理の手法であるHACCPにも対応した安心・安全な食材を提供できる施設となっております。現在、施設の稼働状況といたしましては、週5日の営業で、うち3日、と畜作業を行い、1日当たり10頭余りと畜を行っております。年度当初の4月から6月については、職員の使用機材の不慣れ、技術力不足等からと畜頭数は伸び悩み、また、精肉の品質についてもお叱りを受けたこともありましたが、7月以降は、職員の習熟度も向上したこと、また経験豊富な職員の雇用によりと畜頭数が伸び、精肉についても品質向上が図られております。将来的には年間2,000頭のと畜を目標としておりますけれども、と畜頭数の増加、安定的な品質を維持していくためには、人員の確保、作業効率の向上、食品のスキルアップ等が課題と認識しているところです。以上でございます。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。4月当初はなかなか技術的に上がらず、肉屋さん、小売店に負担をかけたけれども、7月以降は順調にこう進んできているというお話だったと思います。今、挙げていただいた課題の解決策として、今、少し触れていたかもしれませんが、既に取り組んでいること、今の解決策としてですね、取り組んでいること、考えられていること、また既に取り組んでいることがあれば、重複するかもしれませんが、もう一度聞かせてください。よろしくお願いします。

市民環境部長（信島賢誌君） この課題解決といたしましては、まず、施設機能をいかんなく活用するため、適正な人員を確保するとともに、作業に従事する職員に対し、個々の技術力向上のための施策が必要と考えています。具体的には、人員につきましては、継続的な職員確保に努め、人材育成については、名瀬保健所など関係機関はもちろんのこと、熟練した食肉処理業者からの指導や研修等を引き続き行い、個々の技術向上に努めてまいりたいと考えております。また、食肉センター職員は、日ごろから自らの業務に対して責任を持ち、新しい知識や技能、技術の習得に励み、向上心を持って取り組んでおりますが、今後とも、利用される皆様の御意見に耳を傾けながら、食肉の品質向上を図り、と畜頭数の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。是非ですね、人員確保、人材育成、そして、熟練の技術を持った方からですね、指導・研修などをしていただきですね、スキルアップの方、頑張っていたきたいと思います。少しですね、今回、声をいただいたので、その業者さんからの声も少し紹介したいと思います。機械も新しくなりですね、肉屋さんとしてはとても期待した船出だったわけですが、職員の皆さんが努力していることは間違いなく理解しておりますが、正直、民間の個人事業主の立場から言わせてもらいますと、私たちは毎日が勝負なわけです。燃油や物価も高騰している中、人員が育つまで待つとか、とても言いにくいわけですね。どれだけ捌けるか分かりませんが、今、10頭という話ですが、捌ける頭数が少ないことで店頭に並べる量が少なくなったり、作業上のトラブルで商品としてですね、難しい状況になるということはあってはならないことです。日々ですね、先ほど部長もおっしゃりましたが、向上心を持って、技術を上げてほしいという声をいただきました。4月当初よりは技術力は上がってきています。ですが、あらゆる面で努力してほしいと、そういう声が聞こえております。是非ですね、一体となってですね、取り組んでいってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、③の年末に向けての取り組みについて質問させていただきます。奄美大島ではですね、年末には豚を伝統的に食べる習慣がございます。一日捌く豚の頭数を増やしていく必要性が年末には出てくるわけですが、正直、今の状況では不安があるという声がありました。あと3か月ほどしか時間はありませんが、これに対してどう対応していくのか、考えがあればお示しください。よろしくお願いいたします。

します。

市民環境部長（信島賢誌君） 議員御案内のとおり、毎年12月は、奄美固有の食文化から豚のと畜頭数が増加し、繁忙期となってまいります。昨年の実績を申し上げますと、豚の月平均と畜頭数は52頭ありますが、12月は150頭となっているところです。本年も同数程度が見込まれるところであり、繁忙期には稼働日を増やすことはもちろん、市内の精肉店等にもと畜作業の協力をいただきながら、市民の皆様が一家団欒の楽しい年末年始を迎えられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。稼働日を増やす、と畜する日を増やすということと、精肉店さんから人員として協力をさせていただくということを約束されているのかなと、今の、聞けば思います。是非ですね、年末に豚を食べる習慣は伝統的なものですので、それに支障が出ないように、是非、対応していったほしいと思います。この食肉センターが軌道に乗ることは、奄美の経済循環、防災もそうですし、自給率アップ、子どもたちの食育、多方面で好影響が期待できます。物価も高騰し、先行きが見えない日々が続いている中、小売店は毎日が勝負です。一気に解決とはいかないまでも、関係者の皆さんの声や、今ある見える課題を真摯に受け止めて、他の町村とも連携してですね、進めていくことが求められていると思います。是非、意識を高く持って、島の経済を循環させる起爆剤となれると食肉センターには期待しておりますので、是非、よろしくお願いいたします。

それでは、（3）豚増頭支援事業について質問させていただきます。まず、全体を知るために、この直近3か年の豚の飼養頭数はどうなっているか、お示してください。よろしくお願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、豚の飼養頭数についてお答えします。

豚の飼養頭数の指標となります繁殖用豚の頭数は、令和3年度が繁殖用雌豚が71頭、繁殖用雄豚が16頭、合計87頭。令和4年度が、繁殖用雌豚が73頭、繁殖用雄豚が15頭、合計88頭。そして昨年度は、繁殖用雌豚が57頭、繁殖用雄豚が13頭、合計70頭で、3年前と比較しまして、繁殖用雌豚が14頭、繁殖用が3頭、合計17頭の減少となっております。以上です。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。豚増頭支援事業、これは言えば読んで字の如くだと思いますが、この事業の目的とですね、また現況ですかね、今の内容と実績をですね、お示してください。よろしくお願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、豚増頭支援対策事業についてお答えします。

議員御案内の豚増頭支援対策事業は、豚の増頭を促進し、養豚農家の規模拡大及び品質向上を図ることを目的に、令和元年度から実施しております。内容としましては、生後6か月以上の繁殖用雌豚を増頭した場合、1頭につき2万円。同じく生後6か月以上繁殖用雄豚を増頭した場合、1頭につき1万5,000円を補助金として交付するものでございます。実績としまして、令和3年度は、1戸の農家が雌豚3頭、雄豚2頭の増頭。令和4年度は、1戸の農家が雌豚6頭、雄豚2頭の増頭。昨年度は増頭がなかったという状況でございます。豚の増頭がなかなか進まない理由としまして、飼料や資材の高騰に加え、人員不足などが背景にあるのではないかと見ているところでございます。以上です。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。去年は利用はゼロということで、今年はあるんですか。予定はあるんですか。まだない。ゼロというのはなんか理由があるということで、飼料の高騰とかそういったことだと思いますが、こう、なんでしょうね、どういった理由があるのかなと。増やしにくいのは飼料高騰だけが理由なのかなと不思議に思うわけですが。この事業を前に進めていくためにです

ね、もし必要なことが見えているのならばですね、奄美市として、豚農家さんと同じテーブルを囲んでですね、豚農家の皆さんが発展していくために汗をかいてほしいと、前へ進めるように旗振り役として頑張ってもらいたいわけですが、そもそもこの、増えにくいというのは、支援がしにくい。国や県、市も支援がしにくい形だということをちょっと耳にしたので、奄美市が旗を振っていただいて、同じテーブルを囲んで前に進めるように頑張ってもらいたいとお願いして、この質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

次はですね、3、市民生活についてですね。（1）マイナ保険証についてお聞きします。この普通の保険証がですね、12月2日から新規の発行が停止されるというニュースを聞きました。それについて、混乱はないのかというお声を聞きましたので、まず、確認したいのは、現在の紙の保険証はいつまで利用が可能なのかということですが、よろしくお願いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） 紙の保険証につきましては、国保を含む全ての医療保険制度において、議員の御案内のとおり、本年12月2日以降は発行されなくなります。本市の国保におきましては、本年度は有効期限を令和7年7月末とした紙の保険証を発行しておりますので、それまでは、現在、お持ちの保険証が使用できることとなります。以上でございます。

5番（正野卓矢君） 令和7年7月末までが利用可能ということですね。それから、マイナ保険証へ移行していくと思われますが、現在、マイナンバーカードを取得されている方でマイナ保険証に紐付けられている人数とか紐付け率、また、紐付けされている方々が利用している利用率などについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

市民環境部長（信島賢誌君） 国民健康保険の保険証への紐付け率等につきましては、令和6年4月現在、国保被保険者数が9,497名、うちマイナンバーカードと保険証を紐付けた被保険者が5,939名、紐付け率は62.5パーセントとなっています。また、そのうちマイナ保険証として利用された方は、令和6年5月末現在で7.3パーセントとなっております。御参考までに都道府県別の利用率を申し上げますと、令和6年5月現在で、富山県が最も高く12.5パーセント、鹿児島県は11.9で3位、全国平均は7.7パーセントとなっているところでございます。以上でございます。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。紐付け率は62.5パーセントでマイナ保険証として使えるんですが、利用率としては奄美市は7.3パーセントということですね。利用率がいまいち上がらないイメージがあるのは、まだ紙の保険証がこう存在しているからなのかなと思うわけですが、紙の保険証と、今、マイナ保険証2つあって、紙の保険証出さなかったらどっちが便利なのかなとちょっと不思議な感じがしますけれども。マイナ保険証にすることでメリットがあるということに変更していく形になると思うんですが、そのメリットは一体どういったことがありますか。また、逆に、不安に思っていることや課題があるとすればどういったことでしょうか。よろしくお願いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） マイナ保険証を利用する方のメリットにつきましては、厚生労働省などで示されている部分につきましては、まず一つとして、紙の保険証より初診料加算が20円、再診料加算が10円安くなること。二つ目に、患者本人が同意すれば、初めて受診する医療機関、薬局でも、医師、薬剤師が過去のお薬情報や健康診断結果を見られるので、より良い医療が受けられること。三つ目が、限度額認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いを免除されること。四つ目として、確定申告時に医療費控除が簡単にできることなどが挙げられております。また、デメリットとしましては、現在のところ厚生労働省からは示されておりませんが、被保険者からは、現行の紙の保険証で不便さを感じない。マイナンバーカードを紛失するのが怖い等の御意見等があるところでご

ございますので、被保険者が不安に思われることを払拭することが今後の課題になってくると考えております。以上でございます。

5 番（正野卓矢君） ありがとうございます。今のデジタル担当大臣は、進めながら解決していくみたいなことをおっしゃっているのかなと思いますけど、このデメリットの部分を不安に感じてですね、マイナ保険証を使わないと選択した方々はですね、今後、資格確認書を発行する形になると思いますが、こういったスケジュールで発行されるのか。また、資格確認書っていうのはいつまで発行されるものなのか、ちょっと教えてください。よろしくお願いします。

市民環境部長（信島賢誌君） 資格確認書の発行スケジュールにつきましては、まず、来年度につきましては、来年6月時点でマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとなっております。また、本年12月2日以降、紛失などにより新たに保険証が必要となった方につきましては、マイナンバーカードに紐付けていただくか、資格確認書を発行することとなっております。以上でございます。

5 番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。紛失された方は、マイナンバーカードに紐付けするか、資格確認書を発行する形になるという形ですね。市民の皆さんがこういった形を選択しても、その方にとってどれがやりやすく一番いいのか、判断できる状態が望ましいと考えますので、切れ目のない対応をお願いしたいと思います。また、マイナ保険証を持っている方には資格確認書は届かないということですね。ということは、来年の7月末以降、マイナ保険証を紛失した場合ですね、資格確認書は持っていないわけですので、この再発行にはどのぐらい時間かかるのか、もし分かればよろしくお願いします。

市民環境部長（信島賢誌君） 今、マイナンバーカードを新規に作る場合には、申請から大体1か月ぐらい時間を要しておりますので、やっぱり同様の時間は要するのではないかと考えています。以上です。

5 番（正野卓矢君） ありがとうございます。もし紛失された場合は、資格確認書がもしすぐにでも発行できるなら、病院にかかる人は不安がないと思いますので、切れ目のない対応をよろしくお願いいたします。

それでは次行きます。（2）タラソの今についてですけど、閉館して1年ぐらい経過していると思いますが、タラソは魅力ある立地で、そこから見える景色もととてもすばらしいところです。今回、質問に上げた理由は、市民の方から相談といいますか、職員の皆さんの先輩に当たる方が作成したものだと思いますけれども、タラソを造るに当たってどこかに視察に行かれた、その報告書の下書きのようなものを読む機会をいただきました。なかなか思いのこもったものでしたし、未来への思いが込められたように感じました。今現在のタラソの状況を残念に感じているという話もお聞きしました。そこで、タラソの今の現況について、現在、庁内で揉んでいるということであると思いますが、これはなかなか市民の皆さんに伝わりにくいこともあると思いますので、方針なども含めて、タラソの現況についてお示ししたいしたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員の御質問にお答えをいたします。

これまで「タラソ奄美の竜宮」休館後における具体的な取組といたしましては、まず、民間事業者が有しているノウハウやアイデアを取り入れるべく、事業者と行政が対話を行いますサウンディング型の市場調査を昨年8月に実施いたしました。島内外の事業者7社から施設の再生、また、新たな活用に向けた御意見を頂戴したところで、その内容につきましては本市のホームページにおいても公表をしてお

ります。また、昨年11月には、国土交通省が所管いたします九州地方ブロックサウンディングにおきましても、島外の事業者から様々な御意見、アイデアを頂戴したところでございます。今年度につきましては、やはり海岸に隣接する施設でもありますことから、施設躯体の確認を含めまして、施設の現況について、施工管理に関する有識者の方に御覧をいただき、意見交換などを行ったところでございます。そのほかにも、将来的な持続可能な施設管理、運営ができるように、市民の方々を対象にしたアンケート調査の結果と合わせまして、福祉、健康、観光の様々な面から検討を重ねているところでございます。施設の今後に関しましては、将来的に持続可能な施設として活用できるよう、年内には方針を決定する予定で考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。年内で方針は決まっていくと。いろいろな企業、島外からの企業の意見も参考にしながら、年内で方針決まっていくということですね。理解しました。今、答弁の中で、住民アンケートを採ったという話がありましたが、こういった方々を対象に聞かれたのか、こういった中身だったのか、アンケートではどういう意見が多かったのかをちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） アンケートにつきましてですが、昨年8月から3月まで実施をいたしております。奄美市健康体験交流施設再生プロジェクトアンケートという形で実施をいたしました。本市のホームページ、また、広報紙からの案内、併せまして、名瀬地区内の町内会、自治会に御協力をいただきまして、10代から80代までの782名の方が回答をいただいております。アンケートの回収につきましては、ホームページ、そして、広報紙の案内による回答が581名。名瀬地区内の町内会、自治会への案内による回答が201名となっております。アンケートの中では、今後の施設のあり方について、施設の機能に対する要望をお伺いしました。複数回答可として伺ったところ、まず、飲食店としての活用というのがやはり57パーセント。次いで、入浴施設47パーセント。サウナ42パーセントの順となっております。また、タラソとしてという意味で、再開希望という形になると思いますが、これが36パーセント。トレーニングジムが25パーセント。宿泊施設24パーセントというような結果になっております。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。細かく採っていただき、ありがとうございます。今後の方針として、この民意を踏まえたやり方、たくさんのアンケートをいただいていますので、その民意を踏まえた方針とですね、企業とか、今度、こういった形で再稼働していくのか分かりませんが、方針が決まったら、それからまたスケジュールが長くかかると、少し市民も寂しい思いををすると思いますので、早め早めにですね、前のめりにしていったほしいと思います。よろしくお願いします。この質問はこれで終わります。

4に移ります。教育行政について。移動図書の車両について、ちょっと質問させてください。この事業は、保育所とか保育園、または遠隔地の小学校とかを、場所を巡回して、市内の図書施設では本の貸し出しが難しい子どもたち、特に未就学の子どものところへ本を届ける。新しい図書を持って循環させる事業だという認識です。常に新しい本が届き、循環しているイメージですね。既存の図書室に出かけるのではなく、図書室が近くまでやってくるということで、未就学の子どもたち、保育園の子どもたちには大変人気があると思われます。この事業は続けていくべきものだと思いますが、この図書を運ぶ車両の方に経年の劣化が見られるという話を聞いております。今後もこの事業を継続していくために車両のリニューアルをする時期が来ているのではないかと感じますが、奄美市の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

教育部長（正本英紀君） 議員の質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、移動図書事業は、多くの子どもたちに読書に親しんでもらい、読書を通して心優しい感情豊かな子どもたちの育成を目的とした重要な事業であります。現在、本市で保有している移動図書車は、平成23年度に交付金を活用して購入したもので、今年で14年目になり、不具合箇所も出しており利用者に不便をきたすこともございます。車両のリニューアルにつきましては、特殊車両のため、購入費用も多額になります。まずは修繕等を行いながら車両の維持管理に努め、大切に車両を使用していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。確かに、僕も車体、見に行ったんですけれども、あちこちがたが来ている感じがありますので、修繕しながら、待っている子どもたちもいますので、この事業を続けていくためにも丁寧に対応して欲しいと思います。よろしくお願いいたします。

それではですね、（2）防災教育についてお聞きます。3月にもですね、同じような質問をさせていただいたわけですが、夏休みというのは、台風も来る可能性もありますし、家族で防災について我が事として考える良いタイミングだと思っております。夏休みの課題として取り扱ったかどうかは分かりませんが、子どもたちが自ら考え、自然災害の際にも生き抜く力を育てて欲しいとの願いからの質問となります。防災訓練や防災教育は、各学校の地理的な条件などが取り入れられ、各学校に合った訓練とか教育が行われていると思いますが、その取り組みについてお示してください。また、学校の取り組みで、教育委員会から見ても良い取組があれば、ぜひほかの学校にも情報を共有してほしいと考えるわけですが、そういった事例などがありましたら、併せてお示してください。よろしくお願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

各学校における防災教育につきましては、火災、地震、津波を想定した避難訓練や関係機関による出前授業の実施等、児童・生徒の危険予測、回避能力の育成や、災害発生時の行動を身につけられるよう取り組んでおります。前回の正野議員の御質問以降、学校へ指導した内容は、昨今の異常気象を含めた頻発している自然災害への備えとして、国土交通省の防災学習ポータルサイトの活用や気象台からの津波フラッグ周知等を行ったところです。今後も、マイタイムラインを含めた防災教育について、児童・生徒の地域防災への参画意識を高め、命を守ることができる実践力の育成が図られるよう、学校や関係機関と連携しながら継続して取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。部長、ありがとうございます。何度も何度も質問して大変申し訳ありませんが、子どもたちがですね、生き抜く力、自分で考える力を養っていくことはとても重要だと思っております。単に情報としてですね、避難所を知っているとか、そういった座学で学んだ知識だけを記憶していくだけではなく、自分で考えて判断する、そういった子どもたちに育ってほしいという願いからの質問でした。これからも各学校の取り組みには期待しています。子どもから親へ、防災意識を伝えることで、自然と機運の向上も図られると感じています。是非、取り組んで欲しいと思います。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時29分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 帯屋誠二君の発言を許可いたします。

3 番（帶屋誠二君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。お元気ですか。無所属の帶屋誠二です。

一般質問の前に、少し所見を述べさせていただきます。このたびの台風10号におきまして被害に見舞われた皆様にお見舞い申し上げるとともに、復旧作業に尽力してくださった皆様には厚く御礼申し上げます。世界的な異常気象と相まって、今年初めての本格的な上陸となりました台風10号であります。やはりと言いますか、今回も離島である奄美大島における幾つかの問題点が露わになってしまいました。先に一般質問に立ちました同僚議員も述べておりますので、多くは述べませんが、今後の奄美市における重要課題の一つであることには強く賛同する次第です。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

まずは、おがみ山公園の維持管理と整備について伺います。前回の第2回定例会の一般質問におきまして、観光整備事業について質問させていただきましたが、その中で、おがみ山の観光商品化について質問と提言をさせていただきました。当局からは、公園の管理者として、伐採や清掃などの適切な維持管理や、散策道の防護柵や広場の健康遊具の再整備など、安全性や利便性の確保に努めており、今年度には久里町側からの園路の再整備も実施予定とのお答えをいただきまして、私はとても楽しみであり、大いに期待が持てるようになりました。そこで、改めておがみ山の現状についてお話しさせていただきますとともに、再度、おがみ山公園の維持管理と整備について質問させていただきます。当局におかれましては、おがみ山は市街地において身近で豊かな自然を体感できる貴重な環境であると答弁されました。離れたところよりその全貌を見れば、緑豊かで、市街地付近でも自然の豊かさを感じさせる佇まいであります。ところが、残念なことに、中に足を踏み入れますと、緑豊かな姿を織りなす木々の中には、本来奄美大島に自生していないはずの外来種が見られます。大島支庁の入口左側より入ると、真っ先にアカギの大木がそびえ立ち、ふもとから中腹まで歩いて僅か数10メートルの間に、トックリキワタやビロウ、ゴムの木やクロトンなどが生い茂っております。足元に目をやりますと、シロノセンダングサなどの雑草も多く茂っております。これら外来種の中に混ざって、スダジイやウラジロエノキ、ソテツやトゲラなどの在来種も残っておりますが、私の調査や取材しました結果、このように在来種と外来種の混在する森は生態系としても好ましくなく、奄美大島本来の森ではないと考えました。そこで、改めて質問させていただきます。管理者である奄美市におきまして、外来種を駆除して奄美大島の森を元に戻す作業と、奄美大島の豊かな自然を観察できる観光スポットとして利用する考えはないのか、（A）の外来種植物駆除対策と固有種保存対策、（B）の観光商品としての再考、併せてお聞かせください。

次の質問より発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

建設部長（坂元久幸君） それでは、おがみ山公園について、先に、公園を維持管理している立場からお答えいたします。

公園の維持管理につきましては、日頃からトイレや遊具等の清掃や点検、散策道や広場の伐採などを行い、既存施設の適切な維持管理に努めております。おがみ山は、議員からの御案内のとおり、ずっと以前より、在来種に加え外来種も自生している中で、豊かな自然環境が生まれてきております。その身近な自然環境を楽しんでいただくために、日頃から利用者の安全性と快適性を確保するため伐採作業等を行っており、作業時には、特に固有種や保存種に気を配りながら、おがみ山のありのままの自然環境を保全することに留意しているところでございます。御質問の、外来種を駆除して奄美大島の森を戻す作業という点につきましては、おがみ山全体に及び、一過性ではなく、ずっと継続していくべき大規模な作業が想定され、また、おがみ山だけではなく島全体で考えるべき課題であると思うところでござい

ます。いずれにいたしましても、これまで長い年月をかけて、その地域で生まれてきた生態系のありのままの自然環境を適切に維持していくこと。そして、立ち入り、利用する側も適正なルールを守り、自然環境を楽しむことが最も大切なことだと思っております。今後とも、関係機関と情報を共有しながらおがみ山公園の適切な管理に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） 続きまして、私の方からは、外来植物の駆除と固有種保護の奄美大島全体としての対策についてお答えをさせていただきます。

外来植物の駆除活動としましては、現在、環境省や関係団体などと現状を共有しながら、一緒になって、特に影響を大きく受けている緊急性のある場所から優先的に取り組んでいるところです。奄美大島に侵入した外来植物は、環境省によりますと300種余りが確認されております。その全てを島から排除することは困難であることから、環境省の防除優先順位に基づいて駆除作業を実施しているところです。この優先順位につきましては、三つの指標から判断されております。一つ目は、その種が生態系等に与える影響の大きさを評価する種の危険度。二つ目は、その種を根絶することができるかという根絶の可能性。三つ目は、保護すべき場所の優先度をつける場所の重要性でございます。次に、固有種保護対策についてであります。固有種の中でも、国や県の条例等において多くの希少野生動植物が保護指定されております。奄美大島5市町村におきましても、共通の希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、島全体で希少野生動植物の保護強化に取り組んでいるところでございます。具体的には、希少野生動植物保護のためのパトロール員による島内パトロールを行うとともに、盗掘、盗採防止のためのセンサーカメラの設置を行っております。また、空港において、関係機関が連携し、希少種持ち出しがないか確認などを行っているところでございます。以上でございます。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、続きまして、観光商品としての再考という点でお答えいたします。

おがみ山は、議員からございましたように、市街地にありながら、奄美の豊かな動植物、また美しい景色を楽しめる場でもあり、観光資源としても魅力的なスポットであると認識はしております。現在は、観光マップへの掲載、また、クルーズ船が寄港時においては、観光船バースから歩いていける場所として紹介をしているところでございます。また、実際に行かれた観光客の方々からも、すばらしい景色で気持ちよかったなどの好意的な感想をいただいております。今後も、現在のおがみ山の形を生かしながら、自然、景観、歴史等といった様々な側面から観光客への御紹介を行っていきたいというふうに考えております。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。いろいろと解決しなければならないことがあることがよく分かりました。しかしながら、この問題は、奄美市の掲げる施策である、この後にも質問しますけれども、奄美大島生物多様性地域戦略にも少なからずかわってくる課題だと思いますので、更なる調査、調整、交渉などをお願いしたいところであります。あと、特にアカギの木であります。あの市立名瀬小学校の周りにそびえる姿は、卒業生が当時を懐かしむ思い出の木でもあると思うんですよ。ほかには、奄美復帰活動の象徴でもあるとおっしゃっている先輩方も多数いらっしゃることも調査の中で私も知りました。残念なんですけれども、アカギの木は、日本生態学会によって日本の侵略的外来種ワースト100になっております。総合的に考えまして、アカギの木に限らず、とても難しい問題、判断だと思うんですけれども、我々の子どもたちや孫のため、その先、未来永劫奄美大島本来の自然環境を楽しみ、また自然を学ぶ場所として残すためにも、今後の都市整備計画等の中で、是非、御一考、お願いしたいと思っております。先日の報道でもありましたように、当局や関係者、団体の尽力により、マングースを奄美大島からほぼ完全に根絶することができたと報道がありました。このことは、世界的に見ましてもとても偉大なことであり、人によって、奇跡的なことだとおっしゃっている方、学術研究者もい

らっしゃるようです。市民環境部長もおっしゃったように、奄美大島全体からマングースのように外来植物を根絶することは、確かに不可能に近いかもしれませんが、しかしながら、奄美市の顔でもあり、象徴する山と言ってもいいおがみ山の、周辺ごく一部、公園内の一部だけでも根絶を目指してみてもいいのでしょうか。そして、このような外来植物根絶事業、根絶したことを、マングース根絶の成果と合わせまして、生物の再生事業のモデル都市として世界に発信できるのではないかと考えております。これは、奄美大島の全国、世界に発信できる良い機会ですので、是非、こちらの方も、今後、御一考くださるようお願いいたします。また、こういった駆除作業イコール伐採作業だと思いますので、通告書の方には載せておりませんが、直近の出来事なので簡単に補足させて述べさせていただきます。先週、台風10号の通過後に、今回の一般質問の調査のために登山しましたところ、かなり大きな倒木が見られました。その倒木は風により倒れたことに間違いはないと思うんですが、木の幹、根元の方から腐って倒れておりました。いずれにせよ、何らかの形で、何らかの原因で倒木するものであったと思うのですが、このようなことが、日中ですとか日曜日、市民や観光客が散策中に倒れていたら重大事故の可能性もあるかと思うので、安全性を確保するためにも、管理者である奄美市は、やはり管理、伐採、駆除作業は早急に検討すべきではないかと思うので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。続きまして、②のタンギョの滝の整備計画について伺います。この件も、前回、第2回定例会で一般質問をさせていただきましたが、再度、意見を述べさせていただくとともに、質問させていただきます。端的に申し上げまして、令和4年に開催されました世界自然遺産活用プラットフォームの中で、その中の委員の方からありました、タンギョの滝に吊り橋を架けて新たな観光スポットにできないかという意見と、私の一般質問に対しての当局の回答への、また、再質問となります。前回の当局によります答弁では、住用川を挟む岸側が国立公園第一種特別地域に該当することにより、吊り橋をかけるには様々な規則がかかることから困難であるという結論になったとのことでした。そこで、独自に調べてみたのですが、国立国定公園特別地域での各種行為に係る許可準備の概要という資料によりますと、第一種特別地域においては、特別な理由を除けば、様々な建築行為や伐採、採取行為はすべて不可となっております。文字どおり、あの困難と不可では全く意味合いが違ってまいります。そこで質問なんです、(A)の困難であるとの結論に至った環境省や庁内関係者の見解、どういった理由でこのような見解になったのか、お聞かせください。併せまして、②タンギョの滝の整備計画についてということに関連しまして、吊り橋設置の代替案として県と協議した、階段を設置して滝の方に行く案と川縁に遊歩道を整備する案についてですが、それぞれ整備や早急な実施は難しいとの結論に至った理由も併せて聞かせてください。お願いいたします。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 御質問にお答えさせていただきます。

タンギョの滝に吊り橋をかけることに当たり、どのようなことが困難であるのかという質問でございますが、ただいま議員のお調べのとおり、国立・国定公園特別地域においての許可基準において、特別な理由を除けば不可とおっしゃられたとおりでございますが、当時の現場視察に御同行いただいた環境省職員からの御意見として、特別な理由という点において、大変難しい、困難であるという見解でございましたので、お答えさせていただいたところであります。このことを踏まえて、令和4年度奄美市世界自然遺産プラットフォーム作業部会においては、代替案として、採石場の川縁に遊歩道を整備する案と法面階段設置案が提案され、先ほどの現場視察に同行した市土木課において概算の事業費の試算をいただき、遊歩道と防護柵設置のための費用が約4億円、更に用地買収費用の加算も予想されるということでありました。吊り橋案となれば、これに更に追加となるということでございます。このように費用が多額に及ぶことから、法面に階段設置案を中心に議論が進んだところでございます。ちなみに、法面階段設置費用は約2,000万円との試算でございました。この2つの案については、費用面の議論や大雨時の利用管理の課題なども議論され、その中でも、そもそも採石場や河川整備管理者である県、大島支庁が認めるのかということもあり、大島支庁と令和5年1月に協議をしたところであります。協議

では、採石場の現状として採石の認可切れとなっており、閉山のためには再度、砕石許可を取得する必要があります。閉山のための方法を事業者が検討しているとのことでありました。また、河川整備については、河川法に沿っての許可であり、できないことはないが、あくまでも採石場が閉山後のこととなることとございました。このように、タンギョの滝利用案は議論されたところでございます。併せて申し上げれば、プラットフォームで遺産資源を生かした分散化と自然と文化を守る地域にお金が落ちる仕組みづくりについては、引き続き、住用地域協議会からの提言においても稼ぐ地域づくりの実現として要望され、住用地域地方創生戦略策定審議会にて地元選出委員において議論が続いているところでございます。以上でございます。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。かねてからの当局の並々ならぬ尽力と御苦勞が改めて分かりました。いろいろとありがとうございました。僭越ながらも、私事ですけれども、現在、市議会議員で構成する政策立案委員会に参画させていただいております。その委員会におきまして、観光という言葉を中心キーワードといたしました。その委員会におきまして、奄美市に限らず、近隣の町村で観光業に関わっていらっしゃる多くの経営者の皆さんと意見交換をさせていただきました。その意見の中で多く聞かれたのは、新たな観光地という観光商品を増やしてほしいという意見です。私の個人的な見解となりますが、この意見の根底には、奄美大島にはまだまだたくさんの魅力的な場所がありますよ。奄美大島のポテンシャルを生かしきれていませんよ。奄美大島の魅力を世界中にまだまだ発信しきれていませんよと訴えられているように感じます。置き換えれば、タンギョの滝の魅力やポテンシャルを世界に発信できていないと言えます。地理的にも、奄美大島本島の間部である住用地区にあるわけですから、マングローブパークと住用三太郎の道の駅、それらと合わせることで、大島本島を1本につなぐ観光拠点、観光ハブ地域として地域の活性化、所長もおっしゃいました地域の活性化、地域の稼ぐ力を上げる相乗効果も期待できるかと思います。例えば、マングローブパークに観光客が留まって、三太郎道の駅で開発した地元の地場産、地域の商品、作物を使った商品を買って、新しい観光地、景観地を見ていく。要するに、人が止まって、買って、見てと、一つの観光導線、人の動きが出てくると思われます。そして、この人の動きというものは奄美大島本島南部の町村にも経済的な波及効果をもたらすのではないのでしょうか。所長もおっしゃいました、問題点の一つである採石場の事業所との協議、地域住民を交えての意見交換会や説明会等、いろいろと大変かと思いますが、そういった機会を踏まえまして、また再度、御一考くださるようお願いいたします。

続きまして、（B）の質問ですけれども、他の世界自然遺産区域である国立公園第一種特別地域における整備計画との比較についてお聞かせください。他の世界自然区域である国立公園第一地域における整備計画との比較についてであります。例えば小笠原世界自然遺産においては、小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画に基づいて、アカギの伐採計画などが予算付けされております。おそらく、種の保存という観点からの計画なので、奄美大島との単純比較はできないと思うんですけれども、他の区域においてもいろいろな計画が盛り込まれている中で、タンギョの滝の整備計画について、もし参考になる計画等、また、そういった参考にしたい計画などがあればお聞かせください。お願いいたします。

住用総合支所事務所長（平田博行君） ただいまの議員の御質問の中では、国立公園の新たな工作物を生かした計画という点での他地域の世界自然遺産地域、他の地域の例がないかということであると思います。そういう点で、こちらの方で、遺産センターを通じてですね、環境省にお問い合わせをさせていただいているところでございます。まだ、御回答いただいておりますので、回答次第、また、お答えをさせていただきたいと思いますが、なお、奄美群島の国立公園、この奄美地域ですが、奄美地域の中での第一種特別地域における利用施設の整備、この新しいですね、工作の利用設備についての許可した事例というのは残念ながらないということとでございます。以上でございます。

3 番（帶屋誠二君） ありがとうございます。何度も似たような質問で大変申し訳ございません。とにかく、前例のないことですので、当局におかれましては、なかなか計画等、実施、または、検討することも難しいことだということも重々理解しております。また、この世界自然遺産というものは、日本だけではなく、世界をまたにかけた、そういったあの規定といいますか、規約ですので、日本に限らず世界のいろいろな世界自然遺産、文化遺産、そういったものを参考にしながら、世界を基準とした判断で、今後、動いていただければなと思いますので、今後とも御尽力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、③の質問に移らさせていただきます。ユネスコへの回答後の進捗状況について伺います。この質問は、前回の一般質問で時間内に質問できなかったことですので、改めて伺わせていただきます。2022年の10月に世界自然遺産委員会が要請した課題4項目。①観光管理、②ロードキル対策、③河川再生、④森林管理について、世界自然遺産地域科学委員会が回答しておりますが、奄美市における4項目に対しての取組と現在の進捗状況をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、ユネスコへの回答後の進捗状況についてお答えいたします。

ただいま議員の方からも質問、要請事項についてちょっと御説明がございましたけれども、改めてこちらの方でも説明をさせていただきます。まず、一つ目の観光管理について。この要請事項への対応につきましては、地域連絡会議の下に関係機関及び各分野の専門家で構成されるタスクフォースを設置し、科学委員会における科学的助言を踏まえて、各要請事項について国の方から報告をしております。その内容といたしましては、観光管理について、奄美大島、徳之島、やんばる地域においては、各県の持続的観光マスタープランに基づき必要な取り組みを継続する。ロードキル対策については、ロードキルの発生状況と生態系への影響の分析を行い、交通管理措置の有効性の見直しをするとともに、対策の強化を行う。河川再生については、新たに策定した包括的河川再生戦略に基づき、河川工作物が構成資産に与える影響把握調査と因果関係の分析、検証を行う。森林管理については、自然公園法に基づく森林伐採の許可基準及び森林施業方針を遵守するとともに、林業事業者と関係行政機関による情報共有や調整等の連携体制の下で管理を進めとなっております。これを受けました、本市の取り組み状況につきましては、まず、観光管理としましては、環境省、林野庁、鹿児島県、民間団体とともに、金作原および市道三太郎線周辺の利用ルールを策定し、多人数利用等による自然環境への負荷を軽減するとともに、質の高い自然環境の提供を図っております。次に、ロードキル対策としましては、市道三太郎線周辺において利用ルールを運用しているほか、アマミノクロウサギ等の希少動物が生息する林道等に注意看板や減速帯の設置、広報紙やマグネット等による普及啓発を行っております。また、環境省や県と連携を図りながら、傷病個体の救護や道路への侵入防止柵の設置への協力を行っているところでございます。河川再生につきましては、新たに策定した包括的河川再生戦略に基づき、県が管理する川内川の砂防堰堤2基において、県がモデル的に改修について検討していると伺っております。森林管理につきましては、県が中心となって、緩衝地帯における森林伐採の影響調査や林業事業者等との情報共有を図っていると伺っております。今後につきましても、引き続き、環境省、林野庁、鹿児島県、関係機関と連携を図りながら、要請事項へ対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

3 番（帶屋誠二君） ありがとうございます。多方面との意見調整や、四つの項目に対して持続的に取り組んでいらっしゃる事が理解できました。今回、①の観光管理に関しまして、私の調べましたところによりますと、夜間の三太郎峠の車両の入山制限や金作原へ入山する観光客への注意喚起など、様々な問題を、問題として取り組んでおり、一定の効果ができていると伺っております。今後は、奄美大島への観光客の訪問レベルが、あの西表島における観光客の訪問レベルまで達し、今後、奄美大島への訪問レベルが増加するものと仮定した、いわゆるオーバーツーリズム問題に、西表島での来訪者管理基本計

画を参考にしていただけたらと願っております。残りのロードキル対策、河川再生、森林管理に関しましては、また、次の一般質問で伺いたいと思いますので、これら四つの課題につきましては継続して取り組まなければならない課題だと思いますので、市民、行政と一緒に頑張っていただければと願っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。（１）奄美大島生物多様性地域戦略について伺います。本戦略は、２０１５年、平成２７年に策定され、２０２４年の令和６年までの１０年間の計画であり、策定から５年後に中間評価と必要な改定を行うこととしており、その目指すところは、国の戦略の趣旨を踏まえて、県と連携を図り、地域が主体となった人と自然が共生する社会づくりであると聞いております。その主な内容は、奄美大島の生物多様性の特徴や課題を認識して目標を定め、複数の重点施策を打ち出して行動を計画することと思われます。そこで、①の質問で、幾つかある重点施策の一部の進捗状況を伺いたいのですが、その前に、まず先ほど申し上げました５年後の中間評価と必要な改定を行うために、２０１３年から２０１４年の、平成２５年から２６年にかけて、①奄美大島生物多様性地域戦略協議会と、②戦略策定に係る専門委員会、③地域意見交換会、④地域住民意見聞き取りがそれぞれ開催されております。その中でいろいろな改定案や意見があったことと思いますが、（Ａ）の質問にありますように、今後もこれらの委員会、聞き取り等は開催される予定はあるのでしょうか、お聞かせ願います。

市長（安田壮平君） それでは、帯屋議員の奄美大島生物多様性地域戦略についての質問にお答えします。議員御案内のとおり、奄美大島生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づき、全国で初めて複数自治体が連携した広域的な計画として、平成２７年３月に奄美大島５市町村により策定されました。本戦略は、奄美大島の生物多様性保全と持続可能な利用に関する長期的、総合的な計画であり、人と自然が共生する社会づくり活動の指針となるものでございます。平成２５年度及び平成２６年度には、本戦略策定のための、先ほど議員も御紹介いただきましたが、奄美大島生物多様性戦略策定運用協議会を２回。各分野の専門家による奄美大島生物多様性戦略策定に係る専門委員会を４回。地域意見交換会を１０回。地域住民等意見聞き取りを１５回。市町村ごとの庁内検討会を６回開催し、パブリックコメントでは１０１件の御意見をいただいたところでございます。また、本戦略は平成２７年度から令和６年度までの１０年間の計画であり、策定５年後の令和元年度には中間評価と必要な改定を行っております。改定時にも、奄美大島生物多様性地域戦略改定に係る専門委員会を２回開催しております。今年度は本戦略の計画最終年度に当たり、全体の評価と改定を予定しているところでございます。その際には、前回戦略策定時と同様に専門委員会や地域意見交換会を開催してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

３番（帯屋誠二君） 市長、ありがとうございました。予想以上と言いますか、多くのそういった機会を持っていたら、いろんな意見、改定案も聞き取りができたことかと思われます。なお、開催された専門委員会や意見交換会並びに地域住民の方々からの聞き取りで出された意見や現状報告というものはとても重要なものかと思われますので、大袈裟かもしれませんが、中には今後の奄美大島の未来を左右するような意見やキーワードが隠されているかもしれません。今後も、行政を主導する形でこのような機会をもっと多く持っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、（Ｂ）の質問に移らせていただきます。（Ｂ）重点施策３におけるビオトープ整備や在来種による街路樹整備について伺います。重点施策３には、奄美大島のそれぞれの地域特性に応じた生態系モデルを設定し、生物多様性の保全を推進するものとあります。今回、私がお聞きしたいのは、特に商業機能や住宅などが集積する都市環境におけるビオトープ整備、いわゆる市街地でのビオトープ整備についてでございます。ビオトープとは、生物が生息、生育する空間であり、また、本来そこに生息する生物がいなくなってしまった場合に、対象とする生物を呼び戻す空間を指す場合もあります。国土交通

省の分類によりますと、ビオトープは、自然型、保全型、公園型、教育型、憩い型と五つのタイプに分類されております。そこで、奄美市において目指すビオトープ整備とは、どこにどのような形で、何を目的としているのか、お聞かせください。また、在来種による街路樹整備についてですが、どこの地域を、どの在来種で整備するのか、お聞かせください。また、現在整備中の地域がありましたら、これもお聞かせください。よろしくお願いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、市街地におけるビオトープの整備や在来種による街路樹整備についてお答えいたします。まず、奄美大島生物多様性地域戦略におきましては、10年後、50年後に奄美大島が目指すべき姿を定め、短期目標及び長期目標を設定しております。その中で、短期目標を達成するために、奄美大島5市町村が連携して重点的に取り組む事業を、重点施策として8施策、19事業を設定しております。議員から御質問ありました重点施策3の奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業につきましては、地域特性に応じた生物多様性の保全を推進し、島全体をフィールドミュージアムと考え、環境学習の場としての活用を検討することとしております。御質問のビオトープにつきましては、市街地における取組として整備を検討するとしておりましたが、現時点においては実績や今後の整備の予定はないところでございます。しかしながら、重点施策3の島全体をフィールドミュージアムとする環境学習の場の活用としましては、大川ダム敷地内のビオトープにて毎年観察会が開かれているほか、役勝川ではリュウキュウアユの保全のための産卵地整地作業を住用小・中学校の生徒が行うなど、自然環境を生かした環境学習が行われております。また、他自治体におきましても、奄美フォレストポリスの水辺の広場では水生生物やトンボなどの昆虫が多く生息し、昆虫観察の場所として多くの方々に御利用いただいております。このように、奄美大島には身近に自然環境を観察できる場がございますので、今後も既存の施設や自然資源を活用してまいりたいと存じます。

次に、在来種による街路樹整備等につきましては、市街地において生態系保全に配慮する取り組みでございます。市道沿いには、これまで、フクギ等の潮に強いなど、奄美の環境に適した樹種や、地域住民の要望を踏まえた樹種の植栽がなされております。その中で、固有種としましては、主に上方地区において、ヤマモモやガジュマル、シャリンバイなどが植栽されております。以上でございます。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。水のないところに生き物は、当たり前ですが存在はしません。そして、我々市民にとっても、水は生活に必要であります。生きる上で口にする水はもちろん、豊かな生活環境をつくり出す水などがあります。飲料水や生活用水は、行政によって管理され、安全で安定的に供給されるように、豊かな生活環境、生き物が多く生息して、子どもたちが遊んで学ぶ場所。大人が憩いの場所として集まれる場所としてのビオトープ。行政が提供してくれることを願っております。そして、奄美大島独特の原風景を思わせる、訪れるお客様、観光客を心より和ませてくれる街並み、街路樹整備を是非にお願いいたします。

続きまして、（C）の質問に移らせていただきます。重点施策4における遊歩道整備事業について伺います。世界自然遺産奄美トレイルを基軸とし、既存の遊歩道や旧道を活用して全島を周遊する自然歩道整備を県などと連携を図りながら推進し、市町村、県及び国の拠点施設を結びつける、島の生物多様性と環境文化を体験するための方策を検討する等の計画的な整備を進めるとありますが、進捗状況をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、重点施策4の奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業についてお答えいたします。

奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業につきましては、既存の自然遊歩道や旧道などを活用し、県が整備されている世界自然遺産奄美トレイルと連携を図りながら、島の生物多様性と環境文化を体験するための効果的なコースの設定及び既存の遊歩道の保全、活用を検討することとしております。本市

における遊歩道の整備状況につきましては、金作原エリアにおいて、平成31年2月から、多人数利用等による自然環境への負荷を低減させるとともに、質の高い自然体験の提供を図るため、利用ルールを導入しており、エコツアーなどで多くの観光客などに利用されております。既存の自然遊歩道や旧道などの活用事例につきましては、住用地区の三太郎古道において、地域主体の歩こう会が行われるなど、生物多様性と環境文化の体験に活用されているところでございます。本戦略につきましては、奄美大島全体の計画でございますので、奄美大島5市町村とも連携を図りながら、島の特色を生かした遊歩道活用を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。近隣町村との兼ね合いといいますか、管理、管轄する部署との連携の必要性もあり、事業を進めるに当たりましては御苦労や御不便も多いことかと思いますが、何度も申し上げておりますが、観光商品のアイテムを増やすためにも、是非、早急に実現できますようよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりますけれども、最後になりますが、今回私が質問させていただいた観光政策や暮らしについてであります。幾つかの共通点がございまして、それは、全て自然に関わることであり、奄美大島の経済にも関わっていることです。豊かな生活を送り、観光政策を充実させて経済活動を活性化させるために、自然を利用し、恩恵を受けなければなりません。その恩恵というものは決して無限ではなく、勝手に増えるものでもございせん。従って、我々市民は、今いる環境を消費しているわけです。消費したものは勝手には増えせん。ですので、我々で再生し、その再生する環境を保護しなければならないかと思ひます。これからは、開発と再生、そして、保護することを行政と市民が一体となって、そういった未来を目指している奄美市であることを願ひまして、時間が余っておりますが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（奥 輝人君） 以上で無所属 帯屋誠二君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時32分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後3時50分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

17番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。一般最後の質問をさせていただきます、公明党の栄 ヤスエでございます。

質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。

まずはじめに、8月8日に発生しました宮崎県日向灘などを震源とする地震で被災されました皆様、台風10号で被災されました皆様へ、併せて心よりお見舞い申し上げます。犠牲になられた皆様にも心からお悔やみを申し上げます。奄美では、船の欠航で食料が届かず、停電した、特に、笠利町では冷蔵庫のものが痛んでしまい大変だったとお聞きしました。9月1日は防災の日でございます。大正12年9月1日に発生した関東大地震が由来となっております。地球温暖化の影響か、日本全国で大雨など自然災害が頻繁に起こるようになりました。改めまして、災害の備えをしなければと考えております。また、今年の夏は、4年ぶりに全ての奄美まつりが開催でき、奄美中が熱気で盛り上がったと思ひます。熱中症対策をしながらの夏の甲子園、高校球児の皆様へエールを送りました。パリオリンピックも開催され、現在、パラリンピックで日本選手が活躍しております。奄美から続けてエールを送ります。

最後に、本年の11月17日は、公明党の結党より60年の節目を迎えます。清潔な政治が原点、大衆福祉の公明党として出発いたしました。公明党の創立者よりいただきました大衆とともにの立党精神の原点を片時も忘れず、市民の皆様より負託をいただいた議員として、しっかりとお答えしてまいり

たいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問に入ります。

はじめに、1、防災行政について。宮崎県沖の日向灘を震源とする地震、マグニチュード7.1、最大震度6弱が発生いたしました。東海地方から奄美群島にかけて震度5から1を観測。宮崎港で0.5メートルの津波を観測しています。気象庁は、この地震を契機に、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意の2017年度の運用開始以来、初めて発表されたと聞いております。(1)、8月8日にこの日向灘で発生した地震で発表された南海トラフ地震臨時情報。その後の本市の対応について伺いたいと思います。8月20日付の新聞記事におきましては、南海トラフ地震臨時情報についてのアンケートに、可能性が少しでも高まったなら出してほしいと回答した人が82.1パーセントと肯定的だったとしています。本市でも、一週間の呼びかけに市民の防災に対する意識も変化したと考えます。担当課へも市民からの問い合わせなどがあったのか、臨時情報が解除されてからのことなどをお示しいただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、栄議員の御質問にお答えいたします。

8月8日に日向灘で発生した地震後に発表された南海トラフ地震臨時情報、その後の本市の対応についてということでございますが、去る8月8日16時43分に宮崎県日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県及び鹿児島県の太平洋沿岸の一部地域に津波注意報が発表されました。奄美地方においては、最大震度2を観測するとともに、津波予報の発表にとどまったことから、本地震及び津波に関しては特段の対応を行っておりませんでした。その後、17時30分に初めての南海トラフ地震臨時情報調査中が発表されました。その2時間後には調査結果を発表することとされておりましたので、不要の混乱を避けるため、特段の対応を行わず、状況を注視するとともに、その後の対応について検討を重ねていたところでありました。その後、19時15分、同臨時情報巨大地震注意の発表を受けて、市民の皆様に対しまして、19時35分に、防災行政無線により、注意喚起と地震発生に向けた準備、そして、最新の情報取得について促す情報発信に加え、その直後には、公式ホームページや公式SNSにより、南海トラフ地震の本市における想定や避難場所、避難経路、地震、津波に対する備え、お住まいの場所の海拔の調べ方などを掲載し、注意喚起を行いました。これらを8月14日までの一週間、毎日定時発信することで、地震が発生した場合でも着実な避難行動に結びつけるよう、粘り強く、かつ急激に不安を煽ることのないよう配慮し、取り組んできたところです。そして、8月15日17時、国による巨大地震注意の呼びかけが終了しましたが、終了時にも、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに御留意いただき、災害に対する日頃からの備えを行うよう、改めての呼びかけを実施いたしました。また、これに加え、庁内においては、地震発生時に向けて、公共施設をはじめ、災害防災対応への再確認に取り組むとともに、期間中、危機意識を高く維持し、いつでも災害配備、対応に当たることができるよう注意喚起し、南海トラフ地震の発生に備えたところでございます。以上となります。

17番（栄 ヤスエ君） 御答弁いただきました。ありがとうございます。私も、発表があつてからしっかりと市の出される行政無線、そしてLINE等もしっかりと入れておりますので、知り合いの方にもしっかりとLINEを転送しながらですね、この情報を見てくださいということで情報提供したりとかしたんですけれども、やはり毎日定刻で、こうやって防災行政無線が呼びかけるということで、市民の皆様も本当に一人一人が、新聞報道、テレビ報道も含めてですけれども、情報がどんどん流されていきますので、防災意識がだいぶ高まったかなというふうに、一人一人が自分のこととして捉えるようになって

たかなというふうに感じているところです。専門家の話として、この臨時情報は事前対策のきっかけとなるもので、臨時情報に基づいた備えや対策に空振りはないということと、また、仮に地震がなくても、進めた備えは素振りとは捉えていないということをおっしゃっています。今回、全国的なんですけれども、旅行のキャンセルや海水浴場の閉鎖があったそうなんですけれども、自治体や関係者は万全に備えているので心配ないと発信するぐらい準備を進めているのが理想の対策かもしれないというようなお話もありました。市民の皆様も、防災無線を通じて、メディア情報を通じて事前の準備を平時からしていくことなど、しっかりとまた防災意識が高まったのではないかとというふうに考えております。

その旨で次の質問に入りますけれども、(2)の本市の自主防災組織についてでございますが、この本市の自主防災組織におきましては、住用地区は13、笠利地区は27、名瀬地区は40ということで、合計80の組織があると認識しております。そして、5月には県の総合防災訓練も参加しておりますけれども、全体で聞くことによると50パーセント、住用地区では100パーセント、笠利地区では55.6パーセント、名瀬地区が30.0パーセントの参加率というふうに聞いております。この自主防災組織は、やはり地域住民が主体となって、災害発生時に自分たちの地域を守るために結成される組織なんですけれども、地震や風水害といった大規模災害が発生したときに、消防や警察などの公的機関が制限される中、住民が協力して、初期消火ですとか、消火、また、救出、救助活動、情報の伝達などを行います。この自主防災組織の平常時の活動としましては、防災知識の普及ですとか、また、家庭の安全、防災用の資機材の整備ですとか、防災訓練の実施。非常時の活動としては、情報班とか避難誘導班、救出救護班、給食給水班がそれぞれの活動をするというふうに定義されております。しっかりとこれが本当に機能するかどうかはあれなんですけれども、しっかりとこういったことを踏まえてですね、やはり地域で、自分たちの命は自分で守るということで、やはり自主防災組織の組織率もアップすることも含めて、今現在、まだまだ住用・笠利は100パーセントなんですけど、市街地が、ちょっとこの名瀬市街地が30パーセントというふうになっておりますので、本市の自主防災組織についてどのように捉えているのか、今後の計画も含めてお示しいただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。

議員御紹介のとおり、本市の自主防災組織につきましては、市内に全部で80団体あり、内訳としましては、名瀬地区が40団体、住用地区が13団体、笠利地区27団体となっております。令和6年4月時点での世帯数に対する自主防災組織率としましては、住用地区、笠利地区は100パーセント、名瀬地区は81.87パーセント、奄美市全体としましては84.83パーセントとなっております。組織率が100パーセントに達していない名瀬地区では、旧三方地区などの地域は自主防災活動が活発でございますが、市内の中心地区など人流の多い名瀬市街地では、地域コミュニティの低下などにより、活動の縮小や、更には、未だに組織自体が結成されていないところもございます。しかしながら、近年頻度が増しております自然災害を踏まえ、名瀬市街地の組織率もじわじわと高まってきておりますので、今後も、防災出前講座や広報紙等を通して、また、行政協力員の協力も得ながら、更なる組織活動の活性化や自主防災組織結成の推進も含めて、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと存じます。

17番（栄 ヤスエ君） 失礼いたしました。全体の組織率で84.8パーセントでした。失礼いたしました。訂正いたします。了解いたしました。御答弁いただいたとおりなんですけれども、しっかりと市街地の方がなかなか進まない要因もあると思いますが、先ほど、正野議員がしっかりとまた地域で共生社会をつていうことだったんですけれども、やはりこう地域で顔の見える、その地域づくりということも含めて、この防災に関してもすごく大事なことだと思いますので、そういったことも含めて、地域づくりをしっかりと、また、今後も取り組みながら、こういった自主防災組織の組織率のアップと、あと、しっかりとまた、市、あとこの名瀬地区の方には行政協力員の方がいらっしゃると思いますので、しっかりとその使命を果たしていただいて、しっかりとまた、その地域に溶け込んでいただいて、防災

組織をつくるぐらい、また、しっかりと牽引力となっていきたいなというふうに要望して、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問なんですけども、本市の防災アドバイザーの活用についてということなんですけども、7月2日に、地域の防災力向上を目指して笠利地区駐在員会で防災研修会が開催されているということが新聞報道で見ました。講師は、本市の防災アドバイザーの鹿児島大学共通教育センターの井村准教授ですね、ということで、テーマが自助と共助についてとのテーマということで、災害を知ることや、起きるかもしれない災害に備えて、事前に備えておくことの大切さを伝えたというふうに新聞記事にございましたけれども、この研修会の後に、笠利の方でアンケート調査もされているというふうに聞いております。その中で、研修会に満足をしていると答えた方が多々いらっしゃったほうに、見ております。また、こんな防災研修会があったら参加したいとの質問事項に関しては、自主防災組織の役割ですとか、災害当事者の話、地域防災のあり方などが聞きたいということでありました、中身的にですね。また、笠利地区や住用地区では毎月、駐在員会とか、また、囑託員会が毎月行われておりまして、このような聞いたことが全て、研修の内容も常会を通して住民の方へと伝わるというふうに思います。やはり、名瀬地区においてはなかなかそういった、毎月集まることとかありませんので、そういった防災関係もですね、含めて、伝わるのではないと思うんですが、今、先ほど総務部長がおっしゃったようにですね、出前講座など、しっかりと努力して、防災についての学んでいる地域ですとか、そういうところに出前講座などをされているということは認識をしております。この80の自主防災組織がございますけれども、この年次ごとにでもですね、この防災アドバイザー、しっかりとまた井村先生になっていただいておりますので、しっかりと講師になっていただいておりますね、地域ごとの防災を、住民と一緒に考えていただいて、しっかり、また、その防災アドバイザーを通じた防災講座などをしていただきながらですね、その地域に合わせた、例えば笠利だったら29の集落を全部回っていただく、一日かけて、何時間かけて回っていただくとか、住用地域であったりとか、また名瀬地区とか含めてですね、丁寧に回っていただいて、その地域の自主防災組織があるところは、しっかり、また、地区の防災計画も、これはもう任意ですけども立てるようになっておりますので、そこぐらいまでこうボトムアップできるんですね。地域の皆様がこの防災について自分事として捉えて、日頃から備えをするとかですね、防災知識がしっかり分かる。また、ハザードマップを通して、自分が逃げるとはどこだとか、避難所はどこだとか、具体的にこう、そういった防災意識について学べるような、しっかり、また、そういった取り組みも必要ではないかと思いましたので、昨年12月にこの防災アドバイザー、委任、委嘱ですか、されておりますので、しっかりと、教授の日程に合わせてですけども、しっかりと活用していただきたいと思いますので、今後の本市のアドバイザーの活用をどのように捉えているか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） 議員御案内の防災アドバイザーにつきましては、令和5年度より、防災対策の専門家として、鹿児島大学准教授井村隆介氏に奄美市政策アドバイザーへ御就任いただいております。同氏は、鹿児島県防災研修センター所属の防災アドバイザーとして県内多方面での実績があり、就任後、これまでに市職員への防災セミナーや、議員御案内の笠利地区の駐在員会では、自分の身を守るための自助の重要性和地域で助け合う共助のあり方について、防災研修会を実施していただいております。その研修後のアンケートでは、事前に災害について考えておくことの大切さを知った、今後も集落単位での研修会を希望するなど、満足度の高い結果を得ております。同氏からも、市の要請があれば全集落で地域住民向けに研修会を行いたいとの御意見もいただいておりますので、今後も、地域に密着した講話活動等を通して防災意識の普及、醸成のため、取り組んでいただくことや、行政協力員への働きかけによる自主防災組織の活性化、また、奄美市地域防災計画改定の際は、専門的見地から御助言をいただくなど、本市の防災、減災について御尽力を賜りたいと考えております。以上です。

17番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。御答弁いただきました。しっかりとまた、このような方をですね、しっかりと活かしていただいでですね、奄美市全体の防災力のボトムアップを、是非、図っていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問でございますけれども、（4）番ですね、本市在住の防災士との連携ということになるんですけれども、防災士ということがなかなか普及、分からないということもあると思いますので、防災士というのは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で、減災と社会の防災力向上のために、活動について十分な意識を持ち、一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認定した人のことであります。全国の防災士の登録者は、2024年の8月で29万4,016名いるということです。奄美市におきましても防災士養成講座が開催されておりまして、多くの防災士が誕生していると認識はしております。昨年も、郵便局長会主催の養成講座が開催をされました。本市でも、資格を取得された方が地域で活躍をされるなど、この養成講座に出席した方たちも活躍をしているという現状もございます。特に、郵便局長の局長会は、各地におられます防災の知識を学んでいる方と、日頃から地域の自主防災組織ですとか、そういったところもつながっていただきまして、ともに本市の防災力の向上に御協力いただけないかと考えました。そこで質問ですけれども、本市在住の防災士との連携についてどのように捉えているか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、議員御案内の防災士についてでございます。防災士につきましては、認定NPO法人の日本防災士機構が防災について十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを認証した人材であり、災害時に自身や地域の防災、減災のために的確な行動を実践できる非常に心強い人材であると認識しておりますが、防災士資格取得者の実数や活動実績については把握できていないのが現状であります。本市における防災士の皆様には、それぞれ防災士としての知識やリーダーシップをこれまでも地域や職場で発揮していただいているものと存じますが、議員御指摘のとおり、防災士の皆様がより効果的かつ円滑に活動を行っていただくためには、防災士会等の発足、防災士同士のつながりを持っていただく必要があるものと考えております。一方で、団体の発足に当たりましては、この資格取得がボランティア精神に基づく行動に委ねられていることを踏まえ、また、業務上の必要性として防災士資格を取得されている場合もあるため、本市としましては、自主的かつ自律的な団体の発足に期待をするところであります。ちょっと防災士の活動を御紹介させていただきますと、本年5月25日、男女共同参画あまみ会議の総会がございましたが、総会の後に、防災士の轟木美来さんより実体験から見る女性と防災のあり方と題した研修会が開催され、多くの市民が傍聴した実績もございます。まずは個々の防災士の活動を通して、その後に団体へと発信、発展していくことを期待をしております。いずれにいたしましても、地域の防災力向上のため、防災士資格取得者と防災意識の高い地域住民の方々とが連携を密にすることは重要であると認識しておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りたいと存じます。

17番（栄 ヤスエ君） 御答弁いただきました。ありがとうございます。今、まだ団体として成り立っておりませんので、そういったところとの、市との協力ということは難しいかなというふうな認識しております。しっかりとまた、地域にいらっしゃる方たちもいらっしゃるので、まだ自主防災組織の方たちにも、どこにこうやって住んでいるという、局長さんたちを通じて結構把握ができると思いますので、そういったことも含めてですね、また、防災士は地区の防災計画を立てるようなこともしておりますので、そういったところも学んでおりますので、是非、活用していただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。2の平和行政についてですけれども、2025年は終戦より80年、被爆80年を迎えます。非核平和宣言都市を、宣言をしている本市として、市民向けのパネル展やVRを活用した原爆展（仮称）などの開催についての質問でございますけれども、日本は世界

で唯一の被爆国です。明年は、広島、長崎への原爆投下から８０年、第２次世界大戦終結から８０年の節目の年です。３月には核兵器禁止条約締結国会議が開かれる予定とのことです。奄美群島は、昨年、日本復帰７０周年を迎え、斎藤国土大臣に出席していただき、記念式典や国体の相撲競技を奄美市開催するなど、７０周年を記念してのイベントなどが各地で開催されました。奄美群島の学生が語り部の方から７０年前の出来事を聞き取りし、式典で発表があり、次世代へ平和の大切さをつないでいく取り組みもありました。奄美市議会としては、平成１８年６月２３日に非核平和都市宣言に関する決議を行っており、宣言には、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を人類共通の願いであり、奄美市民の悲願であるとあります。また、本市は平和首長会議にも加盟しておりまして、この会議には、８月１日現在、１６６か国８、４１０都市が加盟しているようでございます。そこで、質問を３点、まとめて伺いたいと思います。１、この平和首長会議についてお示しください。二つ目は、本市のこれまでの平和事業の実施状況についてお示しください。３番目に、広島市において、２０２５年に、被爆８０周年記念事業の一環として、原爆当回事下の状況をまとめたＶＲ映像を無償で自治体などへ貸し出す取り組みをしております。映像は１５分で、専用のゴーグルを装着すると、原爆投下の瞬間や復興をしていく町並みを疑似体験できるそうです。原爆の写真やパネル展を通して被爆の実相を市民に広く知ってもらい、核兵器廃絶と市民一人一人が平和について意識を醸成していただきたいと願うものです。この願いを継承していくためにも、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会に加盟している本市として、明年、終戦８０周年記念、ＶＲを活用した原爆８０周年、仮称ですけれども、を開催できないか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） 議員御案内のとおり、来年は終戦８０年を迎える年となります。先の戦争では、広島、長崎には原子爆弾が投下され、尊い命が一瞬にして失われると同時に、一命を取りとめた方々も、筆舌に尽くしがたい苦しみと癒すことができない傷跡を残すこととなりました。また、奄美群島も、本土と行政分離され、昭和２８年の日本復帰まで米軍政府下に置かれることになりました。平成１８年６月２３日、奄美市議会におきまして、非核平和都市宣言に関する決議がなされております。この宣言につきましては、核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現するという願いはもとより、先の大戦において苦難の時代を経験した奄美群島民が世界の恒久平和を願う基本的な考えに基づくものと理解しております。本市におきましては、平和を考えるという点につきまして、これまで、日本復帰に係る先人たちの功績や平和の尊さの伝承を重視して、毎年１２月２５日の日本復帰の日に日本復帰記念の日のつどいを開催し、子どもから大人まで集い、平和を語る行事を行っているところです。併せて、昨年１１月には日本復帰７０周年記念式典を行い、その中で高校生たちが聞き取りをした奄美群島の語り部たちのメッセージを紹介するなど、平和の尊さを訴えました。次年度を迎える終戦８０年に関する本市の取り組みにつきましては、これまでの歴史や経緯と議員御提案の趣旨も踏まえ、今後、検討を行ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。また、本市が加盟している平和首長会議の活動内容につきましては、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解消、更には難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与すること。これらを目的として、署名活動や平和意識の醸成などを行っております。以上でございます。

１７番（栄 ヤスエ君） 御答弁いただきました。詳細の説明、ありがとうございます。もろもろこれまで取り組みをされたことをしっかりと理解しております。それでまた、提案でございましたので、是非、また、このことも含めて、来年８０年を迎えるということで、しっかりまた、検討をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。次、３、市民生活についてでございます。（１）の困難な問題を抱える女性への支援充実についてでございますけれども、生活困窮や性被害、ＤＶなどに苦しむ女性を包

括的に支えるため、困難な問題を抱える女性への支援、生活困難、関する法律が本年の4月1日に施行されております。これまで、困難を抱える女性の支援は、昭和31年に制定されました売春防止法を根拠とした婦人保護事業が担ってきました。しかし、その後、複雑化、多様化、複合化する問題への対処が難しく、地域による支援内容のばらつきも見られたことから、抜本的な見直しが行われてこなかった売春防止法の規定を含め、婦人保護事業を見直すべきとの問題提起がなされました。令和4年の4月、婦人保護事業を売春防止法から切り離し、抜本的に強化することを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、これは議員立法でございますが、が成立をいたしました。新法で大切、大事な点としては、売春防止法を脱却し、意思を尊重した最適な支援や、民間団体との共同との視点も取り入れて、当事者の立場に立った相談対応など、当事者中心の考えが明示されたことにあります。令和5年度の鹿児島県内の19か所の配偶者暴力支援センターに寄せられました相談数が、配偶者からの暴力の相談件数として2,199件で、前年度より229件も多くなっておりまして。2002年での調査開始以来、最も多い数字が出ております。男女では、女性が2,013件というふうなデータも出ております。そこで、質問でございますが、①の本市におけるDVなど、相談支援体制についてお示しいただきたいと思っております。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。本市におきます女性自立支援の施設につきましては、設置はしてございません。必要性が生じた際は、県が設置をしてございます、配偶者暴力対策支援センターなどと連携し、入所に向けた支援を行いたいと考えているところでございますが、現時点では対象者はいらっしゃる状況でございます。また、それと、本市には、DVの避難所ではございませんが、母子生活支援施設がございます。こういうところがございますので、こういうところでいろいろ対応しているという状況でございます。以上でございます。

17番（栄 ヤスエ君） 了解いたしました。支援センターの方の、ちょっとお答えだったかなというふうに思いまして、ありがとうございます。しっかりまた、本市におきましては、そのDVにおける支援体制もしっかりと捉えているってことは認識はしておりますので、また、しっかりとまた、予算もつけながら、しっかりまた、その被害者の対応もしているということも認識をしております。

そこで、2番目の質問でございますが、本市の相談員の配置体制についてお示しいただきたいと思っております。現在は1人体制というふうに認識をしておりますけれども、やはりいろいろ複合的な相談体制もありますので、1人体制で足りるのかどうかも含めて、そしてまた、名称が婦人相談員から、法律が変わったことによって婦人相談員から女性相談員へと変更もしておりますので、そのことについても、また、含めて、お示しいただきたいと思っております。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

本市では、福祉政策課内に家庭児童相談室を設置し、その中には女性相談支援員1名を配置、DV等の相談に対応いたしております。主に相談への傾聴となりますけれども、警察などと連携し、避難の支援等も行っております。なお、女性相談の内容といたしましては、DVのみではなく、家庭不和、離婚問題、住基台帳の事務における支援措置、母子資金借入相談、養育費に関すること、財産問題、住居関係等と多岐にわたり、警察との連携、家庭裁判所への動行、安全確保、自立に向けての支援を行っているところでございます。また、相談員の配備状況でございますけれども、家庭児童相談室の人員3名のうち女性相談支援員は1名で、在職6年目の会計年度任用職員が週4日で勤務をいたして対応いたしているところでございます。以上でございます。

17番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。御答弁いただきました。しっかりと、本当に複合的な、本当に問題を抱えた皆様が御相談に来るので、なかなかまた、あの相談件数も少し少なくなったと

いうふうな現状も聞いております。しかしまた、潜在的にもいらっしゃると思いますので、そういったところも、もしくはまた、探し当てながら、サーチライト出しながら、しっかりと探していただいて、支援につながる体制づくりを、また、是非、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけれども、（２）のジェンダーギャップの解消についてということでございますが、自治体のジェンダーギャップの解消の先進地に、兵庫県の豊岡市の方に取り組ががございます。市はジェンダーギャップ対策室を設置しておりまして、２０２１年度から１０年間を計画期間とする豊岡市のジェンダーギャップ対象戦略を策定しております。市民の理解の向上と、また、事業所の環境改善、そして、家庭内の役割分担の見直し、女性の経済的自立の促進、更には子どもたちの教育に至るまで、体系的に成果目標を定めています。総務企画委員会で、所管事務調査のため、７月に兵庫県の豊岡市を訪問いたしまして、豊岡市暮らし創造部多様性推進ジェンダーギャップ対策室より説明を受けました。

「気がつくと、若い女性が町からすつといなくなっていました。」これは、２０２１年の３月に当時の市長が打ち出した豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略の冒頭の一文でございます。人口減少への危機感から、男女の格差、ジェンダーギャップ解消に取り組みを始めたということでございます。きっかけになったのが、２０１０年から２０１５年の国勢調査で、大学がない豊岡市は、１０代の回復率が男性５２．２パーセントに対して女性は２６．７パーセントとの結果が出たとのこと。特筆すべきは、首長の強力なリーダーシップの下に、この高校生や２０代のワークショップの開催など、戦略の策定に向けて、若い世代の当事者の意見を吸い上げて施策に生かそうとする目線の置き方にあるというふうに思います。そこで、質問でございますが、①でジェンダー主流の考えを行政、そして、民間に根付かせていくための方策についてお示しいただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） 本市では、ジェンダーギャップの解消のため、つまりは性別にかかわらず全ての人が対等にあらゆる分野における活動に参画できる社会の実現に向けて、令和５年３月に第２次奄美市男女共同参画基本計画を策定いたしました。本計画には七つの重点分野を定めております。個別に御紹介申し上げますと、重点分野１、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大。重点分野２、誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備。重点分野３、生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備。重点分野４、女性に対するあらゆる暴力の根絶。重点分野５、生涯を通じた健康支援。重点分野６、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実。重点分野７、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進でございます。この七つの重点分野における施策を全庁的に推進することにより、あらゆる分野でのジェンダーギャップの解消を図っております。ジェンダーギャップの解消は、男女平等という人権擁護の側面のみならず、働き方改革や人口減少対策にもつながる地方創生の取り組みであり、総合政策の一つであると考えております。その重要性、分野の幅広さゆえ、市の１担当課だけでなし遂げられる政策ではございません。行政全体がそれぞれの分野において取り組み、関係省庁と連携しつつ、また、民間事業者の皆様や地域、市民の皆様にも御理解と御協力をいただきながら進めていく必要がございます。今後とも、男女共同参画社会の実現のために、市が主体的に施策の推進に取り組んでまいりますので、議員の皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。今回、議員から御紹介をいただきました兵庫県豊岡市の取り組み、特に若い世代の意見を吸い上げ、施策に生かす姿勢は、これからの地域を担う若者たちのシビックプライド、いわゆる自分たちの住んでいる地域を愛し、より良くしていこう、地域に貢献していこうという思いの醸成につながる取り組みであり、また、私たち労働者世代や高齢者世代にとっても深い学びとなり、ともに地域を盛り上げようという意欲を高める好循環を生むことと思います。本市におきましては、新総合計画であります未来計画策定の過程において、多様な立場の市民の参画をいただき、高校生アンケートやパブリックコメントも踏まえ議論を重ねており、今年度から取り組んでおります情報発信強化事業や政策周知デザイン事業、地域共創による高校未来コンソーシアム事業といった各事業を通し

て、若い世代の意見を地域活性化に生かしていきたいと考えております。加えて、紡ぐきよらの島づくり事業、2次募集における採択事業の一つとして、今回、高校生団体の提案事業が採択されております。事業の内容を御紹介いたしますと、小学生から高校生を対象とした寺小屋や、企画、運営、政策を高校生が担うステージイベントを開催し、世代や地域を超えた交流を通じて、若い世代が故郷を見つめ直すきっかけをつくるという取り組みになっております。また、市民と市長の触れ合い対話を令和4年度から実施しておりますが、本年度は市内の各高校、各専門学校にお邪魔して開催する予定でございます。そういった機会において、若い世代の皆様と意見交換を行い、いただいた意見を市の施策に生かしてまいります。以上です。

17番（栄 ヤスエ君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。しっかりとまた、今のようなことが、取組ができればですね、1回出た女性の人たちもですね、高校卒業して1回、島を離れた人たちも、若い世代の人たちも、しっかりまた、帰ってこようというふうには、気持ちになると思いますので、しっかりまた、そこらへんもお取り組みいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入りますけれども、女性の活躍推進についてなんですが、女性は出産、育児を通じて一時的に育休や産休などで仕事を離れざるを得ないことがあります。キャリアの中断は、仕事に復帰したときにはそのあとの働き方に大きな影響を与えます。女性が子どもを持つと、収入が平均で約6割も減ってしまうというデータもあります。女性が出産、育児を経ても能力を発揮し、キャリアを諦めないで済むために、社会全体の意識改革と働きやすい職場環境をつくり、男性の家事、育児への主体的なかわりなどを粘り強く進めていく必要があると思いますけれども、そこで質問です。国においては、男性の育児休業取得率を向上させるために、給付金の拡充や、民間においても大企業の中には手当を上乗せする動きもあります。ワークライフバランスを進めて、女性が働きやすい環境と意識を変えていく、今後の市の取り組みについてお示しいただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） 本市では、奄美大島雇用創造協議会と連携し、人材確保に向けた事業所の魅力向上の取組として、事業所向けの働き方改革に関する各種セミナーを開催しております。幾つか事例を申し上げますと、子育て世代向けの職場見学バスツアーの開催。子育てと仕事を両立できる職場と求職者とのマッチングなど、女性が働きやすい環境づくりの意識向上に努めており、各セミナー開催に当たっては、子育て世代がより参加しやすいよう、託児サービスも行っております。更に、株式会社リクルートとの連携協定事業として、昨年度は、市内事業所の人材不足解消等を目的とした働き方ワークショップを開催しました。11の事業所から12名に参加いただき、ワークショップの実施により、潜在労働者の引き込みやプッチ勤務の創出、離職防止の取り組みなど、働きやすい職場づくりに学んでいただきました。加えて、株式会社Schooとの連携協定事業として、市内5市町村が合同で開催している官民合同研修会では、昨年度は、中堅層向けにダイバーシティーアンドインクルージョン研修を行い、子育てとの両立を含めた働き方の多様化について、参加者同士のディスカッションを行いました。なお、本市では、女性や高齢者、障害者の方など多くの方が働きやすい環境を整備するために係る費用について、経費の3分の2を助成する働きやすい職場づくり応援事業制度を設け、最大20万円の助成を行っております。実績としましては、女性用更衣室の整備や職場環境改善促進のための研修費用に助成を行ったところでございます。以上のとおり、働きやすい職場環境づくりに関する意識向上及び環境整備への取り組みを、事業者及び就業者の両者に対し毎年度実施しております。更に、本市及び鹿児島労働局で構成する奄美市雇用対策連携協定運営協議会においては、毎年度、事業計画を定めており、仕事と子育てとの両立支援として、女性の活躍促進法に基づく一般事業主行動計画の策定、実施に向けた情報の周知や、女性活躍に関するアドバイザーの派遣調整などが盛り込まれております。今年度は、商工団体向けに県のアドバイザー派遣事業を活用した研修会を開催するため、関係機関との調整を行っておりま

す。議員おっしゃるとおり、社会全体の意識改革と働きやすい職場環境づくりは地道に粘り強く進めていく必要があります。今後も、出産や育児、または介護という様々な家庭状況にあっても、誰もがキャリアを諦めずに働き続けられる職場環境づくりに向けて、関係機関と連携しながら着実に取組を進めてまいります。

17番（栄 ヤスエ君） 詳細な御説明、ありがとうございました。しっかりと取り組みもなされているということは分かりましたので、また、この取り組みをしっかりと、進めていただきながら、更にまた、誰もが働きやすい、また、奄美市づくりに取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。次は、（3）の子育て世帯訪問支援事業についてなんですけれども、本年4月、改正児童福祉法の改正内容の多くが施行されまして、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越え、新たに全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置が努力義務というふうになりました。妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関するあらゆるチャンネルからつながれた相談を受けて、関係機関などと連携して総合的な支援を行うためのサポートプランの作成とケースマネジメントを担うとされており、①なんですけれども、この法改正を受けて、こども家庭センターの設置とその事業展開に向けて本市ではどのような取組がなされているか、お示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。議員御質問のこども家庭センターの設置につきましては、子ども家庭総合支援拠点、これは福祉政策課の方でございます、と、子育て世代包括支援センター、これは健康増進課の方でございますが、この二つを所管する二つの課で現在、検討しているところでございます。こども家庭センターは、議員も御承知のとおり、両機能のよいところを残したまま設置することとなっておりますので、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターで実施している事業は全て同センターに移行するものと想定してございますけれども、今後の検討課題と考えているところでございます。以上でございます。

17番（栄 ヤスエ君） 御答弁いただきました。検討はなされているということで理解いたしました。しっかりと、この縦割りの壁もあると思いますけれども、しっかりと、子どもたち、また妊産婦含めて、市民の皆様が相談しやすいような、また、センターづくりの、前向きな御検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の、すいません、重要なのはですね、法改正によって子育てセンターのサポートプラン等に基づいて行われることとなった子育て世帯の訪問支援事業でございまして、こども家庭センターが具体的に課題を抱えた児童や家庭のために送り込む支援として大きな期待を持って受けとめられているサービスです。国の子育て世帯の訪問支援事業ガイドラインにおきましては、出産直後のみならず、家庭と、また、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、また、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象としています。そして、単なる家事、育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事、子育て支援を通じて、支援対象の家庭が自立して生活できるように、支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像であるとされており、そこで質問なんですけれども、②のこの子育て世帯訪問支援事業について、本市の取組状況をお伺いしたいと思います。お示してください。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

本事業につきましては、令和5年度まで実施してございました養育訪問支援事業が二つに分かれまして、新たに子育て世帯訪問支援事業に変更になったものでございます。内容といたしましては、家庭訪問支援員や子育て世帯訪問支援事業所、ヘルパー事業所でございますが、が訪問をいたしまして、家事や育児などを行いながら養育者の困り事に対する相談等を傾聴し、世帯の孤立感や孤立を防ぐことで虐

待などの未然防止を目的とする事業となつてございます。ただし、保護者などの同意がないと本事業を実施できないことから、家庭児童相談員等が対象世帯に寄り添い、信頼関係の構築が重要となつてまいります。なお、養育支援訪問事業は、保健師や助産師等の相談訪問支援事業でございまして、家事、育児よりも相談支援に重点をおいて、令和6年度以降も継続事業となつているところでございます。以上でございます。

17番（栄 ヤスエ君） 御答弁いただきました。今、答弁いただいたとおりなんですけれども、聞き取りのときにですね、しっかりとまた、家庭の中に入って、健康増進課の方にあられると思うんですけれども、家庭の中に入って、ヘルパーさんが、個人のヘルパーさんがしっかり入って、家事や寄り添いしながら、母子、子どもたちの支援をするような支援をしているというふうに聞いておりますので、新しく法律もそういったことも含めてのこの訪問支援事業になっていると理解しておりますので、また、今後の課題とはなると思いますので、どうぞまた、検討のほう、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。（4）の本市における産婦人科休診の影響について質問いたします。市民より市内の病院の産科の休診に関する情報がありまして、奄美で産科のある病院が一つになることに対する不安の声をいただきました。現在、本市には産婦人科のある病院は二つ、奄美群島の妊産婦は、この二つの病院で妊産婦検診から出産、そして、一つの病院におきましては宿泊型の産後ケア事業もしていると認識しております。本市が委託をしていると認識しております。奄美の里帰り出産を選択する妊婦もおります。そこで質問ですけれども、①休診の御案内をしている病院からの、本市へどのような説明があったのか。そして、産科の選択肢が一つになり、リスクの高い妊産婦の対応、また、宿泊型の産後ケアを利用したいなど、安心して安全に出産でき、出産後のケアを受けられる環境は担保されているのか、市民は不安に思っております。本市として産科休診の影響をどのように捉えているのか、併せてお示してください。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、まず私の方から、産科の至った経緯について、まず御説明させていただきますと思います。

議員の御質問のとおり、令和6年、今年の8月14日付で、名瀬徳洲会病院のホームページにおいて、当面の間、産科を一時休診にさせていただくとお知らせがございました。11月1日から島内で出産ができる医療機関は1か所となることに伴い、市民の皆様も不安に感じられることと思います。休診に至った経緯でございますが、産科の医師の異動によりお産の安全性の担保ができないのが最大の理由と伺っております。また、産科の医師のみでなく、小児科及び麻酔科の常勤の医師が不在であることも、安心して出産できる体制がとれない理由と伺いました。今後につきましては、徳洲会病院によりますと、産科、小児科、麻酔科の医師の確保に努め、産科の再開を目指していくと伺っております。それと、先ほどお尋ねになりました産後ケアにつきましても、私たちといたしましても、早速、徳洲会病院の方にお伺いしまして、意見交換をさせていただいております。そういったことから、産後ケア、各種検診の市民サービスにつきましても、低下しないよう、徳洲会病院と連携をとって進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

17番（栄 ヤスエ君） 御答弁いただきました。行政ですので、その説明しかできないと思いますが、しっかりまた、本当に不安に思っている市民の皆様がいらっしゃいますので、産後ケアも含めてなんですけれども、今後、しっかりまた、病院の方と協議を重ねながらですね、奄美市、奄美全体、群島を担う、年間で350人のお子様が生まれているというふうに、データにもありますけれども、しっかりまた群島を担うような産科が一つ、閉院してしまうことは本当に大きな影響があると思いますので、新聞記事でございまして、名瀬保健所の所長のコメントですけれども、医療機関への立ち入り検査は指導したり指示したりできる分野ではないと前置きしまして、住民、地域にとって産科医療サ

ービスの選択肢が狭まることは決して好ましい状況ではないと。地域医療等についても考える場には積極的に参加し、ともに知恵を絞りたいというふうなコメントも寄せておられますので、しっかりまた、本市としては、出産を控えている妊産婦が安心して病院を移行でき、また、安心して出産ができるような相談体制も含めてですね、強化をしていただきたいと思いますので、今後とも取り組みをよろしく、注視していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問なんですが、次の質問、（４）教育行政について。本市における学校の統廃合につきましては、午前中の弓削議員の答弁で理解いたしましたので、最後の（２）の学校の統廃合の施設、廃校後の施設活用について、質問させていただきます。少子化に伴う児童・生徒数の減少により、全国で毎年４５０校程度の廃校が、施設が生じているとのデータがございます。また、令和６年８月現在、鹿児島県内で廃校の活用用途を募集している数は３２施設となっております。廃校施設は自治体の貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効に活用していくことが求められております。前提ではありますが、本市の学校の統廃合が進み、学校が廃校になることは地域の衰退にもつながり、廃校施設の有効な利活用を推進することが地域の活性化になると考えております。事例といたしまして、茨城県の城里町では、フットボールクラブのクラブハウスですとか、また、練習場として活用したりとか、もろもろ、宿泊施設にしたりとか、いろいろな事例もございます。学校の廃校後の施設活用について、本市のお考え、想定でございますけれども、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員御質問の学校の廃校後の施設活用についてお答えします。

現在、本市において小・中学校の統廃合の予定はなく、廃校後の施設活用についても具体的に検討したことはございません。公立小・中学校の施設については、多額の補助金等を投入して整備された施設であるとともに、地域住民にとって身近な公共施設であることから、廃校や休校となった場合は、地域の共通の財産として可能な限り積極的に有効活用することが求められております。全国的には、少子化の影響等により、先ほど議員から御案内がありましたように、毎年平均４５０校程度の廃校施設が発生しており、文部科学省においても、みんなの廃校プロジェクトと称して、活用事例の紹介や廃校施設情報の公表、企業とのマッチング等を行い、廃校施設の活用推進に取り組んでいる状況でございます。学校施設に限らず、公共施設の維持管理や利活用のあり方については、本市における全庁的な課題でございますので、引き続き、関係課と情報の共有を図りながら、具体的な廃校施設利用が生じた際の取り組み方法についても、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１７番（栄 ヤスエ君） 答弁いただきました。想定でのお話で申しわけなかったんですけども、しっかりまた目に見えているところもございまして、住用地域におきましても、中学生が２人というか、また、小学校が休校しているとか、いろいろな学校も出てきておりますので、そういったところの、また、将来的な利活用ですか、生徒がもしいなくなった場合の利活用等も含めて、今から、また、議論をしていただきたいなというふうに思いましたので、今回質問させていただきました。廃校の活用については、地域の意見も十分に聞いていただきながら、民間の知見もしっかりと生かしていただきながら、リノベーションですとか、もろもろですね、活用方法もあると思います。また、地域が活性化できるような取り組みも検討いただきたいと思いますので、持続可能な地域になりますように要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後４時４９分）

第 3 回 定 例 会
令和 6 年 9 月 4 日
(第 3 日 目)

9月4日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君
市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
福 祉 政 策 課 長	長 井 和 揮 君	こ ども 未 来 課 長	米 田 大 樹 君
健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	盛 功 一 君
保 護 課 長	本 田 邦 洋 君	重 点 政 策 推 進 監	畠 山 正 明 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	建 設 部 長	坂 元 久 幸 君

9月4日(3日目)

都市整備課長	永田 公洋 君	土木課長	安村 幸一郎 君
上下水道部長	川上 浩一 君	教育部長	正本 英紀 君
学校教育課長	小出水 明洋 君	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	夜差 輝信 君
学び・スポーツ 推進課長	押川 裕也 君	文化財係長	河村 貴志 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	向井 渉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押川 治 君
議事係長	田川 正盛 君	議事係主査	重井 真人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

18番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広でございます。令和6年第3回定例会一般質問の前に、このたびの台風10号によりまして被害を受けられた全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。皆様が一日も早く元の生活に戻られますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、それでは早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

2024年度、令和6年度の奄美市の当初予算は、一般会計歳入歳出総額で321億8,269万1,000円となっております。前年度と比較いたしますと、令和5年度の当初予算は311億3,340万5,000円でありますので、前年度よりも3.4パーセント伸びております。金額にいたしますと、約10億5,000万円の伸びであります。この321億円余りの当初予算に対しまして、第2回定例会、そして第3回定例会と、それぞれ補正予算が計上されております。その補正予算のこれまでの推移と、また若干、中身を述べたいと思います。第2回定例会で上程されました主な補正予算といたしましては、6月から定額減税が実施されております。所得税、住民税合わせますと4万円。しかしながら、納税額が少なく控除しきれない人たちのために1万円単位で切り上げて支給するという、これは定額減税調整給付金といいまして2億8,000万円計上されております。この2億8,000万円に対しまして、奄美市の財政調整基金から3億円繰り入れして財源に充てるということであります。ちなみに、8,100名が対象者となっております。そのほかには約4,400万円の計上されている予算は、これはコロナのワクチンの接種の業務委託料であります。皆様御案内のとおり、昨年5月にワクチンが2類から5類に移行いたしました。本来ですと国費で賄っていたところではありますが、5類になり、1人当たり1万5,300円経費がかかると言われておりまして、それに対して、国が8,300円助成し、また、奄美市が4,000円助成することによって、個人負担が3,000円となっております。このワクチン接種につきましては、65歳以上の方、そしてまた60歳から64歳までの方が、これは基礎疾患を持った方が対象となっております。あくまでもワクチンの接種は自己判断、任意ということではありますが、しかし、1人でも多くの方が接種されることを願っております。そのほか、安田市政の一丁目一番地であります、子育て支援のまさに最上位に位置しております、第2回定例会で上程されました認定こども園の整備事業であります。住用地区、笠利地区の認定こども園の工事請負契約といたしまして、総額で19億2,500万円計上されております。本来でしたら令和8年の4月とともに供用開始というところでありましたが、先だっのての当局の説明では、笠利地区は令和7年度の4月から実施するというものであります。そのほかいろいろ補正予算ありますけれども、割愛したいと思います。そしてまた、この第3回の定例会に上程されております専決補正2,500万円。これについては、私が先ほど述べた定額減税調整給付金の追加補正となっております。そして、議案第51号、これは皆様、議員の皆様にはお手元にもう既に配付済みだと思いますけれども、この51号の補正

予算8,790万8,000円、この補正予算はこれから各常任委員会等で議論をする予定になっております。この第2回、第3回と補正予算が計上されました。総額で6億6,866万円となっておりますので、当初予算の321億円余りにそれを加えますと、この第3回定例会終了時には328億5,135万1,000円の一般会計の予算となります。今、市民の暮らしや生活を見ておきますと、大変厳しい生活を余儀なくされております。この数年、ずっと物価が上昇し、そして、その中で家計のやりくりをしながら納税をしておられる市民が多くおられます。これはまさに血税でありまして、この私たちが毎回審査している補正予算も、しっかり、市民の税金を1円たりとも無駄にしないという思いでしっかりと審査、協議して、また採決をしていきたいと、改めて思うものであります。

さて、それでは本題に入りたいと思います。1番目の、市長の政治姿勢についての(1)安田市長の就任のこの2年間というのは、経済再生、そしてまた財政健全化を最重要視して取り組んでこられたと思います。奄美市の第2次財政計画終了時における基金の取崩し額、基金の積立額、そして償還額、起債総額をお示しをいただきたいと思います。皆様御案内のとおり、奄美市の第1次財政計画は合併直後の平成18年度から平成27年度までとなっております。そして、第2次財政計画が、皆様御案内のとおり、これは、今、継続中ではありますが、平成28年度から令和7年度までとなっております。私は、先の第1回定例会で、これから実施予定の第3次財政計画について当局に問いました。当局は、これから実施予定の第3次財政計画については、昨今の社会情勢、そして本市の決算状況、更に今後の財政計画をしっかりと踏まえながら、財政シミュレーションをしながら、将来の財政運営を見通すことが極めて重要であると、このように答弁されております。そしてまた、この第1次、第2次財政計画を行う中で、将来負担比率、実質公債比率も大幅に改善をされている。そしてまた起債残高も順調に縮減している、このように答弁を結ばれました。そこで、質問であります、この第2次財政計画終了時、令和7年度時になりますけれども、本市の基金の取崩し額、基金の積立額、償還額、起債総額をお示しいただきたいと思います。

これからの質問は発言席で行いますので、当局の皆様におかれましては、答弁は簡潔、明瞭なる御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

総務部長（藤原俊輔君） おはようございます。それでは、お答えいたします。第2次財政計画では、健全な財政運営を念頭に、各年度の歳入歳出の動向や各種財政指標とあわせ、起債残高や基金保有高などの目標値を設定しており、毎年度の実施計画や決算状況を踏まえながら状況分析を行っております。議員御質問の基金の取崩し額と積立額につきまして、事業目的ごとに活用する特定目的基金の総額で申し上げますと、令和元年から令和5年度までの直近5年間の取崩し額は9億円台から24億円台、積立額は12億円から38億円台で推移しております。第2次財政計画終了時の令和7年度末の基金取り崩し額は22億円、積立額は9億円を見込んでおります。なお、第2次財政計画スタート時の平成28年度の基金残高は115億円でありましたところ、令和7年度末の基金残高は126億円を見込んでおります。また、起債額と償還財源確保分を除く起債額につきましては、奄美市の全会計で申し上げますと、令和元年から令和5年度までの直近5年間で、償還額は50億円から56億円台、起債額は29億円から36億円台で推移しております。第2次財政計画終了時の令和7年度末の償還額は58億円を見込んでおります。起債総額は32億円を見込んでおります。なお、平成28年度の起債残高は511億円でありましたところ、令和7年度末の記載残高は498億円を見込んでおります。今後におきましても、社会情勢などの変化により変動することも予想されますが、毎年度、実施計画及び財政計画を見直ししながら、計画性を持って取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

18番（与 勝広君） ただいま基金の取崩し額、積立額、償還額、起債総額を述べていただきました。

私は、令和4年の第1回定例会でこの四つの数字を確認したところ、令和4年から令和7年まで、基金の取り崩し額が8億円台から12億円台、そして、基金の積立額が3億円台から6億円台、また償還額が55億円台から60億円台、そして、起債総額が33億円台から35億円台、今のこの数字の大体想定内に入っているなという感じがいたします。この四つの数字を聞きますと、大体その自治体の財政運営というのがよく分かりますけれども、私は、それでも、やはり奄美市は、今、大変な財政状況にあるのではないかと考えております。と申しますのは、例えば、私たちが今、この財政指数を見たときにですね、これが、今、0.27、財政力指数が0.27となっております。これは1に近ければ近いほど財政力が高いと言われている数字で、鹿児島県で19市ありますけれども、この19市の中で、この数年来、ずっと最下位になりますね。そして、もう一つ、経常収支比率というのを見ると、これは財政構造の弾力性を見る。この経常収支比率というのは、これは70パーセント台が理想とされておりますけれども、全国平均が88パーセント、奄美市は更にそれを上回って93.9パーセントですので、結局これはどういうことを意味するかと言いますと、財政の弾力性が失われつつあると、硬直化しつつあると。ということは、自由に使えるお金がもう制限されているということですね。私がやはり心配するのは、市長が掲げております一丁目一番地の政策、子育て支援。これは財源をかけなくてもできるものから、相当の予算を要するものまでたくさんあります。子育て支援の関するものなど、例えば、名瀬地区の保育所施設整備事業、これはまた同僚議員が後ほど質問しますので、詳しいところまでは行きませんが、この、例えば子育て支援のための名瀬地区の保育所施設の整備事業。これは議員が何度も何度も聞いておりますけれども、今後のスケジュール、予定、こういったことも含めてお願いしたいと思います。そして、もう1点は、やはり財政力が、今、大変厳しい状況の中で、私に言わせれば、奄美市は、今、綱渡りをしながら財政運営をしているんじゃないかな。その綱の幅が大きくなるのか小さくするのか、これは、これからの第3次財政計画の様々な数値目標等もありますので、そしてまた、財政健全化とセットでしっかり、これは職員の皆さんも緊張感を持って、日々頑張っていただきたいと思っています。そして、もう一つ心配するのはですね、こういった財政的に厳しい状況の中で、当然、市長の子育て支援の政策もやっていかなきゃならない。これはある意味、財政基盤がしっかりしているということと、財政運営が確実にちゃんとされているという裏付けのもとにされる政策であると思うんですよね。私が心配するのは、こういった厳しい状況の中で、例えば市民福祉サービスの低下、縮減、これが今後、実際に行われるのではないかと、そういう心配しております。だから、この市民福祉のサービスの低下や縮減が行われないための財政運営をどのように考えているか。その二つを御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、私の方から、今後の財政運営についての考え方について答弁させていただきます。

議員御案内のとおり、第2次奄美市財政計画の目標達成に向け着実に推移しておりますが、本市の財政基盤は依然として厳しい状況下でございます。また、人口減少や物価高騰などの社会情勢の変化、多様性、複雑化する行政ニーズ、公共施設の老朽化への対応などにより、今後も厳しい財政状況が予想されます。今後の財政運営におきましては、堅実な財源確保に取り組みながら、選択と集中、官民連携の視点から、効率的、効果的な事業を行う必要があると考えております。まず、歳入におけるポイントとしまして、1点目が、産業振興による稼ぐ力の強化による市民一人一人の所得向上を図ること。また、ふるさと納税やネーミングライツなど財源創出を図り、堅実な財源確保に資すること、2点目が、有利な補助事業や起債を活用し、充当財源の確保を図ること。3点目が、施設の維持管理と運営に対する財源確保のため、適切な使用料のあり方の検討を行うことなどを念頭に財源の確保をする必要がございます。次に、歳出のポイントといたしまして、1点目が、事業のあり方や継続の必要性の見直しを行い、事業のスクラップやサンセット方式の徹底を図ること。2点目が、既存施設の整理統合、新しい施設の必要性の議論を行い、時代に即した対応や対策展開を図ること。3点目が、働き方改革の推進を行い、

事務改善やデジタル推進による事務の効率化、職員負担軽減を図り、人件費の抑制につなげることなどを実施することにより、歳出の精査を行う必要がございます。どのような状況下においても住民福祉サービスの提供を継続していくことが行政の役割であり、その裏付けとなる重要な基盤が財政の安定化でございます。このため、今後も、実施計画や財政計画を踏まえ、将来の財政運営の見直しを堅実に見極めていくことが重要であると考えております。以上でございます。

18番（与 勝広君） 部長から答弁いただきましたけれども、この財政運営というのは、本当にもう緊張感を持って、そして、やっぱり財政シミュレーションをしっかりとやりながら、今、どうなのかということをしつくり返しやりながら、社会情勢等にもよりますので、しっかりとそこを、また、やっていただきたい。やはり、先ほどから言っていますように、奄美市の財政、厳しいというもう一つの要因は、義務的経費がですね、この数年ずっと上昇している。人件費、扶助費、公債費、この三つはもう避けられないぐらい、もうずっと上昇しておりますので。それに加えて、これから喫緊の課題である大型公共事業も待っています。この大型公共事業なども、子育て保健福祉複合施設、これも市長の、これは子育て支援の、これも上位に位置するものだと思いますけれども、これも約、これから30億円ぐらいかかると言われております。そしてまた、ほかは、斎場の大規模改修、これは大体6億円から7億円ぐらい。そして、消防本部の建て替えとクリーンセンターの更新事業。これは両組合でこれからその方向性も決まり、大体どれぐらいの規模ということも出てくるかと思います。そして、私が心配するのは、公営住宅の老朽化対策が、本当、これから相当これはお金がかかるなど。これから何年間かけて、100億円余る、これは予算を要します。でありますので、こういった公共事業もこれからやっていかなきゃいけないということも念頭に入れながらですね、そして、やはり市民の福祉サービスが低下しないように、しっかりと頑張ってくださいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。下方地区の平松コミュニティ用地の活用についてお尋ねいたします。この平松コミュニティ用地につきましては、全員協議会などで説明を受けましたが、その後の進捗状況、2点あります。まず1点目は、下方地区の交流施設の整備事業。これまでこの地域の方々と何度も何度も話し合いをし、最終的にこのコミュニティ用地に整備するということと、あと安勝町にある地と知の交流施設、これを参考に整備したいという、こういった意向でありました。

2点目は、奄美陸上自衛隊の奄美駐屯地の宿舎、今現在、奄美市内には3か所、宿舎があります。佐大熊宿舎は3階建てで24戸入居しております。そして、朝日宿舎、これは6階建てで47戸が入居しております。また、浜里宿舎、これが5階建てで27戸入居しております、あわせて98戸入居しておりますけれども、その後、また、陸上自衛隊の奄美駐屯地から宿舎を市内に整備したいという要望を受けて、立地条件、その面積などを考えたらこの平松のコミュニティ用地が適しているということに決断に至ったと、こういう話でありました。この陸上自衛隊の奄美駐屯地の宿舎の今の進捗状況、規模だとか、あと、これは防衛省にこの土地を売買するということだったと思いますけれども、こういった契約などが、今、どういう状況になっているのか、併せて御答弁をお願いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、平松コミュニティ用地の活用についてお答えいたします。

1点目の下方地区交流施設整備につきましては、まずは敷地の広さをどの程度に想定するかということで、奄美市内に現存する同様の施設の中から、奄美地区に整備した地と知の交流施設をあくまで参考事例として提案させていただいたところです。施設の規模は現時点では決まっておきませんので、今後、大きさやどういう機能を備えた建物がいいのか、駐車場をどの程度確保すべきなのか、地域の方々と話し合いながら具体的に計画していきたいと考えております。しかしながら、整備に当たりましても多額の財源が必要となりますので、共用後の維持管理費用なども含めまして、適切な規模での施設計画を検討していきたいと考えております。また、スケジュールにつきましても、現時点では決まっておきませんが、自衛隊への土地分譲の決定や宿舎整備の動きなどを踏まえ、また整備に必要な財源の

確保も見据えながら進めていきたいと考えております。

2点目の自衛隊宿舎の件でございますが、自衛隊の方には本市の当該コミュニティ用地の活用方法決定をお伝えしておりますが、現時点では土地取引の具体的なお話までは進んでおりません。ただ、本年6月には、地元の奄美駐屯地より、改めて市の提供可能な土地の面積に関する問い合わせを受けたところであり、自衛隊の方でも土地の取得や宿舎の整備計画等について検討を進めているものと思っております。今後、正式に申し入れがあると思いますので、そのことを受けて、具体的に協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

18番（与 勝広君） この奄美駐屯地は、ちょっと話は横に逸れるかもしれないけれども、7月の4日に大規模災害等による緊急避難時の協定が締結されました。これは、2022年にトンガ沖地震が発生して津波警報が出たときに、その奄美駐屯地の体育館や敷地などを提供していただいて、その流れで、今回、締結されたと思うんですけれども、やはり奄美駐屯地としても、地域に開かれた駐屯地、そしてまた、市民に少しでも貢献したいという、こういう思いがあつての協定だったと思います。やはりそういったことなども察して、当然、相手があることですので、相手がどういうまたこの思いで来るのかということも大事ですので、これも早々と解決できるようにですね、ここをまた、防衛省が買うとなったら奄美市の財産収入にもなるわけですので、しっかり取り組んでいただきたいなど。それと、下方地区の交流施設につきましては、これも先ほどから申し上げているように、これまで何度も地域の方と話し合いをし、最終的にこの平松のコミュニティ用地ということで決定しました。これもですね、もういろいろ管理の問題とか運営のいろいろあるかもしれませんが、早くそこを詰めて、とにかく前に進めていただきたいと思います。今現在、この平松のコミュニティ用地は、ここの住民の方に駐車場として30台貸付けしてるのと、あと、ここの老人会の方々にグラウンドゴルフの練習場として貸付けをしておりますが、このグラウンドゴルフを練習している方々から私に2・3回問い合わせがありまして、これからの平松のコミュニティ用地に交流施設と自衛隊の宿舎が建ちますけれども、建った後もそこを活用させてくれないかということがありました。当然、そこのどれぐらいの規模ということもあるかと思いますが、また、できれば、もし活用できるのであれば、例えば交流施設などはトイレを、当然、完備しなきゃいけないんで、そこのトイレの管理は、ここを借りている老人クラブがやるとか、そういう形になるとか、また、あと倉庫などもつくっていただければと思います。やはりこの、今、利用している老人会の方々も、この方々も地域のいろいろな役職に今でも現在就いていらして、そしてまた、地域貢献もされている方が多いので、やはりグラウンドゴルフも、いつ頃流行ったか私も定かじゃないんだけど、やはり健康増進の場、認知症も解消できる場、いろいろな形で利点もあると思いますので、是非、前向きにですね、活用させていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか、

総務部長（藤原俊輔君） 次に、整備後のグラウンドゴルフ場として利用できないかとの御質問でございますが、現在の活用方針案では、下方地区の交流施設用地、そして、公共事業による移転用地、それから、自衛隊宿舎の整備用地としての活用を計画しておりますことから、この場所でのグラウンドゴルフ場としての利用は、敷地面積、利用面積等を考えますと厳しいものと考えております。地元自治会との話し合いの場におきましても同様の意見がございましたが、私どもとしましては、近隣にあります小宿中央公園、こちらの多目的広場の活用を検討していただきたいという説明を行ってきたところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

18番（与 勝広君） 近隣に多目的広場がありますね。これは、今後、交流施設、宿舎がどういう形でできるかということにもよりますが、今、厳しいという話がありましたけれども、もしそういう形で提供するのであれば、さっき言った倉庫とかね。トイレはちょっと向こうも改修しないと、和式のトイレなもんですからね。高齢者はやはりかがんでなかなか難しい状況もありますので、そこもまた、地域の

老人会の方々としっかり話し合いをして、前向きに、地域の方が安心してできるような体制をとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の職員の綱紀粛正及び服務規定について質問させていただきます。2019年の6月議会で、その2019年という年は、例えば教育行政、また一般行政の職員のかんりの不祥事がありまして、奄美市議会で、この2019年の6月議会で、職員の綱紀粛正及び職務規定についてという形で動議を提出いたしました。あれから5年という歳月が流れて、これは私なりに地域の、この職員の皆様方の動向などを見ておりますと、これはあくまでも私のこれは見方ですけれども、例えば、職員が公務中に接触事故を起こし、これが専決処分で損害賠償をといる、この専決処分などもたびたび出ております。また、最近では、去年の12月に議会に報告があった、住用の国民健康診療所の歯科による、これは21年間にわたって、これは住用村時代からですね、この銀歯を売買した、総額675万円なんだけれども、これをきちっと市の会計に入れずに処理していたと。これはもう事件性がないということで終わっていますけれども、私に言いましたら、この21年間、分からなかったということが、これがもう不思議でなりません。いろいろあったと思いますけれども。それと、直近ではですね、雨の後の土砂を除去するための経費の一部の350万円余りを、正式な手続をとることなく職員が別の事業に使ったと、こういう事案がありました。私はなぜ、これを取り上げるかといいますと、先ほど冒頭でも申し上げたように、市民の暮らしや生活というのは本当に大変な状況で、例えば、職員が公務中に接触して、損害賠償はこれは専決処分で出されます。金額の多少にかかわらず、これは接触事故をした職員が出すのではなく、これはあくまでも公金ですのですね。そしてまた、この勝手に職員の胸先三寸で税金を使う。これなど、我々はずっと、例えば、今日敢えて当初予算から補正予算の話、しましたけれども、やはり補正予算1個1個しっかり議会で、また、常任委員会等で審査をし、その中で議会が議決して当局が執行するという、そういう流れでやっております。勝手に本当に市民の血税を職員の胸先三寸で使うというのは、本当にこれはもってのほかだと思います。そういう意味合いも込めて、今回、職員の綱紀粛正と含む規定についての質問をさせていただきました。市長はですね、やはり、今言った職員の綱紀粛正、服務規程、この遵守の徹底を図って、また、職員にあつては常に公僕であると。そしてまた、市民の先頭に立って頑張ると、そういった思いを忘れることなくですね、再発防止に努めていただきたいと思います。これに対していかがでしょうか。御答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。与議員の御質問にお答えいたします。

職員に対する綱紀粛正につきましては、日頃から、職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、公務への信用を失墜したり、また、市民の疑惑や不信を招いたりすることのないよう、繰り返し要請してきているところでございますが、議員御案内のとおり、複数の不祥事案が発生したことから、2019年の6月議会において、職員の綱紀粛正及び服務規律遵守を求める決議について、が採択されました。私どもはこのことを重く受け止め、全職員に対し、綱紀粛正、服務規律を徹底し、市民の信頼回復に努めるよう強く要請してきたところでございますが、議員御指摘のとおり、その後も職員の不祥事がたびたび発生しており、そのたびに職員に対して綱紀粛正を厳しく指導しているところでございます。直近では、住用総合支所での令和5年度災害復旧費の予算執行に際し、不適正な事務処理が行われていたことが判明したため、議員の皆様には全員協議会等で本事案の内容を説明をさせていただくとともに、関係した職員に対しましては懲戒処分を行い、全職員に対し、コンプライアンスの遵守など、改めて綱紀粛正を要請したところであります。併せて、契約担当課において、本件の概要や問題点、今後の再発防止策を整理し、公共施設の軽微な維持補修及び修繕に関する内部規則を作成し、それを基に職員研修を実施したほか、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上を目的とした公益通報制度、いわゆる内部通報でありますけれども、これについて、改めて本制度の内容を職員へ周知し、認識を深めさせるなど、再発防止及びガバナンス、いわば組織統治の強化に努めているところでございます。そのほかにも、副市長が就任以来、毎週欠かさず職員向けに送っているメールでのメッセージがありまして、そこ

18番（与 勝広君） そのフォーラムは、副市長、参加したんですね。簡単にちょっと所見を述べてください。どうだったのか、思いを。

副市長（諏訪哲郎君） おはようございます。私も、議員の御案内のとおり、大矢館長と下森町長の御講演、そしてパネルディスカッションをお聞きいたしました。フォーラム全体で印象に残っておりますのが、会場から発言された市民の皆さん、何らかの形で田中一村と関係をお持ちで、一村のことを生き生きと語っておられました。私は本や作品を通しての田中一村しか知りませんでしたが、発言された方々は生前の田中一村と直接交流があり、そういう記憶を会場の参加者全員で共有できたということは大変有意義であったと考えております。下森町長の御講演では、津和野町の歴史や文化を保存、活用する取り組みをお聞きしました。町長のまちづくりにかける情熱、地元津和野を誇らしく語る姿というのが非常に印象に残っております。以上です。

18番（与 勝広君） 今、副市長も出席されて、やっぱりこういう歴史、文化、そしてまた一村のこともそこでよく分かったということでもありますけれども、私がやっぱり大事だと思うのは、これだけのアンケートの結果が、9割がね、奄美の歴史や文化を大切にしまちづくりに生かしていただきたいという、これはもう9割の方がそういう回答をしているわけですので、これに対してですね、当局の方は、奄美の歴史や文化を生かすまちづくり、美術館を生かすまちづくりについてアンケートを受けて、奄美市だったらどういう形でできるかとか、そういう議論、それに向けての話し合いとかされた経緯はありますか。

教育部長（正本英紀君） それでは、フォーラムを踏まえての本市における議論についてですが、現時点では具体的な議論はされておりませんが、議員も御承知のとおり、未来の奄美市づくり計画においても、本市を含む奄美の歴史、文化を特別な地域の魅力の一つとして捉え、奄美特有の歴史や文化を守り、生かし、つないでいくことを目標の一つとして各種事業に取り組んでいるところです。今回、フォーラムにて御紹介がありました津和野町の取り組みは、文化財や地元出身画家の美術館を町全体の構成に取り込み、観光や教育に活用しており、本市においても、県の施設ではございますが、田中一村記念美術館もございますので、津和野町の取り組みは大変参考になると捉えております。津和野町の取組については、今後、本市の関係部局とも情報を共有し、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

18番（与 勝広君） 私はやはり、この迅速な対応がですね、やっぱりこういうアンケートを受けて、もうこれ、あれから、去年の5月の話ですよ、今、こういう形で答弁されるということは、恐らくもうその、よかったなで終わったと思うんですよ。やっぱりそれを何とか、奄美市がどうしたら発展するのか、どうしたら人を呼べるのかという、いろいろな市民の意見、団体の意見がありますので、それを一つでも受けたら、やはりそれを咀嚼して、奄美市がどうしたらそうなるかということを、是非ですね、これは、当局のこれは怠慢じゃないかなと私は思っております。それで、私は今、田中一村の話ありましたが、この津和野町というところはですね、山陰の小京都と言われて、年間120万人の方々が訪れる。だから、歴史や文化、美術館を生かしたまちづくりを根底になってるわけですね。この奄美も、去年、コロナが明けて、人や物の流れも活発になって、観光客、また、インバウンド等も、クルーズ船も頻繁に来るようになりました。一部の観光業界は少しずつ活気を呈しておりますけれども、でも、全体的に見ると、これ、まだまだなんですよ。地域の活性化という部分で捉えると。私は、そういう意味では、田中一村というのは大事な観光資源になり得ると思うんですけれども、これについてはどうお考えですか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 御案内のありました津和野町につきましては、重要伝統的建造物保存地区に選定されている建物なども生かしまして、歴史と伝統また文化が調和する町として、観光資源を活用した取り組みをされているものと認識をしております。議員からございましたように、本市においては、田中一村の存在というのは、奄美の自然を描いて、また、奄美を終焉の地として奄美を紹介する上でも非常に大きな魅力の一つであるというふうに思います。今、ありました奄美パークの方におきましては、幼少期から晩年までの作品が約80点常設展示されております。また、そのほか、美術館の外には一村の絵に描かれました植物が多く植えられておりまして、一村の奄美への思いを、またそこで感じることができるということで、観光客の皆様には非常に好評かと思えます。また、名瀬有屋町内にあります田中一村終焉の家の周囲の方でも、田中一村が題材とした奄美の植物などもあります。作品と併せて、奄美での暮らしを感じられる場所として観光マップなどにも掲載をして、観光客に案内をしているところでございます。この場で御紹介させていただきますと、9月19日から12月1日までの間、奄美パーク、またNHKなどの主催によりまして、田中一村展が東京都美術館におきまして開催されると伺っております。奄美で描いた代表作と言われますクワズイモとソテツなどを始め、250点を超える作品の展示もあるということで、ここでは宮崎 緑館長による講演会、また奄美出身の唄者が出演するイベントなども開催されるということですので、田中一村が描いた絵画を通して奄美への関心を持っていただく機会にもなるのではないかと期待をいたしております。今後も、奄美パーク、また終焉の家など、田中一村に関する資源を引き続き活用しながら観光の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

18番（与 勝広君） 私は今、田中一村は奄美の観光に大変重要な方なので、そういう観光資源になり得るかという話を、問いをしました。今、部長の答弁は、経緯を少し話ただけで、やっぱりこの、これをしっかり押し上げて、一村を宣伝してやっていこうという、やっぱりそこが大事だと思います。ちょっと田中一村にちょっと触れさせていただきますけれども、昭和33年に奄美の名瀬に到着して、34年から35年にかけては国立療養所奄美療養所で官舎に大体1年間おりました。そして、35年に一旦千葉のほうに引き上げて、この襖絵などを制作して、また36年に奄美に来たときは和光町の一軒家を借りて住んでいるわけですね。そして、それからまた昭和52年に、やっぱり和光園の近くがいいということで、そこで一軒家を借りて、9月に借りたんだけど、わずか1週間ぐらい、10日ぐらいで、9月の11日に食事の支度中に心不全で帰らぬ人となったと、69歳で。その一村が亡くなったのを、昭和54年に名瀬中央公民館で一村の遺作展が3日間開催されたわけですね。その後、昭和59年にNHKの日曜美術館、これは教育テレビで一村のことや絵のことが紹介されて、全国的に注目を浴びました。そして、奄美パークが2001年、平成13年の9月30日に一村記念館として開館したんですけれども、こういった流れからすると、やはり一村をしっかりと全面的に出していく、これは大変重要なこと。ここから先、私の私見ですけれども、例えば奄美空港なども、奄美一村空港と例えば名前をつけたら、奄美は大体30万から40万ぐらい利用者がいるわけです、空港の。やっぱり一村という名を冠すれば、そこに興味を持って、一村の絵も親しみを感じて、そこから広がってくる。例えば、先ほどアマホームPLAZAの話もありましたけれども、そこには立派な緞帳が、これは一村の絵をモチーフにした、これも大矢先生の仲間の人たちが、著作権なんかもあったかもしれないけれども、そこで一生懸命尽力してできたと。だから、あそこはまちなかホールとなっていますけれども、あれも一村ホールとか名前を変えるとかね。だから、そういう形で一村の名を冠して、また一村を奄美から発信する。もっと言うならば、これはあくまでも個人的な見解ですけれども、例えば奄美パークも20年になりますよね。館長さんも立派な方で、いろいろ対外的にやっていると思うんだけど、この先ほど言った大矢さんという方は美術評論家であり、一村の研究の第一人者でもあるわけですので、例えば一村記念館の館長にしてね、奄美からそういう一村の美術を発信するとか、そういういろいろな方法があると思うんだけど、そこはまだ県の施設だから人事権とかいろいろありますので、そういう形で、やっぱりどんどん

そういう形で前に進めていくと。そうしないと、受け身だけじゃもう全然この町の活性化もならないと思いますので、しっかりこれはまたこれから、今から各部署でいろいろ相談して進めていただきたいと思います。これは私の通告にないんだけど、市長、どう思いますか。

市長（安田壮平君） 今、与議員からですね、様々な御提案いただいたところでありますけれども、本当に田中一村の絵というのは、本当にこう、見る人を感動させると言いますか、生き方、生き様を考えさせる、そういう気迫、迫力のある絵だというふうに思いますし、奄美の自然をですね、これほど見事に捉えた絵はないというふうに思います。世界自然遺産としての奄美をですね、伝えるのに一番の作品だなと、田中一村さんの作品がですね、というふうに思います。まだまだ本市としても活用が足りないという御指摘もしっかりと受け止めて、もっともっと積極的な活用をですね、是非、民間の皆様と一緒に知恵を出しながら、汗をかきながら取り組んでいきたいと思います。

18番（与 勝広君） 先の6月の定例会で、この奄美、国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と、将来構想の確立を求める意見書が請願とともに出されました。その請願に対しては、今、言った国立和光園というのは一村と縁深き場所であるということは先ほどの説明で分かったと思いますけれども、やはりこの、やっぱりそういう、例えばこの将来構想ということを考えてときも、やはり一村との関わり、その当時、小笠原医師と色々関係、いろんな関係あって、そしてまた、そこで絵なども描いているわけですので、そういった部分で、ここの国立療養所の将来構想の確立するという部分ではよいヒントになるのではないかと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。まず、質問に移る前にですね、防災・減災対策の減災の災が債務の債になっているので、災害の災に変えてください。はい。よろしいですか。はい。まず、防災・減災対策ということで、奄美市は、奄美豪雨が発生して来年は15年目になります。15年。やっぱりこの豪雨災害後のこの奄美市の防災・減災対策の今までのこの取組、成果、そして、今後の課題について、まず答弁、お願いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） 議員御案内のとおり、平成22年10月20日に発生した奄美豪雨は、令和7年に15年の節目を迎えます。この大雨では、降り始めの総雨量が島内各地で800ミリに達したほか、特に住用町では3時間雨量354ミリを記録するなど、未曾有の豪雨でありましたことは、皆様の記憶にも深く残っているものと存じます。この豪雨によって河川の氾濫や土砂災害が島内各地で発生したことにより、本市では2名の尊い命が犠牲になったほか、約800棟近い住家被害、農林水産業や商工観光業の被害、ライフラインや公共施設の被害をはじめ、道路交通網のみならず情報通信網が同時多発的に途絶えるなど、島全体に大きな爪跡を残しました。この奄美豪雨災害を受け、これまでの本市における、まずソフト対策としましては、組織体制の強化、防災訓練の毎年度実施や県総合防災訓練の本市での開催、出前講座への積極参加、避難所の追加指定、奄美大島ペット防災の会や陸上自衛隊奄美警備隊など各団体との災害関係協定の締結、情報伝達ツールの多角化、ハザードマップの更新、避難所物資や災害備蓄等の整備など、様々な対応、対策を行っております。併せて、関係機関との災害対応での連携を図るために、令和5年度から、陸上自衛隊奄美警備隊、奄美警察署、奄美海上保安部、大島地区消防組合、大島支庁、名瀬測候所など関係機関で防災対策の勉強会を開催しております。また、有識者から助言をいただきながら、地域防災計画の見直しや各種マニュアル等の整備を図ってきたところでございます。次に、ハード事業としましては、奄美大島情報通信体制等検証委員会の報告書を基に、特に情報対策として、情報伝達において中心的役割を果たす防災行政無線のデジタル化をはじめ、災害時にも有効な衛星電話や非常用電源の設置を行ってきたほか、地元コミュニティFMの拡張や機能強化についても積極的に支援してまいりました。そのほかのハード事業におきましては、本市においては、石原地区の排水機場整備、それからの市管理河川において、緊急浚渫事業、河川整備事業など浸水対策に

取り組んできたほか、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の導入を県へ要望し、県事業の採択に満たない場合は、本市において県単事業や市単独事業により対策を実施するなど、土砂災害対策にも取り組んできたところでございます。今後の課題としましては、整備から15年を経過していることから、今後はその着実な更新が特に重要となっております。市民の生命と財産を守ることは、防災・減災対策における最重要テーマでございますので、引き続き、最新の知見や技術等を取り入れながら、市民の皆様にとって分かりやすい防災・減災対策に努めてまいりたいと存じます。以上です。

18番（与 勝広君） 当局の皆様、答弁の簡素化対策をお願いいたしますね。もう答弁が長くて、次の質問、時間もありませんけれども。来年は奄美豪雨から15年。この15年ということは、その時生まれた子どもはもう中学3年生ぐらいかな、うん。それで、やっぱりこの今、風化しつつあると思うんですね。奄美豪雨の来年は15年という節目もありますので、常設会場を、写真とかいろいろ資料あると思いますので、会場をつくって、そしてまた、シンポジウムなども開催して、市民に防災・減災という意識を持たすために。いかがでしょうか。37秒で教えてください。

総務部長（藤原俊輔君） 議員より御提案のありました、様々なことを、今後、詳細を検討してまいりたいと思いますので、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

18番（与 勝広君） 今いう形で前向きに検討するということでもありますので、本当に防災・減災という市民に意識を持たすのは大事でありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
チャレンジ奄美 西 忠男君の発言を許可いたします。

2番（西 忠男君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継の御覧の皆様、そして、傍聴席にいられてくださっている皆様、こんにちは、おはようございます。昨年10月末の奄美市議会議員選挙に当選させていただき、あっという間に10か月が経ちました。今年の3月の最初の一般質問では、頭が真っ白になり、記憶がなくなりました。今回、2回目の一般質問となります。チャレンジ奄美の西 忠男でございます。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

質問の前に所見を述べさせていただきます。このたびの台風による被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようにお祈りを申し上げます。100年ぶりのパリオリンピックが開催され、日本人が海外大会最多のメダルを取ることができました。金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個、合計45個です。今まで最高だと思います。アテネ五輪のときに金メダル16個、ブラジルのリオ五輪がメダル総数が41個でした。今回のメダル20個は、日本のみならず、世界の人々の前で日本の国旗、日本の国歌を目にすることができ、たくさんの感動をありがとうございました。本来、日本には祝日が16回あります。昔は、祝日に国旗を上げるのは当たり前がありました。今現在、どうでしょうか。私は、毎回、祝日に日の丸を上げる習慣をつけております。平和の祭典を目的としたオリンピック。世界を見ると、ウクライナとロシア、イスラエルとハマスの戦争が一日も早い停戦を願っております。また、先月の28日からパラリンピックが始まっています。175人の日本選手が、今現在、一生懸命頑張っているところでございます。日本選手の活躍を遠い奄美大

島から応援しています。

では、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

その前に訂正がありますので、よろしくお願いします。質問通告書の1の奄美スポーツ振興についての、奄美スポーツツーリズムについてお尋ねしますを(2)に訂正をお願いいたします。ありがとうございます。

それでは最初の質問に入らせていただきます。(1)第4回奄美ヨーリヨリランについて。これは今年の3月にもですね、ちょこっと質問した記憶があるんですけども、頭が真っ白になってしまっていて大変なことになりましたけれども。はい、そういうことをお尋ねします。実は、来年の2月2日にある奄美ヨーリヨリ100キロ、50キロラン。ばしや山を朝6時にスタートします。昨年は全国から267人の方が参加、また200人が島外からの参加でございます。笠利町を一周する50キロコースには個人参加が78人。駅伝チームを入れ、チーム。龍郷町が加わった100キロのコースは、個人で92人、駅伝で10チームという参加がありましたが、なかなか周知されていないように思います。奄美市は後援になっています。是非、笠利町や龍郷町民に周知してもらうために広報ができないか。また、地元のメディアに選手の名前を大会に載せられないかをお尋ねします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

奄美ヨーリヨリランにつきましては、民間で組織する実行委員会において、奄美北部、笠利町、龍郷町も含めまして、を走るランニングイベントであると認識しております。令和2年の2月に第1回目が開催され、令和5年に2回目、そして今年は3回目が開催され、島内外から約300名の参加があったというふうにお伺いをしているところでございます。本市といたしましては、議員からもございましたが、これまでに後援団体となりまして、本イベントの周知、広報への協力を行ってきたところであります。来年2月の4回目の大会につきましても、既に後援申請が提出されておりますので、これまで同様、本市のホームページや、また、SNS等を使いまして周知、広報を行ってまいりたいと存じます。それと、選手名の件もでしょうか。はい。徳之島町が開催しておりますトライアスロン大会とか瀬戸内町が開催しておりますシーカヤックマラソン、この大会などは選手名を新聞に掲載しておりますが、新聞への選手名の掲載につきましては、両方とも実行委員会の予算の中において対応をしているところでございますので、本イベントにつきましても実行委員会において対応するものと認識をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2番（西 忠男君） 御答弁ありがとうございます。今年の6月にですね、実は言うと、私、徳之島の第37回徳之島トライアスロン大会に参加してきました。12年ぶりのウェルカムパーティー、またキッズのトライアスロン大会を見ることができました。小学校1年生から中学校3年生までの約100人が参加し、11年間続いています。また、その子どもたちがトライアスロンに興味を持ち、大人になって徳之島のトライアスロンに参加している子どももいるとのこと。また、7月にあった瀬戸内町の奄美シーカヤックマラソン大会も32回続いております。それにも参加させてもらいました。やはり長く続くということは、やっぱり、どうしてもやっぱり行政の力が、やっぱり大事だと思います。やっぱり37回、32回ということはすごい歴史だと思うんですよ。そういうことで、官民一体で、是非、今回、ヨーリヨリラン、少しでも、また来年、再来年ですかね、5回大会には、是非、協力できたらなと思っております。また、笠利町は、サンゴのある美しい海岸線。龍郷町は、奄美の自然の森は、人と自然のかかわりについてすばらしさを知るための場所でもあるのです。是非、奄美ヨーリヨリランが長く続くように願い、また、奄美から発信できるスポーツツーリズムの構築をできたらと思い、奄美市

も、是非、協賛、協力していただけたらと思います。よろしくお願いします。

2番目にですね、奄美のスポーツツーリズムについてのお尋ねです。スポーツの資源とツーリズム、旅行、観光客の通常環境から離れてスポーツイベントを観察、または、参加するスポーツツーリズムは、世界旅行業界で急成長しているセクターであります。760億8,000万ドルと相当します。日本円にしますと約1兆1兆円の、世界の中で経済効果をもたらしていると思います。奄美大島、特に最適な場所だと私は思っておりますので、奄美市のスポーツツーリズムのこれからの展望について。また、昨年度の奄美市のスポーツツーリズムの経済効果をお示してください。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員御質問の奄美のスポーツツーリズムについてお答えをいたします。

スポーツツーリズムとは、スポーツ資源と観光、旅行資源を組み合わせた取り組みのことです。この取組により、周辺地域の観光、飲食、宿泊などへの経済効果、交流人口の拡大、新たなスポーツイベントの招致等が期待されております。本市におきましては、スポーツアイランド構想の下、特にスポーツ合宿に力を入れているところでございます。今後の展望といたしましては、引き続き、冬場の温暖な気候を利用したスポーツ合宿を誘致し、奄美の魅力発信や交流人口の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済効果につきまして、昨年度のスポーツ合宿の実績でございますが、県内外全ての団体を合わせまして、団体数が96団体、実人数が1,411名、延べ宿泊人数が1万4,554人となっております。その経済波及効果は約6億4,100万円と算出しております。以上でございます。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。やはりスポーツを通しての経済効果っていうのはすごい大きな意味があると思っております。また、令和3年7月26日、日本で5番目に奄美大島、徳之島、沖縄北部西表が世界自然遺産に登録されました。これは奄美から発信するスポーツイベントを奄美の皆さんと一緒にやっていけたらなと思っております。やっぱり奄美の自然。これを満喫できるための奄美のすばらしさを世界各国なり島外の人たちに知ってもらいたいために、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、2番目の障害支援についてのお尋ねですが、障害支援、現状についてお伺いします。障害就労継続支援B型事業所は、一般企業に勤めることが難しい方が利用できる福祉サービスです。やっぱりB型事業所でよくあるトラブルとか大きなことがあると思います。やっぱり支援の関係性のトラブルだったり、利用者同士の人間関係のトラブルだったり、工賃についてのトラブル、事業所の中、いろんなことがあると思います。そういう人たちが就労支援の中で楽しく過ごせるような仕組みなり、そういうのをやって、支援の方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういう形の中でやっていると思います。それで（1）の①ですね。現在の就労施設の数。また、男女何人ぐらいの方が働いているのか。それから、②の、就労支援A型、B型、就労移行、就労定着支援、あると認識しております。平均月収、時間給についての二つ、お尋ねします。よろしくお願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

はじめに、現在の就労施設の数についてお答えいたします。令和6年度の直近の数で申しますと、障害者就労施設は、就労継続支援A型の事業所が2か所、B型の事業所が18か所ございます。利用者の人数でございますが、令和5年度の実績で申し上げますと、A型の利用者が38名で、男性24名、女性14名でございます。B型の利用者は539名で、男性318名、女性221名となっております。

続きまして、就労系のサービスA型、B型、就労移行支援、就労定着支援についてお答えしたいと思いますが、就労系のサービスは4種類ございます。このうち、利用者が収入を得ることができるサービ

スが就労継続支援A型とB型でございます。就労移行支援、就労定着支援につきましては、サービスを提供する事業所への報酬となっております。A型は、一般企業での就労は困難であるが、支援があれば相当程度の就労能力がある場合に提供されるサービスで、B型は、就労もしたいが日中の居場所として安心して過ごしたいという方への場の提供という意味合いが強く、障害の程度や本人からの意向により提供されるサービスが異なります。令和5年度実績で申し上げますと、A型の利用者が38名、B型は539名となっております。就労継続支援A型につきましては、雇用契約に基づいて行われますので、最低賃金以上の金額が支払われることになります。施設ごとの賃金につきましては把握いたしておりますが、2020年度に公表された平均賃金は約8万円となっております。就労継続支援B型では、A型の雇用契約に基づく賃金ではなく、工賃として支払われます。工賃は、作業により得た収入が分配されることになっており、その金額は種類により収入が変わるため、施設ごとに工賃は大きく異なっております。月額で2万円程度の事業所が多く、時給換算にいたしますと100円から300円が多くなっておりますが、月額で6万円以上の工賃を支払う施設もございます。就労移行支援について御説明いたします。こちらのサービスは、A型やB型の利用者が一般就労を目指すためのもので、基礎能力の向上と基礎習慣などの確立を行うことや求職活動などを行います。原則2年間となっております。令和6年3月末の利用者は12名となっております。

次に、就労定着支援について御説明いたします。こちらは、一般就労した利用者の就職後の生活に関して支援を行うことにより、就労を継続させるためのサービスでございます。こちら原則3年間までの利用で、令和6年3月末利用者は3名となっております。以上でございます。

2番（西 忠男君） 工賃の話なんですけれども、そうですね、やっぱりこう障害者の方も含めてそうなんですけれども、やっぱり時給見たら100円とか200円の世界というのは今の世界ではあり得ないと思うんですよ。やっぱり能力に応じてのものだと思いますけれども、国もある程度補助金とかいろいろな形で出しておりますので、事業所の方たちに、是非、その働き方を見て、少しでも工賃になり、上げてもらえたらなと思っております。どうかよろしく願いいたします。答弁ありがとうございます。本当に。障害者のですね、障害者差別解消法という障害者雇用促進法によって、障害を理由とする差別的な扱いが禁止されています。障害者差別解消法では、日常生活や社会生活に関わる分野が該当しております。障害者雇用促進法では、雇用に関する分野が対象になっております。雇用分野の障害者差別禁止では、雇用機会を平等に提供することを求めています。そのために、障害者であることを理由に採用や募集、研修の機会などを障害者を排除することは認められていません。また、昇進等に関して障害を不利な条件とするのは差別と見なされます。海外から取り入れられる視点から考えると、海外者はどのように捉えているかを視点から参考になるかもしれません。日本では障害者というかわいそうな人、サポートの必要な人と見られることが多いのですが、海外では様々な特徴、特性を持った人たちの一人という考え方を持っています。また、本人の得意なところを見つけ、苦手な部分については、何らかの支援や分担で補完することが一般的になっています。それぞれの役割を担える柔軟な組織運営を考えていくのに役立つかもしれません。外国と一概には比較できるものではないということも認識しておくべきです。そもそも、障害の認定の基準が異なりますし、社会性などの、異なるからです。海外の取り組みも参考にしながら、障害のある方でも能力を発揮できる社会を目指して、雇用を取り組めて、進めていけるといいと思います。ありがとうございます。

続いての質問です。医療体制についての質問をさせていただきます。この件は、第1の血液製剤備蓄所の再設置のことについて、何度も、前回、いろいろな方が質問されていると思います。奄美市の血液体制についての市長の見解を伺いますので。血液供給体制について、市長の見解をお尋ねします。本件については、市議会議員であったこの安田壮平現奄美市長の大島病院の視察をきっかけにし、永田清裕議員、与 勝広議員に奄美市議会議員で議論を深めていただきました。当たり前のように見える医療は、奄美市民の命を守る重要な資源であります。日本赤十字社より委託された血液備蓄所が、奄美大島

から2018年に撤退しました。奄美群島全ての医療機関からは、日本赤十字社を主体とした血液備蓄所の再設置の要望が出ていますが、遅々として進展しておりません。離島行政懇談会や鹿児島県議でもたびたび取り上げられております。鹿児島県保健福祉部も、血液供給体制の責務は日本赤十字社にあると明言しております。本土における血液供給体制は日本赤十字社が全て構築しています。また、日本赤十字社は24時間365日血液供給を謳っていますが、奄美みたいに、離島には血液がすぐには届きません。奄美市は、奄美群島の中でも最大の人口を有する行政機関であり、名瀬徳洲会病院や、災害拠点であるのに、鹿児島県立大島病院等を有し、群島内での医療供給体制の役割が大きいのです。備蓄所が撤退し、血液製剤が届くまで40倍要するようになり、平均10時間要しています。とりわけ奄美市は、1962年9月3日、ちょうど昨日です、緊急輸送運送中の自衛隊機がらんかん山に墜落し、1名の地元の住民を含む13人もの尊い命を失った地でもあります。緊急搬送しなくても済むように地域に血液を備蓄しておくことが13人の御霊への最大の供養になると感じています。2024年1月24日には、奄美市議会から、輸血用血液製剤の安定供給に関わる血液備蓄所の設置に関する要望書が塩田知事に提出されています。また、2020年7月15日には、奄美群島町村から、奄美地域における輸血用血液製剤の安定供給に関わる血液備蓄所の設置についても要望が出ています。私も、奄美大島の血液備蓄所の再設置を望むとともに、血液供給責務も日本赤十字社にあると感じているところです。市長の見解をお尋ねいたします。

市長（安田壮平君） それでは、西議員の御質問についてお答えいたします。

血液製剤備蓄所の再設置についてということですが、この件につきましては、各機関や各団体などが繰り返し要望を行っており、本市のみならず、奄美群島全体が抱える問題として各方面で取り上げていただいております。本年1月には、市議会の方から県知事宛に直接要望書を渡されたということも認識しております。また、県による血液製剤供給体制検討会がこれまでに4回開催されており、奄美大島5市町村、県赤十字血液センター、名瀬保健所など各関係機関を交え、血液備蓄所再配置についての協議が行われてきました。これまで、この検討会で挙げられた検討事項について、検証や協議が行われてまいりました。今後も、出張所の設置などについては継続課題として引き続き協議を行うこととなっております。県本土からの輸送には、台風などの懸念もあり、現在も血液体制の安定供給に課題が残っていると感じております。血液製剤の安定供給については日本赤十字社が責務を負うものと考えておりますが、市民の生命を守るためには血液備蓄所の再構築が必要であり、今後とも、奄美大島5市町村や関係機関等と連携をとりながら取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

2番（西 忠男君） 市長、答弁ありがとうございます。名瀬徳洲会病院は、産科を11月1日から一時休診するとの公表がありました。休診理由は、産婦人科医の異動で安全な分娩体制の維持が困難になったためとしております。期間は、確保ができるまで当面の間としております。名瀬保健所の調べによると、2023年に奄美大島島内の5市町村に住所がある人の出生数は約350人、うち6割が県立大島病院、3割が徳洲会病院、残りの1割が里帰りの、島外での出産だと聞いております。名瀬徳洲会病院が産科を一時休診するとなると、11月以降、奄美大島の分娩が、医療機関は県立大島病院のみとなります。この問題も緊急医療に関する重大な懸念だと思っております。そのためにも、血液備蓄の再設を要望、改めていたします。昭和37年9月3日4時55分ごろ、らんかん山に自衛隊が墜落し、62年前の昨日です、9月3日が命日となっております。その追悼と慰霊の意を込め、奄美大島青年会議所の方々が慰霊碑としてくれないの塔を建立しました。以来、凄惨な事故の記憶を風化させないため、清掃活動や慰霊式を行っております。今回は、防衛議連の、議員の連盟の一員として初めて清掃と9月1日の慰霊式に参加させていただきました。くれないの塔の慰霊式の実行委員や青年会議所の、本当にありがとうございます。また、私はそのころちょうど4歳でして、記憶にはないんですけども、今回、伊

東議員から、その当時のことをよく伊東議員が覚えていまして、伊東さんからいろいろな話を聞かせてもらいました。伊東さん、ありがとうございます。

いや、この問題はですね、やっぱり僕らも初めていろんなこと調べて、初めてのことで、初めてこういう形の参加させていただいて、本当に思いがありました。その中で、先ほども与議員がおっしゃったんですけれども、奄美のですね、やっぱり歴史遺産を含めて、くれないの塔とか、またらんかん山を、らんかん山は昔、何かオランダの屋敷があったという話を聞いたことがあります。また、歴史、さかのぼると製糖工場跡地もありますので、そういう意味での一番近場な公園だと思いますので、何とかなんかいろんな話を聞くとね、なかなかね、らんかん山、みんな行きたがらないんですよ。1番近いところにあるんですけれども。実は私はちょっとトレーニングで、らんかん山はしょっちゅう登っております。そういう意味で、一番近場なやっぱり、なんで、何とかこうおがみ山と一緒に、何かららんかん山のですね、ちょっとしたこう開発なり、ちょっと公園をもっと良くしてくれたらなど、私自身、個人で思っておりますので、よろしく願いいたします。そういうことで、9月3日、ちょうど昨日ですね、それが、また献血の日として、奄美市も制定しております。また、2月10日に献血がありますので、10月もあると思いますので、市民の皆様の献血をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、次の質問いたします。新型コロナワクチンについての、一応、お話ですが。実は言うと、令和6年の2月の13日に、武見大臣と厚労省の省内で記者を交えて質疑応答が、そういうのがあった記事があったもんですから、ちょっとこれを読ませてもらいます。令和5年度の新型コロナワクチンの予防接種の被害救済制度の認定が2月9日、公表時点では4,232件、うち死亡認定が412人となっております。これは、予防接種健康被害救済に始まって以来、約47年間の、新型コロナワクチンを除く健康被害者認定3,636件のうち、死亡が158名。単年度で、そして年度途中にもかかわらず既に超えてしまっています。これは、厚生労働省にとって、新型コロナワクチンで、これほどの健康被害が出ることは想定したことなのでしょう、それとも想定していなかった事態でしょうかという記者とのやり取りがあります。大臣の答弁なんですが、新型コロナワクチンウイルスは、PMDA、医薬品医療機器総合機構法の審査及び薬事食品衛生審議会の審議を経て、その品質や有効性及び安全性を確認した上で薬事承認されており、我が国においては、新型コロナワクチンの臨時接種を行うことに当たっては、当該ワクチンの有効性、安全性について、厚生科学審議会でも改めて検討を行っています。その上で、新型コロナワクチンと他のワクチンでの接種頻度や接種対象者が異なるから、健康被害者救済制度の認定検査を単純に比較することは適切でないと考えます。なお、新型コロナワクチンの接種後の副反応が疑われ、症状の報告については、定期的に開催している審議会において評価を行っており、審議会においては、現時点では、これまでの報告によってワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないと評価しております。また、新型コロナワクチンの発生以降、国民の命と暮らしを最優先する感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとりつつ、科学的な知見やエビデンスを重視し、政府を挙げて、この医療提供体制の整備や、ワクチンを含めた重症の高い方への支援などの対策を講じてきた結果、我が国の新型コロナの人口当たりの感染者数は、死亡者数、ほかのG7と比べると極めて低い水準に抑えられていると私は理解しています。今後も、科学的な知見の収集に努めるとともに、専門家に評価いただきながら、ワクチンの安全性の評価を適切に行い、その上で、新たな知見が得られた場合には速やかな医療機関に情報を提供するなどの対応を確実に行っていきたいと思っています。今度は記者です。では、想定外か想定内かのお答えをいただきませんでした。そこは真摯に想定外であることをおっしゃっていただきたかったと思います。その根拠です。令和5年度の新型コロナワクチンの健康被害者認定にかかわる予算です。この予算が、当初は3億6,000万円でした。しかし、補正予算で何と397億7,000万と、実に110倍になっております。ここから厚生労働が想定する100倍以上の健康被害が出てしまったと考えられますが、いかがでしょうか。大臣。今、申し上げた通り、私は、最も全体の中で、こうしたワクチンを通じて、パンデミックの最中に、特に弱体なりリスクの高い高齢者や基礎疾患を持った方々をどれだけ救済するか。そしてまた、重症化を予防などを通じて確実に今

後の社会活動というものをできるだけまたその中で維持していくことができるか。こうしたことを全体として考えた上で、コロナに関する副反応のあり方ということは、亡くなられた方の件数を含めて考えるべきだと考えており、その上で、それらについては科学的なエビデンスをベースに判断すべきであり、それが故に、私が何度も酌条のようにいつも審議会と言っていますが、こうしたことでは、やはりサイエンスについての深い知識を持った方々にそうした科学的なエビデンスをしっかりと毎回確認していただいた上で、全体の大きなバランスを考えるというのが私の立場ですという答弁がありました。これは、国はですね、やはり今回のこの件に関しては、国はやはり因果関係がないということの中で。でも救済措置というのがありますので、そういう形の中でそれを利用させることもいいことだと思います。それでですね、救済制度についてお尋ねいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） おはようございます。それでは、議員御質問の予防接種健康被害救済制度についてお答えさせていただきます。

この制度は、コロナワクチンだけではなく、予防接種法に基づき、予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われることとなっているところでございます。健康被害救済制度への申請の流れにつきましては、住民の方から申請を受け付けた場合、本市が予防接種健康被害調査委員会を開催いたします。その会の中で、当該事例について、医学的な見地からの調査、助言などを行っていただいております。そのため、市長が委嘱する委員は、所轄の保健所長や専門医師、地区の医師会の代表、または、学識経験者などから構成されているところでございます。この会の中では、接種と健康被害との関係について協議をしていただき、その内容を意見書として申請書に添えて厚生労働省へ進達する流れとなっております。厚生労働省にて受理した申請内容が審査された後、認定通知を受けた者に対して適切な救済措置が講じられることとなっているところでございます。以上でございます。

2番（西 忠男君） 御答弁ありがとうございます。奄美市でもですね、やはりたくさんの方が多分接種されると思います。それで、全体で何人ぐらいの方がワクチンを接種したのか、また、みんなで何回ぐらい接種したのか、お示してください。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

奄美市全体で本市のコロナワクチンの接種状況でございますが、令和3年から開始した臨時特例措置による接種人数でございます。男性が1万7,310人、女性が1万9,026人、合計3万6,336人となっております。また、接種の延べ回数につきましては、男性が6万6,253回、女性が7万5,912回の総計14万2,165回となっております。

2番（西 忠男君） 答弁ありがとうございます。これを見ると、やはり一人で最高7回打った方とかもいらっしゃるし、人口4万ちょっとの中でほとんどが打っているということでもありますけども、そういうことで、なかなか健康被害の問題も出てくるかもしれませんけれども、再度、またちょっと質問なんですけど、令和元年から令和5年までの1年ごとの亡くなった方の統計が分かればお願いいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

令和元年から5年までの本市における死亡者数ということでございますので、本市の統計資料である数字で見る奄美市によりますと、令和元年に6,099人、令和2年に6,111人、令和3年に5,855人、令和4年に6,866人、令和5年に6,811人となっております。以上でございます。

2番（西 忠男君） これはですね、実は言うと、令和3年から令和4年の間のちょっと死亡の数をちょっと調べてみたら、たまたまその年だけ、令和3年、令和4年、101人の方が増えているんですよね。他を見ると、令和2年、20人。あと令和3年マイナスで、それからまた令和元年の時と、やっぱり令和4年の時だったら90人とか、結構増えているんですよ。これがワクチンの接種ということは、それは断言できませんけれども、確かにそういう形の中で実際は亡くなっている方が、これは亡くなっているワクチン関係なくして、やはりいろいろな病気だったりとか自殺だったりとかっていうのを、統計だと思いますので、それは一概に言えませんので。そういうことで、やっぱり一時的に100人も超えることの、やっぱりちょっとこう、なんでこう100人もいきなりこうなんだ。やっぱりそれはもう当局のほうも、是非、チェックをしていただければなと思います。ありがとうございます。

この健康被害の方ですね。実は言うと、皆さん、先月の、8月の28日ですけれども、NHKの「あさイチ」で多分見られた方もいらっしゃると思います。ワクチン接種の救済制度、ワクチン副反応に健康被害が、稀ですが、起きますが、余りまだ知られない国の救済制度で、予防接種被害の救済制度について詳しくお伝えします。ちょうどNHKのその投稿に、視聴者から2,000件余りのメッセージがありました。これはさすがにあれですよ、2,000人というのは。その中にはいろいろな事例がありますけれども、ちょっと一つ二つちょっと読んでみたいと思います。私は、2回目のコロナワクチンを接種後、両四肢に痛みと痺れを覚え、そうこうしているうちに歩行困難になってしまいました。入院中にこの制度のことを知り、2022年の1月に申請、そこから2年かかって、今年の2月に手帳が交付されました。もっと早く特集が見たかったです。でも、こうやって取り上げていただくだけで、周囲の人たちに少しでも健康被害を理解いただければ幸いです。福島県の30代の方です。そういう形の中で、2,000件の、やはりいろいろな形の、同じ時間帯に2,000人も来るということは、これはすごいことだと思います。それをよく、そういうことがあるってことをちょっと知っていただきたいということで、ありがとうございます。

それで、（2）の2番ですね。新型コロナウイルス感染予防に対し導入されるレプリコンワクチン、自己増殖型ワクチンが、60歳以上の高齢者を対象に今年の10月1日から始まる定期接種についてお尋ねします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

議員御質問の新型コロナワクチンウイルスの種類について、まず御説明させていただきます。この秋から提供される予定の新型コロナウイルスワクチンの種類は、大きく分けて、mRNA、そして、mRNAレプリコンワクチン、組換えたんぱくワクチンの3種類がございます。10月からの定期接種に使用されるワクチンにつきましては、国の方でもまだ検討段階であり、現時点では未定となっているところでございます。御質問ございましたmRNAレプリコンワクチンは、国内企業が開発に成功し、有効性や安全性が確認されたことから、令和5年11月に薬事承認されております。このワクチンが定期接種で使用されるためには、国のワクチン分科会などにおいて承認される必要があり、現時点では申請中となっております。そのため、10月からの定期接種で使用はあくまで予定となっているところでございます。本市といたしましては、新型コロナウイルスの感染症拡大に対し、ワクチン接種は重要な対策の一つとして考えているところでございます。市民の皆様には引き続き必要な情報を提供し、安心して接種できる体制づくりに努めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。このワクチンの問題は、やはりいろいろな形の中で、やはり健康被害、もう最近ではYouTubeとかいろいろなSNSの中で、こういうワクチンの話をすると、アカウントが削除されたり、YouTubeがBANされたりという形の中でいろいろとあります。でも、今回NHKが取り上げてくれたことが、やっぱり一般市民を含めて全国の皆様のワクチン後遺症に対することとか、また実際、ワクチン後遺症のこの救済措置もあるってということなんで、それを

1人でも多く、また奄美の方ももしかしたらたくさんいらっしゃるかもしれません。そういうのを、是非、周知していただいて、なんとか、もしそういうのが来たときには、是非、対応していただければと思います。ありがとうございました。

次にですね、はい。実は言うのですね、一般社団法人日本看護倫理学会っていうのがありまして、ここからのホームページにですね、こういうのが載っていました。新型コロナウイルス感染予防接種に新しく導入されるレプリコンワクチンの接種への懸念というのが出ております。2024年の8月7日ですね、一般社団法人日本看護倫理学会理事長の前田樹海さんって方から。ちょっと読ませてもらいます。一般社団法人日本学会倫理学会は、次世代型mRNAワクチンとして世界で唯一、日本のみで認可された、2024年10月1日から定期接種を開始するとされています、自己増殖型mRNAレプリコンワクチンの安全性及び倫理性に関する懸念を表明した。まず、遺伝子操作型ワクチンであるmRNAワクチンに関して、今までのワクチンがウイルスや細菌などの病原体を弱毒化したものやその成分を抗原として接種し、人々の免疫応答を誘導するのに対し、遺伝子操作型ワクチンはスパイクタンパク質を細胞内の遺伝機構を用いて作らせる点が大きく異なることから、人間の遺伝子情報や遺伝機構に及ぼす影響、特に後世への影響についての懸念が強く存在します。mRNAベースのワクチンは人のDNAを変化させないという強い主張がありますが、それを裏づける研究は欠如しており、出所のはっきりしない仮定であることが明らかになっています。最近の研究では、ファイザー、ビオンテック製のmRNAワクチンの塩基配列が人の肝細胞のDNAに逆転写されたと報告。人の遺伝子情報に影響しないという説は根拠を失いつつある。このような問題が解決されていない以上、定期接種によって広範かつ継続的にmRNAのワクチンを使用することには問題があると考えます。2023年11月28日に、自己増殖型のmRNAワクチン、レプリコンが世界に先駆けて日本で許可されました。レプリコンワクチンは、米国のアークトゥルス・セラピューティクスホールディングが開発し、ベトナムで大規模な知見を得て、製造と販売を日本の明治製菓ファルマが行うもの。レプリコンワクチンは、これまでのメッセンジャーmRNAワクチンの抗原産生機能に加え、自分自身の複製する機能があるため、少量の接種で長時間スパイクたんぱく質を量産します。このレプリコンワクチンは、2024年10月1日を目途に定期接種を開始するとされていますが、本学会では、以下のとおりワクチンの安全性に関する懸念を表明します。1、レプリコンワクチンが、開発国アメリカや先行治験国でベトナムで認可されていないのは、何らかの安全性の懸念があるのではないかと。2番、レプリコンワクチンが自己複製するメッセンジャーmRNAであるため、レプリコンワクチン自体が接種者から被接種者に感染する、シュディングするのではないかと懸念がある。3、人間の遺伝子情報や遺伝機構に及ぼす影響、特に後世への影響についての懸念が強い。4、従来のmRNAのワクチンでも指摘されていた心筋炎やアナフィラキシーなどの有害事情のリスクを接種者に十分に説明して理解してもらうことが重要であります。5番、レプリコンワクチンが定期接種化されれば医療従事者は率先して接種するべきであるとの世論や医療機関の方針が打ち出され、接種しなければならない状況に追い込まれることは絶対あってはならない。以上、一般社団法人倫理学会は、現段階においては拙速なレプリコンが導入すること、深刻な懸念を表したということが載っておりまして。これは、今、話を聞くと、まだ、国はまだ、承認はしていないということなんで、そのうち、もしかしたら承認されたときには、是非、検討していただいて、実際いろんな情報を調べて、そういう形の中で、10月1日からの接種が始まると思いますので、そういうことを含めて真剣に考えていただければと思います。ありがとうございました。

10月1日からの定期接種についての質問ですね。新型コロナワクチン、レプリコンワクチンの60代以上の方を対象に、今年の10月接種についてお尋ねします。終わっていましたか。終わっていました。ありがとうございました。この問題はですね、やっぱりこれから、確かにいろんな情報を聞くと、私も飲食店で仕事をしていると、このワクチンの話は、いろんな話をして、いや、ワクチンって何人も亡くなったとか、奄美でもこういう話を聞いたりするんですよ。いや、これは皆さんもどういふふうな形で認識しているかわかりませんが、やっぱり実際に初めてやるワクチン、まだ認可も受けていな

いということの中で、またいろんな形の副反応なりでも、どこまでの情報が入っているか分かりませんけれども。もう一つですね、奄美市の感染状況の説明を。説明書に入っていないでしたっけ。何人ぐらい感染者がいて、何人ぐらい申請があったかという話を、すいませんが。入っていません。

議長（奥 輝人君） 西 忠男君。もう1回、質問を。

2番（西 忠男君） 奄美市の中でですね、なんか申請されている方が何人かいるって聞いたんで、それについてのお示しくだけませ。

保健福祉部長（平田宏尚君） 今の議員からの御質問は、先ほど答弁させていただいた健康被害調査、これに関して市の方で何件かそういった実績がございますかということだと思いますので、それについてお答えさせていただきたいと思います。本市での新型コロナワクチン接種による健康被害の申請についてでございますが、これまでの件数につきましては、令和3年度以降、4件の申請を受理いたしております。うち3件が既に認定をされております。残りの1件は、現在も厚生労働省にて審議中となっております。以上でございます。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。いや、もうこのワクチンの問題はですね、やっぱりいろいろな形の中で、いっぱい問題が、これから先もまた、いろんな形の中でワクチンのこととかいろいろなことが出てくると思います。またですね、実はこの新型コロナワクチン接種を受けた被害者に、労災の話が出ていまして、この労災もなんか出るらしい。これ、厚労省が出しているんですけども。新型コロナウイルス感染症にかかわるワクチン接種については、通常は労働者の自由意志に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることは健康被害が生じたと労災保険給付の対象にはなりませんと書いてあります。でも、一方ですね、やっぱり医療従事者に関しては、やはり皆さんに接種を進める以上、医療従事者に関してはですね、関わるワクチン接種は労働者の自由意志に基づくものであるものの、医療機関等の事業主の事業目的を達成する意志であり、労災保険を取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として業務行為に当たるものと認められたことが、ワクチン接種を受けたことで健康被害を受けた場合は、労災の給付が対象となります。なお、高齢施設等の従事者にかかわるワクチンの接種についても医療従事者同様に取扱いとなっておりますので、このことはやっぱり実際に医療従事者を、携わっている方たくさんいらっしゃる。実際、医療従事者の方はもしかしたら、大きな声では言えないんですけど、やっぱりそういう人もいらっしゃると思います。特にいろいろな事情を知っている方も多いと思いますので、そういうことも含めて、この問題はやっぱり大きな問題なんで、やっぱりいろんな問い合わせとか、ワクチンの具合が悪いとか、それはやっぱり当局の方でもしっかり受け止めて対応できるようにしていただけるようお願いしたいと思います。

質問は一応、これで終わりなんですけれども、そういう形の中で、これからまた、本当に大変なことが起こる時代の中で、是非、奄美市のいろんな窓口とかじゃないんですけども、当局の方に、是非、こういうので被害ある。目安箱みたいな形で、こういう投書できるような形があつて、それがあつたときには真摯に受け止めて、それをちゃんと見てもらって、そしてちゃんと対応していただけるようにしてもらえればなと思っております。すみません。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上でチャレンジ奄美 西 忠男君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時40分）



議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

14番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。台風10号は各地で大きな被害をもたらしました。奄美群島では、喜界島が特産の白ごまに被害を与え、長時間の停電に見舞われるなど、日常生活、経済活動に大きな影響が出ております。被災された全ての皆さんにお見舞いを申し上げます。

さて、8月という月は、6日の広島、9日の長崎の原爆記念日、そして15日には終戦記念、終戦を迎え、テレビ、新聞など、マスコミでも戦争と平和に関する番組や記事が多く発せられております。世界で紛争が絶えない現実、軍拡競争とも言える現状について、戦争をしてはならないとの思いを、過去を振り返り、現在を見つめ、これからどうあるべきかを考える機会だったとも言えます。市長も、8月15日の戦没者慰霊の日に当たって、平和の尊さを継承していくことが、今、ここに生きる私たちに課せられた使命。誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりに向け全力で取り組んでいくと誓ったと新聞記事にありました。市長、私もこの思いは全く同じだと申し上げたいと思います。議会活動、議員活動に取り組んでいるということになります。しかし、現実の政治の動きはどうかというところであります。終戦記念日の後の奄美の動きは、戦争への備えとも言えることが次々と進められております。沖縄辺野古の米軍基地建設のために奄美の土砂搬入の件が報道されたのが8月の23日、特定空港、港湾の指定の報道は24日にありました。そして、8月31日の南海日日新聞には、継戦能力、つまり有事の際に組織的な戦いを継続できる能力だということですが、この確保に向けて、瀬戸内町分屯地で火薬庫の新設の適地を調査するとの記事へと続いております。このような状況が無批判で進められるようなことがあってはならないと思います。質問通告を出したのが8月21日でした。その後、8月23日の地元紙に、先ほど述べた辺野古埋め立て用土砂、奄美大島で現地調達への記事がありました。この件については、私も6月議会で取り上げたところであります。そのときの答弁では、調達先は現時点では決まっていない、工事の実施段階において決定されていくものとのことでした。このことから、まだ先のことかなという思いもありましたので、今回の質問通告に入れてありませんが、もう2日早ければ当然質問通告に載せているところであります。市長は、この23日の記事でも、搬出が決定した際には改めて説明いただくことを要望しており、今後の推移を注視していきたいとのコメントを出されております。調査のあり方、奄美市の見解について改めてお伺いしたいところでもありますけれども、これは12月議会に回したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、6月議会で十分質問できなかった社会保障制度についてであります。令和5年度の決算は10月に始まります。この決算を受け、来年度の予算編成も準備に入ることになると思いますが、市民の暮らしを応援する予算編成に、是非、頑張ってください、その思いで、限られた質問時間でありませけれども、もちろん多様な質問はできませんが、これまでも繰り返し要望してきたことについて取り上げております。

それでは、通告に従って順次質問していきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、6月議会で地方自治法について質問させていただきました。そのときは地方自治法改定案ということでしたが、今回は成立しておりますので、改定地方自治法についてということになりました。前回、南日本新聞の社説なども紹介して、改定案についての見解をお伺いいたしました。答弁では、全国的な視点に立って行われなければならないことについて、国会において闊達な論議が展開され、昨日、成立したものと理解していますというものでありました。この答弁を聞く限りでは、闊達な議論が展開されて成立したのだから問題はないとの認識に立っているように思われます。しかし、日本弁護士連合会は、法改正の根拠となる立法事実に関する説明を十分にせず、対等協力とされた国と地方公共団体の関係を変容させる懸念についても十分な答弁をしなかったと日弁連会長声明の中で述べられております。このことについて日弁連会長はこう述べておりますが、議会の答弁では闊達な議論が展開されて成立したということになっておりますので、このことについてはまず御見解をお伺いしたいと思

います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。

議員御質問のとおり、大規模な災害や感染症の蔓延、その他、その及ぼす被害の程度において国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に、国が地方自治体に必要な指示ができる特例をはじめとする地方自治法の改正案が先の国会において可決、成立いたしました。この間の国会審議においては、指示が可能になる具体的な状況や国会の関与のあり方をめぐって激しい議論が交わされ、最終的に国の指示が適切だったか検証する必要から、国会への事後報告を義務づける修正が行われております。また、成立に当たり、生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じ、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこととした附帯決議も付されております。国会の場において、繰り返しになりますが、闊達な議論を通じ、必要な措置を講じた上で、民主的手続により改正法が成立され、また、附帯決議を初めとする社会的注目が多く集まっていることを踏まえ、本市といたしましては、国においてはこれを真摯に受けとめ、実際に実行する段階においては、現場の実情を適切に踏まえた丁寧な対応を期待するとともに、個別法で想定されていない事態が生じた場合に国が果たすべき責任の明確化を期待するところであります。

14番（崎田信正君） 国の方は、これ法律に限らずいろんなところで改正案をやっていますけれども、一番問題なのは、恣意的に国の思惑でいろいろな指示を地方自治体に押しつけるのではないかと。そのことの懸念が残されたまま成立をしてしまった。だから日弁連の会長の声明になっているわけですね。ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、この改定地方自治法に、指定地域共同活動団体、そして、今、答弁にもありましたけれども、補充的指示権という制度が盛り込まれたということでもありますけれども、これはどのような制度なのか、御説明いただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。

指定地域共同活動団体についての御質問ですが、今回の改正では、地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることとし、指定を受けた団体への支援、関連する活動との調整等に係る規定も整備しております。想定する指定地域共同活動団体とは、例えば自治会連合会や社会福祉協議会が該当するものと考えます。また、想定される支援につきましては、例えば、行政財産の貸し付けや随意契約による事務委託に関して、弾力的な運用を可能とするものとされております。それから、補充的指示権についての御質問でございますが、これは先ほどからの説明の繰り返しになりますが、適切な要件、適切な手続のもと、国が地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するために講ずべき措置に関し必要な指示、この指示のことが、補充的な指示、この補充的な指示ができるという改正でございます。

14番（崎田信正君） 指定地域共同活動団体で随意契約という話もありましたので、もしこれが実行されるのであれば、当然、今後、条例の制定につながっていくのかなというふうに思います。随意契約ですから、その時々の方の判断で団体を選別するというか、そういった心配もあるんだという論調もありますので、これは今後のことですので、また議論の場が出てくるかなというふうに思います。補充的指示権ですけれども、部長、答弁されましたけれども、いろんな専門家の方が心配しているのは、地方自治体を国に従属させる仕組みにつながっていくんじゃないか。国がそのときの判断で地方自治体に指示を出したときに、地方自治体の方でそれを、いやまってくれというようなことができるのかどうかな。その辺のことも曖昧ですね。国がいつも全て正しい指示を出すというのは、この間のあの状況を

見ても、信用できないと言ったら言葉悪いですけどね、あの元統一協会の問題とか、それから桜を見る会とか、今、問題になっている裏金の問題など、何一つ根本の解明がされていない。そういう国の姿勢のもとでいろいろな指示が出されてもですね、それをそのまま鵜呑みできるのかという心配がやっぱりあるから、いろいろなところで問題点が出てくるんだというふうに思います。これは、これから具体的にいろいろなことが出てくるかも分かりませんので、とりあえずそういう懸念を持つことも必要だということだけは申し上げておきたいと思います。

次に、オスプレイの事故報告を受けてということですが、これは6月議会で、昨年11月29日に屋久島沖にオスプレイが墜落して、搭乗員全員8人が犠牲となりました。米軍が飛行停止しておりましたが、事故原因が明らかにされない中、飛行が再開されております。そこで、5月8日の南海日日新聞の、昨年11月の屋久島沖での墜落事故発生後、約3か月の飛行停止期間を経て、米軍が3月14日、陸上自衛隊が同月21日に、それぞれ国内での運用を再開した輸送機オスプレイ。奄美大島の各地でも、4月以降、飛行の様子が住民らに目撃されている。オスプレイの飛行再開に関しては、3月28日、奄美市の求めに応じた形で九州防衛局職員が同市役所を訪問、防衛省が公表している事故原因や飛行再開の経緯を安田壮平市長に説明した。同局の遠藤敦志企画部長は、市長からは住宅街の上を必要以上に飛ばないでといった要望があったとの記事を紹介して質問をしたものであります。九州防衛局は、米軍の事故調査委員会の最終報告書が出た際には再度しっかり説明させていただくと述べたとありました。8月3日の地元新聞2社に、米空軍が調査報告書を公表したとの記事がありました。奄美新聞は、2つあるギアボックスと呼ばれる変速装置が故障した上、飛行を継続した操縦士の判断ミスが重なったことが原因だったと結論づけたとあります。結論づけたということでありますから、これが最終報告になるのかなと思いますが、南海日日新聞は、事故リスク払拭できず根本原因不明との見出しで報道しております。このような報告書が公表されたことで、九州防衛局からどのような説明があったのか、お伺いをいたします。

市長（安田壮平君） それでは、崎田議員の御質問にお答えします。

オスプレイの事故報告書を受けてということですが、先般、8月2日、昨年11月29日に屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のC V-22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書が米空軍事故調査委員会から公表されました。報告書によりますと、事故の原因としては、一つ目が、左側のエンジンの動力をローターに伝達する装置プロップローターギアボックスが破損し、破断したギアの破片が他のギアに挟まったことで歯車が摩耗し、エンジンからの動力を伝達することができなくなった。二つ目が、チップバーンアドバイザリーという警告灯が3回点灯し、運用上実施できる範囲で速やかに着陸するとの状況になったにもかかわらず、操縦士は任務を継続した。その後、チップスコーションという警告等が点灯し、運用上、最近傍の、最も近いという意味ですが、着陸できる場所に可能な限り速やかに着陸との状況になった後にも、より近い場所ではなく屋久島空港に着陸しようとした。こうした操縦士の意思決定も原因であるとされております。事故につながった要因としては、不十分なリスクマネジメント及び非効果的な搭乗員のマネジメントにより、最初の警告等の点灯から墜落まで約49分という事故の全過程において、搭乗員の危機意識を不十分なものとしたとされております。また、防衛省からは、本報告書に記載のなかった安全対策に関して、日米間ではこれまで前例のないレベルで技術情報に関するやり取りを行ってきており、安全対策を講じることで同様の事故を予防、対処し、安全に飛行を行ってきている旨の発表があったところでございます。本市としましては、引き続き、再発防止の徹底及びさらなる安全性の確保に努めていただくよう、防衛省を通じて米側に要請してまいりたいと存じます。

次に、事故報告書発表後の説明についての御質問ですが、米空軍事故調査委員会の公表直後、九州防衛局より、先ほど答弁しました安全対策への発表とともに、事故報告書を詳細に解説した資料を提供いただいております。丁寧な対応をいただいたものと理解しております。以上です。

14番（崎田信正君） 南海日日新聞の記事では、これを破壊的故障と指摘する、ギアにヒビが入った問題の根本的な原因は不明というふうに報道されております。2022年に墜落、5人が死亡した根本的な原因は未解決のままというふうになっているんですね。で、そういった飛行機が、オスプレイが上空を飛んでいると。事故リスク払拭できずの記事があるようにですね、事故報告書を持って安全が確保されたということではないんですね。そういった状況では、必要以上に飛ばないでということではなくて、市街地上空での飛行停止を求めるいうことを強く望みます。これは、事故が起こる前から、市街地上空の低空飛行はやめてほしいというのは議会の総意としても意見書を挙げているわけですから、もっと実効性のあるといいますか、こう要望しておりますけれども、飛行は止まりません、ということじゃなくて、飛行を止めてほしいというもっと強いメッセージを出す必要があるんだと思いますけれども、市長の御見解をお伺いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） 今回、屋久島沖でのオスプレイの墜落原因が部品の破損に起因するもの、更には人的な判断ミスもあったという報告書が示されました。米軍におきましては、これらを踏まえて、今後、対策をしていくものと理解をしております。こういった不具合を一つ一つ是正していくことで事故防止につながるものと考えております。

14番（崎田信正君） だから、これが初めての事故だったら、今後、頑張ってくれと言えるけれども、この間ずっと言っているように、事故が繰り返し繰り返し起こっていて、今回の事故でなお原因がはっきりしないということは、これからも事故が起こる可能性がある。その飛行機が我々の上を飛んでいるということにもっと危機意識を持つ必要があるんじゃないかなというのが私の思いなんですけれども、いかがでしょうか。

市長（安田壮平君） 崎田議員がですね、おっしゃる懸念というのは私も十分に感じておりますので、そこはですね、しっかり防衛上、実際の防衛活動あるいは訓練としてオスプレイを運用しているというふうに思うんですけれども、やはり当初定められたルートをですね、きちんと守っていただくように、市街地上空を飛ばないように、そこについては今後も繰り返し要請をしていきたいと思っております。

14番（崎田信正君） 私は、オスプレイそのものを撤去してほしいというふうに思っておりますけれども、議会ですから、市街地上空を飛ぶなど。この前の陳情でも、海を通過して訓練という要望をしています。訓練をやめろということについては、また別の件でやりたいと思っておりますけれども。今回は事故があって、それも繰り返しの事故があって、なお原因究明がはっきりしないところに、人の上を通ること自体が理不尽だということで、市長には強い思いで、今述べられたとおり要望していただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。国民健康保険制度についてです。国保税の均等割の軽減についてということでお伺いをいたします。国保税の負担が収入、所得に対して重く家計を脅かしていることは、これまでも、生活保護基準でも国保税の負担があることは当局の答弁でも明らかになっております。協会けんぽと比べても2倍近い負担となっており、全国知事会も、これは以前から国保会計に1兆円の国庫負担を求めているところなんです。物価高騰が生活を脅かしていることから、賃上げや最低賃金が改正されておりますけれども、物価高に追いついていないのが実情で、特に年金で暮らす高齢者の方は介護保険料の負担も重くのしかかっており、生活に関わるあらゆる分野で生活を応援する施策の実行が求められていると思います。全国各地の自治体では、地方自治の本旨である福祉の充実に取り組んでいるところも少なからずあります。国保の分野では、国保税の負担をいかに軽減できるのか、今、自治体が取り組むべき課題の一つだと思います。いろいろな施策が考えられますけれども、国保税の算出には、協会けん

ばにはない均等割り、世帯割りというのがあります。国税負担の軽減のために均等割を軽減する自治体も増えております。国もその必要性を認めてのことだと思いますけれども、未就学児の均等割りの2分の1を軽減するとしております。これだけの物価高騰の時期ということを鑑みて、奄美市でも均等割の廃止、あるいはさらなる軽減を行う時期だと思いますけれども、そして、全国各地でこのような施策が展開されることになれば、国を動かす大きな力になることと思いますが、御見解をお伺いいたします。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の均等割の軽減につきましては、従来より、一定以下の所得の方々に対し、それぞれ7割、5割、2割の軽減を行っております。更に、令和4年度より、未就学児における均等割に対し半額の軽減。令和6年1月より、妊産婦に対し、産前産後期間中に係る所得割と均等割の免除を行っているところです。令和6年度の当初負担における国民健康保険税の均等割額につきましては、1億2,095万4,756円となっており、仮に均等割全てをなくすとなると、約1億2,000万円の財源が必要となってまいります。国民健康保険事業につきましては、被保険者1人当たりの医療費が年々増加していることに加え、年々、被保険者数についても年々減少していることより、厳しい財政状況であることを踏まえ、均等割をなくすこと、また軽減を行うことは非常に難しい状況であると認識しております。国民健康保険事業を運営するに当たり、均等割額を含めた国民健康保険税は貴重な財源であることを御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

14番（崎田信正君） 均等割というのは、子どもだけじゃありませんね。扶養家族全部、家族全部にかかってきますから。70歳、80歳でも、これは高齢者医療制度になりますけれども、60歳の方でも対象になります。そこで、今、始まっているのは、全部の世帯の均等割じゃなくて、とりあえずは18歳未満とか。今、国が示しているのは未就学時の半額を補助するということでした。そういうやり方と、それから、子どもさんが多いところですね、第3子のところからは均等割を免除にしようとか、そういったことで、持てる財源で実施できる方法があるのかなのか、これを検討してですね、まず動き出すということが国を動かす大きな力になるかと思います。この件については、今後、10月には決算委員会があります。12月議会があって予算委員会と続きますので、そこでも取り上げていきたいと思っておりますので、今回はここで終わりますけれども。

次に、子ども医療費の窓口負担ゼロについてでございます。最初に、これまで子ども医療費の助成を行う自治体には、国庫負担軽減の調整措置、いわゆるペナルティが課せられておりました。全国各地で長年にわたる住民運動等により、4月からこのペナルティは廃止になっております。奄美市では、これでどれだけの財源が浮いたのかですね、まずお示しをいただきたいと思います。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、御質問にお答えいたします。国民健康保険の減額調整措置は、自治体が行う医療費助成により患者の自己負担が軽減される場合、国民健康保険財政に与える影響や限られた財源の公平な配分等の観点から、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を減額調整しておりましたが、令和6年3月末に廃止されております。この本市の減額調整措置額につきましては、国から通知等がないため確定はできませんが、厚生労働省の調べにより試算いたしますと、全国の中・小学生以下、これは15歳以下、未就学児を除く1人当たりの減額調整額は、令和4年度は4,290円となっており、本市の対象である中学生以下が556名でありますので、掛け合わせますと、金額としまして238万5,240円という額になります。以上でございます。

14番（崎田信正君） 次に、8月25日の地元新聞、奄美新聞ですけれども、県の子ども医療費助成制度の対象が来年4月から拡大をする。対象年齢は現行どおり未就学児だが、支給方法や所得制限が変更されるとありました。子ども医療費の医療機関での窓口負担を軽減する現物給付方式は、現在、非課税

世帯の高校生までが対象。更に、来年4月からは、課税世帯でも未就学時まで現物給付方式の対象となると新聞記事にもありました。厚生労働省は、先ほどあったように、18歳未満の子ども医療費無償化のペナルティを廃止したばかりですが、自治体に窓口負担を復活を促すような通知を6月26日に出しているのではないかとということですが、この通知の内容というのはどういうものなのか、御説明をいただきたいと思います。このような通知に対して、せっかくペナルティを廃止したことの整合性がとれないんじゃないかと思いますが、当局の見解と対策があればお示しいただきたいと思います。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、御質問の窓口負担を促す通知につきましてですけれども、議員御案内のとおり、令和6年6月26日、国より、令和6年度実施分を評価する令和7年度保健者努力支援制度の市町村分の評価指標及び具体的な算定方法が示されたところです。その中で、子ども医療の適正化などの取り組みとして四つの評価対象が示されております。一つ目は、地方単独事業として実施している子どもの医療費助成制度について、年齢にかかわらず、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが必要な制度としている場合。二つ目が、地方単独事業として実施している子どもの医療費助成制度について、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが不要な制度から窓口での支払いが必要な制度に令和6年度に変更した場合。三つ目が、地方単独事業として実施している子どもの医療費助成制度と併せ、医療費助成担当部局と連携し、子どもの保護者に対して適切な受診を促す周知啓発を実施している場合。四つ目が、子どもの急な病気や怪我への対応と、これは夜間とか休日とか小児救急医療の輪番制等の体制構築に係る案内、情報提供となっておりますけれども、この対応を実施している場合が評価の対象となっております。本市といたしましては、子ども・子育て支援は重要な施策だと理解しておりますが、国民健康保険制度の財政運営も課題となっているところであります。また、国はこれまでも一貫して医療費の適正化の観点から施策を行っており、このようなことから、適正な国民健康保険の給付及び医療受診の環境整備への取り組みが評価されることになったと認識しております。しかしながら、全国市長会は、本年6月の全国市長会議で、必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子ども医療費については全国一律の国の保障制度を求めると国に対して要望しておりますので、今後、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

14番（崎田信正君） 国のやり方、本当ひどいと思いますよ、これ。せっかく制度をつくったのに、保険者努力支援の現物給付をやめれば評価するというわけでしょう。全く整合性が合わない。市長会が、今、答弁がありましたように国に要望していくということですから、奄美市長も一生懸命そのときは発言をしていただきたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルスについてです。昨年5月に感染症法の5類に移行となって、各地でイベントが再開されるなど、日常生活を取り戻しつつあると感じております。コロナ感染症がなくなったわけではありません。午前中、西議員もいろいろと説明されておりましたけれども、現在、増えているとの報道もあり、今、ちょっと沈静化しているのか分かりませんが、第11波だと言われているようです。日常生活をする中で、今現在、どのような状況で感染が広がっているのか、更に重症化への心配など、よく分からないというのが市民も多いのではないかと思います。奄美は、観光客の回復もあり、交流人口も増えております。市民の健康と経済活動等への影響が出ないようにすることが求められますけれども、現状について、その対策、どのようにされているのか、お伺いをいたします。現状とその対策ですね。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

本市で把握しております新型コロナウイルスの感染状況についてお答えさせていただきます。現在、感染状況につきましては、定点となっている医療機関より管轄の保健所へ感染者を報告し、県を通して管轄ごとの感染状況が発表されている状況でございます。先ほどの定点となっている医療機関というも

のは、一定の基準に基づいて選定されており、名瀬保健所管内では現在4か所設定されているところでございます。国は、令和4年9月から、全数把握ではなく定点医療機関からの報告としており、鹿児島県においても同様に同年9月から実施しているところでございます。本市を含む名瀬保健所管内におきましては、4月以降、定点当たりの報告数は増加し、大型連休明けの5月の第2週に一定点当たり43.0とピークを迎え、鹿児島県内の一定点当たり4.0を大幅に上回っておりました。その後、一旦減少傾向となりますが、県内での流行に連動して、7月の第3週に2回目のピークを迎え、一定点当たり28.5と報告されました。このときの県内は、一定点当たり27.4で、同等の数字となっております。その後は再度減少傾向となり、8月の第4週には5.5と報告されております。定点当たりの報告数が最も多かった5月第2週を取り上げてみますと、その特徴といたしまして、50代、60代、30代が多く、幅広い世代での感染が見られているところでございました。このことから、議員御指摘のように、5類移行後、人流が活発になったことも一つの原因ではないかと考えているところでございます。感染者数増加につきまして特定の要因を見出すことは非常に困難でございますが、変異を繰り返すこのウイルスに対しまして、時期に関係なく、手指消毒や咳エチケットなど、これまで同様、基本的な感染防止対策をお一人お一人が習慣化することが大切だと感じているところでございます。本市といたしましては、今後も、感染対策につきまして、各種検診での周知や広報紙、SNSを活用した啓発を行ってまいります。また、感染拡大の際には、関係各課を通して、保育所、小・中学校、高齢者、障害者施設などへの情報提供にも努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

14番（崎田信正君） 今の状況で重症化という心配はしなくていいんですか。

保健福祉部長（平田宏尚君） こちらといたしましても、中核病院であります県立大島病院などと日頃から感染者が増えるに従って連絡をとっておりますが、重症化というものはそのときにもそれほど増えている状況ではなかったということもお聞きしておりますので、現状では大丈夫であるのではないかと思っているところです。以上です。

14番（崎田信正君） 一時はね、人工呼吸器が足りなくて大騒ぎをしましたけれども。高齢者のコロナワクチン接種、5類になったということで、自己負担が出てまいりました。朝の答弁でもありましたけれども、いろいろ補助があっても、3,000円幾らだったかな、負担があるということですからけれども、こちらについての現状について。自己負担がなくなればいいと思いますけれども、その対策について伺います。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、自己負担についてお答えさせていただきます。

まず、10月から開始いたします新型コロナワクチンの定期接種の対象者についてお答えさせていただきます。新型コロナワクチン接種につきましては、全ての国民が無料で接種できる特例臨時接種措置という形でこれまで行われておりましたが、今年の3月31日をもちまして終了いたしております。10月以降の定期接種の対象者は、65歳以上の奄美市民及び特定の疾病を持つ60歳から64歳の方で、本市の対象者は約1万4,000人と見込んでいるところでございます。新型コロナワクチンの自己負担額につきましては、各自治体で設定することとなっております。まず、ワクチン代1万5,300円のうち、国が8,300円を助成することが決まっており、残る7,000円に対して、本市では4,000円の助成を行い、自己負担額を3,000円と設定しているところでございます。鹿児島県下の19市に確認いたしましたところ、自己負担額に多少の開きはございましたが、平均すると3,000円であり、また、奄美大島の他市町村においても確認を行い、経済的負担が大きくならないよう今回の額に設定したところでございます。10月以降のワクチン接種に関しましては、希望される方が安心して接種できる体制づくりに努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

ます。

14番（崎田信正君） また、これは引き続き議論もしたいと思いますが。

次に、介護保険制度について、先の6月議会で訪問介護の基本報酬が引き下げられて、そのときはまだ2か月経過したばかりでしたが、その変化、影響についてお伺いをいたしました。質問に対する答弁の時間を確保することができずに本当に申しわけなかったなと思いますけれども、そのときは、市内の介護事業所からは、今回の報酬改定に関する相談は現在まで受けていないところでございますという答弁でした。これだけを見ると、報酬が下がったけれども、それぞれの事業者、何とか頑張っているんだと、安心という感じも受けますけれども、この間のいろいろな新聞記事を見ても、訪問介護の事業所が倒産がもう最大になったとか、奄美でどうだった分かりませんが、そういう報道がいっぱいなんです。そういった状況で、奄美市の状況がどうなっているのか。6月の議会からまた何か月かたっておりますので、その後、実際に事業運営されている方からいろいろな要望とかあるのかないのかですね。何とかやっているのかどうかとか、そういったところは大変気になります。というのは、事業所の問題じゃなくて、事業所がなくなればサービスがなくなるということです。それを受ける人たちがどうしていくのかということになりますので、是非、現状と、介護サービスの提供に当たって市民の不安をなくす対策等についてお伺いをいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

訪問介護の基本報酬引き下げによる本市の現状についてお答えいたします。議員御案内のとおり、令和6年度介護報酬改定により訪問介護サービスの基本報酬が2パーセント前後引き下げられてから5か月が経過いたしました。現在のところ、市内事業所からの相談は受けておらず、閉鎖の報告も本市においてはございません。一方、この訪問介護サービスの報酬単価につきましては、引き下げ撤回と報酬再改定を求める動きが広がり、本年6月5日の衆議院厚生労働委員会におきまして、介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議が全会一致で決議されました。本市といたしましても、今後のこの国の動きは注視してまいりたいと思っております。また、今年の6月からは介護事業所への処遇改善加算の引き上げも行われており、基本報酬が引き下げとなる中でも、介護現場で働く方々の賃金のベースアップにつながるよう、この処遇改善加算を取得することを本市においても周知をいたしまして、8月末までに市内のほとんどの事業所が取得済みとなっているところでございます。今後も引き続き丁寧な制度説明や情報提供に心がけ、介護事業所の現状把握及び加算取得への支援にも努めることで、切れ目なく介護サービスを提供できる体制づくりを支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） 今回の介護保険制度についてはですね、先送りになっているのがありますよね、いろいろな制度が。次の、今、第9期ですけども、第10期のときにどうなるのかという心配もございますので、引き続き議論はしていく必要があるのかなというふうに思います。

次に、介護保険料の減免についてです。歴史的、あるいはもう異常とも言われる物価高騰が続いているわけですが、今、各分野でも生活支援を最優先に検討しなければならない状況だと思います。奄美市は旧名瀬市の時代から介護保険は高い保険料となっておりました。軽減策が必要だと、これは繰り返してまいりましたが、当局も保険料区分を16段階にすると。国の基準を上回ってやったという努力があります。低所得者への対策も行っておりますけれども、やはり元々の基準が高いわけですから、これでは十分ではないというふうに思います。自治体によっては、低所得者対策として独自の減免、減額制度を設けているところもあります。奄美市でも思い切った対策が必要かと思いますが、御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、介護保険料の減免のことにつきましてお答えさせていただきます。

本市の介護保険料につきましては、昨年度までは被保険者の所得段階別に14段階に分けて設定しておりましたが、議員御案内のとおり、今年度から16段階に細分化し、負担軽減に取り組んでいるところでございます。また、低所得者の介護保険につきましては、国による低所得者保険料軽減事業により、低所得者である保険料、第1から第3段階の方に対しましては保険料が基準額よりも引き下げられ、負担が軽減されているところでございます。本市における第1段階から第3段階の被保険者数は、令和6年4月時点で7,936人となっており、被保険者の約6割が本事業による負担軽減の対象となっているところでございます。更に、第1段階5,437名と第2段階1,425名の被保険者の介護保険につきましては、昨年度よりも軽減を取っているところでございます。現在、本市におきましては、災害時の特別な事情により保険料の納付や利用料の負担が困難とみられる場合に、介護保険料の減免を行っているところでございます。本市といたしましては、国の制度を注視しながら、保険料の負担区分を増やすなど、介護保険料負担軽減に努めているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） ありがとうございます。これも国保制度と同じように、これからもあらゆる機会に質していく場があると思いますので、今回はこれでということにしたいと思います。

次に、補聴器購入助成制度の早期実現についてです。この件につきましても、これまでもたびたび取り上げてまいりました。まだ実現をしておりません。その都度、全国で実施自治体数が増え続けていることを紹介し、実現を求めてきたものであります。いよいよ実施に踏み切る時期ではないのかなどの思いで質問させていただきます。加齢による難聴は認知症の要因の一つに挙げられており、また、会話が億劫となることから閉じこまる、そういった要因にもつながっております。高齢者が社会生活で生き生きと過ごすためにも、必要な人には補聴器の装着が求められますけれども、高額なために購入をためらう方もおられるということですが、是非、奄美市でも助成制度の創設に踏み切るべきだと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、補聴器購入助成制度の実現についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、高齢期の難聴は、コミュニケーションや人とのかかわりが難しくなってくることから、社会活動を抑制し、孤立化を招き、生活の質の低下をもたらす恐れがあるため、認知症発症のリスク要因の一つであると言われております。また、全国には1718の自治体がありますが、補聴器購入助成を行っている自治体は増えてきており、令和6年1月時点で239自治体で13.9パーセントとなっております。県内では曾於市が行っているところでございます。現在、国におきましては、難聴への対応に関する連絡会議を設置し、新生児の予防、健診、早期発見から高齢者の補聴器利用による認知機能低下の予防まで、幅広く難聴の方への支援について議論を進めているようでございます。本市といたしましては、今後も引き続き、国や県内の自治体の動向を注視しながら、各自治体と連携して国の補聴器の購入に関する助成制度の創設を働きかけていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） これは令和元年から質問をやっているものです。この間の答弁をちょっと振り返ってみますと、令和3年6月議会の答弁では全国で36自治体だというふうに言っていたのが、今、236ということでしたので、この3年間の間に増えているわけですね、200余りですね。それは、必要だから制度をつくっているところが多いんだというふうに思います。確認をしたいんですが、これは令和6年、今年の第1回定例会、3月議会でも質問していて、そのときの答弁は制度を設計する段階ではないというふうに答弁されているんですが、これは今も変わらないんですか。

保健福祉部長（平田宏尚君） 先ほども御答弁させていただきました。その前に、議員が御案内ありました第1回定例会の答弁を承知、もちろんしておりますが、先ほどの答弁でも、現在、国においては難聴への対応に関する連絡会議を設置して、この難聴に対する幅広い議論を行っているところでございます。また、全国市長会などを通じ、国に対しましても、補聴器の購入に対する助成制度の創設にも働きかけるところでございますので、そういった動きを注視しながら、今後の検討に入りたいと思いますので、現段階ではまだ制度設計は至っていないところでございます。御理解よろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） 実施している自治体に遅れをとらないようにお願いしたいと思います。これは、東京は早くから23区では助成が進んでおります。新潟県は全市町村でやっているんですよね。30言ったかな。新潟県は全部でやっているというふうに、それが236の30になるんだと思いますけれども。ちなみに、練馬区のホームページを見ますと、加齢による聴力機能の低下は認知症の発症要因の一つとも言われています。高齢者の認知症予防や、聴力低下のため閉じこもることによるフレイル、虚弱状態を予防を図ることを目的に、補聴器の購入費用を助成しますというふうにしているんですよね。これは、全国どこでも高齢者が置かれている病気は一緒ですから、これを否定することはないと思うんですが。葛飾区です。聴力の低下のために会話をするのが困難な高齢者の方に補聴器の購入費を助成します。加齢による難聴で意思疎通がしづらくなると認知症のリスクが高まると言われており、聞こえにくくなっていることに気づいていないこともあります。聞こえを改善するために補聴器の使用を検討している方は購入費助成制度を御利用くださいという呼びかけまでしているわけですので、是非、制度設計をする段階ではないというに思っ、制度設計をやっ、もう来年の予算でもつけていただきたいなと思いますので、また引き続きの質問事項になるかと思っ。

次に、生活保護受給者のエアコンの設置です。熱中症は命にかかわるものとして、その対策が講じられております。熱中症は室内での発症も多く、以前はエアコンは贅品として所有が認められておりましたが、現在は命を守る手段として必需品となっております。これは、憲法25条が健康で文化的な最低限度の生活を権利として保障していることから、当然だというふうに思っ。しかし、生活保護世帯がエアコンを設置する場合、一時扶助の対象にならないケースがあります。身体上必要と認められる場合は対象とすることが必要で、自治体独自で補助するところもあります。北海道上野国町では、熱中症による事故を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援するためとして、エアコン購入、設置に係る費用を、この4月から3年間ですが、補助するというものであります。奄美市でも、是非、補助制度、実現していただきたいというふうに思っ。というのは、今年は暑かったですよね。新聞報道でも、猛暑日は7年ぶりだということで、10何日もあるというような状況ですから、歳は毎年確実に取っていく、高齢者の方が取っていくわけですね。暑さも毎年厳しくなっていく予想がされるなかで、是非、必要な人には補助制度をつくって生活を守るようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、生活保護を受給している世帯のエアコン購入費について、まずお答えをしたいと思います。近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成30年4月1日より、生活保護を受給されている世帯におきまして、エアコンの必要性があると認められた場合、購入費用の支給が認められるようになったところでございます。支給対象者は、生活保護の受給開始時期にかかわらず、新たに生活保護を利用する世帯でエアコンのない世帯。災害等により喪失し、災害救助法などほかの制度からの措置がない場合。犯罪等により被害を受け、生命身体確保のために新たに転居する場合などでエアコンの持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合とか、そういういろいろ決まりがございます。また、エアコンの必要性がないと判断された生活保護世帯におきましても、保護費のやりくり、または社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用などを紹介するなどやっ、現在、適

正な対応に努めているところでございます。本市でも補助制度ということでございますが、生活保護のエアコンを含む家具什器の購入費用については、国民の生活環境や実態などを踏まえ、その必要性について考慮した上で、実施要領の見直しなどが行われていることから、本市といたしましても、生活保護の実施要領に基づき適正な実施に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

14番（崎田信正君） 適正ではないから要望しているわけですね。要件に該当しない生活保護世帯は、毎月の保護費をやり繰りしたり、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付制度を利用するしかない状況です。実際には、これらの方法は困難な場合が多く、購入を躊躇するケースが多く見受けられます。これは奈良県の生駒市のホームページに出ているものです。そこで、そのため、エアコンを未設置もしくは故障して1台も使用できるエアコンがない世帯を対象に給付事業を創設し、担当ケースワーカーの伴走支援により設置を進めます。加えて、厚生労働省に対して、生活保護制度内におけるエアコン支給基準を緩和するよう要望しますと言っているんですね。基準に合って対応するというじゃないんですよ。それでは人の命が守れないからということでこの制度をつくっているわけですから、実態もよく見ていただいて、是非、できるようにお願いしたいと思います。ここは、全保護世帯に対して案内文を送付するとともに、事前に実施したエアコン設置利用状況調査において未設置等を確認した世帯や確認がとれていない世帯に対して、電話や訪問等により給付事業の周知を図り、設置を促しますというふうまでホームページに出ていますから、是非、奄美市もそういう温かい行政の立場でやっていただきたいと思います。

最後に、学校給食の無償化について、来年度から実施するときの課題について伺いいたします。

教育部長（正本英紀君） お答えいたします。

現在、本市では無償化には至っておりませんが、米飯、牛乳の全額及び物価高騰による食材費の増額分を支援し、給食費を据え置くことにより、子育て世代の経済的負担を増やさないように努めております。課題ということですが、学校給食の無償化に向けては、恒久的な財源の確保が大前提と考えております。給食無償化の国への要望等につきましては、県市長会の共同提案として、無償化を実現するための財政措置を講じるよう、九州市長会を通して要望を行っていくこととしております。国においても、実態調査の結果を基にして方策を検討していくとの方針でありますので、本市といたしましても、国の動向等を注視しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（奥 輝人君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 大庭梨香君の発言を許可いたします。

8番（大庭梨香君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の大庭梨香でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年度第3回定例会の一般質問に当たり、所見を述べさせていただきます。このたびの台風10号により被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。さて、公明党は、昨年12月の全国県女性局長会において、子宮頸がんワクチン、HPVワクチンのキャッチアップ接種の周知を図るために、各自治体により議会等で進めてまいりました。子宮頸がんを8割予防することが可能と言われているワクチン、HPVワクチンのキャッチアップ、16歳から27歳の女性に対して無料で受けられる

時期が9月末で終了してしまいます。私も、昨年12月議会において質問させていただき、奄美市においても啓発活動を進めていただきました。1月、二十歳のつどいでのチラシ配布やリーフレットの配布。そして7月、対象者に対して2年ぶりの個人宛への予診票の配布や専門学校への説明。そして啓発、奄美市LINEにおいても告知をするなど、本当に御協力をいただきました。接種するかどうかは本人の任意ではありますが、知らないのではなく、知ってもらうための告知を広く伝えることが重要であると思います。市民の皆様お一人お一人が御自分の健康にしっかりと向き合う機会でもあります。検診も受診していただきますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

その前に、質問順番の変更をいたします。1の教育行政が2番へ、2番の福祉行政が1番目に変更いたします。

では、1番の福祉行政についてですけれども、①HPVワクチン接種について。接種状況と今後の取組について伺います。

御答弁をお願いいたします。

次の質問からは発言席から行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、大庭議員の御質問にお答えします。

HPVワクチンの接種状況及び今後の取組についてお答えいたします。令和3年度の接種者数は12名でしたが、積極的勧奨が再開された令和4年度は112名、令和5年度は134名、今年度は7月末時点で47名となっております。HPVワクチンの接種状況の傾向としましては、例年8月が最多という国のデータがあります。キャッチアップ世代を含め、年度内に接種を完了するためには、遅くとも9月末までに一回目を接種する必要があるため、今後、更に接種者数が増えると見込んでおります。また、電話での問い合わせが増加していること。予診票の再発行申請が100件を超えていることから、HPVワクチン接種への関心は依然より高まっており、今後の接種者数の増加につながっていくのではないかと考えております。今後の取り組みとしては、今年度終了するキャッチアップ世代に対する受診勧奨を優先し、SNSや新聞紙面、デジタルサイネージ、ポスター等を活用した啓発を引き続き行ってまいります。また、小学校6年生から高校1年生までの定期接種の対象者に関しましては、学校関係や医療関係の各機関へ協力を仰ぎながら普及、啓発を図っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。着実に増加しているということで、今後の取り組みとしても、これまでも実施されておるとは思いますけども、小学校6年生、そして、高校1年生、医療機関との連携と、学校としっかり協議をされてですね、普及活動をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問ですが、②男性のHPVワクチン接種の効果と本市の現状、他府県の取組状況について伺います。御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

議員御質問の男性へのHPVワクチンについてお答えさせていただきます。国内で使用されておりますHPVワクチンには、2価、4価、9価の3種類がございますが、男性への接種が承認されておりますのは4価ワクチンのみであり、任意接種での取扱いとなっております。このワクチンの効果といたしましては、国は、ヒトパピローマウイルスの感染に起因する疾患の予防効果があるとしており、主なものとして、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどを挙げております。また、男性がワクチンを接種することにより、HPV感染から女性を守ることにもつながり、子宮頸がんの予防効果も期待でき

ると報告されております。男性への接種につきましては、現在、厚生労働省において定期接種の対象に加えることを検討いたしております。また、東京都をはじめとし、幾つかの自治体において接種費用の助成を開始しているようでございます。本市におきましては、男性のHPVワクチン接種も課題の一つと考えておりますが、まずは女性の接種率を引き上げることを優先と考えております。今後も、国や他自治体の動向などを参考にしながら検討課題とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。東京都では、小学校6年生から高校1年生相当の男性に対して、23区中22区は独自で助成事業、男性についても実施をしております。男性がこのワクチンを接種することによって感染をしっかりと予防できるということで、将来のパートナーの健康と命を守ることができるだけでなく、先ほども部長がおっしゃられていたように、発症するリスクのある疾患の予防効果が得られます。奄美においても、10代ですね、梅毒患者も出ておまして、報道が、新聞報道もされておりましたけれども、性感染症のところにもしっかりと目を向けて、鹿児島県においても本当に梅毒患者さんが増えているという現状を聞いておりますので、性に関する正しい知識の普及啓発についてもしっかりと取り組んでいただけますようお願いいたします。

では、次の質問に移ります。教育行政についてです。小・中・高等学校の不登校児童・生徒数が急増しております。30万人となる中、文科省は、令和5年3月31日に、誰一人取り残さない学びの保障を社会全体で実現しようということで、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、こころプランを発表しております。本市でも新聞にも掲載されておりましたが、7月30日に総合教育会議が開催されており、不登校問題について議論がされております。また、先週、市のホームページにおいて、総合教育会議の議事録が掲載されておりましたので、私も拝見いたしました。会議の内容も大変重要で、今後の方向性がしっかりと盛り込まれたものだというふうに感じました。それも踏まえて、本市の不登校児童・生徒についてどのように取り組まれているのか、お尋ねしたいと思います。まず、①令和6年度の不登校児童・生徒の人数の前年度比、その要因について伺います。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の今年度1学期の不登校児童・生徒数の人数は、小学校27人、中学校72人、合計99人でございます。昨年度1学期の不登校児童・生徒の人数は、小学校10人、中学校60人、合計70人でございます。比較いたしますと、小学校で17人、中学校で12人、計29人で、今年度の方が増えている結果となります。次に、要因についてでございますが、最も多い要因は、小・中学校ともに児童・生徒の生活環境を含む家庭での生活リズムとなり、次にSNS等に関連した友人関係の悩みが挙げられます。しかし、必ずしも一つの要因のみが不登校の要因となっているわけではなく、不登校児童・生徒一人一人がそれぞれ様々な要因を複合的に掲げているということが考えられます。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） 御答弁ありがとうございました。教育会議の資料と若干人数が変わっているように思いますけれども、97名というふうに議事録の中ではありましたが、計99名ということでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。②その不登校児童・生徒に対して学校はどのような対応をしていますか。御答弁をお願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

学校での不登校児童・生徒への対応につきましては、直接的な対応として、まず、教室に入ることができない児童・生徒に対する居場所づくりや別メニューでの対応。また、授業内容に応じたプリントな

どの計画的、定期的な活用等を通した学力の保障などを行っております。次に、間接的な対応としまして、生徒指導ハンドブックの確認及び活用。年5回以上の各種アンケートによる実態把握や分析。児童・生徒の個々の状況に応じたケース会議の実施・計画的な家庭訪問による保護者との関係づくり。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用。ふれあい教室との連携。学級経営の充実及び学校、学級の一員としての児童・生徒相互の関係づくり、居場所づくりなどに取り組んでおります。また、不登校児童・生徒を増やさないために、学校行事や特別活動などにおける体験活動、学級活動での絆づくりに資する活動の充実、分かる授業の実施などを推進しております。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。子どもの権利尊重を謳ったこども基本法が施行されて1年余りが過ぎました。政府はこどもまんなか社会を掲げて動き始めて、フリースクールや学びの多様学校、特別支援学級などが増えています。しかし、こうした支援を利用している子どもはごく一部になるわけです。先ほどの登校児童数から見ても、既に90名を超えているというふうに認識してよろしかったですね、不登校者数になっております。多様な学びの場所に行かれている子どもさんは、フリースクールのMINEさんとかにもお伺いしてお話を聞きましたけども、平均して小学生が14名から15名ということで、協議会の資料を見ましたら、奄美市の学びの場のところには8名、大体来られているということで書かれておりました。その多様な学びの場所に行かれている子どもさんは20数名と見て、そのほかの子供さんが不登校で自宅におられるわけですね。ほとんどの子どもさんが、ほかの子どもさんは学校に行けても自分は行けないということで、本当に苦しんでおられるのではないかなというふうに察するところであります。

それでは、次の質問に移りますが、SSW、スクールソーシャルワーカーについてですが、通常国会において、子どもの貧困解消に向けた改正案が成立いたしました。見えにくいとされる子どもの貧困や不登校、児童虐待、ネグレクト、育児放棄やヤングケアラーなどの問題を教員のみで対応することは難しいというふうに思います。そこで、教育と福祉をつなぐ重要な役割を果たすのがスクールソーシャルワーカー、SSWです。公明党は、国と地方でSSWの配置拡充を推進し、国の補助事業で配置されたSSWの実人数はこの10年間で4倍以上に増えているそうです。しかし、1校当たりの週1日数時間という勤務時間が限られており、各学校において十分な機能を果たすことができないという課題もあるというふうに聞いております。そこで質問ですけれども、③SSWの配置について、現状と成果について伺います。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、スクールソーシャルワーカーの主な役割についてですが、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ。関係機関等とのネットワークの構築。連携調整。学校内におけるチーム体制の構築支援。保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供。教職員等への研修活動などがあります。児童・生徒の心情を把握しながら、保護者への支援や学校の教職員への働きかけ、そして、関連機関との連絡調整などを行っております。また、課題を抱える児童・生徒及び家庭への支援に尽力し、中学校卒業後も生徒及びその保護者に対していつでも相談に乗るなど、親身になって業務に取り組んでおります。次に、成果についてですが、登校時の迎えや家庭への訪問を行うことで遅刻や欠席が減少し、不登校の未然防止につながった事例があります。また、小学校で不登校だった児童及び家庭への寄り添いを続けた結果、中学校では登校できるようになったこと。スクールソーシャルワーカーが各関連機関と連携を図り、家からほとんど出られなかった生徒が部活動に参加できるようになった事例もございます。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。大変な業務をされているわけですね、今の内容をお聞きしていても。家庭に行かれて、もう本当に訪問されて一緒に学校に登校するなど。先日ですね、SSWの

方とお話をする機会がありました。不登校や学校に登校していても、様々な問題を抱えている子どもさんは多く、その関わりは簡単ではないと。7年経過してやっと心を開いてくれた事例もあるというふうにお聞きしました。子どもさんに対しての並々ならぬ愛情と慈愛がなければ務まらない仕事であるというふうに感じました。SSWの方々が子どもに接することで、子どもが愛情を受けているというふうに実感できると思います。問題解決にはならないこともあるそうですけれども、その子どもの心に寄り添うことが大切だというふうに言われていました。各学校、一人のSSWが抱えている人数としては、平均15人を受け持っているというふうにお聞きしました。かなりのストレスも抱えながら、子どもたちの幸せを願い、大人が関わることでその子どもが幸福感を持てることが何よりも大切であると日々接しておられます。そして、行政機関との連携を持つことが様々な問題解決に至ることも多いというふう聞いております。福祉政策課の方々には本当に御苦労をかけて、大変感謝しているというふうにおっしゃられておりました。SSWは、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く家庭、そして学校、地域に働きかけ、問題解決する専門家であります。環境を分析して調整を行って、変化をもたらすのが特徴です。子どもさんの行動変容ももたらしめている、今、事例がありましたけれども、そのように、もう何度も何度もお宅に訪問しながら一緒に問題解決をしてくださっております。単純に数だけ増やすのではなく、その真価を発揮するには、私は常勤雇用が望まれるというふうに考えます。地域の関係機関、団体と信頼関係を築き、子どもや保護者、そして、学校の要請に臨機応変に対応する大切な役割を、数時間の勤務では大変厳しいと考えますが、常勤雇用ができないでしょうか。御答弁をお願いいたします、

教育長（向 美芳君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの常勤雇用につきましての御質問でございますが、これまでも検討を重ねてきているところでございますが、早朝からの自宅への迎えや夜間における電話での対応と、業務上の性質が特殊であることから、雇用形態を定めることが難しい状況でございます。そのため、現在は、勤務合計時間を定めて、その範囲で勤務していただく雇用形態をとっております。雇用のあり方につきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。学校や担任だけでは抱えきれない問題というふうに思います。各学校に配置することも考えていただきたいと思います。子どもは、100人いたら100通りの環境、そして、その背景、家族背景があると思います。教育という尊い使命を担う全ての方々に働きやすい環境を整えること、それがひいては、その子どもが一人一人にしっかりと関心を持てる環境になると思います。接していける教育環境に変えていく、そのように方向を定めていただきたいと思います。そのためには、予算をしっかりと投入して取り組んでいただきたいと思います。強く要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子どもの保護者会は非常に重要な役割を果たしていると考えます。そこで、④保護者への支援内容や対応策について伺います。御答弁をお願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

学校では、主に学級担任や学年主任、生徒指導主任、本市スクールソーシャルワーカーが不登校児童・生徒の様子を把握するために、保護者と電話や家庭訪問等により連絡を取り合っております。その際、保護者から不登校児童・生徒の生活の様子や家庭での学習状況について聞き取りをし、支援に生かしております。また、学校側は、登校した際の学校での様子を伝えております。今後も、保護者と密に連携を図り、一人一人の状況を適切に把握した上で支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。保護者会は設立としていないというふうな受け止めてもよ

ろしいですね。こころプランにも明記をしっかりとされておりますけれども、保護者が一人で悩みを抱え込まないように、保護者を支援していくことが大切であるというふうに明記されております。保護者同士が話し合いができる場の保護者会をしっかりと設置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣して不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思います。保護者の方々は一人一人悩まれていると思います。自分一人では抱え込まないようにしていただきたいですし、周りの保護者の方々と悩みを共有するということがすごく大事になると思います。設置をする際には市がしっかりとサポートすること。専門家の精神保健福祉士や社会福祉士の有資格者が、また、協力をしていただきたいと思います。保護者会を立ち上げて保護者の力になってもらいたいと強く要望いたします。

次の質問に移ります。⑤校内の校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームについての設置状況と、今後の取組について伺います。教室に行きづらくなった児童・生徒が学内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルームを設置している学校はありますか。現状をお示してください。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

本市におきまして、議員がお話しされたスペシャルサポートルーム、いわゆる校内教育支援センターを設置している学校はございません。ですが、学校において、教室に入ることが難しい児童・生徒のために、別室や保健室等で対応を図っております。別室等の対応は、不登校児童・生徒の状況を把握しながら、児童・生徒の学習の進捗状況に合わせたプリントやタブレット端末を活用したA Iドリルでの支援や授業の実施等を行っております。その際、学級担任ばかりではなく、学年主任や養護教諭、教頭等が状況に応じて対応しております。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。鹿児島県においては、県教育委員会のホームページを確認しましたら、校内ではなく、校外も含めてですね、42施設設置されております。奄美市のふれあい教室もそこに含まれておりますけれども、校内の設置というのはまだまだ少ないようです。6施設ということになります。文科省は、不登校の兆候が見られる児童・生徒らを学校内で個別に対応する校内教育支援センターについて、来年度、設置を促進するために支援員の配置を補助する事業が始まります。小・中学校を設置する市区町村などが対象で、3,000校規模を想定しており、国が配置費用の3分の1を負担すると。学習支援のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら相談支援を行うスタッフを配置することで、校内の教育支援センターの強化をしっかりと図って、そして、校内教育支援センターを設置する学校に対しても市区町村を通じて必要経費も支援、1,600校規模で国が3分の1を補助、来年度予算の概算要求に合わせて14億円を盛り込む考えを明らかにしております。奄美市においても、モデル校を定めて、校内の教育支援センターの設置に向けて取り組んでいただけるように強く要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。⑥オンライン指導の指導体制についての現状と今後の取組について伺います。不登校の児童・生徒が自宅で学ぶ機会として学校での授業をオンラインで学ぶことができるのかを伺います。御答弁お願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

現在、本市においてオンラインによる学習支援を行っている学校はございますが、全ての学校で定期的にオンラインによる学習支援が行われているわけではございません。オンラインによる学習支援を行っている学校では、不登校児童・生徒の学習の進捗状況や健康の状況に応じて、1人1台端末を活用して授業に参加できるようにしております。また、オンラインによる学習ではありませんが、授業の板書を撮影した画像の送信をしている学校もございます。オンラインによる学習支援は各家庭のWi-Fi環境による整備が必要なため、今後も学校や家庭の実情に合わせながら不登校児童・生徒への学習支援

を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。自宅で学べる環境づくりとして、ICTの活用について学習の機会が、今後、更に求められるというふうに思います。学校によって不平等性がないように取り組んでいただきたいというふうに思います。学校に行けない理由の中にですね、学習の遅れっていうのも上の方に上がってきておりますので、そこも踏まえてですね、学習の遅れがないような取り組みもしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。多様な学びの学習評価の現状と今後の取組について伺います。不登校の生徒の高校進学を支援するために、自宅やフリースクール等での学びを学校においての成績に反映することが重要であると思いますが、出席日数として反映しているのでしょうか。そして、市としてのガイドラインがあるのかを伺います。御答弁をお願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

現在、本市におけるフリースクールとして連携を図っていますのはフリースクールMINEとなります。フリースクールMINEに通う児童・生徒の出席の取り扱いは、児童・生徒の在籍する学校の校長がフリースクールでの活動の様子をフリースクールMINEから提出される報告書により把握し、学習指導等の適切な支援を実施しているかで判断を行うことになっております。具体的に出席扱いと考えられる活動は、教科学習、創作活動、体験活動、読書などになります。これらの活動によらない活動の場合でも、児童・生徒の取り組みを確認しながら個別に判断することとしております。今後も、学校とフリースクールが連携して、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） しっかりガイドラインがあるということで受け止めてもよろしいのでしょうか。

教育長（向 美芳君） お答えいたします。

今、先ほども御説明いたしましたけれども、フリースクールMINEとは、提出される報告書をしっかり作成をして、お互いで確認をして、教育委員会もしっかりこれを確認してですね、判断を行っております。ガイドラインに沿ってやっているということでございます。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） ガイドラインに沿って行っているということで受け止めてよろしいですね。ありがとうございます。

次の質問に移ります。不登校の児童・生徒の学校での健康診断未受診の対応についてですが、健康診断の実務義務は学校教育法及び学校保健安全法で定められており、その目的は、学校における児童・生徒の健康の保持増進、健康状態の把握、安全確保、そして健康教育のためとあります。学校における健康診断は、弱視、2型糖尿病、側弯症、運動器疾患、虫歯などの早期発見、治療にもつながっております。子どもの健康の維持増進、医療へのアクセスという点からも重要な機会になっていると言えます。しかし、不登校の児童・生徒は、健康診断を受けることができないままに、心身に健康リスクを抱えている実態があります。研究論文を検索してみますと、不登校経験者の6割強に健康診断を受けなかった経験があることが明らかにされ、中でも、ほぼ受けなかったと回答した者は約4割に達したとのこと。ほぼ毎回受けていたという不登校経験者はわずか約1割だったというふうに研究結果が出ておりました。多くの不登校児童・生徒は健康診断の受診の機会を剥奪されていることになるわけですが、そこで質問ですが、⑧不登校の児童・生徒の学校での健康診断の未受診者の人数、それから保護者や校医との連携及び具体的な支援について伺います。御答弁をお願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、健康診断の不登校児童・生徒の未受診者については、小学校児童7人、中学校生徒1人です。次に、未受診者に対しての受診に向けた支援や連携についてはありますが、不登校傾向の児童・生徒の学校での受診については、別室での受診や他の児童・生徒と異なった時間帯での受診等を行っております。その際、各学校の健診担当の養護教諭が担任と連携を図りながら進めております。また、病院での受診については、担任が保護者と丁寧に連絡を取り合いながら、未受診者の受診に向けて受診日程や受診場所等の調整をしております。今後も、児童・生徒の健康状態を把握する上で重要な健康診断について、保護者、学校医と連携を図りながら、未受診者がいなくなるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。ということは、未受診者は7名ということでしょうか。8名。すみません、8名ということになりますけれども、素晴らしいですね、奄美市は。受診していない子どもさんが8名ってということで、かなりの努力をされ、不登校の児童・生徒はもう学校に何年も来てない方もいらっしゃるというふうにお聞きしましたけれども、その中でも健康診断をしっかりと受けるようにサポートをし、かなりの養護教諭の先生方が御尽力されているというふうに思います。そこでちょっと質問させていただきましても、病院受診をされているということですが、そのときの費用はどのようになっておりますでしょうか。

教育長（向 美芳君） お答えいたします。

受診料は取っていないということです。以上です。

8番（大庭梨香君） ありがとうございます。本当、保護者にとって、子どもたちにとってもありがたいことだと思います。学校に行けない子どもがいるということで、あとの8名の子どもさんたちにも、しっかりと健康を守っていくためにも、受診ができるようにサポートしていただきたいと思います。全ての子どもも健康を大人がどう守っていくか、真剣に考えていくということが必要になるかと思います。この受診をできていない子どもたちが大人になって健康障害が起きる可能性もありますので、しっかりとサポートをしていただきたいというふうに思います。不登校児童・生徒への対応については、総合教育会議の中でもありましたように、学校や教育委員会だけではなく、福祉行政や民間等もしっかりと連携をして情報共有をしていただきたいと思います。子どもたち一人一人を大切に、しっかりと関わりを持ち、つながりをいかに持つか。そして、対話を通じて大切な命であることを実感できるように関わることが教育の現場には求められると思います。総合教育会議の議事録についても、本市の先生方にも共有していただき、教育推進につなげていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。（2）本市の小中学校の統廃合について。①本市の児童・生徒の人数。名瀬・笠利・住用地区、合併当初との比較について伺います。御答弁お願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

今年度の名瀬地区は、児童数1,924人、生徒数973人、計2,897人。笠利地区は、児童数271人、生徒数144人、計415人。住用地区は、児童数33人、生徒数16人、計49人です。本市全体では、児童数2,228人、生徒数1,133人、合計3,361人です。合併当初の平成18年の名瀬地区は、児童数2,709人、生徒数1,403人、計4,112人。笠利地区は、児童数415人、生徒数206人、計621人。住用地区は、児童数112人、生徒数70人、計182人です。本市全体では、児童数3,236人、生徒数1,679人、計4,915人です。今年度と合併当初の児童生徒数を比較しますと、児童1,008人、生徒546

人、合計1,554人が減少しております。以上でございます。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。

次の質問に移ります。②本市における小・中学校の適正規模や配置について、協議会などで検討する考えはありますか。御答弁をお願いいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

本市では、子どもたちは地域の中で育てることで輝き、子どもたちが輝くことで地域もより活性化するものと考えております。基本的には、小規模校の良さを生かしながら、できるだけ現在の学校を存続させ、地域に根差したふるさと教育を充実させたいと考えております。しかし、今後も人口の減少が続くことが予想されますので、統廃合につきましては、保護者や地域住民等の声を丁寧に聞きながら慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。地域、保護者の意見を聞いて進んでいくことは重要なことですが、市全体で、合併後1,500名以上の児童・生徒の数が減少しているという現状だったと思います。今後、どうすべきかを、市として適正規模や配置などをしっかりとシミュレーションを示すことによって、保護者や地域も判断することができるというふうに思います。今後を見据えて、協議の場を、是非、持っていただきたい、つくっていただきたいと要望いたします。

次の質問に移ります。文科省において2016年度から制度化された、小・中学校の9年間の義務教育を一貫して実施する義務教育学校についてお聞きます。地域の実態に合った規模、小規模校の配置が望まれますけれども、県内の義務教育学校の設置数と推移及び制度内容やメリット、デメリットについて伺います。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

今年度までに、本県には17校の義務教育学校が設置されております。推移としましては、平成29年度に2校、令和元年度に1校、令和2年度に4校、令和3年度に2校、令和5年度に1校、令和6年度に7校が設立されました。本制度は、学校教育法の改正により平成28年に新設された学校教育制度であり、1人の校長の下、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する学校となります。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが目的とされます。義務教育学校のメリットとしましては、小中一貫教育の取り組みの充実、小・中学校の児童・生徒や教職員の交流及び連携の促進、自由な教育課程の編成等が挙げられます。反面、デメリットとしまして、小学校高学年の時期が最終学年ではなくなるので、リーダーシップや自主性を養う機会が減ること。小学校卒業の達成感が得られないこと。9年間で人間関係が固定化しやすいことなどが挙げられます。以上でございます。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。現在17校ということですが、メリット、デメリット。デメリットの方が多く記憶しますが、メリットの方がですね、県においても年々増加をしていて、全国的にも増えております。なぜかと私なりに考えてみますと、不登校者数の中から小学校と中学校と比較してみると、中学校3年間の方が断然多いですね。人数的にも多いです。中学1年生ギャップというのが資料にも書かれておりますけれども、これまで小学校から、1年生から6年まで担任の先生がしっかりといて、顔が見える。担任の先生たちも教科をしっかりと持つんですけど、教科ごとに変わらない。中学校になっていくと教科ごとこう変わっていくという、そういうデメリットがあって、なかなか中学校になると先生たちとの信頼関係の構築というのが難しいということもありまして、そういうことからやはり増えていきつつあるということと、そういう学校であるからこそ、今、こう

いうふうになされたといっているのではないかなというふうに思っています。子どもたちの関わりが、こうしっかりと信頼関係を得るというのが一番大切になると思いますので、本当にこれから考えていっていただきたいと思っています。奄美市のホームページにも掲載されておりましたけれども、職員の提案制度の提案の中にですね、取り組みの必要性として、教員の働き方改革、そして教員不足、負担軽減が挙げられていました。様々な課題があると思われますけれども、この課題の解決にも、文科省が制度化した義務教育学校の設定について、現場なども視察していただくなど、しっかりと研究を進めていただきたいなというふうに考えますので、よろしく願いいたしたいと思っています。柔軟なカリキュラムの構築だったり、指導ができると、いろいろな学年と交流を実施しやすいとか、教員同士で生徒の情報を共有しやすいというメリットがすごくあるなというふうに感じましたので、全部が全部、義務教育学校に移行するということではなく、そういう取組もあるということを周知していただいて、是非、研究されていただきたいと思っています。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、公明党 大庭梨香君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時31分）

第 3 回 定 例 会
令和 6 年 9 月 5 日
(第 4 日 目)

9月5日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	久 保 和 代 君
保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
福 祉 政 策 課 長	長 井 和 揮 君	こ だ も 未 来 課 長	米 田 大 樹 君
健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君	重 点 政 策 推 進 監	畠 山 正 明 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君

9月5日(4日目)

建設部長	坂元 久幸 君	上下水道部長	川上 浩一 君
水道課長	大瀬 浩隆 君	教育部長	正本 英紀 君
学校教育課長	小出水 明洋 君	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	夜差 輝信 君
学び・スポーツ 推進課長	押川 裕也 君	地域教育課長 (笠利)	對知 健 君
教育総務課長補佐 兼企画総務係長	小野 桂壽 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	向井 渉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押川 治 君
議事係長	田川 正盛 君	議事係主査	重井 真人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 多田義一君の発言を許可いたします。

16番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、おはようございます。無所属の多田義一でございます。令和6年第3回定例会一般質問を行わせていただきます。

質問に入ります前に、所見を述べたいと思います。少子高齢化が加速し、奄美市において、令和5年度出生数は274名であり、自然減少数も年々増加いたしております。高齢化率も32.5パーセントとなっておりますが、現段階ではもう少し高くなっていると思われます。近年は高校生の進学率は42パーセントとなっており、就職まで含めると、実に90パーセント以上の子どもたちは奄美市を離れていくことになります。近い将来、生産年齢人口と高齢者数が入れ替わるのも時間の問題であり、あらゆる施策を講じて、この大きな流れを止めることは大変難しいと考えられます。人が人生を営む上で必要なことは、経済が太いこと、また、医療が整っていること、生活の環境が整っていることが挙げられます。そこには当然、教育や介護、公共交通体系の整備も含まれるわけですが、今、お話をした人口問題は、まさしく大きな影響を与えており、今回の質問にもあります、産婦人科の休診やバスの路線の維持など、様々な課題が見えてきているのが今の現状であります。過去、奄美市には、私が知るだけでも産婦人科医が三つは閉院していると認識をしております。理由はいろいろであると思いますが、人口とともに減ってきているのが今の現状であります。私が危惧するのは、今までと今回とは状況が違ってくることにあります。この少子化の中で、2か所それぞれ特徴の違う病院を選ぶこと、すなわち選択ができていたわけですが、これは生活の中で皆さんが普通に行っていることであります。官公庁以外はすべて選択ができるわけですが、これが選択できないとなると、次に起こることは、利便性と必要性を求めて島を離れていく現象。しかし、ここでいう年代は、まさしく生産年齢人口であり、人口が減るだけではなく、今後の出生数にも大きく響いてきます。そして、何よりも、次がもうないということでもあります。奄美大島本島内において、11月以降は唯一の産婦人科が残ること、私は危機的環境であると思います。実質、不安に感じている方がかなり多く、署名活動なども行われているように聞いております。今回、その不安を少しでも解消できたらと思い、この質問をさせていただきます。

昨年は、県立大島病院が240件ほどの出産、徳洲会病院が120件ほどと聞いておりますが、11月以降、県病院での受け入れ体制に課題などがないのか、また、対応は可能なのかをお伺いいたします。

次の質問より発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（平田宏尚君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

奄美大島本島内で分娩を取り扱う医療機関が1か所になることにつきましては、今、議員からも御案内ございましたように、かかりつけ医が変わることの不安や受け入れ先での準備等の不安、また、今後、選択肢がなくなることへの不安など、様々な課題を有していると認識いたしております。

本市といたしましては、市民の皆様が安心して医療を受けることができる体制の整備に向けて、県や医療機関と情報を共有し、連携して取り組んでいくことが重要であると考えております。

県立大島病院の受け入れ体制につきましては、妊婦さんが不安なく妊娠期を過ごされ、安心して出産に臨むことができるよう、助産師を増員し、状況に応じた対応をとっていく予定とお伺いしておりましたところ、先日、県立大島病院のホームページ内、産婦人科診療案内におきまして、「安心・安全なお産のために」という見出しでコメントが掲載されております。このコメントのポイントといたしまして、「当院では、地域住民の方が島内で安心して出産できるよう、受け入れ体制を整え、対応することとしております」、また、「私たちも、奄美の人々の周産期医療を守るために最大限尽力させていただきます」とございます。このコメントからも、県立大島病院が地域周産期母子医療センターとして受け入れ体制を整え、対応していくことが伺えますので、本市といたしましても、産後ケアや各種健診などの市民サービスが低下しないよう、医療機関と十分に連携していくとともに、市民の皆様には正確な情報をお伝えできるよう努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございました。僕も、この質問のももとの趣旨として、別にその病院に何かしらあるというふうには思っておりませんで、一つは、やはり、市民の皆さんに安心していただくということ、そして、もう1点は、ここはちょっとやっぱり、みんなで知恵を出して話をしていく必要があるかなと思いますが、一応閉院ではないんですよ。今回ね。休診ということで、11月1日以降休診という方向であります。ここにやはり、行政としてしっかりと声を届けていくっていうことは、再開に向けてのきっかけづくりにはなると思うんですよ。なので、この休診されている期間もですね、情報交換を密に行いながら、やはり、この促していく、再開に向けて促していく活動っていうのは、やはり、取り組める必要があるだろうというふうに考えます。やはり、この二つの病院ってやっぱり、それぞれ特徴がいろいろあって、それでやはり、選択をしてきたっていう事例だと思うんですよ。なので、圧倒的に県病院が多いかという、倍は離れていますが、それでも120名ぐらいの方はもう1か所の病院を選ばれているっていうのも現状ですから、そこもしっかりと踏まえた上で、今後ですね、市としての呼びかけ、声かけというのをやはり、しっかりとやってほしいという思いがございます。

そして、もう一つ、これはちょっと再質というか、今のは市民に与える影響ということで、僕はこれ実は行政にも与える影響があると思っています。それはなぜかという、要は、奄美市に特段問題はないですか、というところの問いなんです。と申しますのも、例えば、今後の奄美市の総合計画での数値設定とかいろいろあると思いますが、例えば、年間これだけの出生数を確保したい、維持したいという目標数値を作るわけですよ。数値を作っていくときに、当然、社会情勢がどうなってるのか、例えば、その段階で産婦人科が二つある中で数字を設定するわけですよ。今後、そういう受け入れ機関が減っていくということは、当然この数字的にも、要は行政が定めた目標値と実際に対応可能な数値との誤差が出ると思うんですよ。としたときに、私は、今後のこの計画そのものを、どういうふうに設定していくのかというところでは、影響が少なからずあるというふうに私は考えておりますが、そのあたりはどういうふうに認識をされているのか、お伺いいたします。

保健福祉部長（平田宏尚君） 先ほどの、答弁させていただきましたように、県病院といたしましても、今後、分娩に関しても受け入れ体制をしっかり整えて対応していくということと、もう一つ、先日の答弁でもさせていただきましたけれども、徳洲会病院におきましても、今後、麻酔科、小児科の医師の任

用も含めて、しっかりとした体制を整えて、再開に向けて努力してまいりますということでございましたので、まずは、どの期間かかるか分かりませんが、県病院がしっかりと対応していただけると、そういうことを踏まえながら、また、再開していくと。そういう中において、もし、これが今後、少なからず影響を及ぼすようなことがあれば、それは計画の見直しというよりも、どういうふうにしてこの体制を維持していくかということも含めて、行政としては考えるべきであると思いますけれども、現時点におきましては、しっかりと体制をとっていくということでございますので、この動向をしっかりと注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございます。冒頭申しましたが、先ほど申しましたが、一応休診なので、今後という部分ではやはり、行政としての声かけが大事になると。その中で、私は一つ、一般質問するにあたって、市としての影響というのは恐らくこういうところに出るであろうと。要は、数字の積み上げ的なものというのは、行政だけでできることではないので、当然、民間施設があって初めて成り立つことも多くあるわけですね。なので、そこも考えていくと、やはり、社会情勢の変化というのは、行政が目標とする指針そのものにも影響を与えるということを少し念頭に置きながら、今後ですね、どういうふうにこのまちづくりをやっていくのか、人が住める環境を整えていくかということも、常に念頭に置きながら、また、徳洲会病院の方には声かけをしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、次に、この件は新聞等でも報道があり、先日、全協にて説明を受けましたが、この市内における公共交通のバスの体制であります、問いたいのは、個々の路線の話というわけではなく、今後、まだまだ厳しくなることが予想される人手不足や収益の課題、また、各地域に今後、人がいろんな地域で点在して増えていくことが予想できるわけあります。その中で、免許証の返納であったり、交通弱者数というのは減ることはなく、今後、ますます増えていくのは予想されるわけですが、この課題に対して、行政がどういうふうに今後、関わりながら支援をしていくのかということところは、今後ですね、常にこの課題は消えることはないというふうに思いますので、その都度解決していくことが重要と考えられますが、今後の計画の中で、今、議論をしていること、また、大きな枠での方向性などがあればお示しをいただきたいと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） おはようございます。それでは、多田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、議員御案内のとおり、奄美大島の地域公共交通を取り巻く環境というものは、非常に厳しい状況であると認識をしております。住民の移動手段の中心となります、路線バス事業においては、乗降客数の減少、また、原油や物価高騰により、営業収益の減少もございます。路線維持を支援する各自治体の財政負担も、これにも伴ってまた増加するところがございます。併せまして、深刻な運転手不足によって、路線の維持自体が困難となっており、先日、路線の再編に向けてという形で御説明をし、10月からの再編という形でお願いをしているところでございます。また、バスだけではなく、タクシー業界におきましても、運転手の高齢化等に伴います担い手不足、また、市内事業所の廃業もございました。地域住民への影響はもとより、観光客の移動手段の確保にも影響が出てきているものと認識をいたしております。また、こうした人口減少、また、高齢化社会への対応、路線バスの継続、運転経費の節減、いろんな課題がございます。こういったことに対しまして、効率的な公共交通体系の構築、これが喫緊の課題であるということは認識をいたしております。また、その公共交通を議論する上では、本市だけではなく、やはり、奄美大島で一体となった取組が必要であるということで、今年度、5市町村それぞれの地域公共交通計画と併せまして、広域での公共の交通計画、これを策定するというところで発足をいたしましたところでございます。現在のところ、この5市町村の取組ということにつきまして、まず、各5市町村、各地域の特性に応じた運行サービスの実現、また、住民のニーズを的確に対応しよう

ということで、各市町村それぞれにおいて住民アンケートを開始しております。これによりまして、各市町村の住民の方々のニーズを把握したいと思います。併せて、交通事業者へのヒアリング調査も今、実施しているところでございます。今後は、この調査の結果、また、それによりまして、地域公共交通が有する課題が出てくるかと思えます。これを踏まえまして、本地域において公共交通が果たすべき役割を明確にし、持続可能な公共交通の在り方について、基本方針、そして、目標を定めて、それに柔軟に対応していくため、関係各所との調整を行いながら議論を深めたいと思います。まず、奄美市のほうにおきましては、来年2月を目標に設定をするところでございます。併せまして、5市町村全体としては3月を予定しているところでございます。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございます。昨日、今日のちょうどニュースでやっていましたけども、国土交通省のほうで、その各地域において、そのデマンド交通体系の普及に伴う、ちょっと改正とかいろいろあると。地方に行くとなかなかやっぱり、アプリを使ったサービス提供が難しいだろうということで、電話でのその予約対応も可能であるというふうな方向で、調整に入ったような話もありました。まさしく、これはもう今のこの地方の課題を反映している課題であり、今後ですね、多分、国のほうも様々な支援をしていくだろうというふうに思いますので、その情報をもとに、どういう、この業種の皆さんと一緒にやっていくと、この交通体系がクリアできるのかですね。おっしゃるように、バスも人手不足であり、路線維持すら難しい。タクシーに関しても台数は近年減っている中で、やはり、人手不足であるというところを考えたときに、やはり、新規の参入する事業者の皆さんと共に考えていくというのも、一つ重要なことになると思いますので、そこも踏まえて、是非考えてほしいなと思います。

私は、この課題っていうのは、かなり実は、この奄美でいうと奥が深いと申しますか。というのも、人が暮らすこの環境というのは、当時はそこで車の免許があつて、家族があつて、集落があつて、で、下手すると地域にお店があつたと。これが、皆さん高齢化していくにつれて、人が減っていく。そして、お店がなくなった。更に、免許証を返してしまう。となると、長年自分が苦勞して購入して財産を築いた土地というのは、早く言うとすごく不便な場所かもしれないんですよ。場所によってはですね。不便になる可能性もある。そこをまた、自分の親とかから引き継いだ土地だから、守っていきたい、そういう気持ちの中で、しかし、移動手段がなくなる、ということは、今から必ず起きてくるわけですよ。今、全国どこを見てもですね、その不動産価値というところで調べていくと、まず一つは、その近くに駅があるのか、バス停があるのか、学校があるのか、お店があるのか、病院があるのか、その辺すべて掲示されるわけですよ。ということは、やはり、その交通体系が弱い地域っていうのは、なかなか人の移住も難しくなると。すると、これ今後ですね、やっぱり、生きていく上で銀行に行ったり病院に行ったり、買い物行ったりするわけですよ。とすると、そこでのランニングコストは年々上がっていくわけですよ。どんどん上がっていく。そこでの生活ができなくなるというふうな現状も、僕は近い将来必ず出てくると思います。なので、この交通体系の整備というのは重要であり、ここをクリアしていかないとこの問題は解決できないと思うんですよ。

もう一つ解決するとすれば、今、奄美市のほうはコンパクトシティっていうところで、要は危ない地域に家を作らせない。市街中心地のほうにできるだけ人を集めていく、という基本的な流れを取っていると思いますが、まさしく今後は、そういうまちづくりが必要になってくるというふうに考えます。その中で、例えばですよ、今、遠いところで免許を持たない、住んでいる家、しかし、今回の再編見ても分かるとおり、満足な交通体系っていうふうな状況とは言いがたいので、利便性を高めるため、そしてまた、自分が生きていくためのランニングコストを下げるためにも、市街地に出てきたほうが良いとするときに、やはり、今住んでいるところと、こっちの市街地では、家賃が高かったり、土地も高かったり、家も高かったりして、そう簡単にはいかないんですよ。簡単にはいかない。そうしたときに、この市内のほうに移住する、それをしやすくなるための後押しの施策も僕は重要になってくると思うん

ですよ。また、今住まわれているところを、例えば、若い人に貸して、それでもってその市内に住まわれる方がコストが少しでも安く収まるような、そういうふうなマッチングって言いますか、そういうサービスも僕は今後、ちょっと視野に入れながらやっていく必要があるのかなというふうに感じますが、そのあたりはどう思いますか。今、僕がお話しした件をどう思いますか。誰か答えられる方がいたら。

議長（奥 輝人君） 答弁できますか。

市長（安田壮平君） 非常に重要なお話をありがとうございました。確かにですね、確かに、旧名瀬市の時代に一時期、人口が5万人を超えるようなときもあって、市街地というか住居がですね、山裾のほうまでだいぶ拡大していたというふうに思います。今の名瀬地区の人口が3万5,000人ですので、当時から3割減ってですね、やっぱり、今後、社会インフラの維持を考える上でも、街中に集約をしていく、そういう、行政はそういう誘導というか促しを、立地適正化計画などでですね、させていただいているわけでありまして。そこをどのように後押ししていくかということについては、もちろんその計画の中でですね、幾つか施策はあると思うんですけれども、併せて、議員御提案のことなどについてもですね、ちょっと幅広く研究をしながら、そういった方向性が進められるように、また、検討していきたいと思っています。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございます。これは多分、そんな遠くない将来、何かしらの対策をとらないといけないという課題が確実にもう見えておりますので、あと10年以内の中で、多分、免許証の返納率っていうのはかなり上がると思うんですよね。もう私自身が団塊の世代の子どもで、もう50になりました。もう、うちの父母の年代になってくると、よう運転できても、もうそんなに、長いことはないだろうなって、僕が親を見ていてそういうふうを感じるんで、そうなってくると、この10年以内に免許証を返して、また、住んでいる場所によっては、本当に生活が不便になる方っていうのは、かなり多く出てくるだろうというふうに思うんですよね。なので、この10年以内に、やはり、交通体系の整備はもちろんですが、その生活する上でのコストを少しでも下げていけるような環境整備は、やはり、街中移住が一番、利便性は高いと思うんですよ。コンビニもありますし、銀行だってすぐ近くにある可能性が非常に高いですし、また、病院もありますし。そこで、市内のほうは比較的、その交通体系はまだ良いわけですよね。比較的まだ良いと思うんですよ。そのあたりを考えたときに、どういうふうな方向性で今後、まちづくりを行うかという一つの方向、目安のタイミングにはなるだろうと思いますので、しっかりとそういう議論も同時に進めていきながら、前進していったほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、3番目の質問に移ります。このふるさと創生人材育成奨学金制度については、以前から少しお話をさせていただいておりますが、以前お話をさせていただきましたが、企業の代理弁済の件でお話をしておりますが、どのような議論がなされているのかをお伺いいたします。

教育部長（正本英紀君） 議員御質問の、本市の奨学金制度における企業等からの弁済に対する議論の状況について、お答えいたします。

日本学生支援機構においては、各企業の従業員である奨学金返還者の代わりに、企業が直接、機構へ返還額を送金する、いわゆる代理返還制度を令和3年度に創設し、現在も多く企業がこの代理返還制度を利用しているものと認識しております。この代理返還制度を活用することにより、企業においては、法人税の損金算入や賃上げ促進税制の適用が受けられるとともに、従業員に対しては、代理返還分は給与としての所得税が係らず、また、社会保険料の算定基礎となる報酬にも含まれないなど、企業と従業員双方にとって、税や社会保険の課税賦課上の大きなメリットがございます。現在、本市の奨学金制度においては、この代理返還の仕組みは設けていないため、新たに導入できないかとのことであると

と思いますが、企業や従業員双方のメリットや、また、本市にとっても、奨学金返還の確実性が増す一方、新たな財政的負担は発生しないなど、非常に利点の大きい制度だと認識しております。他の自治体などについて調査研究したところ、全国的にも取組の少ない制度ではございますが、本市としても非常に有益な制度であると考えておりますので、導入に向けて検討を進めてまいりたいと存じます。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございます。今この、もう地方においても人材不足というのがすごく顕著であり、また、今の部長がお話しになったとおり、誰も損しないんですよ。事業者としても、この自分の従業員の奨学金を代理で払える上で、これが損金扱いできるので。しかも、その返されている方は、通常、この本人に返してしまうと本人の所得税や社会保険料が上がっちゃうんですよ。上がっていくんで、今の市の制度では結局、本人からの償還しか認められていないわけですよ。そうなってしまうと、結局、会社側もメリットがない。当事者も余りメリットがないわけですよ。仮に2万円毎月返しているとして、会社から2万円支給されたとしても、結局そこから所得税や社会保険料引かれて、実質2万円はないわけですよ。となってくると、実際、働いてる側の本人が手出しをするしかないんですよ。少し。なので、そう考えた場合に、やはり、この制度というのは積極的に活用して、要はゼロベースでできる、予算に係らないものでありますので、これは市としても、当然、確実に返済をしてもらえる。また、働いている側としても、そういう将来的な不安を解消した上で仕事ができるというふうな双方のメリットがありますので、是非、来年度実施できるように頑張ってくださいたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、大きな2番の観光振興についてであります。ここ数年、ホテルなど宿泊施設などが数多くできており、また、レンタカーやレジャー施設なども数多くできてきております。ここで問題になるのは閑散期の取組であると思いますが、需要喚起に向けて取組などがあればお示しをいただきたいと思います。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、多田議員の御質問にお答えします。

観光振興について、閑散期の需要喚起に向けての取組であります。今年度につきましては、官民連携による観光需要の対策に関する取組としまして、今後、一般社団法人奄美群島観光物産協会主催の大都市圏での奄美群島旅行説明会や、宮城県仙台市での奄美の観光と物産展の開催を予定しているほか、奄美大島観光協会と連携し、大都市圏での観光キャンペーンの実施を予定しているところであり、私自身も参加して、しっかりとトップセールスをしていきたいと思ひます。そのほかにも、今年7月には、航空会社と観光関係団体、本市で連携して、関西地区の旅行代理店を招聘する奄美大島のFAMツアー、いわば商品造成のためのモデルツアーでありますけれども、これを実施しまして、10月以降の旅行商品造成につながり、閑散期の誘客を図るための対策の一つとして期待しているところでございます。

また、先日、航空会社の冬ダイヤが発表され、成田奄美線が週5便運航、関西奄美線が週3便の通期運航となったことは、地元としても大変喜ばしいことであり、また、ほっとしたところでもあります。この背景には、民間の観光団体や経済団体、私ども行政からの要望があったことを受けて、航空会社としても関係各所との調整や経営状況などを考慮した上で決定したと伺っております。今後とも、官民連携して、各航空会社とのつながりをしっかりと持って、大事にしていきたいというふうに思っております。更には、交流人口の拡大を目的として、成田奄美路線の就航を機に交流を深めてまいりました、千葉県成田市と芝山町についてであります。芝山町については、御案内のとおり、7月1日に友好都市を結びまして、今年度も芝山の中学生が修学旅行でこの奄美市に来ていただける予定でありますし、また、成田市においても、成田市制70周年ということで、7月下旬に成田市の親子のツアーがですね、奄美に来ていただいて、いろいろと交流をさせていただいたところであります。また、奄美市からも芝山と成田市のほうへ、親子ツアーを計画しております。今般の議会で補正予算として計上させていた

だいております。

また、奄美市世界自然遺産活用プラットフォームにおいて、世界自然遺産を目的とした来訪者の満足度向上をテーマに、観光客の満足度を高めるための取組について、住民や事業所と意見交換を行っております。今後も引き続き、これまで以上に航空会社や観光関係団体等との連携を図りながら、5市町村一体となって、スポーツアイランド構想や各種会議、コンベンション誘致、あるいは、全国奄美会との連携など、あらゆる手段を講じながら観光需要の増加に努めてまいりたいと存じます。

次に、奄振の制度を活用した需要喚起対策の取組につきましては、県に事務局があります、奄美群島航空航路運賃軽減協議会において、奄美群島誘客周遊促進事業を実施しており、奄美群島へ就航している航空会社へ、群島全体への誘客、周遊につながるプロモーションや旅行商品造成、旅行代理店の招聘事業等に対する費用の助成を行っているところであります。議員御質問の運賃軽減にかかる助成につきましては、県によりますと、平成30年度から令和3年度までは実施しておりましたが、世界遺産登録前までの条件としていたことから、令和4年度から、群島全体への誘客、周遊につながるプロモーションや旅行商品造成、インバウンド誘致等の費用に対する助成として事業を実施しております。今後も、奄美群島12市町村による関係国会議員や各省庁に対する中央要望等を計画しておりますので、その要望の中で、閑散期対策につながる奄美群島への誘客周遊促進事業の継続を要望してまいりたいと存じます。以上でございます。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございます。多くのこの需要喚起、この閑散期に向けて取組を行っているんだというふうに感じました。それはまた、市長自らがトップセールスを行うと、これは大変素晴らしいことであり、これからも続けてほしいなというふうに思いますが、一つやはり、私が危惧いたしますのは、この世界自然遺産という大きな冠がついた、これは大変素晴らしいことでありますが、以前はその奄振の中でも、お話あったように、結局、その需要喚起の対策で航空会社に直接お金を入れて、それが運賃に跳ね返ったとかというケースもありました。今となつては、それはなかなか難しいであろうと思いますが、しかしながら、その間にコロナとかがあって、思うような集客結果というのがここ数年伸びてなかったわけですね。これからがスタートという最初のときに、どういうふうな仕掛けをするのかというのが、ここ1年、2年が非常に大切な時期になるだろうというふうに思いますので、是非、この取組を加速をさせてほしいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、また、そのピーチがですね、週5と週3、関西も飛んでいただけるということは、これはまさしく、もう大変ありがたいことであり、ここに関してはまた、本当に観光関連の皆さんで、安田市長をはじめ、多くの皆さんがこう働きかけを行った結果だろうと、私もそのように思っております。また、市長のほうからもありましたが、成田市制70周年のこの記念事業として、成田市側とピーチのほうで協力をして、7月に子どもたちが来たと。また、芝山のほうから修学旅行を受け入れると。今度、補正予算として、その成田、芝山に奄美から行かれる子どもたちということですね。これは大変素晴らしい交流であり、ただ、やはり、今回に限らず、継続してこういう取組をやっていくことが、やはり、大きな信頼関係を築いていくものだというふうに感じますので、毎年じゃなくても、1年空きながらも、お互いが交流できる、今年は奄美市から行く、来年はまた成田、芝山から来るという形で、交流事業というのが、今後もですね、できていけば、素晴らしい取組になるだろうというふうに強く感じますので、是非、ここもお願いしたいなというふうに思います。

またですね、この一番重要になってくるのは、搭乗率をどう上げていくかっていうところに尽きるであろうというふうに思います。また、縷々、今、物産展や観光キャンペーンや、新しい商品をつくるという取組も行っているということでもありますので、あと、足りないものは何かなって考えると、島にいる僕たちであったり、観光に関わる皆さんが、SNS等でもっと奄美の良いところをどんどん発信していくというのも一つ重要なことかなというふうに、すごく話を聞いていて感じたんですよ。この辺も

何かしら後押しするような施策なり、例えば、何か奄美市で一括で管理できるようなSNSに、ここに、島の皆さんが、ここ良いなと思ったやつをどんどんここに上げていくと。市はこのSNSのそのホームになるところをどんどんPRしていったら、ここを見た人たちは、要は奄美大島いろんな地域のいろんな情報であったり場所であったりを知ることができるというような、何かそういうのもできるんじゃないかなってちょっと感じたりもしました。言わんとしているのは、もっともっと奄美の良いところの情報発信を今後、世界に向けて、日本は当然そうですが、世界に向けてこう、行っていけるような体制づくりは必要であろうと思いますので、ここも少し念頭に置きながら、何ができるのかをそれぞれが考えていけば必ず良い知恵ができると思いますので、ここも共に頑張っていきたいなというふうに思います。

2番目の新たな財源の確保についてというところではありますが、これはもう、この数年ですね、多くの議員が質問したりして、今、うちも永田議員のほうに参加いたしておりますが、この議論の方向性というのは、今どういうふうに向いてるのか、なっているのかをお伺いしたいと思います。

市民環境部長（信島賢誌君） おはようございます。御質問の新たな財源創設検討委員会での議論の進捗等についてお答えをさせていただきます。

世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会につきましては、観光、商工団体、大学、議会、行政のそれぞれの代表者から成る委員により構成されておまして、目的を、奄美大島が有する世界自然遺産の価値を人類共通の財産として維持するため、地元自治体に求められる行政需要に恒久的に対応できる財源確保を幅広く検討していくということでありまして、昨年度からこれまで4回開催をいたしております。これまでの委員会では、全国他自治体や他の国の導入事例、また、令和4年度に奄美大島観光物産連盟が実施いたしました、環境文化協力金実証事業などを参考に、入島税や宿泊税、それから、環境協力金など、幅広く検討されてまいりました。その検討の中において、世界自然遺産登録によって増加が見込まれる行政需要や増加する要因、増加する行政需要は既存財源で賄えるものかどうか、また、その徴収方法などについて議論がなされ、前回の第4回では、宿泊税の制度設計を中心に意見交換がなされたところでございます。今後につきましては、先般、事務局において実施いたしました、宿泊事業者向けアンケート回答を整理いたしまして、次回の委員会では、また、観光関係者等へのヒアリングを行う予定でございます。以上でございます。

16番（多田義一君） はい、ありがとうございます。ということは、およそ議論の方向としては、その宿泊税に向かっていくだろうということでもありますね。この昨今ですね、いろいろニュースを見ていますと、その宿泊税導入に向けた動きの自治体は少し増えてきているような気がいたしまして、その中でも、やはり、上手く進みそうなところと、その観光関連の団体が猛烈に反対をしたりしている報道等もあります。そこに見えてくるのは、丁寧な事業者に対しての説明なのかな、それが足りず、議論が先行してしまっているのを報道で知った事業者の皆さんが、いや、自分たちは聞いていないよと、いうふうな形なのかなというふうに見て取れるんですね。なので、その方向性という部分で、こう大体見えてきたのであれば、あとはしっかりとその事業者の皆さんと連携を取りながら、丁寧にですね、進めていただきたいなというふうに思います。その聞き取りのときにですね、いろいろ話を聞いていて、僕が直接当事者ではないんですが、感じたことがいくつかありましたので、これはちょっとお話をさせていただきたいと思いますが。まず一つは、その目的がはっきりしていないんですね。先ほど、持続可能なうんぬんという説明がありましたが、ものすごく幅が広くて、泊まる側で、もし取られる側、僕がお金を払わないといけない宿泊者の一人として、この今の理由で払えるかなと思ったら払えないですよ。何に具体的に使われるって、具体性がちょっと見えてこないんですね。見えてこないの、ここはしっかりと目的をはっきりした上で、その利用者のほうにも見えるような方策というのは絶対に必要であるだろうと。要は、説明するにあたって、長い説明をしてもしょうがないんで、奄美市の宿泊税は

この分野に使いますよという、皆さんが納得されるであろう分野に特化して、そこ１本で出す必要があるのかなというふうに感じたことと、もう１点、これは毎回議論になるんですが、早く言ったら入島税とかがなぜ、こう今までの議論の中で、全国いろんなところがやろうとして失敗しているという例がいっぱいあるんですが、それは航空会社であり、船の会社ですね。会社の事務の煩雑化とシステム改修などに莫大なお金に係るということで、結局は航空会社さんが首を縦に振らなかったというお話を聞いたことがあります。で言うと、今回、宿泊税をもし導入するとなれば、当然、今度は宿泊事業者もシステム改修は必ずしないといけないわけですね。そこに対して、やはり、行政がすべて見るぐらいでなければ、これ、そこに、例えば、半分負担しますから、半分は会社が負担してくださいねというような流れがなると、何で自分たちの収益性もないのに会社が負担するお金が発生するんだということに僕はなと思うんですよ。この間ちらっと聞いたのは、先に先行を会社のほうでしてもらうかもしれないみたいな。後で係った費用を行政がついていう話をちらっと聞いたんですよね。これはまさしく逆だと思います。逆で、お願いするのは市のほうですね。となると、これしっかりと予算をつけて、そのシステムって、多分ひょっとするとその宿泊数によって、その宿泊部屋数によってちょっとその改修の費用も変わるかもしれないんで、一概に金額これぐらいとは言えないかもしれませんが、大体の金額というのは予想がつくと思いますので、それをしっかりと先行投資をするぐらいの感覚でこれを持っていかないと、ここに関しても、僕は多分、業者さんの不満が出ると思うんですよ。なので、ここも踏まえて、僕が言った丁寧という説明の在り方は、こういうのも踏まえてですね、矢面に立つのはこのホテルのフロントにいる人たちなんですよ。この人たちがしっかりと説明して自信持って言えない限り、ここに疑義が生じると、結局誰も納得できないわけですよ。なので、その部分をしっかりと丁寧に行ってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そのところ部長何かあれば。

市民環境部長（信島賢誌君） 議員から御案内ありました目的と、それから宿泊事業者システムなどへの改修への補助、こういった部分につきましては、まず、目的につきましては、検討委員会の中でも委員の皆様から、これを明確にする必要があるというのは意見が出ております。まだ意見のほうが出されている段階ではありますが、具体的に申し上げますと、世界自然遺産の価値を高める、こういったものに使う必要があるだろうと。それから、来訪者の満足向上、こういったのに使うべきであると。あと、文化の継承、それから、地域コミュニティの発展、それから、観光関係含めた人材育成、こういったものを以後、明確にしてやる必要があるだろうというのが意見が出されたところです。今後の議論を踏まえて目的は定まってくることだと思います。

続きまして宿泊事業者のシステム改修に係る費用なんですけれども、こちらにつきましても、他自治体の導入事例、こういったものを資料としてお見せしながら、実際に援助されているような自治体もございます。そういったものをこちらで資料として提供していきながら、この改修費以外の税率とか、こういったものを対象にしていくとか、そういったものをまず、検討委員会の中で御議論をいただいて、答申という形でいただきたいと思っていますので、それを踏まえて、今後、また、導入するという方向でありますと、宿泊税を徴収される宿泊事業者の皆様には、市としても丁寧な説明をしながら、導入に向けて取り組んでいく必要があるかと思っています。以上でございます。

16番（多田義一君） はい。分かりました。今のところ、導入が決定というわけではないわけですね。議論の中心としては、宿泊税というもので、方向性はこういこうっていう流れであるというところでは理解をしましたので、導入に向けてはしっかりと丁寧な説明を行って行ってほしいなというふうに思います。私もこの新たな財源という部分では、必ず今後、必要になってくると思いますので、ここは必要であるが故に、やはり、スタートは大事ですから、そこに関しては皆さんに頑張ってもらってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3の教育についてであります。昨日の一般質問でもありましたが、スクールソーシャル

ワーカー、SSWの配置状況、昨日少しお話をしていましたが、再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（向 美芳君） おはようございます。委員の御質問にお答えいたします。

本市のスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、現在、会計年度任用職員の統括コーディネーターが1人、業務委託契約のスクールソーシャルワーカーが8人、計9人となります。内訳としましては、単独では、名瀬小、伊津部小、朝日小、金久中、朝日中の5校に配置しております。兼務では、奄美小を拠点として大川小中学校兼務が一人、名瀬中を拠点として小湊小兼務が一人、小宿中を拠点として小宿小、知根小兼務が一人の、3校に配置しております。また、笠利地区は一人配置予定としておりますが、現在のところ未配置となっており、事案が起きた場合は教育相談員と統括コーディネーターが対応しております。スクールソーシャルワーカーの募集につきましては、継続的に行っております。住用地区は、教育相談員と統括コーディネーターが対応しているところでございます。以上でございます。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございます。じゃあ統括の1名は、どちらかと言ったら、全体的な感じでの支援に回って、単独で配置は5校で良かったですかね。単独配置が5校の複合的なところで3校ということですね。分かりました。実際に奄美市の、これ、上限が9名なんですかね。本当はもっと募集してるのに人が集まらなくてこの人数なのか、そこをちょっと教えてもらって良いですか。

教育長（向 美芳君） 雇用人数につきましては、更に増やし、充実を図ることが大切だと考えておりますが、スクールソーシャルワーカーを雇用する上で、業務の性質上、誰でもできる業務ではなく、児童・生徒や保護者に寄り添い、家庭環境への働きかけを行うこと、業務時間が変則的になることなどを課題と捉えております。スクールソーシャルワーカーの適正な配置については、今後も検討を続けたいと思っております。以上でございます。

16番（多田義一君） はい。分かりました。市としては増やしていきたい、いく方向。ただ、それに伴って、その適切な人材がいるかどうかというところが課題であるというふうに聞こえたので、そこはそれで大変重要な部分でありますから、今後とも増員に向けて取り組んでほしいと思うのが1点。そして、このスクールソーシャルワーカーの仕事内容は確かに多岐にわたること、そして、簡単に関わることはできないんですよね、その家庭の問題というのは。なので、本当にその家庭に寄り添ってとなると、その方も、昨日の説明でもあったとおり、時間は関係ないわけですよね。朝早く相談があったり、それこそ、深夜に電話がかかってきたりというふうに、すごい大変な業務を行っているというのはすごく理解もできますし、本当にこの皆さんには尊敬の念でいっぱいではありますが、私が一つ危惧するのは、この今、配置されている、8校ありましたが、この大体1校当たりに対して、例えば、年度で全部変えるのか。と申しますのも、例えばですが、中学校1年生の子どもさんが、家庭の問題なのか、もしくは、学校での問題なのかは別として、中学校1年生の子がスクールソーシャルワーカーの方に頼って、そこでまた深い信頼関係ができ、学校休みがちだった子が学校に行けるようになったと。すると、この子は1年生なわけですよね。となると、当然2年、3年、あと2年間はこの子どもさんはその学校を通うわけですよ。となったときに、このソーシャルワーカーさんが2年になって別の学校に異動になった、となると、この子どもさんってすごく不安になるんですよね、また。信頼できる大人がいなくなった。一人いなくなったと。やっぱりいなくなるんだ、というふうに、ここは事務的な異動ではなくて、そこまで内容を考えた上で、僕は異動させたり配置転換したりっていうのは考えていく必要があると思うんですが、今の現状はどういうふうになっているのか、お聞かせ願えますか。

教育長（向 美芳君） お答えいたしたいと思います。

先ほどの質問の中で、募集については継続的に行っていくということでございます。そして、今ありましたように、現在悩んでいる子どもたち、そういう子どもたちへのスクールソーシャルワーカーが対応していている人が変わった場合にはですね、引き続きですね、今まで継続的に行っていたスクールソーシャルワーカーが情報を提供していくと、そういうつながり、継続的にですね、継続できるような、そういう橋渡しをできるような、そういう関係をもらうようにしておりますので、そういうつながりを持った系統的な指導を行っていくということでございます。以上でございます。

16番（多田義一君） はい。実際にこの今、充当率というか、さっき、本当は笠利でも1名配置をしたいけども、今のところ配置ができてないと。恐らく人員的には不足しているんだろうなというのは予想ができますが、やはり、このソーシャルワーカーさんの仕事というのは、まずは、その家庭、子どもさんたちに信頼関係を得るための期間というのが必ずあって、そこにすごく時間を費やして、やっと得た信頼関係の中で成り立つ業務なんですよ。その業務を次の方に引き継ぐって、すごく僕は難しいだろうな。完璧にはその状況的なことは説明できたとしても、その信頼関係までをどういうふうにかうたないでいくかというのが非常に難しいと僕は思いますので、そこはですね、臨機応変に対応できるような体制づくりというのが、今後求められるかなと思いますので、よろしくお祈りしたいと思います。

次にですね、2番目なんですが、その部活動の外部指導員の方向性というところで、いろいろ今、有償ボランティアとかで話は進んでいると思いますが、その方向性がどうなっているのか、お伺いいたします。

教育部長（正本英紀君） 議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、部活動指導員と部活動の外部指導者について説明させていただきます。部活動指導員とは、学校設置者による任用を受けて配置され、活動に対して報酬が支給されるものになります。また、外部指導者とは、基本的にはボランティアとして活動するものになります。中学校部活動の地域連携を進めていく上で、部活動指導員は大変有効な役割を果たすと考えております。しかしながら、部活動指導員につきましては、継続、安定した財源の確保と人材確保が大きな課題と捉えております。したがって、部活動指導員を活用した部活動、地域連携を進めていくことは、今後も十分に検討をする必要があると考えております。本市の中学校部活動の地域移行、地域連携につきましては、令和4年度の中学校部活動の地域移行在り方検討委員会、また、昨年度からの中学校部活動地域移行推進会議を通して協議を進めております。本推進会議では、令和5年度から令和7年度の改革推進期間の目標を、令和8年度から可能な限りの休日の部活動地域移行を目指すとしております。今年度は、推進事業の柱の一つとして、金久中学校の柔道部、崎原小中学校のバドミントン部、赤木名中学校の相撲クラブをモデル校として検証を進めております。今後も、部活動指導員を活用した部活動地域連携を研究しつつ、本市の外部指導者が多いという利点などを生かしながら、地域移行に向けて努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございました。子どもたちが不安に感じないように、しっかりと着地点を見出して進めていただきたいと思います。

最後の3番目の質問に移りますが、もうこれは、体育館のエアコン設置というのは、今年すごく暑かったですよね。恐らく、外の授業もだいぶ制限されている中で、室内で運動しても熱中症になるぐらいの暑さがあるんですよ。今後ですね、市として、体育館のエアコン設置について、何か方向性、お考えがあればお願いします。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。体育館での授業等における熱中

症などの対策としましては、窓の開放や大型扇風機の使用と合わせて、こまめな休息や適切な水分補給についての指導を徹底するなど、暑さ対策に努めているところでございます。空調設備の設置ができないかとお尋ねですが、体育館への空調設備を整備するためには、効率的な冷房を行うために必要な断熱性能の確保や電気容量の増設、また、維持管理経費など多額の費用が必要になることから、初期投資費用の算定及び財源等の確保が必要となってきております。このようなことから、体育の授業等における利用状況や災害時の体育館の活用状況、また、必要経費概算の把握なども併せて、他市町村の状況なども注視しつつ検討してまいりたいと思いますので、御理解くださるようお願いいたします。

16番（多田義一君） はい。ありがとうございます。もう外の暑さが大変危険で、かと言って室内に入った体育館の中も、下手すると外より暑いんじゃないかというぐらいの、僕は感じたんですね。なので、できるだけ早めに対応できれば、また、そういう場所は大抵避難場所にもなっていますから、今後、災害にも対応するよう整備を進めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で、無所属 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。なお、幸多拓磨君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

7番（幸多拓磨君） 市民の皆様、議場の皆様、傍聴席の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美、幸多拓磨でございます。笑顔あふれる奄美市を、笑いが循環するこの島と一緒に作ってまいりませんか。

質問に入ります前に、所感を一言述べさせていただきます。まず先に、日向灘地震、被害を受けられた皆様、心よりお見舞い申し上げます。そして、お亡くなりになられた方々、心より哀悼の意をささげます。そして、今回、台風10号に被害に遭われた方々、被災された方々、お見舞い申し上げます。そして、一日も早いご復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、先日、今から62年前に、海上自衛隊哨戒機がらんかん山に血液を輸送する際に墜落いたしました。その追悼式典が9月の1日、名瀬小学校体育館にて行われました。その前日、8月31日、らんかん山の清掃活動、くれないの塔の慰霊の行事も開催されました。私は、31日の清掃活動にて、私が所属している団体の一員として清掃活動を行いました。恥ずかしながら、私、らんかん山、初めて登ることとなりました。初めてということもあり、ちょっと油断していたんですけども、あの急斜面、本当にきつかったです。清掃活動する際に、熊手を持って、片手にゴミ袋を持って上に上がっていったわけですが、上がり切ったときにはくたびれてしまいました。しかしながら、そこで清掃活動をし、故人を偲び、きれいにできた後は清々しい気持ちになりました。そして、その後、翌日1日の追悼式典の準備を行うということで、名瀬小学校体育館にて椅子の準備やいろいろな設置などを行いました。その後、関係者とともに反省会というよりはお疲れ様会をしたわけですが、そこで所属している団体の会長さんのお話がありました。その方がおっしゃったお話というのが、らんかん山清掃活動の際のお話でございました。あの急斜面、登っていくのが本当に大変でしたと、本当に上がるだけで何も考えることはできなかった。そして、清掃活動を終え、下ったときのことなんですけど、あんなに景色がすばらしいものだとは思わなかったとおっしゃったんですね。やはり、人生もそうなのかなとおっしゃっていました。私も共感いたしました。自分が厳しいとき、辛いとき、周りのことを考えること

はできない自分もいるな。そして、景色を見ることができないな。余裕がないんだな。しかし、心に余裕ができ、前を向いたときには、周りの人に対する気遣いであったり、周りの景色が見えてくる。そういった意味で、非常に大切なことだなと感じました。それとともに、いかに自分自身の日頃の活動であったり生き方というものを、客観性を持って自分を見る、第三者として自分を見つめる、そのような必要性があるのではないかと感じました。常に、私自身、自問自答して生活している日々でございます。

今の自問自答というところからかかるんですけれども、私が日頃から、ここ最近特に考えることなんですけれども、自分軸という考え方と他人軸という考え方、私は、常日頃から皆様にお話ししているように、人の役に立つ人間になりたいと、そのように考え、今活動しています。そして、幼い頃から両親の教えによりそのような形で生きてまいりました。しかしながら、大切なことは、多くの市民の方々、御質問を受けたり御相談をいただいたりするわけでございます。その中で、もちろん両極端な話がある。Aという話があってBという話がある。どっちかを選ばないといけない。そうなったときもあるわけですね。そういうことも多々ございます。そういったときに、他人軸で生きていると、自分の気持ちというのがふらふらしてしまう。そのような自分がいることに気付かされました。そして、大切なことは何かと。自分軸というものをしっかり持たなければならないと思ったわけでございます。しかしながら、気を付けないといけないことは、自分軸であり続けるということは、自分よがりになってしまう可能性もある。人の気持ちが受け取れない、分からないという可能性も出てくる。ですので、この他人軸という考え方と自分軸という考え方、このバランスをしっかりと持つことが、議員として大切なことではないかなと思うわけでございます。その判断をしっかりと、決めるというのが議員の仕事だと思っております。そういった意味では、他人軸、自分軸、しっかりとバランスよく考えながら、今後も議員活動、そして、生活をしてまいります。

それでは、通告書に従いまして、質問に入らせていただきます。

1、教育行政についてお尋ねします。（1）小学校、中学校の校則について。この御質問をする理由としましては、私、日頃から所属しています、子ども食堂であったり、ビーチクリーンであったり、あとは子ども服の古着の譲渡会など、地域貢献、社会貢献の会社に所属しております。その中で、多くの子どもたちと関わる機会がございます。その中で、子ども食堂、一緒に御飯を食べる機会があります。子どもたちが席に座り、ご飯を食べている。そこに私はご飯を持って座って、その子どもたちに話しかけます。そのような形で多くの子どもたちと接し、そして、保護者の方々と接することもございます。そこで、この質問は中学校2年生の方からいただいた案件でございました。学校の校則どうにかならないかな。こういったこともある、ああいったこともある。どうにかならないかな。それが私の悩みです、という話でした。そこで、御質問をさせていただきます。

先日ですね、教育委員会のほうに資料の請求をいたしまして、各学校の校則の内容をですね、私は見てみました。すると、これまた面白い校則もございまして、例えば、その、よくある話で、靴下の話。靴下の話で言えば、なぜ白なんだろう。そういう話もあるんです。じゃ、なぜローカットじゃだめなんだろう。学校によっては白じゃなくても良いという学校もあるんですね。あるんです。そのまた学校によっては、白の靴下で靴底だけグレーだったら良いとか、黒だったら良いとかもあるんです。靴下、こうあるじゃないですか。そしたら、この長さが結局、短いのはだめ、ローカットはだめな理由は、足首を守るためという説明があったりするんですよ。だから不思議で。それとかですね、ある学校では、例えば、奄美の校外の生活をする上でのルールを定めている連絡協議会みたいなものがあるんですね。そこにおいては、例えば、カラオケは保護者同伴であったら良いとか、何々は同伴だったり、海水浴も家族同伴だったり、良いところあるんですよ。ところが、家族同伴でもボーリングはだめとかいう校則もあったりするんですよ。もう本当に不思議な校則もあったりするんですけど、これが学校長が決めることであつたりとかするというのもあって、各学校皆一緒ではないわけです。ばらばらなんです。小学校の子どもたちが自転車に乗って良い年齢も、小学校3年生から、交通のルールを学んだ子どもた

ちは乗って良いという学校もあれば、小学校4年生からという学校もあります。あとは、縮毛矯正。縮毛を矯正するにあたり、学校の先生から許可をもらったら矯正して良いという学校もあれば、それはだめだという学校もあります。あとは、マフラーをつけて良い学校もあれば、つけてはいけない学校もあったりします。そのようにですね、様々な校則がばらばらに今、形としてなっている状況、これについてちょっと気になったもので、御質問させてもらいます。

長くなりましたが、質問に入ります。①小学校に特色のある校則がございますが、時代のニーズに適応しているのでしょうか。お尋ねします。

それでは、次の質問から発言席にて行わせていただきます。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。校則についての御質問でございますが、校則については、教育目標の実現という観点から、校長が定めることになっております。ただし、児童・生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聞いた上で見直していくことが望ましいと考えております。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） はい。分かりました。実際ですね、次の②の御質問になるんですけれども、その前に、そのニーズに適応しているのかどうかというところ、社会的な通念で考えたときに、今、例えば、私が例で話したそのボーリング場の話だったりとか、それがなぜ保護者同伴でもだめなのかとか、そういった理由付けというのが、本当に子どもたち納得しているのかどうかというところは、やっぱり気になるんですけれども、そのニーズに対してはいかが思われますでしょうか。お願いします。

教育長（向 美芳君） 御質問にお答えいたします。これまでもいろいろな研修会等で、管理職研修会、それから、生徒指導主任等研修会等で校則の見直しを図っていくように指導を行ってきておりますけれども、今後も継続して、児童・生徒や保護者の意見を踏まえ、社会のニーズに合った校則の見直しについて推進してまいりたいと思っております。本当に、校則についてはですね、学校それぞれ研修会等持ったりしてですね、いろいろ工夫をしたり、また、子どもたちの意見も取り入れたりしてですね、見直しを図っているところでございます。これからも、教育委員会としては、いろいろな場で校則の見直しを図っていくよう指導していきたいと思っております。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 分かりました。お願いいたします。

では、②まいります。学校によって校則が様々です。見直しについて今一度検討はしていただけないでしょうかという御質問なんですけれど。学校によって校則が別々というのは、昔からあることだとは思うんですね。しかしですね、不思議なことに、これが学校長とか決めるだったりとか、子どもたちの意見だったり保護者の意見を聞くって、吸い上げてそれを形にするっていうんでしたら、例えば、白の靴下も9割以上のところが統一されてるわけですよね。ですから、ある程度の、これ以上はだめですよというラインを定めた上での、学校長だったり、学校側のルールの設定だと思ったり、校則の設定だと思うんですけど、実際、この中では、学校長に任せるということは大切かもしれないですけど、でも、これは教育委員会としても、やはり、そのルール設定について、やっぱり、入っていろいろと協議している部分もあるんじゃないかなというところも感じるわけでございます。ですから、学校の先生方もですね、ずっとその学校にいらっしゃるわけじゃないと思うんです。学校長がルールを、校則を作りました。それでその学校長が次の学校に行きました。そこでまた、新しいルールだったりするのを作りましたという形にすると、異動する先生方もルールが学校ごとによって違うので、結構困ったりする部分もあるんじゃないかなというところも、先生サイドも大変だと思ったりするんですね。ですので、ある程

度、今の現状の各学校のルールというものをしっかりと見直していただきたいなという思いが強くあります。

それと、実際ですね、今回資料を請求させていただいて、各学校のルール見たんですよ。そしたらですね、もう明らかに改正されていない、昔のままの校則というのも多々見られたので、その部分も一斉に学校側にきちんと声かけをしていただいて、校則というものがしっかりと今、適しているのかどうか、例えば、今はその校則はないものが、今、学校の校則に載ったりする可能性も大いにあるんじゃないかなと感じるわけです。多分ですね、ボーリングの件に関してはそうじゃないかなと思います。学校の、奄美の校外のルールづくりの協議会みたいなところには、令和6年度にはボーリングは家族と一緒にいっても良いという形になっているんです。ただ、ビリヤードはダメなんですよ。ビリヤードは親同伴でもダメだったりするんですよ。どういう形になるか、ルール決めっていうのが分からないですけど。ですので、そういった意味でですね、この校則、様々なんですけども、見直し、今一度検討はお願いできないでしょうかという御質問です。お願いします。

教育長（向 美芳君） 御質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、管理職研修会、それから生徒指導主任等研修会、その他の研修会等で、この校則の見直しについては指導を行ってきております。ただ今ありましたように、社会のニーズに合っているかどうか、これの見直しについては、今後、教育委員会としましても学校側と話をし、なんとか見直しを進めていくように進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 私、日頃から、教育委員会の皆様だけではなく、ほかの部署の方々にもそうなんですけど、やはり、要望だったりとか質問だったりとか、いろいろさせていただいております。特にここ最近でも、教育委員会のほうには多くの質問であったり御相談だったり要望とかさせてもらっております。以前から感じることは、一つ何かを質問であったりとか御相談とかしたら、それがもっと上回った形で返ってくる、期待以上の成果があったり、それすべてじゃないですけど、すべての案件ではないですけど、もう本当に熱い気持ちを持っていらっしゃる教育委員会さんだと強く感じております。是非、それをまた今までと同じように行動に起こしていただければと感じるところでございます。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。（2）熱中症対策についてお尋ねします。今年の夏も猛暑日が続いておりますが、各学校において徹底した熱中症対策が行われていると思いますが、今年度も含めた直近3年間の、学校管理下での熱中症報告があった人数の推移を幼稚園、小学校、中学校別で示しお願いいたします。

教育長（向 美芳君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

各学校における今年度も含めた直近3年間の学校管理下での熱中症患者数の推移についてお答えいたします。なお、患者数につきましては、医師の熱中症診断だけではなく、その疑いも含めた数になります。また、今年度につきましては、一学期終業式時点の数となっております。まず、幼稚園は、令和4年度1人、昨年度1人、今年度1人、合計3人となっております。続いて、小学校は、令和4年度28人、昨年度44人、今年度13人、合計85人となっております。最後に、中学校は、令和4年度96人、昨年度122人、今年度75人、合計293人となっております。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。4、5、6、こう見たときに、やはり、年々増えてきている。これはもう、これは世界の異常気象というところもあって、これは致し方ないところだと感じますが、事実が分かりました。ありがとうございます。

次の質問にまいります。②小学校・中学校のプールの授業や部活において使用されているプール、サ

ンシェードの設置はできないものか、お尋ねいたします。今のこの推移見ても分かるとおりに、どうしてもこの状況というのは子どもたちでは対処が不可能なこと、学校の施設の中にいるときに、子どもたちは自由な活動できないわけですから、我々大人が子どもたちを守るという社会的なやっばり、責任があると思うんですね。そういった意味で、このような形でしているところもあると思うんですけども、このサンシェードというものが非常に温度を下げるであつたりとか、後々ちよつとお話をさせてもらおうと思ったんですけど、気象庁の危険のその温度ですね、その部分もやっばり、出てくると思うんです。そうすると、園庭だつたりとか校庭だつたりが遊べないということもあつたり、プールの授業の内容だつたりとか、あとは部活動の内容とかも変更する可能性も今後、必要になってくるのかなと思う点からですね、子どもたちを守るという点からですね、こちらのサンシェードの設置の御質問をさせていただきます。お願いします。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

学校の屋外プールにサンシェードを設置できないかとの質問にお答えいたします。近年、先ほど議員からもありましたように、特に夏の猛暑が常態化しており、学校のプール授業などにおける熱中症予防の取組は、必ず考えなければいけない問題だと思っております。施設管理上の熱中症予防対策としては、見学の児童・生徒などにも配慮し、プールサイドに十分な日陰をつくることが重要であると考えております。各学校においても、遮光ネットやテントなどを利用して、直射日光を避けるなどの方法をとっているところでございます。先ほどありましたサンシェードの設置につきましては、費用の面も考慮しながら、また全体的な対策について検討してまいりたいと思いますので、御理解くださるようお願いいたします。

7番（幸多拓磨君） では、写真のほうちよつと見ていただきたいんですけども、お願いします。このプールサイドですね。こちら、朝日中学校でございますけど、このような形で日陰が全くない状況です。次、お願いします。こちら、私、温度を測ってみたんですけど、測るといふか体感なんですけど、非常に暑い状況でした。いろいろ資料を調べてみたところ、夏場30度以上の気温だった場合、このプールサイドはもう50度にも及ぶと、そのような状況であるという事実がございます。以上でございます。ありがとうございます。ですので、今、御答弁あつたような形で、今後、対策のほうを是非、お願い申し上げます。もちろん、予算が伴うことでございますから、それがどのような形でできるかというのは今後、また協議していただければと思います。お願いします。

では、次の質問に入ります。（3）安心してプールで授業、部活動を行うために、①通り沿いから外部の人に見えてしまうプールもあると思いますが、目隠しの設置、また、朝日中学校では、更衣室の老朽化で壁が痛んでおります。トイレもない状況です。建て替えを含めた対応をお願いできないでしょうかという御質問です。また引き続き、写真のほうをお願いします。こちらですね、今、お話ししました目隠しの状況でございます。この白い壁はターポリンみたいな素材で網目のネットに貼り付けているような状況ですね。ありがとうございます。奥のほう、アップをお願いします。右奥ですね。奥のほうもですね、こちらはまだネットといふか目隠しがされていないので、これ、左側に見えていると思うんですけど、あちら、国道ですね。国道から歩かれる方々も多くいらっしゃいます。その位置が、歩道の位置が、このプールの目隠しよりも高い位置にあるために、上から見るができるということもありますし、あちら側のほうは、あの角度から見えてくるわけですね。中のほうが。やっばり、年頃の子たちはそれを嫌がる子たちも非常に多いです。次、お願いします。次に、写真をお願いします。はい。こちらですね。こちらも今と同じ場所、別の角度から撮影させていただきました。ありがとうございます。そのような形になっています。

そしてですね、次に、この老朽化している更衣室、写真のほう、お願いします。こちらは更衣室の国道側の天井のほうですね。これ、爆裂が起きてみんな落ちてきているような感じ。次、お願いします。

こちら、外だけじゃなくて、更衣室の内部のほうもこのような形で崩れてきています。次、お願いします。このような形ですね。このような形でですね、やはり、老朽化が進んでいる。確かですね、これは、一番最初プールが設立されたのが、大体52年ぐらい前にプールが完成しております。そして、改修工事が、2001年だったと思うんですけど、22年、3年ぐらい前に改修工事が行われているわけでございます。そういった意味では、この更衣室がいつできたかということは定かじゃないんですけど、やはり、それなりの年が経っているという現状もあります。

あとですね、このプールからですね、お伝えしたいのは、先ほどトイレがないというお話があったんですけど、プールからトイレがある施設までは100メートルぐらいあるんですよ。距離があって、プールの授業している人とか部活動している子どもたちは、今どういう現状かというと、プールの最中、催してきたら、100メートル先の施設までトイレに行かないといけないという現状なんですよ。そのような現状の中、例えばですよ、私たち大人がその現状に当事者としていた場合、とても大変だと思います。我々がこうやって仕事しているじゃないですか。トイレに行くのに100メートル先に毎回行かないといけない。そしたら、やっぱり、トイレを設置してほしいという話になると思うんですよ。これって、子どもたちだから我慢してもらっているという、ある意味、大人側のちょっとした言い分だと思うんですよ。子どもたちからすると、プールというのは、やはり、泳いでいたら水も飲んでしまいますし、お腹を壊してしまう可能性も大いにあると思うんです。そういったときに、プールの授業中に海パン履いて水着着ている子どもたちが、急いで着替えて服を着てトイレに駆け込む。しかも、トイレに行く距離が100メートル近くあると。前後あると。そのような現状だったら非常に私は可哀想でならない。そう思います。そういった意味で御質問させていただきます。よろしくお願いします。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、学校屋外プールの目隠しの設置についてお答えいたします。本市小・中学校の屋外プールにおきましては、道路と近接した場所に設置されている学校もあることから、児童・生徒のプライバシー保護に配慮し、目隠し用の板やシートの設置などによる対応を行っているところでございます。また、設置後に経年劣化等により修繕や改良が必要とするものについては、これまでも対応してきておりますが、先ほどありましたように、若干対応できていないところもありますので、そちらについては、早めにですね、しっかりと対応していきたいと思っております。また、引き続き学校からの要望などに応じて、必要な対応に努めていきたいと思っております。

次に、朝日中学校のプール更衣室についてお答えいたします。更衣室の外壁等につきましては、令和元年度に更衣室内と外壁の爆裂修繕を行っておりますが、その後の経年劣化への対応として、引き続き補修等を行い、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。併せて、仮設、新設を含むトイレの設置の対応につきましても、維持管理の観点からどのような対策が可能か検討する必要があると考えておりますので、よろしくお願いします。

また、施設老朽化の対応としての建て替え等につきましては、本市の学校全体の長寿命化計画等の中で計画的に改修事業を進めたいと考えておりますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

7番（幸多拓磨君） はい。分かりました。先日、いつぐらいですかね、以前の議会の中での、同僚の竹山議員のほうからも、目隠しについては、金久中学校の件でお話があったんですけど、それだけやはり、今、必要性、ニーズがあるということだと思うんですよ。ですので、今回は、朝日中学校、金久中学校ということで今、お名前出させてもらったんですけど、ほかの学校にももしそのような形があるんでしたら、是非、対処していただきたい、全体的な調査もお願いしたいなと思っています。

では、次の質問にまいります。2番、福祉行政についてお尋ねいたします。（1）児童福祉について、①保育園においての熱中症対策をお示してください。また、直近3年間の熱中症にかかった人数をお

示してください。先ほどの質問に似通っているんですけども、これは保育園になりますので、別で質問させていただきます。

写真をお願いします。こちらですね、御存じの方も多いと思うんですけど、福岡県のある幼稚園の映像でございます。これは全国のニュースでも取り上げられたんで、こちらのほうをスクリーンショットをして、こうやってお持ちしています。次、お願いします。このような形でですね、巨大なサンシェードです。次お願いします。このような形で日陰が生まれております。次お願いします。このような形で子どもたちが自由に楽しそうに遊び回っている動画がございました。このようにですね、熱中症対策、先ほどの話をちょっとさせてもらいましたが、気象庁の危険指数等を鑑みてですね、各施設においてこのような対応のほうをしっかりとしていっているという現状です。ただ、金額的な部分というのはもう何百万レベルじゃない金額でしたので、その予算に関しましては、やはり、自治体自治体で考えないといけない、そして、施設施設で考えないといけない、それを全額補助なんてできないという予算の部分もあるのも、存じ上げていますので、それも含めてですね、このような形であるんですけど、奄美市においての施設はいかがかと思ひまして、御質問させていただきます。お願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、議員御質問の保育園における熱中症対策についてお答えをいたします。

本市では、保育園における熱中症対策として、毎年、国からの通知に基づき、熱中症予防に関する啓発を行っており、今年度は6月に各施設へ周知、各保育園においては、これなどを参考に、適切な水分補給の推奨、屋外活動の制限、室内の適切な温度管理など、具体的な対策を講じてもらっているところでございます。また、直近の保育園における熱中症発生人数を各園に確認いたしましたところ、把握できている範囲で、令和3年度は0名、令和4年度は1名、令和5年度は0名、今年度は1名ということでございました。なお、令和4年度と今年度の1名は、ともに屋外での活動中に発生し、水分補給の不足などが原因と考えられているところでございます。今後も、保育園において国からの通知に沿った適切な予防策が講じられるよう、引き続き周知等を徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） はい。分かりました。これ、令和4年が1名、令和6年が1名ということで、非常に人数が少ないんですけど、これ、分母はどれぐらいの人数に調査して、どれぐらいの園に調査してこの結果なんでしょうか。お願いします、

福祉事務所長（石神康郎君） 市内の18の保育所、小規模保育所、そういうところすべてやっておりますので、園児数は800程度だと思っております。保育所が18施設、市内の公立の保育所を含め、普通の認可保育所、それから、小規模保育所、すべて調査をいたしました。はい。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） すばらしいなと感じるわけでございます。この確率というのが実際、正確なのかというところ、気になるところありますが、ありがとうございます。分かりました。そういった形で少ないということは、各園においてそのような熱中症対策はばっちりできていると、そういうことだと思いますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

では、次の質問にまいります。（2）合理的配慮義務化についてお尋ねします。①合理的配慮への本市においての取組の周知についてお尋ねいたします。こちらの安田市長のほうも先日、奄美共生ネットワークの皆様の会合にて参加されて、SNSにて投稿されていて、やはり、多くの方々、個性として、障害を持たれた方、ハンディキャップを持たれた方を見ていく必要があるというふうにお答えになっていました。お話がありました。そのように、個性であつたりとかそういったハンディキャップを持ってらっしゃる方々を、やっぱり、我々が理解していくという必要は非常に強くあると思うんですけど、この

合理的配慮の義務化、今年の4月から開始されています。障害者差別解消法より、このような形になってるんですけど、共生社会として非常に大事なことだと思います。

では、写真をお願いします。こちらですね。こちら、内閣府からもこのような形でリーフレットのほうも配布されているわけでございます。合理的配慮を知っていますかということですね。

次をお願いします。ここですね、これは地元誌になるんですけど、自閉症のお子さんの件ですね、投書がありました。こちらはですね、ソフトテニスの競技に息子さんが出られていらっしやると。勝敗も気になるところですが、不登校を経て、現在は短時間登校、そして、部活動に参加ができるまでになって数か月、とあります。これ全部読み上げると時間がかかってしまいますので抜粋してみますと、これは試合中に怒り狂ってしまったと。それはなぜか。ルールを守っていないと感じたわけですね。その姿に注がれる周りからの目、非常に冷たい目だったそうです。母親の私は、息子を守りきれない不甲斐なさに涙しか出ませんでしたと。そして、他にもですね、周囲からの冷たい目線や何もないように避けられる息子に、社会の縮図を見ているようでしたと。自閉症と診断されたことを知る身近な存在や、彼の特性を知り受け入れてくれる友達のみで、理解してくれる方々ですね、他の人からすれば、変な人、怒りやすい人と判断されるのは簡単に想像できます。社会の冷たさや生きづらさを感じる日々でございます。最後ですね、ただ、テニスが好きで続けてきた部活動。最後まで続けたいと決意して入部した彼の思いを知っているだけに、胸が締め付けられます。社会を変えるだけの力はないけど、息子らしく生きられる将来のためなら行動していきたい。そう思い投稿します。これも合理的配慮の一つだと思うんですよ。この周知というのは非常に大事だと思います。合理的配慮の義務化、もちろん当局として、この職員の中ではそういった部分、みんな周知されていると思います。先日の地元誌にもありました、行政とそして、民間、ともに合理的配慮について協議されたと。そういった中で、資金面の問題が民間であったり、整備に対してですね、いろんな課題があるのは存じ上げています。しかし、今年の4月になるまで、やはり、準備期間なり猶予期間なり、いついつまでになりますと、前々から周知していた、そのような事実があるわけです。これをですね、改めて行政のほうからも周知して、本当に皆が生きやすい共生社会としてお願いできたらありがたいなと思っています。是非よろしくをお願いします。

では、御質問、合理的配慮への本市においての取組の周知についてお尋ねいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

本市では、奄美大島5市町村で構成する自立支援協議会において、合理的配慮について周知を行ってまいりました。協議会で行う障害者差別解消会議では、行政だけではなく、商工会議所や民間事業所も参加し、合理的配慮について理解を求めてまいりました。先日も会議がございましたが、商工会議所の御協力を得て、事業者に対して実施したアンケートでは、そもそも合理的配慮という言葉を知らないと回答した事業所が8割にも上っているところでございます。それを受け、周知啓発の方法につきまして、グループワークを行い、意見を出し合ったところでございます。意見のまとめができましたら、改めて何が必要なのか検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 何かありがたい答弁いただきました。今まで私も窓口で数多くの、この内容について問い合わせをさせてもらったところ、もちろん御存じだと思うんですけども、やっとこのような形で当局が前向きな答弁してくださったことに、心から深く感謝申し上げます。ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

では、次の質問に入ります。（3）障害者福祉についてお尋ねいたします。①本市の就労継続支援事業A型、B型の施設数、利用者数は何名でしょうか。A型、B型、それぞれでお尋ねいたします。これにつきましては、先日、同僚議員の西議員のほうで御質問がありましたが、改めて、こちらですね、お願いいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

直近の数で申し上げますと、奄美市内には、障害者就労施設は、就労継続支援A型の事業所が2か所、B型の事業所が18か所ございます。利用者の人数といたしましては、令和5年度の実績で申し上げますと、A型の利用者が38名、B型の利用者が539名となっているところでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 何度もすみませんね。ありがとうございます。承知しました。

では、②障害者優先調達推進法についてお尋ねいたします。現在の障害者優先調達推進法に基づく奄美市の予算は、役務、物品で幾ら計上され、執行率はいかがでしょうか。直近3年間でお示してください。こちらに関しましてはですね、この障害者優先調達推進法というのは、平成24か25、そこから施行されてると思うんですけど、実際、奄美市のほうでも実際、予算を計上してやっていると思います。しかしながらですね、ほか自治体においては非常に大切にされておりまして、年々その予算の計上が上がっていったっているわけですよ。その中、奄美市、ここ何年かの、私もお聞きしているんですが、やはり、気になる点がありまして御質問させてもらっています。お願いいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

福祉政策課で優先調達に限定して計上している予算は、毎年16万円となっております。執行率といたしましては、令和3年度100パーセント、令和4年度50パーセント、令和5年度100パーセントでございます。こちらは毎年度作成いたしております、障害福祉のしおりの予算で、印刷製本や作成業務の委託料となっているところでございます。このほか、各所属に向け、事業所が受注可能な内容を共有し、それぞれの予算において調達を行っていただいているところでございます。今後も、どのようなものが受注できるのかを確認し、調達の推進を全庁的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 果たしてそうなのかと思うところがございます。毎年ですね、予算16万計上していて、発注している方も同じところでございます。私、調べましたところ。その現状があって今のような答弁が出るというのが不思議でならない。本当に調査されていますか。ほかの方々に周知されていますか。お尋ねします。

福祉事務所長（石神康郎君） 過去にもこの優先調達について、議員のほうからも過去の質問でございました。福祉事務所管内各課には周知をいたしております。各課、ほかの課のほうにもお願いできないかというふうな形で、この予算のほうには出てまいりませんが、他の補助事業の中でこういうことを行っているというお話も伺っているところでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。ということは、この障害者優先調達推進法に対する予算ではなくて、別の部分で予算計上しているというお話がありましたけど、実際、それは周知している、こちら、ありました、就労継続支援事業B型、A型、その施設においてですね、その各施設において、できる内容というものをきちんと聞き取りとかしたり、例えば、相手方からプレゼンをしてもらったりとかする、できる内容というのはもう周知されているという認識でよろしいのでしょうか。お願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） 議員がおっしゃるそのプレゼンテーションとかいうことはやったことはないというふうに認識はいたしております。ただ、クリーニング関係、そういうところで、障害者のそう

いうところを利用しているというようなふうには伺っているところでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） なぜ私がこれだけお聞きするかというと、先ほどお話があった共生社会ということですね、その障害を持たれた方、ハンディキャップを持たれた方々が、やっぱり、自立していくためには、賃金を上げていかないとという部分もやっぱり、出てくると思うんですよ。そういった意味で、行政の仕事として、行政のほうからその施設にお渡しすることによって、その施設が守られるだけじゃなくて、そこに勤務される方々に対しても、賃金がベースアップができたりするわけですね。例えばですね、全国的に見て考えればですね、就労継続支援事業のB型って平均賃金月間1万6,000円なんですよ。1万6,000円で自立できるかと言ったら、まずできない。そういった方々はどういうふうな形で生活しているかと言ったら、生活保護をダブル、一緒に受給したりする中で補っているわけです。じゃあ、今、私がこれだけ言ってる理由というのは、その施設にですね、そういった仕事があることによって、施設が安定した経営ができる、そして、利用者の方々に賃金のベースアップをすることができる。本土のほうではですね、B型でも15万から20万もらっている方々もいらっしゃるんですよ。それが可能なんですよ。これは、例えば、単純な作業以外の難しい複雑な仕事だったらできないと思うんですよ。ただ、それだけの必要とされるものをお渡しして仕事してもらったら、それだけ安定することができるわけですね。これ、実は安田市長のマニフェストにもあるわけですね。マニフェストにですね、障害者の収入が増す取組を目指しますとございます。これは令和5年度の評価を市のほうでされていると思うんですけど、5段階中ポイントは何ポイントかって、2.5ポイント。2.5。ちょうど真ん中です。他のはもう3とか4とかあるんですよ。ただ、2.5。市長が一番御存じだと思うんですけど、まだこれに対してはまだまだ進んでいないという現状があると感じるから、改めてこういった形でお話しさせてもらっているわけです。ですので、ここは市長に対してもお話ししたいんですけど、お伝えしたいんですけど、もっと、ちょっとここのところは力を入れていただきたいなと思います。このハンディキャップを持った方々が、やはり、自立していくことは、保護者にとっても、とても安心できる材料だと思います。是非、お願いします。

では、次の質問にはいきます。②障害者優先調達推進法についてお尋ねします。ごめんなさい。奄美市において多くの紙ベースの行政文書が存在していると思います。障害者優先調達推進法を適用させ、資料のPDF化の業務を委託、実施することはいかがでしょうか。市役所職員の方々の業務の効率化、大切な資料を破損なく永久保存できる、大変意味のあることだと思います。これに関しましては、先日、名瀬庁舎、そして、笠利支所、住用支所、書庫のほう、見させていただいております。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。非常に大切な永久保存資料のほうも多々ございました。各庁舎においてですね、保存するべきもの、いろいろ分かれてくると思いますが、そういったことを踏まえてですね、こちらの件、お答えいただければと思います。お願いします。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、お答えします。

本市における公文書の保存、管理につきましては、奄美市公文書管理規則及び奄美市文書取扱規定に基づき、基本的に紙ベースの文書をファイルに綴って保存する運用としており、御質問の永久保存の文書につきましても、各支所において書庫等にて保管をしている状況でございます。公文書の紙での保存については、年々増加していくファイルによる保管場所の圧迫や紛失、災害等のリスクも考えられますことから、公文書の電子化は、それらの課題を解決する観点から大変意義のある取組と考えております。本市における公文書の電子化の現状につきましては、一部の部署において、所蔵する大量の資料や図面を電子化し、データで保管し活用している部署もございますし、また、現在全庁的に運用しております、文書管理システムにおいては、受領文書を電子データで保存する機能や、決裁文書をシステム上で起案して決裁を受けられる機能も備えていることから、公文書を紙で取り扱うことなく、最初から電子データで保存し管理していくという運用も将来的に考えられるところでございます。以上でございます。

す。

7 番（幸多拓磨君） はい。分かりました。実際、今も電子化というのは取り組んでいらっしゃるというのは存じ上げています。しかしながら、昔の資料におきましては、まだまだ紙ベースの書類も多いと思います。先人がつくり上げてきたこの奄美大島、奄美市名瀬、笠利、住用、その文書というものは宝であると思っております。紙というのはどうしても劣化していく。先日、永久保存資料、見させていただいたときに、やはり、何ですかね、本当に日本昔話に出てくるような、ボロボロの状況でも大切に保管されている、各支所の、やっぱり、管理の有り難さ、感じるところでもございました。しかしながら、これはもう時が経つとどうしても劣化していくものでございます。そして、先ほど申し上げましたとおりですね、その障害者優先調達推進法によってこの業務を委託しているという、自治体がございます。これはまず、北九州市、それに取り組んでおります。そして、北九州市は、上手くいったことにより、それを当初予算に今、組み込んでおります。そして、今、福岡県庁のほうもそのような形で、障害者優先調達推進法を利用した形ですね、今、行っております。今、各自治体の議員のほうでもありますね、ところどころで、このPDF化、障害者優先調達推進法について取り組んでいる議員さんもいらっしゃるようです。私は存じ上げませんが、直接は。ですのですね、本当に、先ほどの話に戻るんですが、PDF化だったりとかそういった作業というのは、奄美にとってもウィン、そして、相手にとってもウィン、そして、その周りの方々に対してもウィンということで、3方も4方もよしだと感じる内容だと思いますので、是非、前向きに御検討いただければと思います。ありがとうございます。

では、次の御質問にまいります。3、医療についてお尋ねいたします。病院の閉院について、①個人の病院の閉院が続いておりますが、直近3年間の閉院数と増加数をお尋ねいたします。これにつきましては、先日、聞き取りのほうにお話をさせてもらったんですけど、鹿児島県におきましても、この病院、医師がいなくなってしまったという地域がございます。これはどこかというのは、鹿児島県の志布志市、そして大崎町、この二つの市の、町のお話をする理由としましては、もう御存じの方も多いと思うんですけども、各この自治体が予算のほうを計上してですね、医師の誘致を行っております。その予算規模もですね、大崎町1億円、そして、志布志市も1億円。この志布志市と大崎町というのは、もう隣り合わせなんです。もともと、大崎町で例えば、小児科だったりとか、なかった場合は、志布志市に行って通っていたんですけども、2023年、昨年ですね。昨年の末をもってですね、志布志市の二つあった小児科がもう閉院しちゃったんです。もう今、0の状況です。鹿屋とかあるんですが、そこまで行くのは距離が遠すぎて、ここ、今後のことを考えたら今、喫緊の課題だということで、そのような形でやっています。ちなみに、人口の話もしますと、志布志市はおおよそ2万9,000人で、大崎町は1万1,000人です。合計して奄美市の人口に非常に近い人口水準になってます。ですのです、そういった意味では、考え方としてもリンクしても良いのかなと思ったりする部分もあります。改めて伺いさせていただきます。個人病院の閉院が続いておりますが、直近3年間の閉院数と増加数をお尋ねいたします。お願いします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、本市における直近3か年の診療所の増減数についてお答えいたします。令和4年7月時点では、7か所の病院とは別に、診療所が38か所ございました。これまでの間に7つの診療所が閉院いたしております。一方で、三つの診療所が新たに開業しており、現時点では34か所となっているところでございます。以上でございます。

7 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。今、マイナス7のプラス3ということで、マイナス4ということですね。かしこまりました。先ほど、同僚議員が多く御質問させてもらっている、産婦人科だったり、閉院というか徳洲会の休診ですかね、そのような現状もあるんで、幅広いジャンルにおいて、科によって足りない部分が出てきているとは思いますが、②ですね、医療の確保、医師の確保は

喫緊の課題だと思われませんが、奄美市としてどのような対策を行っており、今後、どのような展開を考え実施していく予定でしょうか。お尋ねいたします。

市長（安田壮平君） 時間がないのでこちらで答えます。

先ほど議員の御質問にもありましたが、直近3か年において、本市で7つの診療所が閉院もしくは休院をしており、そのほとんどは医師の高齢化や体調不良によって閉院を余儀なくされたと伺っております。地域医療においては、患者の身近な窓口として、かかりつけ医の存在が重要となります。患者の症状に応じて、必要な場合は総合病院につないでいただくのが理想的な医療提供体制ですが、今後、更に閉院する診療所が増えることも予測されるため、医師確保の課題も含め、医療体制の維持が困難になるのではと懸念をしております。議員御案内の志布志市や大崎町が行っている開業医誘致の制度、どちらもふるさと納税、県内トップレベルでありますので、恐らくそれを原資としていると思いますけれども、県内でも初めての取組であり、その成果については注視してまいりたいと思います。

医師の偏在化は、特に地域における医療現場で長らく課題とされてきておりますが、これに対し、県において医師偏在を解消するための医師確保計画を策定しており、この計画は、各医療圏域ごとに圏域内の医療機関や各自治体などと協議し、県内の医師の多い区域、少ない区域を特定し、その解消を目標として策定されたものです。この計画に基づき、本市も積極的に関わっていきたいと思いますし、また、奄美保健医療圏地域医療構想調整会議でも問題提起をしております。また、去る6月には、県の医師会が主催をしました、地域枠の学生さんたちとの意見交換にも参加をさせていただきまして、地元の医師会、地元の医療機関の先生たちもですね、一緒に参加をさせていただきまして、やはり、顔の見える関係をですね、しっかり、行政ともそのお医者さんたちともですね、若いお医者さんたちともつくっていくことが大事であると感じましたし、また、この奄美の地域の魅力をしっかり伝えていくことも大事であるというふうに感じた次第であります。今後も、本市と合わせて、奄美大島5市町村全体で、また、県や医師会などと情報を共有しながら、ともに考え、行動してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。是非、引き続きお願いいたします。すごく大切なことだと思っています。お願いします。

では、4番、奄美の水についてお尋ねします。奄美市の水質検査について、現在、有機フッ素化合物であるピーファスの問題が世界的に広がっておりますが、奄美市水道水、川、海の水質についてお尋ねします。そして、②今後の対策、これは、ピーファスが発見された場合、対策はどうしていくのかお示くださいという内容です。このピーファスというのは、御存じの方も多いと思うんですけども、これはミネソタ州のアマラさんという方がですね、州議会において発表した、そして、20歳にはがんにによってお亡くなりになった、そのような案件でございます。それだけ大切な話だと思いますので、お答えをお願いします。以上です。

上下水道部長（川上浩一君） まず、本市水道水の水質検査につきましては、平田浄水場大川水源において令和2年と令和5年度に実施しております。いずれも、検査結果は、国が示す暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムに対し、計測可能な最下限の1リットル当たり5ナノグラムとなっております。今後の対策になります。今後の水質検査ではなくて、ピーファスが出たときの対応ですが、国の動向を注視しながら、適切な対応ができるよう情報収集に努め、実施の検討を行ってまいります。今後、検査を行い、高濃度が検出された場合には、

議長（奥 輝人君） 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時46分）

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

２１番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民党新政会の竹山耕平でございます。質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。まず、今回の台風１０号は、当初は、奄美に影響はないとされていた進路から一転、向きを変え、喜界島、奄美大島に直撃。最大瞬間風速が事前に６０メートル、また７０メートルとも報道され、どれだけの影響があるのかと脅かされていたと思います。特に、喜界島では大規模災害となり、家屋やインフラ、ライフラインに被害が発生されました。奄美でも長引く停電はございましたが、土砂崩れ等大規模災害は今回は逃れました。また、最大瞬間風速がすごいという報道がございましたので、過去の記録を調べました。すると、奄美における最大瞬間風速の気象庁発表では名瀬で、まだこちらにいる方も、多くの方が経験したことも、思い出すこともあるかもしれませんが、１９７０年、５３年前ですかね、４年前ですね、８月１３日に、名瀬の方で７８．９メートル、これは台風９号という記録が残っております。これは日本全国で順位的には第５位という記録であり、ちなみに１位は静岡県富士山、これは当たり前かもしれませんが、１９６６年９１メートル、そして２位は沖縄県の宮古島、１９６６年に８５．３メートルの記録が残っております。今回、喜界島では最大瞬間風速４４．２メートル、奄美市笠利で３１．４メートルと、多くの台風としてはやはり風がすごかったなという、突発的な風がすごかったなという印象でした。今回の台風１０号は、変則的な動きやこの速度の遅さに加え、日本全国、特に西日本。更には、東日本の方でもこの線状降水帯を引き起こすなど、多くの被害をもたらしております。被災された奄美市民並びに喜界島の皆様、被災された全国の皆様に対し、心から御見舞いを申し上げます。また、８月８日に宮崎県日向灘を震源とする最大震度６弱の地震が発生し、鹿児島県内、また九州各地においても、大きく広い範囲で地震が発生いたしました。地震列島日本、特に今年は、全国各地の最高気温や１時間、また１日の最大降水量の記録更新など、自然災害の規模が大型化している感もあります。備えと予防についても今後も学んでまいりたいと思います。

それでは、私の一般質問、個人質問に移ります。まずはじめに、市長の政治姿勢について、第３期奄美市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた取組状況についてお伺いをいたします。国の子ども・子育て支援法が制度化され、様々な子育てニーズへの対応として、様々な支援の対応や、保育、教育、放課後の居場所づくり、また福祉に関する計画と認識しております。地域の実情、実態に見合った計画として、これまで第１期、第２期と進められていると思います。そのようなことから、現在、第３期の計画作成を進めていると思いますが、この第３期の計画作成には、これまでの、第２期までの検証が大事でございます。計画の中にも、計画の振興管理としてＰＤＣＡサイクルが位置付けられています。そのようなことから、第２期までの検証について、その計画の達成状況についてお示しをお願いいたします。次の質問より発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

議員御承知のとおり、国におきましては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本とすると示しており、本市では、この法に基づいた市町村子ども・子育て支援事業計画として令和２年度に策定した、第２期子ども・子育て支援事業計画による妊娠、出産、子育てなどの百を超える様々な事業を総合的に実施いたしております。この事業の策定に当たっては、本市の支援事業等の現状分析や利用希望調査の実施結果等やパブリックコメ

ントのほか、奄美市議会政策立案推進会議からの子ども・子育てに関する政策提言を奄美市子ども・子育て会議において審議を重ね、本市の実情に合った計画となるよう努めてまいりました。第2期計画の検証ということでございますが、昨年度、小学校3年生までの子どもを養育する全ての世帯を対象にした子育てに関するアンケート、回答率は51パーセントでございましたが、あと、保育士等の勤務実態等に係るアンケート調査を実施し、子育て世帯のニーズや保育現場の勤務実態に関する分析を進めております。また、昨年度2回、今年度は6月と8月の計2回、奄美市子ども・子育て会議を開催し、各事業の進捗確認と課題や問題点について審議していただき、第2期計画については、6つの基本目標ごとに実施した事業全体として現時点で7割から8割程度進捗できていると整理しているところでございますので、残り3回会議を予定いたしておりますので、その子ども・子育て会議の中で分析、検証し、本市の実情に合った計画の策定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 御答弁ありがとうございます。今の答弁を聞いて安心しました。そしてまた、ニーズ調査やパブリックコメント、そして前回の計画に反映させたということですね。そういった形で、また議会のしっかりとした政策立案推進会議を重く受けとめて反映させたということは、本当に心から感謝を申し上げる次第でございます。また、しっかりと、子育て会議も2回行っていますし、しっかり計画的に行われていますし、その事業の達成、計画、目的、計画の達成、進捗も7割から8割程度の見込みというか、進んでいるということでございますので、このまましっかりと、特に所長の方からございました言葉でありましたように、奄美市の子育てニーズ、そういう実態、実情に見合った計画として進めていることができているというふうに捉えましたので、そのあたり、次の質問にも入りますが、ありがたいことであると思います。

次に、この奄美市の実情に見合う内容となるよう、次期計画策定に向けた現在の取組状況ということでございますが、今触れてもいましたが、この子ども・子育て関連三法や子ども・子育て支援制度など、子ども・子育ての支援における計画の目的を達成するために、子ども・子育て支援を含めた最大の意義でもある、子どもたちの最善の利益が実現される社会を目指すということを基本に、子どもたちの発達が保証される内容と水準、そういった形であるというふうに思います。この家庭や地域の子育てを取り巻く環境が目まぐるしく今変化をしております。そういう中、計画策定にかかわる、所長からもありましたが、地域や子どもたちに関連する、かかわる全ての事業者、また医療機関や福祉、そういった子どもを見守る、そういう地域、あとは当然、子ども、保護者、規則には教育、この計画にはですね、先ほど所長からもありましたが、この多岐にわたるこの担当課の皆様がいて、このヒアリングのときも一つ一つという形にもなったんですけど、やはりもう多岐にわたりすぎるということで、この大枠でちょっと答弁をしていただきたいというようなヒアリングをいたしましたので、今の答弁から、今後のですね、今おっしゃったようなアンケート調査は行うのか行わないのか。昨年のやつを反映されるというふうにちょっと受け取りましたけど、また、パブリックコメントという形もあったので、そういう計画があるのかも含めてですね、この第3期の計画策定に向けて取り組んでほしいと思いますが、どうでしょうか。御見解をお願いいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。

次期計画策定に向けてでございますが、これまで取り組んできた第2期計画での事業の評価や、昨年度実施いたしました各種アンケートによる市民ニーズ、保育現場の実態を参考に、今後の取組について検証していくこととなります。また、第2期計画を進める中で、国におきましても、こども家庭庁の創設やこども未来戦略方針が示されるなど、子ども・子育て施策の充実を目指した動きがございましたので、優先して取り組むべき事業の選定など、本市の実情を踏まえた施策が実施できるよう、子ども・子育て会議の中で議論を深める予定としているところでございます。今後、12月から1月にかけて第3

期子ども・子育て支援事業計画案をまとめ、重点政策推進監で進めております奄美市保育人材確保に向けた官民円卓会議からの提言やパブリックコメントなど、教育、保育の現場や市民の皆様からの御意見を反映した計画をまとめたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） はい、分かりました。そのようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。またですね、今日の午前中も多田議員の方からございましたが、やはりこの奄美市の総合計画に関わってくるだろうという、これはやっぱりその産科が休院になり、分娩を行える医療機関が1つしかなくなるということや、そういったところで、やはりここにも子どもの出生率の推移とか、やはり今後の5年間の子どもたちの推定人数とかも出ていますので、そういったところではやはり計画に大きく関わってくるだろうというふうに思います。また、ありました来年4月からの笠利の認定こども園などもそうですし、あとは、教育長からもありましたようなフリースクールだとか新たな子どもの居場所、そういったところではやはりこの計画にもしっかりと明記されてくるのではというふうにも考えますし、こども家庭庁の関係も含めてですね、是非奄美市の子どもたちに最善の利益が実現できるような社会づくりができるような計画になってほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問、（2）奄美大島食肉加工センターの運営状況と課題についてお示しをいただきたいと思いますが、先日の正野議員の質疑と全く同じでございますので、理解はいたしました。なので、その中から数点、ちょっとまずお伺いをさせていただきたいと思います。まずですね、この処理頭数が今1日10頭ということだったと思います。更には、この家畜、豚の課題で品質の低下、なぜ品質の低下が起こったのかなど。もう1点は、技術力がちょっとなかったということだったと思いますけど、技術力に関してもですね、技術力不足という言葉だったと思いますけど、この2月か3月から試験的な運用はやはり始まって、研修も含めてで、4月からの本格運用にしっかりと間に合わせるような状態がなぜつくれなかったのかということが、先日のちょうど答弁を聞いててですね、思いました。まずその点について、その1日10頭というのが、前のと畜場の時に、多分10頭というのがその処理頭数として落ちているのかどうなのかという見解までちょっとお示しをお願いしたいんですが。

市民環境部長（信島賢誌君） まず、お尋ねの処理頭数につきましては、今現在1日10頭余りという数字になっております。ちなみに、昨年との比較から申し上げますと、昨年は4月が57頭、今年度は47頭、5月が59頭、本年度が41頭、6月が47頭、本年度が34頭で、7月を見ましたら、昨年度が46頭、今年度が48頭ということで、4月から6月にかけては毎月10頭余りぐらいの処理頭数の少なさとなっております。次の品質の低下ということなんですけれども、私もが聞きしている内容の中ではですね、血抜きとかそういったものが不十分で品質が良くないとか、あとは、豚の割り方ですね、背割りの部分についてちょっと良くないというようなお話をいただいています。その背景としまして、もともとの部分なんですけれども、昨年度までの旧食肉センター、こちらのほうは、各食肉センターの方々が持ち込んで、自分たちで精肉をして帰るという運用でした。今回のは新しいセンターにおきましては、職員を雇いまして、そこにその職員方が新しい機材を使ってやるという形で運用を行っております。その新しい方々が、まだまだ技術力がちょっと不足していて、血抜き等が不十分であったという点。それから、新しい機械ですので、なかなかそこに慣れるまでがちょっと時間を要してしまっていて、こういう現状に至ったという状況でございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 分かりました。そうですね、その技術不足のところはですね、やはり、4月から始まってはいるんですけど、正野議員からもありましたように、やはり販売業者、流通業者の皆さんは、やはりもういろんな、その日その日がやはり勝負です。もう1点ですね。この今10頭というのがあって、あとは目標計画が2,000頭ということだったと思いますけど、今ある2,000頭の数値

の根拠も僕はお聞きはしてます。なぜ2,000頭を一応計画に立てたのか。その中で、そこは聞きませんが、その中で、今現在、奄美で養っている、養豚されている家畜、畜産されている豚の割合と、本島のほうから豚が送られてくると思うんですけど、その割合というのはどの程度なんですか。分かりますか。

市民環境部長（信島賢誌君） ただいまの御質問は、食肉センターのほうでと畜している、その割合ということでよろしいでしょうか。

21番（竹山耕平君） これまでも当然奄美にも畜産業者さんがいます。いずれも、と畜場のほうにも、そこから食肉加工するために持ち込む豚と、要は内地のほうから、鹿児島県のほうから豚を持ち込んでそれを処理するっていう方法をやってたんですね、2種類。なので、今後の最後の質問にかかわるからあれなんですけど、要はそういう産業の振興をするためには、そういう畜産業も振興させるためにはまずどうなのかなと思ひまして、今の現状をちょっと知りたいなと。今そういう割合で畜産業界を、先日もありましたが、そういういろんな支援策とか、そういう畜産のいろんなところで産業振興を図るというのも大切な施設でありますので、今の現状として、今持ち込まれている豚に対してどうなのかなと。その割合が、奄美で畜産されている豚がどれぐらいの割合でやっているのか。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、お答えします。

ほとんどの豚に関してはこちらの島で飼育された豚でございまして、それで、それ以外にも鹿児島から持ってくる豚というのは、こちらの小売店とかが共同して鹿児島から買って持ってきて、それを食肉センターに持ち込むということで、それは月10頭以内だったと思っています。以上です。

21番（竹山耕平君） はい、分かりました。割合としては、やはり島で畜産されている豚の方が割合的には圧倒的に多いということ、その現状を知りたかったということです。今部長がおっしゃったように、共同出資して、内地のほうで販売業者さん、食肉販売店の方々がですね、豚を買って、共同で買って送ってもらっているということも聞いていたもんですから、その割合をまず聞こうかなと思ったところでした。ありがとうございます。そういったこともあるんですけど、やはり今いろんな方々からも話を聞きました。そういう中で、やはり豚肉というか、ちょっとヤギも聞いたんですけど、観光産業へのやはり起爆剤として、今、島豚、今、屋仁川やいろいろな飲食店のところで結構島料理を盛んに売り出して、それを求める観光の皆様も結構多くいると。そういうお店も増えてきているということで、やはり豚料理っていうのはやはり奄美に欠かせない料理なので、そこを産業振興といろんな形で結びつけていく。最も大事なものは、家庭料理の島豚、そういったところに、としての台所として位置付けるような食肉センターであってほしいと。構想計画の中ではそこまであったと思いますので、それをじゃあ計画どおりに事を進めていくためには、今後も流通業者ですね、あとは畜産業者、食肉センター、更には関係者の皆さんはそこにしっかりと、その技術力不足の件もありましたが、行政がもっと深くかかわってほしいと、しっかりサポートをしてほしいということでした。だから、なので、そういった形で、今後もこの食肉センターをしっかりとこの課題解決で今後の計画どおりに事を進めていくためには、やはりそういった皆さんが一体となって取り組む必要があると思いますので、そのあたり、最後、部長、お願いしたいと思います。

市民環境部長（信島賢誌君） それでは、御質問にお答えいたします。

食肉センターを整備するにあたりましては、令和元年度に策定された奄美大島食肉センター整備計画があり、その中では、奄美大島の豚・ヤギは、これまで独自の食文化を形成してきており、島民にとって未来へ継承されるべき貴重な食材である。また、近年増加傾向にある観光客に対し、奄美大島でしか

味わうことのできない、いわゆるおもてなしの食材として位置付けられており、安心・安全な食肉の提供や食文化の継承、併せて奄美の畜産、観光振興に寄与することとされております。これらの目的に向け、食肉センターとしましては、衛生面はもとより、施設の機能向上を図り、将来的には年間2,000頭を処理する施設として整備してまいりました。今後、処理頭数の増加に向けては、まず、職員の技術力を高め、施設機能を活かした安全で高品質の製品を提供することにより、地元生産豚肉の付加価値を高めていくなど、対応してまいりたいと考えています。食肉センターの安定的な運営には、継続的なと畜頭数の増大と、これに係る地元生産豚肉の需要を高めていくことが必要となっており、そのためには、議員からも御案内がありましたとおり、伝統的な食文化としての島豚の保存、継承や、その魅力を各家庭や飲食店、観光客等へ広げていくことが必要と考えますので、関連する機関や部署はもちろん、他町村とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 御答弁ありがとうございます。分かりました。しっかりと今の質問をいろいろ振り返りまして、また改めて、食肉センターがですね、しっかりとこの計画どおりに進めていただきますよう御尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問、この（3）子どもの航路・航空路運賃のさらなる負担軽減の実現を望むということで質問をさせていただきたいと思います。まずは、この制度設計の現状、大会参加だとか運賃軽減事業などを含めて、この子どもに係る事業の経緯や実績をお示ください。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員の御質問にお答えをいたします。奄美群島振興交付金を活用いたしました奄美群島航空運賃軽減事業についてでございますが、平成26年の制度開始以来、住民生活を圧迫する割高な移動コストを軽減することにより、離島住民等の負担軽減を図ることを目的に実施をされております。議員御承知のとおり、これまでも割引対象者の拡充、また、利便性の向上を図る取組を行ってきており、令和元年度には群島外の学生を対象とした割引制度、今年度からは介護帰省者を対象とした割引制度が開始されるなど、離島割引運賃の定期対象が拡充されております。更に、今年度からは住民を対象として沖縄路線にも割引が拡充されたところでございます。実績につきましてはですが、航空運賃の変動料金制が入りましたので一概になかなか申し上げることが難しいところなんです。奄美・鹿児島間の通常運賃に対して、離島割引は割引率が50パーセントとして軽減をしております。奄美・鹿児島間の利用者実績で申し上げますと、令和4年度は、離島割引を利用された方が4万3,461人、準住民の方が15名。令和5年度が、離島割引が3万8,134人、準住民の方が1名となっております。

21番（竹山耕平君） 分かりました。準住民の方は、あんまり広報が、それとも活用が、少ないと見るのか、使ってもらっているなど見るのかは置いといて、次の質問に移ります。やはりですね、奄美を離れるとですね、交通費だけではなく、やはり当然、宿泊代、また交通費、食事代、また子どもたちにとってはおこづかい、また様々な出費がかさんできます。この大会への補助、助成もありがたいわけではございますが、やはり旅行なども含めてですね、やはり奄美の子どもたちにさらなる経験と、やはり経験と体験をするようなそういう場、場面、そして機会を創出させるためには、やはりもっともっとですね、子どもに対する割高なコストの軽減を訴えてもいいんじゃないのかというふうな声をいただきましたので、やはりそういったところから是非ですね、やはりこの子どもというキーワードなんですけど、子どもたちにもっと経験を、体験を、チャンスを与えるという意味で、是非これは要望なんです。この御見解についてちょっとまたお願いしたいと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 子どもの航空路運賃のさらなる負担軽減ということでの御質問でございますが、これまで子ども運賃につきましては、航空会社のサービスの一環として、自主的な割引制度

の中で実施をされております。ちなみに、航空会社でいきますと、小人運賃としては、3歳以上12歳未満で大人の普通運賃の25パーセント割引となっているところです。このような割引制度を超えてさらなる軽減を実施するとなりますと、奄美郡島航空航路運賃軽減事業として、国・県、また奄美群島12市町村の財源による負担金の増加が想定されることもございますので、多くの課題があるのかなというふうに思っております。また一方で、平成30年度からは、鹿児島・奄美路線に新たな航空会社が参入したこともございました。また、併せて昨年からは航空各社が変動運賃制を導入したこともありまして、お子様を含む利用者の皆様の料金、また時間帯によって選択の幅が広がったのではないかと認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

21番（竹山耕平君） 分かりました。1つの一応課題として、是非ですね、またいろいろを含めて、また、これは奄美市だけではなくて、奄美群島、また全国の離島にかかわる共通する問題でも、課題でもありますので、是非、またこの実現がどうやったらできるのかという形をやはりこの首長会議でもですね、ちょっと検討していただいて、今の制度がどうなっているのか、どうすれば実現が可能なのかどうかということも含めて、それぞれの自治体でまた意見が交換できるような場を、安田市長がちょっと率先してそういう場を設けていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次の（4）キャリアアップ助成事業についてお伺いをいたします。これまでも、本政策の必要性は十分に理解し、認識し、なので、本政策について質問を重ねてまいりました。これまでの実績、業種、件数、人数、金額、効果及び成果についてお示しをいただきたいと思います。そして、この実績に対する市の考え、御見解、感想などありましたらお示しをお願いいたします。

市長（安田壮平君） それでは、竹山議員の御質問にお答えします。

本市のキャリアアップ助成制度につきまして、実績等の御説明をいたします。本制度は、市内事業者が事業を営むにあたって必要不可欠な免許や資格のうち、島内では取得できないものについて、島外での資格取得に要した必要経費の一部を助成するものでございます。平成30年度に本事業を開始しましたが、この事業創設にあたっては、竹山議員からも積極的な御提言を度々いただいていたものと認識しております。島外での助成対象資格の取得に際して要した対象経費、受験料、旅費、宿泊費のうち、バス、タクシーといった公共交通事業所に関しては、取得に一定の講習期間があることから20万円を上限とし、その他の事業所につきましては10万円を上限として助成を行ってまいりました。資格取得に要する事業所の費用と市の助成額につきまして実例を挙げますと、公共交通事業所の場合、10日間程度の講習期間を含めた費用約46万円に対して20万円の助成、その他の事業所では、ガス主任技術者、土木施工管理技士、建築施工管理技士などといった資格取得の場合に、約8万円弱の必要経費のうち5万円の助成をしております。助成事業開始以来、これまで5年間の実績として、計44社、73名に対して431万8,000円の助成を行っており、業種につきましては、公共交通事業所、観光関連事業所、建設業、インフラ事業所、福祉関係事業所など多岐にわたる31種類の資格取得を行っていることから、本市事業者の人材確保、育成に寄与できているものと考えております。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 市長、ありがとうございました。本当に、やはり離島の不利性というか、やはりどうしてもですね、いろんなところから声が上がって、やはり最初はタクシー、そういった形で実現ができて、更には、業種としては4から5業種だと思うんですけど、今まで44社、73名の方々、431万円、そういった形で事業執行してきたということを、本当に大変ありがたい施策でございます。そういったところでですね、是非この施策をまた、この対象というのがやはり国家資格ということではあるんですけど、コメ印で、その他市長が認めるというものもありますので、要は、その他市長が認めるというものがあれば、やはりいろんな広報も、次の質問にも入るんですけど、そういったところもつ

ともしっかりと利用していただきたい。これって、ちなみに、補正って組んだこと、例えばリフォーム制度とかは、ある意味、件数が超えた場合にちょっと補正を上げると、補正するということがあったと思うんですけど、この事業についてはこれまでそういう補正みたいなものがあったのかどうか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） これまでの5年間の中で1度補正を計上いたしております。

21番（竹山耕平君） はい、ありがたいことです。それでは、そのことも含めて、次の質問、②この本事業を利用している事業者から、この制度設計が変わってきているという声をいただきました。また、担当職員とも話す中で変化がありましたというふうにも伺っておりますので、その変化についてをお示しいただきたい。また、それらについて、その変化されたことによる利用者からの反応、声など含めて、届いておりますらお示しをお願いいたします。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、昨年度行いました本助成事業の改正内容についてお答えをしたいと思います。

まず、本助成事業におきましては、島外での助成対象資格の取得に際して要した対象経費としまして、受験料、旅費、宿泊費の3分の2以内を助成するとしまして、地域公共交通事業者に対しては20万円を上限、その他の事業者に対しては10万円を上限として助成を行ってまいりました。ただ、この業種によって助成金に差があるという、そこをまた均衡を検討する中で、従業員の育成に伴う講習経費、講習に係る賃金助成を行う国の人材開発助成金との併用受給を図るために制度の改正を行ったところでございます。これを併用できる要件としましては、国の対象経費との重複は不可となりますので、市のキャリアアップ助成金において、公共交通事業者の資格取得に伴う対象経費のうち、受験料、受講費用に係るものを対象外としたところです。これに伴いまして、地域公共交通事業者にとっては、市の助成上限額が20万円から10万円に引き下げられた形となりますが、国の助成事業と併用することで国の上限額が15万円となりますので、合わせて25万円と、今までよりも高い助成を受けることが可能となりました。このキャリアアップ助成金事業の改正に関しましては、昨年6月に地元の事業者を対象に説明会を実施をいたしまして、9月の申請受付から運用をしております。また、事業者の反応といたしましては、国の制度との併用で助成額を多く受給できるということは理解をいただけたところですが、国と市で申請する書類、また時期が違うため手続が煩雑という御意見はいただいたところですが、しかしながら、事業者におかれましては、これまでよりも助成額が増えること。また、バス、タクシーを含めその他の業種においても、本市の助成事業では対象とならなかった社内研修なども国の助成事業には含まれますので、このメリットは大きいのではないかと考えております。是非とも、今後またPRをしまして、職員の育成、人材確保に資するものとして活用していただきたいというふうに考えております。国への助成金の窓口としては労働局になりますが、本市としても、各事業所の申請について支援、お手伝いをして、国と連携しながら本市事業所の支援につなげていきたいというふうに考えております。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。このヒアリングというか、この件でちょっと担当の皆さんとお話をさせていただいて、今の制度の変化を伺って、あ、なるほどなというふうに思いました。更には、やはり市の職員の皆さんのですね、やはり努力で、こういう制度をどうやったら市民の、奄美の事業所のためになるのかというところで、こういう事業をですね、こういう形で制度として進めているということもお聞きしましたので、本当に大変ありがたいなというふうに思っている次第でございます。なので、今最後に部長がおっしゃったように、じゃあこれをいかにどうやってもっともっと活用して、利用していただくのか、もっと業種を増やしていくのか、そういったところでこの③の質問に移りますが、やはりこの外海離島におきましてはやはり大変重要な本施策でございますので、その周知、広

報手段、労働局と一緒に頑張ってまた働きかけ、ハローワークとかですね、したいということでありましたが、もっともっと身近に奄美市の職員が出向いていただきたい。そういうためにはですね、各業界が、やはり総会、あとは理事会の総会が、年に数回そういったところで出向いてですね、そういう組織の中でこういう制度の説明をさせていただきたいと、広報をさせていただきたい。商工会議所、法人会、いろんな様々な団体が総会とか理事会とかそういったことを役員会とかやっていますので、そういったところに是非ですね、皆さんでタッグを組んで、そういったところに出向いて、是非広報、利用促進を図っていただきたいと思いますが、その件について、部長、どうでしょうか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） この事業の周知、発信につきましてですが、利用者を増加するため、市が行う助成金事業の一覧、その中の広報に加えまして、キャリアアップ助成金に特化したチラシを作成。また、市のホームページ、SNSの発信は当然のことではございますが、ほかにも、広報紙の掲載のほか、商工会議所、あまみ商工会の総会時には担当のほうから紹介をさせていただいております。併せまして、ハローワーク、また各団体からの発信、連携の協定先の事業所など、事業所訪問の周知、協力をお願いをしているところでございます。その結果、事業所からの問い合わせ等も増えておりまして、最近福祉関係事業者からの問い合わせも増えてきている状況です。ただ、今後より広く多くの業界にも活用していただくためにも、各団体の総会、理事会での周知活動を行いまして、更に興味を持っていただき、分かりやすさを工夫したパンフレットの作成など周知を行ってまいりたいと思いますので、引き続き御理解のほどをお願いいたします。

21番（竹山耕平君） 是非よろしくをお願いします。ありがとうございます。チラシのほうなんですけど、やはり申請書というんですか、先ほど煩雑っていうところがありまして見せていただいたんですけど、やはり難しいなというのと、あとは、やはり、そのときに話したのが、この私の業種だったら、この業界だどこに行く、どういった、そういった、分かりやすいようなものがあればいいんじゃないかなというふうな話をいろいろしてしましたら、いろいろと工夫をしてまたやはり今部長がおっしゃったような、奄美市独自でですね、やはり各事業所、必要のない説明はですね、やはりいらないので、そういった方々向けにいろいろと担当の職員が頑張るというお話も聞きましたので、是非御支援を、市長、部長、よろしく。部長が係長のときにこの制度にかかわっておりますので、制度設計に、なので、肝いりでよろしくをお願いいたします。もう1点、ごめんなさい、これは最後、要望という形でいいです。もともとはですね、やはり奄美で資格が取れない、免許が取れないというお願いだったんですね。なので、例えばタクシー、2種免許、大型2種免許でしたら、やはり本当であれば奄美にある自動車学校、そういった教習所に講師を呼んで、そういう負担がない、やっぱり出ていくためにはやっぱり補助などで、やっぱりどうしても負担があるということになるので、やはりそういう、今いろんな形で奄美の中でちょっとリモートであったり、オンラインの講習とか、今どんどんどんどん広まってはいますが、負担軽減につながった業界とか、そういったものも目にするんですけど、やはりそういった、やはり地元で負担が出ないような、要はこの講習を奄美でやっぱり受けていただけるような会場だとか、あとは、そういう誘致というか、そういったものにも業界の方々がやはり負担がある以上は、そういった取組にもし行政として御協力ができるとなれば、更にありがたいんじゃないかなと。もう1点は、やはり奄美群島、大きくかかわってきますので、今、奄美大島の中でも、この奄美市の施策を見習って広まっているとも聞いています。なので、奄美群島、要は広域あとは町村会などなどですね、しっかりと発信、奄振交付金だとかいろんなものの活用ができるようなものがあれば、あとは離振法でもいいわけです。なので、そういった形で、是非奄美市からの発信、取組、いろんな形で広げていただきたいのと、市長には御尽力をいただきたいのと、副市長とともに一緒になって。よろしくをお願いいたします。

それでは、次の教育行政について質問をいたします。（1）この市民体育祭種目、女性集団演技、マ

スゲームについて伺いをいたします。一般的な呼び名がマスゲームでありますので、マスゲームとしてお話をさせていただきます。これまでに開催された経緯、歴史について触れていただきたいと思います。私も1972年の昭和47年に開催された鹿児島太陽国体からこのマスゲームが始まったとも聞いておりますが、そのことも含めて、このマスゲームの経緯、歴史などお示しをお願いいたします。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員御質問の市民体育祭における女性集団演技、マスゲームにつきまして、これまで実施されてきた経緯、歴史についてお答えいたします。

奄美市民体育祭の女性集団演技につきましては、マスゲームの名で地域で親しまれ、昭和47年に初めて鹿児島県で開催された国民体育大会、太陽国体を契機に始まっております。本市においても、市内各幼稚園、小・中学校の保護者をはじめ、地域女性団体の御協力をいただきながら、市民の交流と健康で明るい生活づくりの推進という趣旨のもと、50年以上実施されてきた歴史のあるものと認識しております。集団演技を指導する講師を中心に、地域の女性たちがともに集い、協力し合いながら、毎年テーマや構成を工夫し、変化を加えてきたことから、世代を超えて参加者や観客の心を魅了する種目であると考えております。このように、体育祭の一種目という枠にとどまらず、地域の活性化や世代間をつなぐ教育的な要素も併せ持つイベントとしての役割を果たしてきたと考えているところでございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。次の②の質問、近年の動向として伺いをいたします。近年は、このコロナ禍により、市民体育祭の中止や学校ごとの判断でマスゲームは行っておりますので、学校ごとでマスゲームを行っている学校、そして規模によって行っていない学校、また行わなくなった学校、そしてまた新たな工夫を取り入れながらマスゲーム、集団演技として実施している学校があるところと伺っております。そのようなことから、このマスゲーム、この近年の動向についてお示しをお願いいたします。

教育部長（正本英紀君） 議員の質問にお答えいたします。

近年の動向についてですが、奄美市民体育祭の女性集団演技は、先ほど申し上げましたとおり、市民の交流と健康で明るい生活づくりの推進という趣旨のもと、長年にわたり地域に根づいたイベントとして実施しているところでございます。このイベントは、地域の絆を深め、市民の健康増進を図るという目的を果たし、多くの参加者に愛されてきた歴史があります。市民の交流を促進し、共同で取り組むことで、地域社会の活性化を促進する場として機能してきました。一方で、近年、いくつかの課題も指摘されております。例を申し上げますと、ジェンダー平等の観点から参加者が女性であることが前提となっているため、ほかのイベントに比べて女性に負担が集中しているとの指摘がございます。また、学校や幼稚園ごとに参加人数が割り当てられていることから、参加が義務付けられていると感じる声が届いているところです。このようなことから、プログラムへの参加に対する負担感を訴える声が多く届いており、今後の運営方法について見直しを求められていると認識しております。以上でございます。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。近年の動向としては、今部長からおっしゃったように、やはり意義と目的は、ですけど、市民体育祭や学校でのお母さん方のマスゲームを拝見すると、やはり見ているほうは大変魅力があって魅了されると。お母さん方も、お母さん方というか、笠利の方は地域で参加っていう形だったと思うんですけど、やはり終わった後のお母さん方の、女性方の達成感というのは見ることができて、というふうには感じていました。そういったところからですね、一方では、そういう苦情が学校側にもあるし、教育委員会にも直接何件か、数件ですかね、いろいろと入ってくるということで大変苦労しているというふうなことも伺いましたので、そのことも踏まえて近年の動向を理解いたしました。

それでは、この③の質問に移りますが、③と④は一括して質問をさせていただきます。今年度の取組状況、実施の有無について、市民体育祭での実施の有無についてお伺いをいたします。現在、アンケート調査を実施したということですが、その結果、またその結果に対する教育委員会の御見解についてお示しをいただきたいなと思います。また、その④のその調査結果を踏まえて、今年度、また次年度以降の集団演技、マスゲームの実施に対しての当局、市民体育祭ですからね、当局及び教育委員会の方向性についてをお示しをいただきたいと思います。この事案については、やはり今言ったように、この市民体育祭、そしてこの50年以上の歴史、伝統を含めた事業なので、この教育委員会サイドだけではなくですね、やはりこの市民体育祭という形でやはり当局にも大きくかかわってきているという思いもがございますので、質問書のほうには当局並びに教育委員会の御見解というふうに書かせていただきました。もしあれば、是非お願いをいたします。

教育部長（正本英紀君） それでは、御質問の③と④、併せて答弁をさせていただきます。

はじめに、今年度の取組状況についてお答えいたします。先ほど申し上げました状況を踏まえまして、今年度につきましては、まず、市民体育祭における種目名を女性集団演技から集団演技へ名称を変更しております。また、これまで、各学校、幼稚園の児童生徒、園児数に応じた一定数の参加依頼を撤廃し、学校PTA及び地域女性団体に対し、男女関係なく参加者を募らせていただきました。先ほどありましたアンケート調査、参加希望調査の結果、昨年度の参加者が540名でありましたが、3割程度である151名の参加希望となっております。

次に、今年度及び令和7年度以降の方向性についてお答えいたします。今年度の市民体育祭における集団演技の実施の可否につきましては、先ほど申し上げた参加希望人数の調査結果をもとに、9月に開催される市民体育祭監督会において協議を行い、方針を決定する予定となっております。また、令和7年度以降の方向性につきましては、改めて関係者の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。また、このことについては、本市の決定が各学校、幼稚園の体育行事やPTA活動にも直接的な影響を及ぼすことも認識しており、その重要性を鑑みて、できるだけ早い時期に方向性を示す予定でございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 分かりました。昨年の540名というのは、ある意味、割り当ての、先ほど部長がおっしゃった参加の義務付けみたいな形ででしたけど、それで、今回はいろいろな形で考慮、配慮して、アンケートを参加意向調査という形で取ったら151名だったという形で、今9月の体育協会総会で方向付けを決定したいということなんですけど、これも9月の、一応予定は11月10日ですよ、市民体育祭。それ、一か月でどうするのか。なので、本当、本来であれば5月、6月の総会あたりで、これはある意味、学校も、やはり今部長がおっしゃったように、PTAの役割、委員会もありますし、委員会の委員も決めなくちゃいけないんですよ。また新年度に向けて。じゃあ新年度以降どうするのか。これは各学校のPTA役員を決める際にも大変重要なことであります。なので、今部長がおっしゃいましたが、そういったこと、いろんな形を含めて、是非各学校含めて、そういうPTAの委員会の選出などなどいろいろありますので、じゃあ今年度はどうする、じゃあ来年度はどうするという形ではないと思うんですよ。なので、先ほど言った、9月に決定して11月にもしやるとなったら、11月10日にどういう形で踊るんだろうという、大変すごい心配するところです。なので、もうしょうがないですけど、もう9月決定というのが決まっていますので、そのあたりはちょっと注視していきたい。私が今申し上げたようなこともしっかりと御配慮いただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後、（2）地域共創による高校未来コンソーシアム事業の取組状況についてお伺いをいたします。まず1点目に、各高校の取組状況、成果、効果などあらわれているのでしょうか、お伺いをいたします。

総務部長（藤原俊輔君） お答えいたします。

今年度より、地域共創による高校未来コンソーシアム事業を実施しており、市内高校への進学減少による学校の魅力減退や地域活力の減退、それから人口減少への対応として、市内各高校と行政、民間、中学校、地域が連携した産学官共同体を設立し、地域共創で高校の魅力向上、地域の魅力向上に取り組むこととしております。まず、大島北高等学校が6月6日に、行政機関、笠利町内の中学校、観光業会、奄美商工会、市内の専門学校との連携による北高未来コンソーシアムを設立し、活動を行っております。主な取組を御紹介いたしますと、観光ビジネスの校外学習、探究活動、地場産業の体験、自然体験活動などを計画しております。

次に、大島高等学校が7月22日に、行政、中学校、奄美大島商工会議所、市内の専門学校との連携による大島高校未来コンソーシアムを設立し、活動を行っております。主な取組を御紹介いたしますと、メディア戦略としての学校プロモーション動画作成、探究活動、地域外の学生との交流、オープンハイスクールへの支援など、事業計画を立てたところでございます。奄美高等学校につきましては、9月の設立に向け、現在、計画案、コンソーシアム案を作成中でございます。本市といたしましても、各高校を中心に高校生の主体的な活動を支援し、時代の担い手である子どもたちの成長と飛躍を促すとともに、高校及び地域の持続可能な成長を目指してまいります。各高等学校からは、活動費が確保できたこともあり、非常に有意義な財政支援を受けたものとして感謝いただいているところでございます。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。奄高は9月の設立に向けて一生懸命頑張っているということで、北高、そして大島高校も含めて、やはり産学官、地域で一緒になって地元の高校の魅力をアップして、更にはまた、地元の子どもたちが自分たちの地元の高校に進学できるような、そういう、あとは離島、本土を含めてですね、またそういう高校の魅力アップにつなげているというふうなことを聞きましたので、本当に大変ありがたいなと。今部長がおっしゃったように、やはり行政からですね、やはり県立なんですけど、やはり奄美市、地元の行政からこういう支援を受けているということに、大変子どもたち、そして教員も感謝をしております。そのことからですね、来年度以降のこの高校の魅力アップをやはり図っていくためには継続して事業を実施していただきたいというふうに思いますので、そのことについて御見解をお示しいただきたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、次年度以降の計画についてお答えいたします。

本事業につきましては、今年度から令和8年度までの3年間の事業として計画しております。令和9年度以降の事業継続につきましては、最終年度の令和8年度中に、成果指標に基づき事業継続の要否及び見直しについて協議を行うこととしております。本市といたしましても、コンソーシアムの一員として、ともに高校及び地域の魅力向上に努め、本事業を継続して実施していくことができるよう尽力してまいります。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 部長、市長、ありがとうございます。まずは3か年事業だと。また、事業成果が3年後にどうなっているのかも含めてですね、また令和8年度中にいろいろとやって尽力をしていきたいということでございますので、本当に大変力強く、ありがたいお言葉でありました。そういった形で、各学校の魅力を更に上げるために、そして産学官で、またいろんな高校がそれぞれの特色を持っているので、そういったところが自分たちで考えて、また地域と一緒に、また教員も一生懸命一緒になって取り組んでいるのが見て分かりますので、また、奄高はですね、ずっといろいろな形で取り組んでいますので、是非この地元からの御協力、御支援をお願いしたいというふうなことをお願いいたします。私の一般質問を終了いたします。

議長（奥 輝人君） 以上で、自民党新政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 奥 晃郎君の発言を許可いたします。

１９番（奥 晃郎君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は、自民党新政会の奥 晃郎でございます。令和６年度第３回定例会にあたり、一般質問を行います。一般質問をする前に、少し所見を申し上げさせていただきます。まずは、全国規模の医療法人徳洲会グループの創設者であり、元衆議院議員の徳田虎雄先生が去る７月１０日に神奈川県内の病院で死去したという訃報に触れ、巨星逝くの思いを目の当たりにし、感極まるものがありました。徳田虎雄先生は、「命だけは平等だ」を信念として、全国に７６病院、４００施設をつくり、病院過疎と言われた離島へき地医療にも心血を注いでこられたことは御承知のとおりであります。徳田虎雄先生の生前の御功績に対し、感謝の誠を捧げ、御冥福をお祈り申し上げます。人口減少が言われて久しいが、着々と進む日本の人口減少の深刻さが問われております。日本国住民の人口は２００９年をピークに１５年連続で減少しており、国においては本格的に人口減少対策に取り組んでおり、有識者でつくる人口戦略会議が、鹿児島県内４３市町村のうち１５市町村が将来的に消滅の可能性がある」と指摘しております。奄美市においても、合併後から人口の減少が進み、人口減少対策は喫緊の課題であると認識しており、官民一体としての人口増加対策を講じていく必要があるものと認識しております。先月８月９日に宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、震度６弱の揺れを観測しておりますが、将来発生するであろうと言われている南海トラフ地震の想定震源地域であることから、規模の大きな地震が起こる可能性が平常時よりも高まっているとして、気象庁は有識者で構成する評価検討会を臨時開催し、発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとして、巨大地震注意とする南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるという事態に至りました。現時点では解除されましたが、備えあれば憂いなし、有事への備え、再認識の大切さを痛感したところであります。先月６日、７日に、国会議員、県会議員にも参加していただき、自民党新政会を主体に、市内の各種企業、団体等との意見交換会を実施をして、各企業、団体等の持つ懸案事項等について話し合い、それらを把握することができました。懸案事項等について、いくらかでも解消できるよう努めていきたいと思っております。また、先月５日には、市内中学生によるひかり議会が開催され、各学校代表者の一般質問を傍聴させていただきました。漂着ごみ等の問題等を含め、中学生の疑問に感じていること、意見等を得ることができました。本来であれば、ここで所見を終わり、通告に基づく一般質問の予定でありましたが、通告後に、台風１０号が予想に反した動きで奄美市にも被害をもたらしたということについて、少々時間をいただき、述べさせていただきます。被害を受けた方に御見舞いをということで、たくさんの議員から私に対して御見舞いをいただきました。ありがとうございます。２７日朝から風雨が強くなり、笠利町手花部を通る国道５８号線には満潮とも重なり、海水が集落内にも飛んでいました。夕方になると台風時はいつもそうですが停電になってしまいました。また、その頃になると風雨はますます強くなり、我が家の国道海側の防風林の枝が折れ、国道を塞いでしまいました。自分の土地に生えている木ですから、国道を走行してくる車の誘導をしていましたが、きりが無いので隣人をお願いしてチェーンソーで切断し、何とか車両が通行できるようになりましたが、風雨は強くなるばかりで、新聞には笠利地区３１．何メートルという記事がありましたけども、当時の風は４、５０メートルは間違いなく吹いていましたね。その風力計がどこにあるか分かりませんが、手花部の私の家の近くは４、５０メートル間違いなく吹いております。翌早朝から国道の管理を任された民間業者がユンボ、トラック等で片付けていただき、感謝感激でした。また、停電のため携帯電話の電源が切れ、使えなくなったため、自家発電装置のある笠利総合支所に行き、携帯電話の充電をお願いし、被害状況の確認のため町内一周をしました。

家屋の倒壊等は見受けられませんでした。送電線がぶら下がっているところや道路をまたいで張っているところが7か所もあったのを支所長に報告をし、対応をお願いしました。そのような状況でしたので、停電解消には時間がかかるだろうとは予測をしましたが、その日の夜も停電は解消されず、翌日のお昼12時によりやく解消しました。停電時間約40時間という長きの停電でした。台風の後には、台風被害、けが人、倒壊家屋、作物等の被害等が新聞等に掲載されますが、家庭での冷凍品の被害金額も大なるものがあったというふうに思います。今回こそ、40時間程度の停電で済みましたが、笠利地区においては2週間近くの停電も経験しております。お店の販売用のアイスクリームはすべてだめになったことを思い、議員になった当初から無電柱化の推進をお願いしていたところですが、一向に前進がありません。所見ですから当然答弁はありませんが、次回にでも通告をし、一般質問をしたいというふうに思っております。

それでは、通告してある項目について、順番に沿って一般質問をいたします。大きい1番、改正奄振法の延長に伴う方向性、取組についてでございます。奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律が、去る3月29日に参議院本会議において全会一致で可決されました。1953年の奄美群島日本復帰後、復興振興開発と名称を変えながら、この間に2兆7,000億円余の巨額が投じられた本土との格差是正に取り組んできましたが、復帰当時20万人を超える人口は半分にまで減少しており、依然として本土との所得格差があるのが現実であります。群島民にとりましては念願が叶い、喜ばしいことでありますが、地元自治体はもとより、我々議員にとりましても本気度を問われてくるものと思います。今回の奄振法のポイントとして、目的に移住の促進が追加され、基本理念に沖縄との連携等が追加されておりますが、改正奄振法に向けて、奄美市の取組について伺います。(1)移住人口等について、改正ポイントとして移住の促進が位置付けされておりますが、目指すべき移住増加人口をどの程度目指しているのか。鹿児島県は、2024年度から2028年度までの5年間で、奄美への移住者の目標を7,000人を目指すとしておりますが、奄美市が目標とする人口は何人で、そのうち移住人口何名を目指しているのか。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、奥議員の御質問にお答えします前に、先ほど奥議員のお話を聞きまして、大変な思いをされたことを初めて知りました。この場をお借りして心より御見舞いを申し上げます。それでは、御質問にお答えします。

奄美市が目標とする人口についての御質問でございますが、まず、今般改正されました奄美群島振興開発特別措置法の延長に伴う方向性などについてお答えします。改正奄振法につきましては、議員御承知のとおり、昨年度末に改正され、法期限が令和10年度末までの5年間延長されるとともに、制度拡充がなされたところです。その中でも、群島全体で課題となっている移住希望者の住居の確保等に対応するため、法の目的に移住の促進が追加され、また、配慮規定にも移住の促進が新設されました。このことは、多様で魅力的な地域資源を多く有しながらも、人口減少が大きな課題となっている我々奄美群島の声を十二分に反映していただいたものだと思っております。併せて奄振交付金についても制度拡充がなされ、空き家改修等による移住者向けの住宅整備等に対しても交付金が活用できるようになったところです。本市としましては、奄振交付金をはじめとする国の各種支援を有効に活用しながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。なお、数値目標に関しましては、担当部長より説明をさせていただきます。

総務部長（藤原俊輔君） 私のほうから、移住人口の目標設定について答弁いたします。

議員御案内のとおり、県が新たに策定した奄美群島振興開発計画におきまして、県外から奄美群島へ

の移住者数を、令和6年度から令和10年度の5年間で7,000人という数値目標を設定しております。これは、あくまで県が策定した新奄振計画において設定された奄美群島全体の数値目標であり、奄美群島12市町村のそれぞれの数値目標を積み上げたものではありません。そのため、新奄振計画に関する本市の総人口や移住者数の数値目標は設定されておられません。一方、別の計画ではございますが、奄美市攻めの総合戦略2020では、本市の施策を通じた移住者数の目標値を令和2年度から令和6年度の5年間で200名と設定しているところです。実績といたしまして、令和2年から令和5年度、1年前倒しの段階ではございますが、移住者数が222名という実績がございます。また、昨年度策定した未来の奄美市づくり計画におきましては、将来の国勢調査の結果と国立社会保障人口問題研究所が示す将来推計人口を比較することで、施策の効果があつたかどうかの参考にすることとしております。以上でございました。

19番（奥 晃郎君） 今部長のほうから、目標200名と、これは前年度の222名を基準に200名という目標を立てているようでありますが、これはクリアできる数字だと思いますけども、県が示している5年間で7,000人ということを考えれば、随分低い数字だなというふうに思います。ちなみに、奄美群島の人口10万、奄美市の人口4万とすれば、数字はもっと高い数字になるというふうに思いますけども、目標は高く持っていてですね、やっぱりしないと、低い目標で目標を達成できたからといって喜んでいては困りますよということをちょっと付け加えさせていただきます。

次、(2)の質問に移りますけども、住宅確保についてと移住者に対する支援について、移住者の受け皿となる住宅確保は最優先で取り組むべき課題であると思いますが、公営住宅だけでは当然賄えず、民間にも頼らざるを得なければ対応は難しい部分もあると思いますが、取組はできているのか。移住者に対する支援等について、新たな支援制度を整備する必要があると思うが、どうか。例えば、移住応援給付金制度、子育て支援制度の創設、働く場の確保、子育て支援など、移住者を呼び込む魅力ある対策などは検討されてないのか。ちなみに、都城市は今年6月補正で移住対応給付金13億6,000万円を増額と南日本新聞に掲載されておりました。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、議員御質問の移住者の住宅確保に対する支援といたしましては、定住促進住宅整備事業、空き家バンク制度、移住定住住宅の購入、そしてリフォーム等助成金の大きく3つの施策を実施しているところでございます。まず、定住促進住宅整備事業につきましては、旧教職員住宅等を改修したり、地域において空き家となった住宅を市が借り受け、移住者向け公的住宅として提供するものです。現在、奄美市内には11棟38戸の定住促進住宅があり、空き家が出た際にはホームページや広報紙で入居者募集のお知らせを行っております。

次に、空き家バンク制度につきましては、空き家を貸したい、売りたいという所有者の方に空き家バンクに登録していただき、空き家を借りたい、買いたいという方とのマッチングを行い、定住人口の確保と危険廃屋等の増加を抑制するものとなっております。

最後に、移住定住住宅購入、移住定住住宅のリフォーム等助成金につきましては、奄美群島外から市内へ転入される移住者の方が住宅を購入する場合や、住宅所有者または移住者が所有者の許可を受けて住宅をリフォームする場合に助成を行うものとなっております。議員御質問の移住者を呼び込む魅力ある対策につきましては、先に説明しました住宅確保に関する3つの施策に加え、今年度から移・職・住は、「い」は移動の「移」、「しょく」は職業の「職」でございます。「移・職・住」総合対策事業を実施しているほか、今回の補正予算案としても、保育士確保支援補助金や離島こども通院費等助成金を計上するなど、働く場の確保や子育て支援など、市民にとっても共通かつ重要な課題について、今後とも継続して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） よく分かりました。ちなみにですね、移住を希望する人、結構いるんですよ。そ

れで、まず、「その住宅はあるの」というのを聞かれてですね、それなりに探してみるんですけども、なかなか空き家がないと。やむを得ず私のほうで、「いや、住宅はないみたいよ」という回答をしますけども、やはり何戸か予備を持つぐらいのですね、覚悟で整備をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。地域の稼ぐ力、所得向上について。住民生活の安定と定住促進には、地域の稼ぐ力を高め、所得を向上させることが重要と奄振審議会でも議論されているようですが、本腰を入れていく必要があると思います。稼ぐ力、所得向上に向けて取り組んでいくことについて、分野ごとにお示しをしていただきたいというふうに思います。

総務部長（藤原俊輔君） 今回の改正奄振法は、奄美群島12市町村で策定した奄美群島成長戦略ビジョン2033の取組を後押しするものとなっております。稼ぐ力については、ビジョンの柱として、つなぐ宝、稼ぐ力、支える基盤の3本を掲げている中の一つであり、各島、各市町村の取組について実施計画を定めているところです。本市では、稼ぐ力の取組として、農林水産業の振興、地場産業の振興、観光の振興、スポーツキャンプを通じた地域活性化、情報産業の振興の5つを掲げております。議員より分野ごとに示していただきたい旨の御発言がありましたので、若干長くなりますが、御紹介したいと思います。1点目、農林水産業の振興につきましては、農林水産業の担い手育成、生産基盤の整備、生産拡充・拡大に向けた支援、輸送コスト低減の支援等を実施しているところです。輸送コスト低減につきましては、今回の法改正により、群島内で生産された農林水産物及び加工品の輸送コスト並びに群島外へ移出する農林水産物及び加工品に係る原材料等の輸送コストの支援において、これまで対象地域が県本土であったところ、沖縄を追加とし、物流の活性化によるさらなる経済効果を期待しているところでございます。

2点目に、地場産業の振興については、奄美ふるさと100人応援団のネットワークを活用した団員の相互連携、郷友会連携交流事業を実施しております。

3点目の観光の振興につきましては、世界自然遺産登録によって見込まれる観光客の増加に対する受入体制の強化や、拠点となる施設のリニューアル、都市圏でのPR活動の実施に取り組んでおります。

4点目、スポーツキャンプを通じた地域活性化につきましては、スポーツキャンプ誘致により派生する様々な効果を地域の活性化へつなげることを目指しております。

5点目の情報産業の振興につきましては、情報通信産業の付加価値の高い仕事を誘致するためのスキルアップ助成事業や、ICTを活用したフリーランス支援等を実施しております。特に、今回の奄振法の改正では、5点目の情報通信産業が、一般的な労働生産性が他業種と比較しても高く、所得水準向上にとって重要な産業であるとして、振興開発の対象となる業種に追加されております。奄振交付金においても、デジタル技術を活用した先駆的、先端的な取組に対しては、補助率の嵩上げをする支援が講じられているところであります。今年度、本市においては、フリーランスや島内企業者の連携拠点施設であるワークスタイルラボを拠点に、ICT技術の取得を目的としたセミナーの開催やワーケーションの誘致に向けた取組を行う、政策連携による多様な働き方モデル創出事業を実施しているところです。今後も、これらの事業に継続的に取り組み、地域の稼ぐ力の向上、そして地域全体の所得の向上を目指していきたいと考えております。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） すべて部長がお答えになったので、とりあえず、これらが成果を収めるよう我々も期待をしているところであります。

次の質問に移らせていただきます。（4）沖縄との連携についてです。沖縄との連携強化が今回の改正で位置付けされたのは大きな成果ではないかと思います。沖縄との交流の歴史は長く、深いつながりがありますが、これまでコスト的にも高くつくこともあったことと思いますが、今回の法改正により、航路、航空機の運賃割引を沖縄路線にも拡大、農林水産業物資輸送コスト支援事業の移出先に沖縄が加

えられるなど、沖縄県との連携強化充実が図られ、交流も一段と盛んになっていくことが期待されます。今回の法律改正で支援制度が創設された項目、内容についてお聞かせください。また、市民に対して制度の周知は適正になされているのか、お答えください。

総務部長（藤原俊輔君） お答えいたします。議員御承知のとおり、改正奄振法においては、基本理念に沖縄との連携が追加されております。もともと、奄美群島と沖縄は地理的、歴史的なつながりが深く、令和3年に両地域が世界自然遺産に登録されたことを契機として、より一層連携を図っていくことが今後のさらなる振興に重要であることから、基本理念に盛り込まれました。これを踏まえ、奄振交付金事業である航路、航空路の運賃軽減につきましても、群島内に住民登録のある住民の離島割引運賃の対象路線が沖縄路線に拡大されております。また、輸送コストの軽減につきましても、これまで県本土以北が対象地域であった農林水産物及び加工品やその生産等に必要な原材料の輸送コスト支援について、今回、沖縄向けも対象になるなど、制度拡充されたところです。議員御質問の市民への周知に関してでございますが、航路、航空路の運賃軽減については、市民課窓口において、転入者や離島割引カード新規発行希望者への御案内をはじめ、市のホームページ、広報紙、公式LINEで周知を図っているところでございます。また、農林水産物の輸送コストの軽減につきましては、市から農協を通して農業従事者に周知をしているところでございます。以上です。

19番（奥 晃郎君） 4月から適用されているということで、もう9月になっていますけど、この辺の実績ってわからないですね。別に聞いておりませんので、答えられればお願いしたいんですけど、無理ですか。

総務部長（藤原俊輔君） 申し訳ございません。手元に数値を持っておりません。

19番（奥 晃郎君） はい、分かりました。じゃあ、次、奄振法の最後になりますけども、（5）奄振法の期限、期間延長についてでございます。沖縄との連携が位置付けされましたが、沖振法は期間が10年間もあるのに対して、奄振法は5年間となっております。沖振法に併せて奄振法も10年間に見直すべきと思いますが、期限、期間の延長に向けての取組、陳情等も必要と思うが、市長の見解をお伺いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） 議員御承知のとおり、令和6年3月末に奄美群島振興開発特別措置法が改正され、法期限につきましては、令和11年3月31日までの5年間延長されたところです。これにより、奄振交付金や各種公共事業に対する補助率の嵩上げ等の特別措置が5年間継続されることとなりました。法期限が5年である理由につきましては、奄美群島を取り巻く環境の変化、社会情勢の変化に柔軟に対応できるためと伺っているところでございます。一方で、議員御質問のように、10年間としたほうが腰を据えて各種施策に取り組めるといった議論もございます。本市といたしましては、法期限が5年間であることで、5年に1度制度拡充の議論ができるという部分では意義深いことであると考えております。奄振法の期限につきましては、法改正のたびに議論になるところでございますが、今後とも、奄美群島12市町村の首長はもとより、国・県とも丁寧な議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

19番（奥 晃郎君） 5年というふうに決まったんですけども、もうすでに次の5年間のいろんな計画だ、予定だ、というのは来年ぐらいから始めると言うんですね。期限が10年であれば、その間に何もしないというわけじゃないわけですから、必要があれば、その都度、市長をはじめ県議の皆さんと一緒に陳情をして要望するということも可能じゃないかなと、私のほうでは思っておりますので、その辺

の検討もまたよろしく願いをします。次も5年だという話じゃなくてですね、できたら10年にしてもらえないかという方向で進めていかれた方がいいんじゃないかというふうに思います。

それでは、大きい2番、教育行政、学校給食について質問をいたします。学校給食無償化についてですけども、令和5年第3回一般質問においても質問をしましたが、学校給食、生徒児童の学校給食、保護者が支払うのが一般的だった給食費を公費で賄う動きが全国的に広まり、ここ数年で公費負担の自治体が増えてきているようであります。この数年で無償化の波が大きく寄せて、昨年秋の時点で自治体の3割が公立小・中学校での無償化が実現されているようであります。当然、無償化にすると財源をどこから持ってくるのかという課題もありますが、一方において、人口減少、少子化の中で、子育てしやすい環境づくりは移住者を呼び込む目玉ともなり、福祉的観点からは、貧困家庭の子どもの栄養を改善するという福祉的な視点でも重視され、安心して給食を食べられる状況が求められていると思います。奄美市が先頭に立って給食無償化を実現していく考えはないのか、お聞きいたします。

教育部長（正本英紀君） 議員の御質問にお答えいたします。先日の崎田議員の質問と若干重なりますが、本市においては、学校給食の無償化には至っておりませんが、米飯、牛乳の全額及び物価高騰分による食材費の増額分を支援し、給食費を据え置くことにより、子育て世帯の経済的負担を増やさないように努めているところでございます。また、学校給食費の無償化に向けては、恒久的な財源の確保が大前提と考えており、国においても方策を検討していくとの方針でありますので、本市といたしましても、国の動向等を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

19番（奥 晃郎君） 分かりました。（2）財源等については次に係る項目ですけども、給食無償化に向けての財源確保について。学校給食無償化に向けて大きなネックとなっているのが、先ほど言われました財源確保であると思われます。給食無償化に踏み切った一部の自治体において、取りやめた自治体もあると聞いております。地域間格差をなくして、全国一律に公平な形で給食を支給して、子育て世代の経済的負担を軽減する環境づくりが必要と考えられます。現在の段階で、無償化にすると幾らぐらいの財源が必要となるのか、学校給食無償化に向けての財源支援を求めていく取組が必要であると考えます。将来的には、国の責任で給食費の保護者負担分を賄うべきと思います。そのためにも、あらゆる角度からの財源支援を国に求めていく必要があると思うが、考えをお伺いいたします。

教育部長（正本英紀君） 議員お尋ねの給食無償化に向けての財源確保についてお答えいたします。

昨年度の決算からの概算ではありますが、現段階で新たに無償化に必要な費用は、給食費として保護者の皆様に御負担いただいている金額、約1億4,600万円になります。本市ですでに実施している米飯、牛乳代及び物価高騰による賄い材料費の免除分を含みますと、食材費全体で約2億4,500万円となります。議員のおっしゃるとおり、恒久的な財源確保には国の支援が不可欠なものと考えており、崎田議員の答弁でも申し上げましたとおり、給食無償化の国への要望につきましては、県市長会の共同提案として、無償化を実現するための財政措置を講じるよう九州市長会等を通して要望を行っていくこととしておりますので、国の動向等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） はい、よく分かりました。生徒数が減ったからだと思いますがけれども、前回質問した答弁では2億7,000万円とかいうことを聞いていると思いますけれども、随分少なくなっているなど。生徒数も減ったんでしょうというふうに感じております。

次の質問、（3）です。段階的な取組として、給食費援助制度について。子育て世代においては、給食費に費やす負担は経済的にも大きな比重を占められると思われます。子育て支援や貧困対策の一環とし

て、保護者負担を軽減するために給食費助成制度を設ける必要があると思うが、検討していくことは考えられませんか。

教育部長（正本英紀君） それでは、議員お尋ねの段階的な取組としての給食費助成制度についてお答えいたします。給食費無償化についての段階的な取組として、全国的には中学生段階や小学生段階、また多子世帯など、様々な支援要件を設けて実施している自治体もございますが、財源的な問題で検討が必要になりますので、国の動向等を注視しながら、本市全体で総合的に検討する必要があると考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

19番（奥 晃郎君） 2番の質問と3番の質問はちょっと似たような話なんですけども、全部ができなければ小学校だけとかいうのをちょっと今聞いたんですけども、どちらも財源確保が難しいということで理解をしました。

次です。（4）です。給食カロリーは国が示す基準を満たしているかという質問ですけども、近年の物価高騰で栄養豊富な食材の確保が難しく、国が示す基準を下回るカロリーで給食が提供された事例があるようですが、奄美市においては給食カロリーの基準は満たしているのかをお聞きします。

教育部長（正本英紀君） 議員お尋ねの給食カロリーについてお答えいたします。

議員御承知のとおり、学校給食法により、児童または生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準が定められており、1か月単位の平均では基準を満たすよう、栄養教諭により献立が作成されております。物価高騰による食材費の値上げもありますが、今年度当初予算にて値上げ分については予算措置を行い、献立を作成しておりますので、摂取基準を満たしている状況でございます。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） 立派な栄養士が献立をつくっているのだから、カロリーを下回ることはないと思いますが、確認のために質問をさせていただきました。

次、大きい3番に移りたいというふうに思います。島の活性化についてでございます。地域活性化とは、企画を通じて市区町村や自治体の経済、文化、社会活動を活性化し、地域を維持・発展させることであります。日本開発銀行南九州支店と日本開発銀行が、各種統計や有識者らの意見をもとに、世界自然遺産登録をきっかけとした奄美が目指すべき方向性に関するレポートをまとめております。このレポートでは、人口減少などに伴って地域活力が低下している現状を踏まえ、集落単位での地域の価値を伝えていくこと、奄美全体として資源を積極的、戦略的に活用していく取組の推進を提言しております。これらを念頭において、先月名瀬地区を中心とした奄美まつり、住用地区では三太郎まつり、笠利地区においてはあやまる祭りが開催され、大変なにぎわいでした。特に、名瀬で行われた奄美まつりの八月踊りには各地区から参加し、盛大に行われたようでございます。質問ですけども、各チーム及び移動に関する費用についてでございます。笠利地区の集落で、参加したかったが、参加できなかった集落があったと聞いていますが、承知をしておるのか、お聞きをいたします。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員の御質問にお答えをいたします。

奄美まつり協賛会の主催によります第61回奄美まつりは、5年ぶりに演歌と舞踊の祭典、花火大会、また舟こぎ競争、八月踊り、パレードと全プログラムを滞りなく実施、盛大に開催することができました。これもひとえに、御寄附をいただいた皆様、またボランティアで協力いただいた皆様のほか、協賛会会員の皆様の御協力によるものと、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。八月踊りの参加団体の現状につきましては、奄美まつり協賛会といたしましては、貸切バスの不足、また踊り手の不足などの理由によって不参加となっている集落、団体があったことを伺っております。奄美まつり協賛会といたしましても、八月踊りは、伝統文化の継承という面に加えまして、参加者だけでなく、

御覧になられる市民、観光客の皆様も一緒に楽しんでいただけるものであり、多くの集落や団体に御参加をいただきたいと考えているところでございます。しかしながら、奄美まつりを実施しております協賛会の予算につきましては、花火大会への寄付金をはじめ、舟こぎ競争の参加料、祭り期間中の提灯の広告代の御協力、御負担もいただいて、祭り全体の開催に係る費用に対して支出をしているところでございます。奄美まつりに団体として御参加いただいておりますプログラムは、舟こぎ競争、パレードもありますこと、また他町村からの御参加もありますことから、お尋ねの八月踊り参加団体の移動経費の負担につきましては難しいものと思われまので、御理解のほどをお願いいたします。

19番（奥 晃郎君） はい、聞かせていただきました。承知しましたじゃございませんので。ちなみにですね、出たくても出られなかったと。屋仁とか宇宿とか、バスがないからじゃないんですよ。往復のバス代が8万円かかると。その8万円が捻出できないと。本来なら、今までは郷友会から出してもらっていたようですけども、郷友会でもお金がないと。じゃあ集落でそれだけのバス代を負担できるかというとなかなか捻出できないということから参加しなかった、できなかったというのが本音だと思います。私は、その集落の区長に確認をしております。ですから、来年からは主催者である市のほうで負担することを強くお願いをいたします。それでは、そういうことも含めまして、次の自治会、集落に対する支援についてでございますけども、コロナ最盛期には国の費用で各自治会、各集落にコロナ感染防止対策費として15万円から30万円の補助が2年あったと記憶をしております。現在、奄美市の集落等においては、財源に乏しく苦慮している集落が多々あると思います。国の支援がなくなっても集落に補助金を出している自治体があるようです。同様なことができないのか、お伺いをします。

総務部長（藤原俊輔君） 議員御質問の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業のうち、町内会、自治会、集落会に関するものについてお答えいたします。まず、令和3年度に、地域自治活動支援として、市内の町内会、自治会、集落会が取り組む感染防止対策として、106件2,144万円の補助を行っております。併せて、町内会、自治会、集落会が管理、使用する集会施設の感染防止対策として、71件6,284万3,000円の補助を行っているところです。令和4年度につきましては、地域自治活動支援として、感染防止対策補助を104件2,109万9,000円行っているところでございます。昨年度策定した未来の奄美市づくり計画では、集落に色濃く残る地域文化と市街地の利便性が織りなす多様性を本市の魅力として位置付けたところでございます。このことにより、既存事業のうち、町内会、自治会、集落会を含めた地域活動の活性化を目指した紡ぐきよらの郷づくり事業や、一集落一ブランドにかかわる事業などをより一層ブラッシュアップして、市民の皆さんが地域の課題解決に、未来づくりに向けた活動に取り組んでいただけるよう検討してまいりたいと考えております。一方で、全国的な少子高齢化、人口減少が進みゆく中、地域の持続可能性と市民の生活満足度を高めるためには、自助、互助、共助、公助のバランスのとれた取組を推進していく必要があると考えております。町内会、自治会、集落会への支援も含め、支援の在り方について、他自治体や先進事例なども参考に、市民の皆さんの暮らしを守る施策として構築を図ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

19番（奥 晃郎君） 市に金を出せ、税金を出せという要望ばかりなようですけども、それだけ各集落は厳しい財政状況にあるということを理解していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。私は笠利地区に住居を置いているので、笠利地区のことについてお聞きをしたいというふうに思います。笠利地区の主な行事、町民が一体となって実施している行事、集落単位での実施を除き、合併前と合併後に分けてお示しください。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） それでは、お答えいたします。

御質問の合併前と合併後の行事につきまして、主なものを体育行事と文化芸能行事に分けてお答えをさせていただきます。まず、合併後のうち、体育行事につきましては、笠利町四大大行事と称して実施しております、笠利町バレーボール大会、招魂祭相撲大会、町民体育祭、町内一周駅伝競走大会がございます。それぞれが校区単位かつ児童から高齢者まで幅広い世代にわたり参加できる行事となっております。開催回数も、町内一周駅伝の63回から、招魂祭相撲大会につきましては119回を数える大会になるなど、町民に親しまれている伝統行事となっております。

次に、文化芸能行事についてお答えいたします。今年で開催から27回となる朝花節大会は、島唄の振興と保存・継承を目的に創設され、各世代及び校区内外から参加できる大会として開催をしております。これまで、本大会から多くの唄者、民謡日本一の栄冠を獲得する方など、本地区島唄の発展継承者として担っていただいている行事となっております。また、鹿児島県無形文化財に指定されている佐仁八月踊りに代表される本地区の八月踊りにつきましては、各校区単位でも実施がなされる文化の継承に結び付いております。なお、それぞれの行事が合併前後にかかわらず現在も継続して実施している状況でございます。そのほか、過去にはジョギング大会や六調踊り大会などございましたが、記念大会として実施をしていた理由などから、現在は開催をしております。

次に、合併後の行事についてでございますが、合併前より継続して実施している行事以外は、各種行事が年間を通して多岐にわたり開催されていることなどから、新たな行事はなされていない状況でございます。いずれにいたしましても、現在実施している行事は、先人たちから受け継いできた行事であり、地域の活性化、文化継承など重要な役割を担っているものと認識しております。今後も継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

19番（奥 晃郎君） はい、了解をしました。市民の方からですね、要望がありまして、四大大行事のスポーツに関しては、各校区が競い合って非常に盛り上がっていると。ただし、芸能文化に関しては、各校区集落が一緒になって競い合うようなものがないと、何か一つ笠利地区、赤木名でも屋仁でも笠利でも宇宿でもどこでも、手花部は言いませんが、そういう行事をその集落、校区でみんなでやるような行事。出店ももちろん出して、その収益をその集落、校区に幾らかでも渡して集落の活性化をしてもらうというようなことですね、先ほど言われたように、笠利地区行事が多くて、なかなかその中に一つと言っても無理かなとは思いますが、何か検討していただければいいなというふうに思います。

それでは、最後になりますけれども、これはもう私の一人相撲で答弁は要りませんので、行事の提案です。将来、島唄はなくなることはないと思います。なぜなら、これは一人でもできるんですよ。テープはある、一人でも歌える。ただし、踊りですね、踊りは一人でもできますけれども、みんなが集まって踊らないと意味がないということで、そういうみんなが踊る機会を多くつくっていただきたいなと。これは、先ほど、そういう踊りなんかを、例えばですよ、奄美まつりはそこでずっと各校区、集落から集まってやっていますけれども、それを赤木名の本通りで各集落踊るとかですね、やっぱり必要なというふうに思います。またですね、笠利地区では、八月踊り保存会というのがあったり、あるいは生涯学習講座で八月踊りが絶えぬよう努めておるようです。ちょっと昔の人の話、戦国武将の話をちょっとさせていただきますけれども、「鳴かぬなら殺してしまえホトトギス」、織田信長ですね。「鳴かぬなら鳴かせてみようホトトギス」、豊臣秀吉ですね。「鳴かぬなら鳴くまで待とうホトトギス」、これは徳川家康。これは信長、秀吉、家康の3人の戦国武将の性格をうたったものですが、行政としてはですね、鳴かぬなら鳴かせてみようホトトギス、豊臣秀吉の精神でいていただきたいなというふうに思います。先ほど部長がですね、きょう郷づくりで金は出るよとかいう話があっても、これはあくまでも提案したのが合格をしないと出ないんですよ。ですから、これらの提案をですね、笠利地区ですから、支所長あたりから各駐在員会あるいは地域協議会に、「こういうのがあるけれども、提案してもらえない、こういうのを提案したらどう」と逆に投げかけて、行政と校区、集落、提案者と一体となって、何か100万円、250万円を獲得できるようなのもいいんじゃないかなというふうに思います。じゃ

あ、あんたやれよと言われるかしらんけど、なかなか私にはその能力がないので、私が命じられればまた役所に迷惑をかけることにもなりますけども、本当にこの金は使える金なんです。ですから、何とか使えるようにしたいというふうに思います。1分47秒を残して、これで私の一般質問を終結いたします。

議長（奥 輝人君） 以上で、自民党新政会 奥 晃郎君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時44分）

第 3 回 定 例 会
令和 6 年 9 月 6 日
(第 5 日 目)

9月6日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	地 域 総 務 課 長 (住 用)	政 新 一 郎 君
地 域 総 務 課 長 (笠 利)	田 畑 文 博 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
こ ども 未 来 課 長	米 田 大 樹 君	健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	盛 功 一 君	重 点 政 策 推 進 監	畠 山 正 明 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君	産 業 建 設 課 長	植 田 斉 久 君

9月6日(5日目)

農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	農 林 水 産 課 長	川 畑 博 行 君
農 林 水 産 課 長 (笠 利)	川 畑 健 朗 君	建 設 部 長	坂 元 久 幸 君
上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君	教 育 部 長	正 本 英 紀 君
学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君	学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夜 差 輝 信 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	向 井 涉 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	押 川 治 君
議 事 係 長	田 川 正 盛 君	議 事 係 主 査	重 井 真 人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、チャレンジ奄美 朝木一仁君の発言を許可いたします。なお、朝木一仁君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（朝木一仁君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。チャレンジ奄美の朝木一仁です。最終日最初の一般質問になります。一言所見を述べ、質問に入らせていただきます。今年は、正月の能登半島地震、先月8日の日向灘地震、そして、台風10号など多くの自然災害が猛威を振るっています。私たちの住む地域でも台風10号の被害は大きく、私も直接、被害を目の当たりにし、避難所での声を聞き、各SNS等での被害の報告に心が痛む思いです。被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、避難所解放のために動いた市職員はじめ現場での復旧活動に当たった電力会社の皆様、地域の消防団、関係者の皆様に感謝申し上げます。先日8月15日の名瀬戦没者合同慰霊祭では、平和について考える機会となりました。私が2年間、身を置いていましたパラオ共和国にて先の大戦のペリリュー島の戦いが始まったのが、ちょうど80年前の9月になります。そこでは、日本軍1万22名、アメリカ軍2,336名が戦死いたしました。ツアーの中で案内した遺族の方に歴史を風化させることなく語り継いでくださいと熱いお言葉をいただきました。改めて先の大戦で亡くなられたすべての方に哀悼の誠を捧げるとともに、私も市議会の一員として市民の皆様の安心安全な暮らしの維持に努めてまいります。

さて、質問に入らせていただきます。①特定地域づくり事業協同組合について。本市においては、地域の担い手確保の対策といたしまして、奄美市しまワーク協同組合が昨年の5月に設立されました。地域で働きたい方が、組合を通じて季節ごとのマルチワークができる組織と認識しております。全国でも特定地域づくり事業協同組合は、今年8月1日時点で105の組合が登録されております。また、今年4月25日に塩田鹿児島県知事が会長を務める全国42道府県からなります特定地域づくり事業推進全国協議会が設立され5月29日、8月26日と2度の要望活動を国や関係機関へ知事自らが行っていることが取り上げられました。また、当事業の関連ですと、国においても自民党人口急減地域対策議員連盟の会長を鹿児島県選出の森山代議士が務めるなど組織制度の旗振り役を鹿児島の政治リーダーが担っていることだと思います。県内でも宇検村が、新たに加わり9つの市町村で8つの組合、群島内では、5つの組合が設立されています。種子島や徳之島、沖永良部島、与論島、そして奄美大島と離島地域での利用が広がっていると認識しております。本県が、舵取り役、そして、奄美など離島に力を入れ進めている制度の中で全国からの注目も集まっているのではないのでしょうか。そこで質問ですが、特定地域づくり事業協同組合制度の概要と目的、また、奄美市の取組について現在の派遣者数や組合数をお伺いいたします。

次からは発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、朝木議員の御質問にお答えします。

特定地域づくり事業協同組合についてであります。この事業協同組合は、地域の重要な担い手であり人材が、安心して活躍できる環境を整えることで地域づくりの人材を確保し、その活躍によって地域の活性化につなげることを目的として2020年に施行された国、総務省管轄になりますけれども、の制度となっております。本地域の課題として事業者単位で見ると、年間を通じた仕事がないことや安定的な雇用環境を確保できないといった点がございまして。そのような中、同組合は、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出することに加えて、同組合が、職員を無期雇用派遣労働者として雇用し、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保することで、それら課題を解決し、人材不足の解消と地域の活性化に繋げるものであります。本市におきましては、昨年5月に市内8事業所によって奄美市しまワーク協同組合が設立され、今年度現在、組合加入事業者数は11事業者となっております。その業種は、宿泊業、飲食サービス業、観光サービス業、農業、イベント企画業、インターネット付随サービス業、社会保険労務士事務所と多岐に亘っております。また、派遣者数は4名となっており、うちIターン者3名、Uターン者1名となっております。以上でございます。

1番（朝木一仁君） ありがとうございます。制度のですね、概要、目的等も詳しく分かりました。そこで、先ほどもちょっと質問させていただいたんですが、奄美市の取組についてですね、そこIターン者が3名、Uターン者が4名いるということ分かりました。そして、無期雇用、社会保険の適用もされるということで、かなり若者にとってもですね、魅力のある事業だというふうに思います。また、これマルチワークという仕事のですね、働き方でして、例えば、季節ごとによってですね、需要が地域も違ってくると思いますが、繁忙期などに合わせた取組もできるのではないかなと思います。期待をしておりますが、この組織もですね、2021年3月、沖永良部と泊町と知名町がですね、えらぶ島づくり事業協同組合として設立されのが、鹿児島県の初の事例だというふうに思っております。また、えらぶのほうのですね、ホームページにも数々多くですね、業種も載ってしまして、非常に進んでいる事業だなというふうに思います。そこでちょっと奄美市しまワーク協同組合さんですね、昨年の10月から実際に動き出されているというふうに認識しておりますが、現在までの実績等あればですね、4名の方いらっしゃると思いますが、実際今どのように働かれているのか、実績等あればですね、伺いたいと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在までの実績についてということでございますが、まず、派遣職員の確保と派遣先の業種をお答えしたいと思います。派遣職員の確保につきましては、奄美市しまワーク協同組合におきまして、SNSやまた民間の採用サイトを活用しまして派遣職員を募集し、そこにお問い合わせをいただいた方が100名ほどいらっしゃいました。その中から7名を採用をいたしたところでございます。派遣職員につきましては、年間を通じて宿泊業や飲食サービス業、観光サービス業、農業、イベント企画業など各業種の派遣先で就労をしており、加入組合事業所からは、人材不足の緩和、また、職場状況の改善がされたといった評価を得ておまして、これらは成果の表れであるかと思います。また、実際に派遣職員のうち1人が、派遣先事業所への就職をされました。人材確保また定住人口の獲得といった点においてもその成果を上げてきているものではないかと認識をしているところでございます。

1番（朝木一仁君） 部長、ありがとうございました。1人が正規雇用された昨年からの事業でかなり成果が培われているものかなと思います。この1人の方、正規雇用された業種がもし分かれば教えてくださいたいと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） このお1人の方につきましては、宿泊業のほうに就職をされております。

1 番（朝木一仁君） ありがとうございます。派遣者の移住のみならず、先ほども答弁でありましたように地域の活性化にもつながって職場環境の改善とかですね、つながっているのではないかなと思います。奄美市しまワーク協同組合のホームページのほうに派遣者のですね、インタビューも載っております。少しだけ引用させていただきますが、「自分が島に来たときにお世話になった人に恩返しがしたいです」ということであったり、「行事ごとなどにも積極的に参加しています」「知り合いを増やしていきたい」だったり、「この島を盛り上げていきたい」とかですね、インタビュー等も載っております。この事業に関しても更なる発展が期待されると思いますし、先ほども申し上げたように、この制度の舵取り役を今、鹿児島県が担っているものなのかなと私も思っておりますので、是非とも、サポートであったり行政のですね、情報発信に努めていただきたいと思います。そこで1点ですね、ちょっとホームページのほうで気になることがありまして、この組合についてですね、SNS等で見られて来られる方もいると思いますが、事業発信をこう市として行政として、どのように行っているのかなということが、ちょっと1点気になりました。今、委託先のしまワークさんですね、事務処理であったり、運営、お1人でなされているかなと思いますが、その派遣者の事務処理、仕事の調整もして、また、インスタグラム等も見させていただきましたが、発信業務もされているということで、ここに関して本市としてですね、この発信の辺りをこうサポートできないのかなと、今もし情報発信等行っているのであれば、お示しいただきたいと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） この地域づくり事業組合の事業の周知、発信ということにつきましてですけれども、奄美市しまワーク協同組合において、まず、事業所のパンフレットの作成をいたしまして、その配布をしております。また、議員からもございましたが、SNSまたホームページを活用して周知を図っているところでございます。また、事業応募者に関しましてもハローワークまた民間の雇用サイト等での直接の求人活動に加えまして、島外で開催される移住相談会の参加、また、本市東京事務所と協力をいたしまして大都市圏での周知をお願いするなど人材確保に努めているところでございます。本市のサポートとしましては、これまで市の広報紙また市のホームページへの掲載を行っておりますが、ハローワークなど関係機関を通じた協力要請、また各種会合において制度の説明をいたしております。また、直接市のほうに移住に関して相談に来られた方々へも紹介を行って、そういう形で取り組んでいるところでございます。しまワークと連携したこのような取組の中、今年度はまた当事業へ御理解をいただいた事業所が3つ新たに登録をいただいているところでございます。今後とも組合の事務局と連携しながら更なる周知広報に努めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

1 番（朝木一仁君） ありがとうございます。これからもですね、情報発信、今、出てきました市のほうとしてもホームページであったり大都市での活動もされているということですので、安心はしたところであります。そこに加えて、これは提案になるかもしれませんが、これは先日ですね、私が所属する政策立案推進会議、そこでですね、観光事業所の方とお話しする機会がありまして、ある事業所の方からですね、民間で取り組んでいるまると奄美というイベントですね、この時間いっぱい熱弁をいただいたんですが、私も再度調べてみました。2022年から毎年民間で行われているイベントということで、今年もですね、吉祥寺のほうで2日にわたり500名参加されていたと地元紙にも載っていましたね。また、参加された方、奄美関係者、奄美出身者、奄美ファンが集ったと書かれております。私は、この奄美ファンというところに可能性というか期待をしているんですが、例えばですね、こういったま

るごと奄美、大都会で大都市です、行われているイベントにもですね、こういった移住相談であったり職の相談の窓口があってもいいんじゃないのかなと。群島内で力を入れている制度ですので、そういったブースがあったりですね、奄美に熱い思いを持たれている方が集う場所だと、市長も参加されたかと思いますが、そういう場所だと思いますので、是非ともですね、派遣者の声なんかがあっても参加された方からすると、やっぱり奄美に対してこういう方が働かれていますんだと思いますので、そういう民間との連携、こういった民間のイベントもですね、サポートできるような周知をしていただきたいなというふうに思います。そこで次の質問になるんですが、この特定地域づくり事業協同組合、全国他市町村のですね、事例を見まして、共通の課題というものが出てきました。それが住居の確保ですね、昨日、奥議員からもありましたが、住居の確保、しまワークの事務局の方がですね、住宅の情報など個人で集められて案内していることだというふうに認識しておりますが、1つ事例をちょっと挙げさせていただきまして、徳之島の同事業組合ですね、徳之島伊仙まちづくり協同組合、ここがですね、全国初の取組といたしまして、町・行政と一緒に移住相談から仕事、家探しまでワンストップで行う空き家対策事業に取り組んだというふうに書かれております。私も事務局長の方にお電話をさせていただいてですね、インタビューをしたんですが、彼からはですね、伊仙町でも多くの空き家がある状況だと、家主が島外にいたり、私物が残っているケースも多く、移住者がですね、移住したくてもできない状況が続いていました。ここは各地方都市でもある現象だと思うんですが、その後に民間の強みを活かして移住窓口、仕事、住居と切れ目のない支援をしていきたいですというお言葉をいただきました。民間の強みを活かしてというところが、空き家対策にもですね、非常に重要になってくるのではないのかなと、徳之島もこの特定地域づくり事業協同組合の全国初事例ということで載っていましたので、こういったことも参考にさせていただけたらなと思ひまして、次の質問なんですが、例えば本市です、企画調整課の定住促進住宅などもありますね、これも調べてみますと、どうしても条件のほうにですね、同居する方が、現に同居している方であったりとか、同居しようとする親族があることという条件も含まれていましたが、私もこのしまワークの方ともですね、話してみると、やはり、こういった制度にこう応募してくる方というのが、若い方が多い。なかなか同居というかですね、単身で来る方が多い中でこういった市の定住促進住宅のですね、中にも案内ができないというふうにおっしゃってありました。例えば、本市としてですね、こういった派遣者のためにですね、住居確保などする可能性があるのかですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 移住者などに関します住居不足の問題ということにつきましては、かねてより本地域の課題と認識をしているところです。このしまワークへの派遣職員の住居確保につきましても非常に労力を要しているというのが現状でございます。そのような中ですが、しまワークにおきましては、民間住宅の空き状況をですね、注視して派遣職員の住居確保に向けて取り組んでいただいております。また、本市といたしましても地域の活性化と地域コミュニティの育成を目的としております定住促進住宅の情報提供に努めております。新たに今年度からは、従業員の住宅整備を目的といたしました「移・職・住」総合対策事業を新たに展開をいたし、人材不足の解消と雇用の安定に向けて取り組んでいるところでございます。この奄美市「移・職・住」総合対策事業ですけれども、従業員の確保を目的として新たな住宅や空き家の整備、また、空き家の賃借によって従業員用の住宅を整備する事業者に費用の一部を補助しますという事業がございます。これらを通しまして引き続き住居の課題につきましては、連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

1番（朝木一仁君） 部長、ありがとうございました。市としてもサポートできる範囲で、すごく今されているのだと思います。この事業もですね、かなり私、魅力あるものだと思います。総務省のホームページにはですね、これは令和2年から始まった制度なんですけど、全国のアンケートも集まっております、やはり、派遣者にとっても自分の働きたいところで働ける。事業者にとっても担い手を確保で

きる。そして、地域にとってもですね、活性化の火種になるというふうに書いておりました。奄美市もこれからですね、この事業を活用してどんどん移住者も増やしてほしいですし、働き手、担い手、人口問題、この事業から何か取り組んでいただきたいなというふうに思います。はい。ありがとうございます。それでは、2の質問に移らせていただきます。教育行政について、連日教育の質問を同僚議員が多くされていると思いますが、体力も心配しておりますが、私も満を持してですね、質問をさせていただきたいというふうに思います。国際化に対応した英語教育の必要性についてです。まずはじめに、今回の質問にあたってですね、国際化という言葉の定義がかなり広範囲で使われている言葉なので私なりに少し調べてみました。2022年4月25日付の産経新聞、九州大学の教授が、グローバル化と国際化の違いについて書かれておりました。少し引用させていただきます。グローバル化とは、国境の垣根をできるだけ引き下げ、人、物、金の流れを活性化させる現象または、そうすべきという考え方に対して国際化とは、国境や国籍は、維持したままで各国の伝統や文化、制度を尊重し、互いの相違を認めつつ積極的に交流していく現象または、そうすべきとう考え方。私は、この後者の考え方をベースにですね、今回話していきたいなというふうに思います。私も留学経験からですね、よく日本とは何か。故郷とは何かと事あるごとにですね、聞かれる日々を送っていたわけですが、少なくとも日本の英語教育でですね、こういったことを考える時間は、私にはありませんでした。今でこそですね、私たちが住むこの奄美大島、2021年7月にですね、世界自然遺産に登録されまして世界中からの注目を集めているわけですが、これをいざ発信となるとですね、やはり、何がどのように世界に誇れるのかと問われると、なかなか私たち難しい課題なのかなというふうに思います。そこで、語学教育においてなんですけど、これはやはり、文章構成であったり単語一つひとつを覚えていくことというのも大事なんですが、やはり、私、語学というのは、コミュニケーションの一つのツールであるのかなというふうに思います。語学を通じてですね、異文化に触れ、また、その文化を比較していくことがシマンチュとしてのアイデンティティーであったり、日本人としてのアイデンティティーを築き上げていくことができるんじゃないのかなと。言えば語学教育というのがですね、自分を俯瞰できる最高のツールになるんじゃないかなと、きっかけになるんじゃないかなと思っております。前置きが少し長くなりましたが、話せる英語であったり、文化を比較できる教育というのも大事ということで、今回の質問を取り上げさせていただいております。今の英語教育の現状について読みや書きに加えて、聞きもあります、話す時間もあると思います。また、タブレット配布によって英語教育の指導の幅というのが、ずいぶん変わっていると仄聞しますが、国際化に対応した英語教育について本市の必要性は、どのように感じているのか。また、本市のですね、英語教育の取組について少しお伺いいたします。

教育長（向 美芳君） おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。

まず、小・中学校の英語教育の現状についてお答えしたいと思います。小学校3・4年生では、外国語活動として年35時間、主にインタビュー活動やゲーム活動などを通して英語の聞くこと、話すことに慣れ親しんでおります。小学校5・6年生では、外国語として年70時間、主に身近なことについて英語で伝える活動や自分の考えを英語でまとめて発表する活動などを通して聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの学習を行っております。中学生の英語は、各学年で年140時間、3年間で420時間の授業を実施いたしております。小学校に比べて語彙も大幅に増えております。また、質問されたことに対して、生徒がその場で答えるといった即興的に英語で受け答えを行うなど、小学校と比べてより実践的な英語によるコミュニケーションを扱っております。また、GIGAスクール構想におきましてもデジタル教科書を使って児童・生徒が、英語の発音を自分で確認することや外国について調べたことをプレゼンにまとめて発表することを行えるようになっております。以上でございます。

1番（朝木一仁君） 教育長、ありがとうございました。各学年におきましての英語の取組というものが分かりました。個人的には、小学校5年生、身近なことを勉強するというところが非常にポイント、後

ほどまたここは触れたいと思いますが、私が受けてきた英語教育ともいい意味で随分こう様変わりしているなというふうに実感しました。そこで気になるんですが、本市の英語力ですね、中学校などで行われている調査があると思いますが、奄美市での力と言いますか、全国と比較してどうなのか。県と比較してどうなのか。調査があれば伺いたいと思います。

教育長（向 美芳君） お答えいたします。

全国学力学習状況調査の結果なんですが、本市の中学校英語につきまして、毎年実施されておりませんので、過去2回の結果をお答えしたいと思います。令和元年度は、全国平均正答率56パーセントで本市の平均正答率が48パーセントとマイナス8パーセントでありました。昨年度は、全国平均正答率45.6パーセントで本市の平均正答率は38パーセントということで、マイナス7.6パーセントでありました。以上でございます。

1番（朝木一仁君） ありがとうございます。世界自然遺産の島でありますので、やはり、私としては、あまり喜ばしい結果ではないのかなというふうに思います。私もですね、このホームページに載っております全国学習状況調査の課題点についてですね、ホームページも見させていただきました。そこではですね、特に英語は、基礎的基本的な内容の定着の課題があることが顕著であるというふうに書かれています。やはりですね、語学において、この基礎的基本的というのは入りですので、楽しく思っただけたりだとかですね、語学、興味関心をこう引き出せないとなかなか伸ばし辛い分野なのかなというふうに考えております。そういった評価でありながらもですね、本市の留学制度を利用している生徒もいますし、また、英語の弁論大会に参加している子もいますので、やる子はやっているんだという評価ですね、私個人としては、しております。そこでですね、この基礎的基本的な底上げについてなんですけど、ここは後ほど④のほうで、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

次の質問③ですね、国際化に対応した教育を考えたときにですね、英語を証明する資格を取りたいと考える人も多いと思います。様々なですね、資格もある中で、この実用英語技能検定というもの、英検というふうに呼ばれておりますが、この英検についてですね、個人や塾などで受けられている方もいらっしゃるのかなと思いますが、学校教育内で実施状況、受験者数など分かればですね、お示しいただきたいというのが1つと、県内ではですね、さつま町が1人年に1回受験料全額補助したりですね、この英検について取り組んでいることもあります。目的としまして英語力とコミュニケーション能力の向上を図るためにこういった補助を出しているということが書かれておりましたが、この英検の本市での教育機関内でのですね、受験者数が分かればお示しいただきたい点と、こういった英検にですね、奄美市として補助を付ける可能性があるか。2点、伺いたいと思います。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

本市の学校における実用英語技能検定の受験状況につきましては、中学校で昨年度は409人、今年度は、1学期末段階で160人が受験しております。実用英語技能検定の受験代金の補助については、現時点では行っておりませんが、本市では、生徒が自分の英語力を把握できるよう実用英語技能検定のプレテストとして位置付けられている英検I B Aを市内のすべての中学生を対象に実施しております。今後、実用英語技能検定の受験状況の推移を把握したうえで補助については必要に応じ検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

1番（朝木一仁君） ありがとうございます。さつま町におきましても英語力の向上というふうな目的もありましたが、私は、これ保護者の方もですね、費用の部分も安くない検定ですので、負担の軽減にもですね、つながっていくのではないかなと、また、英語に触れる機会が多くあればいいと思いますので、こういった補助もですね、是非検討していただきたいと思いますし、また、他市町村の事例を見て

もやはり英検だけではなくてですね、TOEFLだったりTOEIC、IELTSとかですね、世界的にこう通用する検定にもですね、補助を出している自治体もありましたので、是非、奄美市としてもですね、この世界自然遺産、同僚議員もおっしゃっていましたが、世界規模でですね、こう教育基準と言いますか、を持ってそういう意識を持ってですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。本市の外国語指導助手ALTと呼ばれる方々ですね、先生方についてでございます。ESTのこと、小学校英語指導助手については、ちょっと聞き取りでも分らなかったんですが、いらっしゃったらですね、教えてください。市内28のこういった小・中学校を外国語指導助手の方たちが英語授業に取り組んでいると思います。本場の英語に触れてですね、また、対話型の学びができると、そして、子どもたちの語学力向上にもつながっているのではないかなと思います。そこで、本市についてですね、この指導状況、ALT、ESTのですね、指導状況が、主にどのような授業をされているのか。対話型の授業が、どれくらい頻度あるのかですね、分かれば教えていただきたいと思います。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

ALTの配置状況につきましては、本市では、4人のALTを採用し、ESTは配置しておりません。ALT1人当たり7校を担当しており、担当校で1か月に2、3日程度指導を行っております。ALTの指導状況につきましては、小学校の担任や中学校の英語担当教諭と2人で授業を行っております。担任や英語担当教諭は、授業を進めていく役割になりますけれども、ALTは、小学校3・4年生では、英語に慣れ親しむこと、小学校5・6年生と中学校では、英語を身に付けることを目的とした活動を中心に指導を行っております。また、ALTが児童・生徒の英語の発表などを聞いた後に英語で感想を伝えることで児童・生徒に英語でコミュニケーションが取れた達成感を味あわせることができます。授業以外では、児童が英語を楽しく学ぶことを目的として市内の小学生を対象にした本市主催の英語教室を夏季休業中に2回ほど開催しております。また、中学生を対象にしたナカドゥチェス市への派遣生への研修会での英語指導や奄美群島日本復帰記念奄美市英語スピーチ大会での代表生徒への事前の英語指導などを行っております。以上でございます。

1番（朝木一仁君） ありがとうございます。地域に根差した語学教育もできているんじゃないかなというふうに認識しました。私のほうでですね、このALTの先生方の柔軟性と言いますか、どれくらいこう教育に取りかかっているのかなと思ひまして鹿児島県内ですね、薩摩川内市のALTの先生方の取組状況を少し調べさせていただきまして、薩摩川内市のALTの先生がいらっしゃると。そこでですね、ALTの先生方が集まって市の伝統文化であったり、物を紹介する絵本を作成したと。それを英語で綴ったものを市内小・中学校全校に配布したというような取組もなされておりますし、また、国語の教材のスイミーというものがありますね、スイミーを英語で綴って子どもたちに聞かせるという教育もされておりました。すごくこう直近で習ったものをですね、英訳にして聞かせると、すごくこうパッと英語が入ってくる取組なんじゃないかなと私的にも思っていますが、こういったALTの方々、市内には4名の方が、28校回られているということで、日々の業務等もあると思いますが、こういったALTの先生方ですね、活用というのがすごく子どもたちの語学教育の向上につながっていると思います。奄美市の英語教育の取組も分かりましたので、また追って質問等もさせていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですね、本市の伝統文化、英語教育と紐付けられないかということで、すみません。準備させていただいた画像を出していただけますでしょうか。

皆さん、よく奄美で見る動物であったり風景だと思います。左上のほうがトビンニャですね、その右がエラブチになります。左下これヒカゲヘゴですね、右下は、これシオマネキ。ちょっと取り上げさせていただいたのがですね、私もこうガイドをしていたとき、お客様とお話をするときに、とても話題に

なったりですね、御教授いただくこともあるんですが、まずこのトビンニヤ、ちょっとアップできますかね、少し。副市長は、もう食べられましたかね。トビンニヤですね、これ英語でですね、ストロベリーコンチと言います。コンチと言うのは、方言で言うニヤの部分ですね、ニヤの部分なんです、これ外国の方がですね、このトビンニヤ、ストロベリー、イチゴだというふうに表現するんですよ、面白いと思います。私もですね、聞くまで、これをイチゴだと思って見たことがありませんでしたので、イチゴの要素、なるほど文化が違えばですね、こう見えている方もいらっしゃるんだなというふうにいつも関心させられることなんです。よく見たら見えるかもしれませんが、ほかの事例もいきます。その右のほうですね、エラブチ、これパロットフィッシュと言います。鳥のオウムですね、鳥のオウムの頭をした魚というふうに呼ばれるわけです。パロットフィッシュ、これもすごく面白い、よくガイドのお客様なんかですね、使われる言葉です。すみません。左下のほうにいついていただけますか。これヒカゲヘゴになります。ヒカゲヘゴはですね、英語でザ・フライング・スパイダーモンキー・ツリー・ファンと言います。これはですね、猿の顔をした空飛ぶクモ、スパイダーですね、猿の顔をした空飛ぶクモ、これ何だろうなと思って調べてみるとですね、ヒカゲヘゴ、大きくなるにつれて葉っぱが落ちていきますよね、その落ちた葉っぱのあとがですね、できてくるわけですが、このできたあとをですね、猿の顔だというふうに表現するわけですね、こう伸びていった葉っぱを空を飛んでいるクモ、スパイダーのようだというふうに表現している。とても面白い価値観だなというふうに思いますね。最後にすみません。例が長くなっていますが、その横、シオマネキ、マングローブでも見られますね、シオマネキ、これ英語ではフィドラークラブと言います。フィドラークラブ、クラブはカニですね、カニなんです、フィドラーというのがバイオリン弾きと、こんなフィドラーという単語、英検1級、準1級レベルの単語なんですけれども、奄美ではですね、よくつくんですよ、フィドラー、フィドラー、フィドラークラブがいたよってですね、バイオリンを弾いているように見えますか、皆さん。この価値観もですね、非常にユニークな名前の付け方だなと思うわけです。画像は出していますが、例えばですね、この後の会話の流れ、ガイドとですね、お客さんとのこの後の会話の流れはですね、例えば違う生き物は何て言うのかなと、また、違う言語を使えば、この動物であったり植物何て言うのかなと、そういったことにつながっていくわけですね。私は、語学の面白さ、ここにあると思います。発見と気づき、そして、探求がなされていること。先ほど小学校5年生は、身近なものを使って英語を学んでいくというふうになりましたね。そういった楽しさをですね、見つけ出す前にいつの間にか、こう語学、単語を覚えていくことに苦痛になっている教育であれば、私はですね、本質には届いていないのかなと、英語教育のですね、本質には届いていないのかなというふうに思います。もちろん教育というのは、文科省が定めるですね、教育指導要領に沿ってやっていくというのは、もちろん重々承知のうえなんです、ときに将来の教育というものを考えたときにですね、知識を多く積み上げていくこと。また、そのテストのときにですね、その積み上げた知識をいかに早く引き出して回答するかということが今後どれくらい重要になってくるのかなと思うわけです。今、各児童にタブレットが配布されておりますね、検索すれば、もう知識は出てくる時代に変化してきました。日本語も話せば通訳してくれる時代にもなっていると思いますし、書けばですね、もうその場で翻訳もしてくれる時代になっています。そこでですね、既存のものというものを覚えていく時間が、なかなかこう削減されていく中で、じゃ何が大切になってくるのかなと思ったときに、こういった新しい課題を見つけ出す姿勢であったりとか、解決しようとする力、また、探求することというのに教育は、価値は出てくるんじゃないのかなと、私は思っているわけですね。この語学教育の柔軟性と可能性が、どれくらいあるかは、また今後になってみないと分からないですが、先ほども述べましたように外国の方と話すときにですね、異文化に触れるときでもいいですが、自身のアイデンティティーを問われることが非常にあります。よくあります。日本人としてのアイデンティティーであったり、島人としてのアイデンティティー、それを身に付けていくために是非この英語教育を活用しようという趣旨で今回は取り組ませて、ちょっと日本語もおかしいかもしれませんが、取り組ませていただいております。奄美の伝統文化、今回もありましたが、伝統文化が好きな人だけを集

まってももちろんやっていくんですけど、それだけじゃなくてですね、興味を持ってもらうためにいろんなところと紐付けられないかなというふうに思うわけですね。市で取り組んでいる故郷教育にもALTの先生はいても私はいいと思いますし、英語教育の中で八月踊りも踊っていいんじゃないのかなというふうに思います。ナンコ大会とかもですね、英語で学ぶとまた面白い発見があるかもしれないですからね。そういったところも取り組んでいけるのではないのかなと思っております。ALTの先生も日頃のですね、業務に勤しんでいるわけですから、中には地域の行事ごとにも参加されている方もいらっしゃると思います。是非、授業の中でもですね、こういった教育の場で子どもたちと一緒に感じ取ったこと、奄美に来て思ったことというのを情報共有して、いろんな授業展開を考えてほしいなというふうに思います。じゃ、すみません。最後にすみません。2枚目の画像を出していただけますか。

これはですね、高知県香美市の香美市立大宮小学校というところが、公立小学校で国内初めての取組をなされていたということで、香美市というところのホームページからですね、引っ張ってきました。それが、国際バカロレア教育というものです。それはスイスのですね、ジュネーブに本部を置く世界的規模の教育プログラムということで探究心や知識、思いやりに富んだ人間性を目指すと。この右のページのですね、10の学習者像というところアップしていただきますと、思いやりに富んだ人間性を育む教育だというふうに載っております。これ何かというと、教育終了時には、世界中の大学へ入学資格を与えられるという世界共通のパスポートというふうに呼ばれております。文科省のですね、新学習指導要領にもこの探求という項目におきまして、この国際バカロレア教育は、好事例だというふうに載っておりました。世界の約160の国、日本でもですね、240校が今、認定されているわけですが、香美市の教育委員会の担当者の方、インタビューがありまして、この大宮小学校というところ、地域に根差した総合的な学習の時間が充実していましたと。その中で伝統食を食べた子どもたちが、こんなにすばらしい食文化は、是非世界に発信したいと言い出したことを機に、県内の留学生に英語でプレゼンテーションをしていくなど外国語教育にも自然に強化されていたと。IB教育、国際バカロレア教育は、世界共通のテーマなどについてまずは、自分たちが住む地域に目を向け考え、そこから国際的な視点で行動するといった発展的な教育などで大宮小の導入には、ぴったりだったというふうに掲げられております。県内を見てもですね、鹿児島県内でも学校法人津曲学園、鹿児島修学館中学校・高等学校ですね、こちらの国際バカロレア教育を導入しておりまして、薩摩川内市のれいめい中学校・高等学校も今実績を積んでいる候補校だというふうに載っておりました。ありがとうございます。

このような教育方針ですね、私立の学校であつたりとか、インターナショナルスクールでよく取り組んでいることなのかなと思っていたんですが、高知県の香美市というところがですね、この大宮小学校・中学校・高校とつながった教育プログラムでその教育課程を卒業すると世界に向けて大学に入学できるような資格を与えられるということで、とても面白い教育の取組だなと思っております。私はですね、別に今の教育プログラムを奄美市に導入してほしいというような意図ではなく、奄美市でもですね、環境がすごく恵まれた中にあると思います。子どもたちもですね、すぐ近くに行けばやっぱり生活の中に伝統文化が根付いてそういう機会をですね、目の当たりにするチャンスはあると思いますので、子どもたちは、例えば日本中、世界中、どこにいてもですね、こういった教育を通して日本人として、島人としてもですね、誇りを持ってもらいたいと思いますし、奄美で生まれ育った方にもですね、是非とも今後育っていつてもらいたいなと強く思うわけですが、何かしらのこういう強い思いというのは、いただけますでしょうか。

議長（奥 輝人君） 朝木一仁君、④番の質問をいいですか、④番。

1番（朝木一仁君） すみません。④番、すみません。失礼しました。この故郷教育とですね、英語教育について関連、紐付けることができないのかなということが④番の質問になります。よろしくお願いします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

英語の授業では、自己紹介や思い出を紹介する学習などがありますので、ALTが奄美の文化について児童・生徒に伝える授業は、かなりあると考えます。ALTは、地域の行事に自主的に参加し様々な文化を体験することで本市の理解を深めております。ALTが、本市の様々な文化について感じたことを英語にして伝えることで児童・生徒は、英語を学ぶだけでなく改めて本市の良さに気付くことができる機会になると考えます。本市としましては今後も英語教育の充実を図るために管理職研修会やあまみ授業セミナー等で教職員に働き掛けただけでなくALTの更なる活用や英語力を身に付ける授業づくりの研修に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（朝木一仁君） ありがとうございます。是非ともですね、英語教育、語学教育に私も可能性を感じておりますので、先ほども各学年によってですね、様々な英語教育が取り組まれているということも分かりました。故郷のことを思う児童・生徒がですね、より増えてほしいという意味で今回は、英語教育というところからアプローチをさせていただきました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。福祉行政につきましてです。日頃からですね、多くの行事、イベント、スポーツの大会などでも複合施設というところが使われておりますが、この複合施設もいざとなったときの避難所として機能する場合がございます。そこで、本市も大きなキャパ、キャパシティ、収容できる施設といたしまして、例えば笠利地区の太陽が丘運動公園体育館であったり名瀬の名瀬運動公園体育館、住用の奄美体験交流館などがありますが、この3つの施設ですね、行事やスポーツなどでも稼働率のかなり高いと思います。そこで、3つの施設の避難所としての実績について過去どのようにあったのか。それぞれお伺いしたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） おはようございます。それでは、御質問の名瀬運動公園三儀山総合体育館、太陽が丘体育館、奄美体験交流館の3施設に関する指定避難所としての実績についてお答えいたします。

まず、太陽が丘体育館につきましては、記録に残っています過去7年間において避難者を受け入れた回数が、1回200名の方が避難されております。奄美体験交流館につきましては、同じく過去7年間で避難者を受け入れた回数が3回、そのうちの最大人数が47名となっております。なお、平成22年の奄美豪雨時は、避難期間38日間で延べ2,419名、1日最大365名の避難者を受け入れております。最後に三儀山総合体育館についてですが、これまでに避難者を受け入れた実績はございません。こちらは、避難所として指定したのが、令和4年1月31日でございます。それ以降、令和4年及び令和5年に1回ずつ台風による避難指示に併せて避難所開設を行いました。いずれの台風も予報より規模が小さかったこともあり避難者は、0名でありました。以上でございます。

1 番（朝木一仁君） ありがとうございます。太陽が丘、過去7年で1回200名、住用も3回と47名という言葉がありました。三儀山も直近で指定避難所登録されておりますので、0回というようなそれほど被害も少ない、開放するまでの被害もなく、自治会でされていたのかなというふうに認識しました。そこで、奄美市のホームページにですね、ここ3つの施設の収容人数等も記載されておりましたので少し申し上げさせていただきますと、三儀山体育館は800名収容可能、奄美体験交流館は150名、太陽が丘においては2,113名の収容が可能だというふうに記載をしておりました。これだけの収容ができるのかなと私も驚いたところなんです。例えばですね、こういった避難所開放されたときにですね、今年の夏も暑かったですが、熱中症対策など行っているのかなと、ちょっと疑問になりました。お伺いしたいと思います。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、熱中症対策につきましては、これ一般論でございますが、まず十分

な水分補給をしていただけるよう飲料水持参の呼び掛けや備蓄水の確保を行っております。ただし、過去の大規模災害では、トイレが使えないことにより水分補給を自粛する。または、控える行動が多く見られたとのことです。本市といたしましても災害時にも安心して使用できる簡易トイレ、携帯トイレ等の保管数を増やしていくとともに各自治会に対してトイレ関連備蓄品の配布による啓発活動を行っております。また、避難所の居住環境につきましても避難者同士の間隔を十分に確保する。通路と居住スペースを分けるなど風通しのいい配置にするとともに大型扇風機、スポットクーラー等の機器設備についても検討する必要があると考えております。今年4月から熱中症警戒アラートの運用が始まったこともあり住民の皆様の予防対策に関する関心も高まっておりますので、十分な熱中症対策を図ることができまよう継続して取り組んでまいりたいと思います。以上です。

1 番（朝木一仁君） ありがとうございます。水分補給を控えるということもあったみたいですね、ちょっとこれはまた別の機会にも取り上げたいと思いますが、今回ですね、大型扇風機、簡易的クーラーなどもありましたが、そこで次の質問になるんですけど、空調についてですね、昨日も多田議員が取り上げていまして、答弁を聞きますと、他市町村の事例も研究調査していきたいというふうにおっしゃっていましたが、私のほうですみません、7月に調査研究をしてきまして、写真を出していただけますでしょうか。

これですね、今年の7月、霧島市の杓志田体育館というところに行ってきました。以前の旧国分体育館ですね、に行く機会がありまして、そこでは、2019年からですね、次世代の空調システムとしてエコウィンというものを空調導入しておりました。これ導管に冷水や温水を通して、じわじわと温めていくものになるんですが、調べてみるとですね、県内でも多くの複合施設や体育館に導入されている事例が分かりました。2016年、桜島体育館にですね、火山灰の影響で窓の開閉ができないということで導入したことを皮切りにですね、2017年に指宿の総合体育館、翌年18年には、日置市吹上浜公園体育館、21年にも鹿屋市の体育館、そして、23年にですね、さつま町の宮之城総合体育館と鹿児島市の郡山体育館が、これは体育目的ではなくて、総務省のですね、緊急防災減災事業費の補助金を活用しまして避難所として導入したということが挙げられております。またですね、この導入している会社の方にもアプローチをしまして、インタビューをしてきたんですが、群島内では、龍郷町のりゅうゆう館、徳之島の徳之島体育センターが、今、見積もり段階であるということも分かりました。奄美においてですね、導入に関してのコスト、詳しいアリーナの状況とかですね、見てみないと分からないというふうにおっしゃっていましたが、担当の方に聞きますと、体育館であれば全体的にみて導入コストは、通常のエアコンの40パーセント減になると、ランニングコストは、約14分の1に抑えられるという説明を受けております。なぜここまで削減できるのかの理由を聞いたところですね、後付け可能なもので壁に設置するものなので床下の補強工事が要らないというところが1点、足場ですね、が要らないというところが1点と、空気を冷やすのではなく建物全体をひんやり冷ましていくようなイメージ、使う面積だけ冷やすという認識でいいと思います。そして、風や音を一切出さない。気にならない。避難所としては快適。スポーツで言えばバドミントンやバレー、卓球、新体操のリボン競技なんかもですね、使う方からも評判がいいですよというようなことも受けております。私も今年の7月にですね、大島地区大会、郡大にバレー競技とバドミントン競技と行ってきたわけですが、すみません。画像、ありがとうございます。両競技も風の影響が出てくるということで締め切った中でのプレーでした。こういう導入について、どう考えているのかですね、市の見解をお伺いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、御質問のエアコンの件につきましてでございますが、過去国体の開催に合わせて導入を検討した経緯がございますが、補助金等を含めて考慮したものの維持管理も含めた予算の関係上、導入を見合わせております。いずれにいたしましても様々な方が利用する避難所でありまますので、避難者の総定数、年齢構成、避難期間などを考慮したうえで十分な対策を取ることができる

よう引き続き検討してまいりたいと存じます。

1 番（朝木一仁君） ありがとうございます。すみません。次の質問にいきます。個別避難計画の現状につきましてです。今回の一般質問でも栄議員、自主防災計画等ですね、されておりましたが、こういった個別避難計画の現状、奄美市としての現状と福祉避難所、関連しましてですね、福祉避難所のことも伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、私のほうから個別避難計画についてお答えいたします。

本市における個別避難計画の策定状況でございますが、大熊町内会と小湊町内会、シダーサ真名津自治会など3か所の地域で策定するに留まっております。何が問題かと言いますと、要支援者の同意はもちろんのこと、地域の高齢化による人材不足に加え、対象者も多く、避難支援者の確保など課題が多く全体として策定地域の急速な増加につながっていない現状がございます。以上でございます。

保健福祉部長（平田宏尚君） おはようございます。福祉避難所についてお答えさせていただきます。

現在本市では、福祉避難所として12か所の介護事業所等と協定を結んでおります。内訳は、名瀬地区が10か所、笠利地区が2か所となっております。住用地区につきましては、現在、福祉避難所の確保に向けて地域の事業所の協力を依頼しているところでございます。過去4年間の実績につきましては、令和2年で5事業所に15名、令和3年度は避難所開設がございませんでした。令和4年の台風14号では、4事業所12名、令和5年の台風2号では、1事業所2名、同年の台風6号では、5事業所15名の方を受け入れております。なお、先日の台風10号のときは、4事業所で11名を受け入れております。以上でございます。

1 番（朝木一仁君） 実績ありがとうございます。そこで、やはりケアマネージャーさん、介護支援者の方も意見も大事になってくると思いますので、ここの連携という面でどのようにお考えか。市の見解を求めます。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。ケアマネージャーの方々に非常に負担が偏っているということは

議長（奥 輝人君） 以上で、チャレンジ奄美 朝木一仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。（午前10時45分）

自民党新公会 永田清裕君の発言を許可いたします。

13 番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自民党新公会の永田清裕でございます。まず、質問の順序の変更をお願いいたします。質問の主題の2を3に、3を2をお願いいたします。質問に先立ち一言所見を述べさせていただきます。この度の台風10号により被害に遭われたすべての方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く平穏な毎日を取り戻されることを心よりお祈りいたします。また、去る8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の大規模地震が発生しました。この地震発生に伴い南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて高まっているところから巨大地震注意を促す南海トラフ地震臨時情報が発表されました。南海トラフ地震の可能性という発表に大変驚き危機感を持っておりましたが、地震発生から一週間後の8

月15日には、その後の特段の変動は見られないとのことで、南海トラフ地震に関する特別な注意の呼び掛けは終了され、一安心しているところであります。しかしながら、地震発生の可能性が全くなくなったわけではなく、今でも各地で地震や水害が続いておりますので、今後とも災害に対する日頃からの備えを忘れることがないようにしておきたいと思っております。また、石川県能登地方におきましては、地震発生から9か月となりますが、まだまだ厳しい状況が続いているようであります。一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。このような中で6月の第2回定例会においては、防災関連の一般質問をさせていただきました。その中で県との合同での総合防災訓練やその訓練に参加された陸上自衛隊奄美駐屯地との連携強化についての質問をしました。その際の答弁にもありましたが、早速7月4日には、奄美市と陸上自衛隊奄美駐屯地において大規模災害における緊急避難場所に関する協定が締結されました。正に、今回発令された事案の大規模地震等に対応した協定であり、高台の広大な敷地であらゆる施設も備えた奄美駐屯地に緊急避難場所が確保できたことは、市民の皆様の安全と安心に大きく寄与するものと改めて思ったところであります。また、8月7日には、その奄美駐屯地への経路を示す案内板を奄美市建友会が設置し寄贈されたようであります。陸上自衛隊奄美駐屯地と奄美市建友会の皆様の地域の安全と安心を届ける思いに市民を代表する議員の1人として心から敬意を表し感謝を申し上げたいと思います。

さて、私の一般質問であります。現在2期目に入り5年を経過しようとしていますが、その中で通算15回目の一般質問となります。この本会議での質問、質問に対する行政当局からの答弁は、市民の皆様の大切な声を行政へ届ける場として、また、奄美市の行政、財政運営が堅実に進められているかを市民の皆様に正確に伝える場として大変重要な時間だと思っております。我々議員といたしましても、ただ質問して終わりではなくて、質問した内容を行政がどのように受け止めて、どのように対応したのか。また、市政にどのように反映されて実行されているのか。このことをしっかりと見極めることが、我々議員の役割と責任だと思っております。そこで今回は、これまでに何度も質問をし当局からいただいた答弁の内容について、その後の対応や進展がどうなっているのか。何点か質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、最初の質問に入ります。今年度も早や半分が過ぎようとしております。市長におかれましては、今年度に臨む施政方針の中で令和6年度は、新たな総合計画の実現に向けたスタートの年、拡充された奄振法に基づく新たな奄美振興の1年目、この非常に大切な1年を懐かしい未来都市づくり元年と位置付け、市民、企業団体の皆様と共に各事業を展開していくと述べられております。また、市民の皆様との対話と連携を大切に現場主義で衆知を集め、スピード感を持って市民の声を形にしていくと、そのようにも述べられております。このことは正に、今年度に限らず永久に続けるべき大切な基本姿勢だと思っているところであります。市長御自身だけの思いだけではなくて、やはり、すべての職員の皆様も同じ思いを持って市民の皆様、企業団体の皆様とも積極的に対話しながら施政方針に掲げた各種施策を実行してほしいと、そのように願っております。そこで伺います。市長の政治姿勢について、

(1) 奄美市総合計画、未来の奄美市づくり計画についてであります。今年度からスタートした新たな総合計画は、従来のものから刷新し、市民の皆様も理解しやすい形ということで、よりコンパクトに分かりやすい表現で整理された計画となっております。この計画は、計画にまとめた思いをみんなで共有して取り組む方向性として市民、企業団体、行政が、それぞれに取り組むべき役割なども明記されております。また、一方で奄美市として、この計画に基づいてどういう施策が進められるのか。計画の内容が具体的にどういう形で実行されていくのか。なかなか計画の進む方向性や実行性が見えないとの声も伺っているところでございます。そこで伺いたいことは、新たな計画がスタートしてまだ半年であります。計画に基づいた新たな動きであるとか、新たな施策、見直しを加えた取組など計画が市政にどのように反映されているのか。また、市民、企業団体、行政とそれぞれ取り組む事例を記載していますが、計画がそれぞれで、どういう形で実行されているのか。また、今後されていくのか。これまでの進捗状況と今後の展開について伺います。

次の質問から発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、永田議員の御質問にお答えします。

昨年度3月末に策定された本市の新たな総合計画「奄美市未来計画」でございますが、自然、ひと、文化が紡ぐしあわせの島、ひとも自然も多様性を尊重する懐かしい未来都市奄美市を将来像として基本的な考え方としまして、人口減少対策とともに人口減少でも活力を失わない地域づくりをしていこうということで、生活満足度の向上、地域経済活性化、島の宝の継承を15年後も変えてはならない取組と位置付けております。そして、それに基づき短中期的に取り組むこととして最初の4年間について主な事業などを記載しております。また、この未来計画を最上位計画として分野横断的な総合戦略やまた各分野ごとの個別計画などが紐付けられております。そのうえで令和6年度当初予算編成においては、本計画の基本理念を踏まえた事業を計上するなど市政に反映させているところであり、その具体的な施策事業につきましては、令和6年度主要施策の概要でお示しさせていただきました。本計画に基づく新たな施策として短中期的に取り組むべき施策の方向の一丁目一番地に位置付けている子育て支援において住用・笠利地区認定こども園整備事業の着手や未来応援はぐくみプロジェクトの推進に努めております。また、保健福祉分野の重点課題の解決に向け、重点政策推進監を配置し、官民連携円卓会議を開催するなど保育関係者をはじめとする民間委員の皆様と議論を進めているところであります。このほか働き手不足解消に向けた「移・職・住」総合対策事業による従業員の住居確保への支援や空き家解消による住環境総合対策事業による空き家対策、住用地区及び笠利地区において両地域の課題解決や魅力発揮に向けた方策を取りまとめる地域創生戦略の策定に向けて審議会等の開催を行っております。更に、今年度においては、第2回定例会にて補正予算として御承認いただきました保育士不足や待機児童の解消のための保育体制強化事業や今回の第3回定例会にも離島子ども通院費等助成金や小浜保育所のブロック塀の営繕工事などの事業も補正予算として上程させていただいております。本市が目指す将来像に向けて必要に応じて新たな事業に取り組んでいるところでございます。今後の展開としましては、市民の皆様、企業や団体の皆様と一丸となって本計画の将来像を実現するためにも、まずは市民の皆様にも本計画を知っていただくために、家庭でも話題にさせていただけるような未来計画概要版の作成を進めております。更に、実施計画にて15年間の事業計画を毎年度ローリング方式で見直しを行うことで本計画が目指すゴールに向かって着実に事業を実施してまいりたいと存じますので御理解のほど、よろしくお願いいたします。

13番（永田清裕君） 市長、ありがとうございました。新たな計画が始まって半年、聞く中でやっぱり様々な案件に取り組んでいることは十分に理解できました。私が言うまでもありませんけれども、やはり、その計画というのは、つくって終わりというわけではなくて、やはり、その計画がどのように実行されて、それで、どのように実現されたか。やはり、その過程と成果が重要である。このことはお互い共通の認識だと思います。そういった中で奄美市総合計画の検証報告書が今回の奄美市未来計画にどのように活かされて具現化されているのか見え難いとか。あるいは、計画の検証や成果が、よく分かるように将来目標を数値化する必要があるのではないかと、そのような様々な声を聞いております。そういった中で本計画にはですね、取組を確認する手法として数値化されているのがあります。やはり、まちづくり、人づくりの大きな柱であるやはり人口であるとか、交流人口であるとか、あるいは総生産額というのは、将来目標をやはり数値化してそこに向かって皆さんで取り組む必要があると思いますけれども、そういった点については、いかがでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。

本市では、今年度、奄美市攻めの総合戦略の最終年度であり策定作業を進めております。この本戦略では、未来計画を実現するための重要プロジェクトとして構成を見直す予定でありますことから、その中では、未来計画実現のための施策や数値目標の設定といったことを踏まえた構成を検討してまいりますので、議員がおっしゃるような様々な施策の目標と実現までのプロセスが分かりやすい形でお示しできるのではないかと考えております。以上でございます。

13番（永田清裕君） 部長おっしゃること十分理解できましたけれども、それであるならもうちょっと奄美市総合戦略であるとかですね、やはり、奄美群島成長戦略ビジョン、そういったもののやっぱり関連性もよくちょっと分かるようなことも必要かと、そのように思います。奄美市未来計画というのは、奄美市の目指す将来の姿であるとか、やっぱり進むべき方向を示した最上位の計画となっております。そして、行政の内部だけではなくて未来の奄美市づくりに向けて市民の皆様あるいは民間業者の皆様と一丸となって奄美市の問題解決に取り組む。また、奄美市の発展に取り組むための大きな方向性を示す計画であるとするなら、是非これからもそれぞれが取り組んでいることを共有して、計画の進捗状況なども広く市民の皆様にも開示しながらですね、取り組んでいってほしいと思いますけれども、その周知方法、開示方法などがあれば伺います。お聞かせください。

市長（安田壮平君） そうですね、本当いろいろな計画や戦略とある中で、それぞれに数値目標なども定めております。もちろんそれぞれごとのその進捗の結果の報告などもしないといけないと思うんですけども、1つには、先ほど申し上げました、まずは未来計画を市民の皆様全体に知っていただくための概要版を事業として作成を進めておりますので、まずはそこをしたうえで、じゃこれが今後どのように進捗をしているかということについても広報紙あるいはホームページなどで適宜お示しできるような、そしてまた、様々な計画、戦略の関連性を少しでも分かりやすくなるような方策を検討していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

13番（永田清裕君） 冒頭も申し上げましたけれども、せっかくもうこれは中学生でも分かるようなね、分かりやすいという目的で作成された計画だと思いますので、やはり、その進捗状況というのは、中学生も高校生になり、そういう成人になると、自分たちが取り組んできたことが、どうなっているかというのも非常にこう興味津々になると思います。やっぱり計画が見えると次にまた、じゃもうちょっと頑張ろうと、そういうことになろうかと思しますので是非その付近も含めてですね、始まって半年ですからこれから是非その付近の改訂含めながらですね、一丸となって目標達成にいけるようにやっていただきたいと、そのように要望して終わりたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。（2）物価高騰対策についてでございます。まず①奄美市中小企業振興会議についてを伺います。6月の第2回定例会において奄美市としての物価高騰対策について質問いたしました。市民生活に直結すると、物価高騰は直結をするというそういう思いで今真っ先に必要な対策の1つだと、そういう思いからの質問でした。その際の答弁において市民生活はもとより市内事業者を取り巻く環境についても厳しい状況であるということは認識していると、そのようにありました。早期に奄美市中小企業振興会議を開催し地域の現状などを把握し協議したうえで必要な支援策を検討していきたいとの答弁でありました。国における定額給付金の支給であるとか、定額減税も実施されておりますけれども物価高騰の影響は収まることなくずっと続いております。市民の皆様の生活への不安であるとか、事業者の皆様の経営の不安をずっと感じております。そこで、前回答弁していただいた中小企業振興会議は、いつ開催したのか。そこで地域の事情をどのように受け止めているのか。委員に関してはですね、商工であるとか、建設、観光、情報、酒造、福祉などの業界団体や奄美市、県で組織され、会議に共通することですけれども、民間の皆様の大変な時間を頂戴している会議だとそのように認識しております。そのような会議では、どういう協議がなされて、また、会議で出された意見などをど

う反映しているのか。本市の考えと具体的な対応についてを伺います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員の御質問に対してお答えをいたします。

まず、これは大変申し訳ございません。謝らないといけないかもしれませんが、まず、中小企業振興会議につきましては、前回の定例会におきまして早期の開催をということで8月27日に開催予定でございました。ですが、台風10号が接近いたしましたので延期とさせていただきますまして現在9月中の開催に向けて関係団体の皆様方の日程調整を行っているところでございます。ただ、今回の開催にあたりましては、事前に各業界団体からアンケートをいただきました。その中では、物価高騰に対しての現状をお伺いいたしましたところ、建築資材の高騰に伴う建設費の上昇とまた、原材料の高騰に伴って価格転嫁が難しいという課題、経費負担の増加によって利益が減少しているなどという非常に依然として厳しい状況が続いているということでアンケートのお答えをいただいたところです。また、アンケートの中におきましては、今般の物価高騰については、やはり、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の上昇、また、円安の進行などによって資材価格の上昇など国際情勢の影響によるものもあるという指摘もありまして短期間で解決できないものという見通しを示す御意見等もございました。本市といたしましても中小企業事業者が直面する喫緊の課題には、行政、経済団体、また、企業者の皆様方と一体となって取り組むべき対策を検討することが重要であると認識をしております。本年度におきましてもまず市民への支援はもとよりですが、市内経済の活性化の観点からプレミアム商品券を9月末まで利用可能な紙の商品券をまず発行し、続いて10月上旬からは、来年1月までの利用が可能なデジタル商品券を発行する予定としております。また、事業所の皆様方におかれましては、奄美市ふるさと納税への出品、また、本市が群島町村と連携して取り組みます旅先納税への登録などで新たな販路開拓、また、事業拡大の期待として御利用いただきたいともまた考えるところでございます。本市としましては、過去において中小企業事業者への物価高騰対策として国・県と連動した利子補給制度、また、事業者支援給付金事業などの施策を講じてきたところでございます。併せまして先日来報道がありましたが、政府において9,800億円余りを今回の物価高騰への費用として予備費で充てるという形での閣議で決定したとの報道もございました。これによりまして物価高騰対策として電気・ガス料金への補助が3か月間また追加で実施され、ガソリン価格を押さえるための補助金も年内に実施されるというふうに伺っているところでございます。今後も国・県の動向を注視し、また、それらを踏まえたうえで引き続き今後開催いたします中小企業振興会議の場を通して、それぞれの立場での皆様方の御意見をいただきながら協議を重ね、本市が実施すべき施策を検討を行ってまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

13番（永田清裕君） 答弁ありがとうございます。8月の27日に開催予定にしていたということで、それは、もちろん先方さんの予定があるでしょうから、その時期しかできないというふうに私は、受け取らざるを得ないんですけれども、6月に質問をして、やはり、物価高騰っていうのは、先ほども申し上げましたけれどもね、やっぱり緊急的というか、今必要だから私質問をさせていただいておりますので、できればそういう今のアンケート調査にもありましたけれども、やはり民間の事業者はじめ市民の皆様は、明らかに今困っているから皆さんにお願いしますという気持ちであるということと、それと、物価高騰の点について私質問しておりますけれどもね、今、部長から答弁あったようにエネルギー価格、もう電気料なんていうのは、御存じのようにもう見るからにとんでもないぐらいに上がっていますよね。そういったことも含めると、やはり、その8月27日で決して早い開催ではないと思っているのが1点。それと、もう1つは、プレミアム券というのは、この物価高騰に限らず市長、毎年行われていることですね、毎年やっていること。それを物価高騰対策にあてるそれも1つの方法でしょうけれども、やはり、何かそれプラス新しいことが必要じゃないかという思いで私は質問をさせていただきました。その中で先ほども申し上げましたけれども物価高騰対策というのは、今求められている対

策であります。市長もかねがね市民の皆様との対話と連携を大切に、やはり、市民の困りごとには、スピード感を持って解消策に努めるとおっしゃっております。令和6年度の地方財政計画では、物価高騰への対応を見込み、交付税などの地方の一般財源は、前年度を上回る額が示されております。そういった中でやはり、市単独の新たな支援も含め早急に取り組む必要があると思いますけれども、お考えも含めて何かお考えがあれば再度答弁いただきたと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） まず、8月27日で設定したのが遅かったのではないかと、遅かったと言いますか、早くなかったのではないかと御指摘がありました。確におっしゃられることは、そうかと思えます。ただやはり、それぞれの日程調整等を行って、また、事前に出会の予定を伺いながらアンケート調査をお願いして、そのアンケート調査につきましても各団体で、その団体に属されている方々からまた意見集約の時間が必要でございましたので、結果として8月27日で設定をさせていただいたところでございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。また、市単独での対策についてでございますけれども、まず、一つ目にありました、やはり、事業所の皆様におかれましては、エネルギー電気関係の高騰が、まず大きく影響してきているということがございました。それを受けまして市のほうとして何かできることがあるのか。それについても対応いたしたいと思っておりますけれども、まず今、国のほうから予備費での対応というのが出てきました。また、それを受けてになりますけれども、改めて開催いたします中小企業振興会議において、そのほかに何か事業所の皆様方から実際に何かほかの提案等あるかと思っておりますので、そのところもお聞きしたうえで協議を重ねていきたいというふうに思います。

13番（永田清裕君） 十分におっしゃることも私は理解できますし、ただやっぱり、この今申し上げている部分、本当に補正でも組んでね、対応していただきたいという気持ちがありますので、こう申し上げていることであります。そしてやはり、この対策というのは、この中小企業振興会議というそういうものに限らず、やはり、その地域の状況をしっかりと把握してですね、行政として真っ先に何をやるべきか。こういうことを念頭に早期にやっぱり検討、対応していただきたいと、そのように思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に質問にまいります。福祉介護施設への支援について伺います。先日、施設を運営する方とお話する機会がありました。物価高騰が続き大変厳しい運営が続いているとの切実な思いを伺いました。食品等の値上げが続く中で飲食店では、多くの店舗が金額の見直しを行っているようですが、特別養護老人ホームでは、利用料などの収入は、公定価格に定められており、原油価格や食材等の物価高騰による影響は加味されておらず、施設の負担が多く発生しているようです。物価高騰対策に関する奄美市独自の支援策としましては、先ほどもありましてとおりプレミアム商品券を継続して実施しており、市民や店舗等の皆様からは、大変好評だとそういう声も伺っておりますが、一方で施設に入所の方々は、外出もできないためにいつも商品券の支援に預かることができないと、そういう声も一方では伺っているところであります。そこで、伺いますけれども、行政側において福祉連絡協議会という場などにおいて事業者の皆様との意見交換の場を設けていると思いますが、行政側には、このような現場の声がどのように届いているのか。現状をどのように把握しているのか。伺います。

それとあともう1点、支援策として今回の補正予算に私立保育所への物価高騰対策支援が計上されておりました。また、昨年度から引き続き子どもたちへの学校給食支援を奄美市独自の施策として実施しております。同じ給食を提供するという公益的なサービスという観点から学校給食費支援と同様に物価高騰の緊急支援として福祉介護施設を利用する高齢者への支援をできないか。併せてお伺いします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、福祉施設の現状につきましては、今、議員御案内のとおり、特に食料品や生活関連用品などの

価格が上昇していることから厳しい状況であるものと認識いたしております。この対応策といたしまして、本市におきましては、昨年度市内49の介護サービス事業所に対し食糧費の価格高騰分の一部を支援する高齢者施設等食材費高騰対策支援事業を実施させていただきました。今年度につきましては、県による介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業が実施されているところでございます。今後も社会情勢を注視しつつ市内介護事業所の意見も踏まえ、国や県の施策と連動した物価高騰支援対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険施設を利用する高齢者への食費への支援についてお答えさせていただきます。介護保険施設を利用する高齢者が負担する食費につきましては、令和3年度介護報酬改定で1,392円から1,445円に改正されましたが、令和6年度の介護報酬改定では、1,445円のまま据え置かれておりますので施設利用者の食費の負担増に関しましては、昨今の物価高騰の影響は、避けられているものでないかと考えているところでございます。なお、住民税非課税の方につきましては、世帯員の課税状況や資産要件に該当すれば施設を利用する際の食費を収入額に応じて4段階に減額する制度もあり、申請が認められますと施設利用者の食費負担の軽減につながることであります。減額された負担額と本来の利用者負担額1,445円との差額につきましては、介護保険の特定入所者介護サービス費として介護保険施設へ給付される仕組みとなっておりますので、介護保険制度の枠組みの中で施設を利用する高齢者の支援が行われているところでございます。このように国や県の制度も活用しながら介護施設や高齢者への支援にも今後も取り組んでまいりたいと思いますので御理解賜りますようお願いいたします。

13番（永田清裕君） ありがとうございます。いろいろと支援に努めていることは十分理解ができました。その中で、やはり、この相談を受けたということは、やっぱり明らかに厳しい状況だと、そのように感じたので、これ質問させていただきましたので、是非ともそういう厳しい状況にある方々であるとか、施設にはですね、行政として、やはり手を差し伸べるべきだと、そういう思いがあります。そしてやっぱり、こう行政側から寄り添う、そういった意見交換の場を設けてですね、前向きに検討していただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問にいきます。保健福祉行政についてでございます。まず、強化された組織体制について伺います。今年度から保健福祉分野に関する課題や重点政策に対し、組織を横断して迅速に対応していくために保健福祉部に重点政策推進監が新設され、総勢4名の体制が整えられております。これまでにないポストと推進体制を新設するということで第1回の定例会においても質問をさせていただきました。4月のスタートからまだ半年にも経たない中ではありますが、保健福祉部の抱える多くの業務の中で迅速に解決すべき課題は何なのか。優先的に進めるべき重点政策は何なのか。実際に取り組んでいる業務内容についてをお伺いします。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、御質問の重点政策推進監につきましてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり今年度から創設をし、重点政策推進監として1名、政策推進係3名の計4名体制で業務をスタートいたしております。今年度、重点的に取り組む政策テーマとして全市的な保育環境充実に向けた体制強化施策の企画調整のほか、子育て・保健・福祉複合施設はじめとした将来的な大型事業の検討などを設定しており、庁内及び民間の皆様との技能を深めながらその対策等についての検討を進めているところでございます。

重点政策推進監として約6か月が経過した現在の進行状況についての御質問でございます。今年度の施政方針においても申し上げているとおり、本市の未来計画においても子育て支援施策が短中期的に取り組む施策の方向の一丁目一番地に位置付けられていることから、まずは、保育環境の充実に向けスピード感を持って対策に取り組んでいるところでございます。具体的には、昨年度本市が実施いたしまし

た保育従事者等アンケートの分析に加え、４月から大型連休前には、市内の民間認可保育所及び地域型保育施設全１４施設へのヒアリング意見交換を実施しております。労働環境の改善や保育従事人材の確保など早急に取り組むべき課題抽出などを行ってまいりました。その対策につきましては、本年第２回定例会において補正予算として議会の皆様にも御承認いただき、現在、保育体制強化事業や施設提案型事業、官民連携円卓会議開催などの各事業の展開に努めているところでございます。特に先般８月２６日に保育人材確保に向けた官民連携円卓会議を開催し保育関係者をはじめとした民間委員の皆様との活発な議論がスタートいたしましたところでございます。

次に、将来的な大型事業の検討につきましては、県内先進施設の視察を行い、施設に求められる機能についての検討を行うほか、整備に向けた庁内協議に着手いたしております。また、これらの取組に加え子ども・子育て会議委員からの御意見や子ども・子育てアンケートの中から市民ニーズを分析し、その対策を図るため、県が今年度創設いたしました子ども・子育て市町村応援交付金におけるモデル事業に商店街や指定管理者との連携事業、民間の皆様による様々な子育てサービスを後押しする事業などを提案し採択をいただきましたことから、本定例会へ補正予算として上程をさせていただいているところでございます。今後とも保健福祉部のみならず庁内関係部署、更には、保育施設の皆様などとの民間事業者との協同体制を確立しながら業務を進めてまいりたいと思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

１３番（永田清裕君） 半年経過する中で本当いろいろ何というのかな、課の枠を超えて取り組んでいこうとすることは、十分理解できました。市全体においてもですね、やっぱり重要な課題や早期に進めていく重要な政策は多くあります。福祉分野における喫緊の課題となっている待機児童対策をはじめ、大規模施設の整備の推進などがこれからも考えられることだと思います。従来の課の枠にとらわれずですね、いわゆる縦割り主義にとらわれることなく、やはり課の枠を超えて関係部署が、やっぱり連携してお互いに良い知恵を出して課題解決及び重点政策実現に向けてやっていただきたいと、そのように思います。いずれにしても今年度の新設されたこの推進体制がですね、役割を発揮し先行モデルとなることによって市全体での横の連携や最も重要と思われる案件の推進の構築にもつながるものだと大いに期待しているところでありますので引き続き努めていただきたいと、そのように思います。ありがとうございました。

次に、小浜保育所の整備計画について伺います。この件、前段は、もう本当定型文のように私の中でなっておりますけど、私自身何度も現場の先生方に意見交換を行いましたけど、最近は行けておりませんが、その度にですね、困っていることとか、改善してほしいことなどを伺い、そのことを担当部署へもつないでいただいております。また、前も申し上げましたけど、市長におかれましてはですね、現地に出向いて実際に現場の状況など課題についても把握されているものだと、そのように思っております。しかしながら、しかしながら何度も質問し当局から答弁いただいておりますが、再整備計画に向けた動きは、なかなか進展が見られないと思いから今回も質問させていただきます。１、今年度の状況について伺います。昨年度からの１年間と今年度までの１年半もの間において人員の確保や保育士の処遇改善、また、施設自体の修繕などどれだけ現場の声が反映されているのか。実行されているのか。簡潔でよろしいので伺います。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

小浜保育所につきましては、正職員１７名、会計年度任用職員２５名が勤務しており、現在育児休業を取得している職員もおりますが、産休代替職員を確保し保育に支障を来すことなく運営いたしております。処遇につきましては、これまでも国の制度としての処遇改善や人事院勧告による給与改定などを実施しており、今後も国の制度に基づき保育現場で働く職員が安心して働けるための支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、小浜保育所の職員確保や施設の修繕に関しましては、これまでも現場の声を反映させ取り組んできており、具体的には、保育所内の空調機の取り換え等による職場環境の整備や給食調理器の修繕、ワイヤレスアンプなどの備品購入を実施してまいったところでございます。先ほどの答弁にもございましたが、今回この第3回定例会にて上程いたしました第5号補正予算にて小浜保育所のブロック塀の営繕工事についても計上いたしており、今後も職員の快適な職場環境を整えるとともに、子どもたちが安心して過ごせる環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

13番（永田清裕君） ありがとうございます。ある程度理解ができました。それでは、②の今後の整備計画についてを伺います。小浜保育所、これも前から述べておりますが、現在でも多くの子どもたちが通い、今後将来においても多くの子どもたちを受け入れる名瀬地区最大の保育施設であります。このことを思うと、現在の状況から見ても再整備に向けて進めるべき喫緊の課題であり、福祉分野においても最も重要な政策だと前々から申し上げてまいりました。再整備に向け進むとしても整備する方針が決まり整備計画をつくり、施設の設計を行い、そして、工事を発注してから工事の完成まで早くても5年ほどかかると思います。そして、何よりも整備するには、大きな予算も必要となります。このようなことから再整備計画に向けて早く検討を進めてほしいと強く要望し、この本会議においても何度も質問をしてまいりました。子育て世帯の方々など多くの周りの方々からどのように進んでいるのかよく聞かれます。住用と笠利地区の認定こども園の整備も本格的に工事が始まりました。今年度は、保健福祉部の組織体制も強化されました。昨年度の私の一般質問においては、以前と変わらず庁内での検討を進めるとの答弁の繰り返しでありましたが、今年度においては、当然、重点政策推進監の下で検討が進められるものだと、そのように思いますが、庁内の検討は、どのような体制で進められているのか。どの程度検討が進めているのか。具体的に検討している内容と進捗状況についてをお伺いいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

老朽化が進む小浜保育所の建替えの必要性は十分に認識しており、その整備計画をまとめていくことは、保健福祉部における最も重要な課題の一つであると認識いたしております。そのことから先ほども答弁いたしました、今年度新設いたしました重点政策推進監において、この課題への対応方針を検討することも一つの政策テーマといたしているところでございます。整備計画の検討にあたりましては、これまでも御説明してまいりましたとおり、現地建替えや移転新設など様々な選択肢を視野に入れた整備の方向性の検討はもとより現行の保育の提供を維持しながら整備事業を進めるための配慮など、解決すべき事項の整理を行っているところでございます。加えて活用可能な財源についての調査をはじめ名瀬地区の今後の児童数の推移や幼児教育、保育の提供状況を基にした課題抽出など庁内検討を行っているところでございます。また、庁内検討に加え名瀬地区における新たな保育施設整備につきましては、今後、子ども・子育て会議におきまして第3期計画期間における本市の保育料の見込みなどが示される中で幼児教育、保育の提供体制確保とともに議論していただくことになるものと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。いずれにいたしましても、今後まとめる整備計画に基づく新たな環境整備には、相応の時間を要するものと存じますので、ただいま御説明いたしました整備計画の整備と並行いたしまして保育士の労働環境改善や児童への安全安心な保育の提供のために必要な改修等について引き続き現場の声を反映に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

13番（永田清裕君） それは、十分分かります。どういったふう建替えてとそういうことは、よく分かりましたし、まずは、庁内検討委員会に入ることです。入っているということなのか、お聞かせいただきたいのと、それと、はっきり本年度でどこまで進めるのか。そこを具体的にはっきりとお答えいただきたい。

福祉事務所長（石神康郎君） 答弁の繰り返しになりますけれども、現在、子ども・子育て会議の中でいろいろ議論を重ねているところでございますが、将来的なものでございますので、まだ庁内調整会議、そういうものについては、まだ行ってはおりません。ある程度こちらのほうで意見が整理できた時点で関係各課と調整を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

13番（永田清裕君） 十分言っていることもよく理解しているつもりですけれども、子ども・子育て会議でやることは、それは十分分かります。それ意見を集約するわけですよね、意見を集約して、じゃどうしようかという、大事なのは庁内でどういった検討会に入るかと、そのスケジュールをお聞きしたいということなので、じゃ年内にその検討委員会を設置するかどうかをお答えいただけますか。

福祉事務所長（石神康郎君） 現在、調整会議、庁内での会議をできるように調整を現時点で進めているところでございますので御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

13番（永田清裕君） すみません。何度もありがとうございました。また、それについては、また後日お聞きしたいと思います。住用・笠利両地区の新設認定こども園事業も順調に進んでおります。住用が6億円、笠利が13億円をかけての事業であります。こういったすばらしい出来上がったらすね、すばらしい環境の下で子どもたちの健やかな成長が大いに期待でき大変喜ばしいことだと、そのように思います。私はこれまでは、小浜保育所の再整備が必要ということは言いつつもですね、心のどっかでやっぱり住用・笠利が先だなと、そういう気持ちがあつて少し遠慮がありましたけれども、いよいよやっぱり名瀬地区の整備が必要だなと、そういう思いからの質問であります。前回、市長も名瀬地区保育所の整備も同時並行でやらないといけないなという思いで、そのためにも重点政策推進監を配置してやっていこうと、具体的ではないにしても述べられました。まずは、要するに検討に入らないということなので、まずは、その再整備に5年以上かかる。そういった中で再質問になりますけれども、特に毎日利用している給食室の改善であるとか、職員室トイレの増設など、これは数年前からの懸念事項でありますけれども、その後、どういった判断になったのか。緊急性がないと判断したのか。現状で我慢できると判断したのか。これからの対応についてをお伺いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。

給食室その他トイレ、その他についても今年度年度初め視察をいたしまして、保育所の職員等の意見も集約をいたしております。とにかく今、予算の範囲内でできる形で今現在、調整を進めているところでございますが、十分補修関係が必要であるということは認識しているところでございますので、今後どういう形でやっていくかということを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

13番（永田清裕君） 本当にありがとうございます。本年度の本当、予算でも組んで対応していただきたい気持ちです。是非ともですね、来年は、しっかりと予算確保して対応していただきたいと要望して終わりたいと思います。

皆さん御承知のとおり、この問題は、将来を担う大切な子どもたちのためであります。改修や整備を重ねることで、働くお母さんにとっても、我が子を安心して預けて御自身も安心して働ける。そういうことにつながるのではないのでしょうか。先日の奄美市子ども・子育て会議での課題、保育士不足の件、働きたい保育士もこの環境を整えることで雇用につながるのではないかと大いに期待するところでもあります。子育て会議で小浜保育所の整備のことは出なかったのかとか、円卓会議では、議論しないのですとか、そういった疑問もありますけれども、一方で、そういう会議に限らずやっぱり地域の状況をしっかりと把握してですね、当局として何を真っ先にやるべきかを早期に検討、実行していくべきだ

と、そのように思います。やっぱり抜本的に受け入れていくには、いろんな事業を抱えているんだから早急の調整が必要だと思います。市長も実行する計画の中に一丁目一番地が、子育て環境含めた子育て支援だと、そのようにおっしゃっております。そういう諸々からも着実に再整備に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上で終わります。

次の質問にいきます。3、観光振興についてを伺います。現在、我々市議会におきましては、市への政策提言を目的に政策立案推進会議を設置して観光をテーマに議論を進めているところであります。7月10日には、観光事業に直接関わる事業者の皆様方と意見交換を行いました。新聞にもありましてとおり出席した事業者の方が、市議の皆さんと観光について、こんな形で話す機会は、なかなかないと、本当にうれしいと、今日は課題をたっぷり投げかけたいと語られていたように、予定した時間をオーバーするほどいろんな角度から多くの貴重な御意見をいただきました。この現場からいただいた御意見などを整理しながら本定例会の最終日に中間提言を行うことができるよう委員の皆様と一緒に進めているところであります。それでは、いただいた御意見を参考に何点か質問いたします。まずは、(1)観光に関するアンケート調査について伺います。先ほどの政策立案推進会議では、地元の受入側との御意見を伺いましたが、島を訪れる来訪者に対しましては、毎年、奄美観光物産連盟が、観光に関するアンケート調査を実施し、2011年度からは、Webによる通年調査を実施しているようであります。その実施から将来目標を数値化してあります。島を訪れてみて感じたこと、期待どおりによかったこと、また残念に思ったことなど観光客の御意見を直接伺うことのできる貴重な調査であると思っております。良いも悪いもその御意見や調査の結果をしっかりと分析、検証し、次につなげていくことが大切なことではありますが、寄せられた御意見や調査結果を観光施策にどのように反映しているのか。行政側としての対応、また、官民一体となつての対応などについてお伺いします。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、議員御案内の来訪者に関するアンケートに関しましては、一般社団法人奄美群島観光物産協会が、毎年度実施しております奄美群島観光振興基礎調査がございます。こちらは、奄美群島各島の空港や港でアンケートを実施いたしまして、来島者の年齢や居住地、また、宿泊日数、観光客の満足度、交通手段、消費額などについて実施しております。また、一般社団法人奄美大島観光物産連盟におきましては、この調査の中の奄美大島該当部分を活用しまして、更に島内の観光事業者や住民へのアンケートを含めて、毎年度交流人口実態調査として結果を公表しております。この結果につきましては、奄美大島観光物産連盟の会員及び行政機関で構成されております交通、宿泊、観光、特産、飲食、地域づくりの各専門委員会において毎年分析をして施策への反映の検討を行っているところでございます。また、奄美大島観光物産連盟では、これらの調査分析を基に5年ごとに奄美大島中長期観光戦略を策定しており、連盟に所属する会員事業者の皆様様の毎年の事業計画に役立ていただくため連盟のホームページで公表しております。議員御案内のとおり観光客の皆様様の生の声を知ることができる資料というのは、大変貴重であると認識しておりますので、引き続きこの各種観光政策検討の際に参考とさせていただきたいと考えているところでございます。

13番（永田清裕君） 私もこの前、向こう訪ねて行って、港町のビルを訪ねて行ってちょっと見たんですけれども、市長もこういったのは御存じですかね。本当にこれ貴重なデータだとそのように思いますし、いろいろこうデータを見た結果、先日の市長の記者会見の中でもですね、やっぱり満足度とか宿泊日数が伸びてないという結果が出ておりました。皆さん、御承知のとおりですね、観光というのは、業にすると当然民間が主体ですけれども、やはりその奄美のピーアールとか発信というのは、やっぱり行政も先頭に立ってやるべきではないかと、そのように思います。ですから、こういう貴重なデータを基にですね、やっぱり定期的にこういう結果の分析であるとか、検証及びフィードバックをやはりこう官民一体となつてやってですね、観光振興その先の交流人口増加や人口確保につなげていただきたいと、そのように要望して終わります。ありがとうございました。

ということで、次の沖縄との連携ですけれども、昨日、奥議員のほうからもいろいろ質問がありまして、少し全体として時間が詰まるんじゃないかということを申し上げましたので、ちょっと私の思いだけ伝えさせて、すみません。また次回に質問させていただきたい。やはり、この奄美、沖縄との連携というのは、今度の奄振の中でも強く打ち出されて非常に大切な取組でありますので、前回も今回も引き続き伺いたく思っていてやったんです。やはり、この奄美、沖縄の連携については、行政の取組はもちろん必要でありますけれども、民間の動きであるとか、民間の交流が活発なることが大事であり発展にもつながることだと、そのように思っております。特に観光面においては、やはり民間のつながりとか、民間の連携強化が一層の効果を生み出すものと期待しておりますので、やはり官民一体となってですね、受け入れ強化の体制など努めていただきたいと、そのように思います。その先には、やはり沖縄との連携をして、やはり結果として5年後に何をを目指すかと、やはり観光が増えると交流人口になる。人口確保になるとか。そういう目標値を定めたいですね、こまめにそういったコミュニケーションを取りながら努めていただきたいと、そのように思います。

以上です。ありがとうございました。これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、自民党新政会 永田清裕君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

無所属 盛 剛君の発言を許可いたします。

10番（盛 剛君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、こんにちは。私は、無所属の盛 剛でございます。今度で4回目の質疑に立ちます。質疑に入る前に7月にお亡くなりになられた徳田虎雄先生の生前の功績を偲び心から御冥福をお祈り申し上げます。また、台風10号で被災された方々へお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。さて、世間の変化は目まぐるしく県知事選、各町村の議会議員等の選挙があり、慌ただしい毎日を送る中、4年ぶりに祭りが開催されました。このときは、奄美が一番躍動し、老いも若きも心開いて祝おうじゃないか。ふだんのわだかまりを捨てて心1つになって踊ろうじゃないか。島が輝く季節であります。奄美まつり、龍郷、瀬戸内と参加しましたが、いずれも島おこしの力強いエネルギーを感じました。一方、世界情勢を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻に始まり、中東諸国の紛争、朝鮮半島の緊張、台湾有事の高まりなど先の見えない混沌とした状況になってきました。その影響は、各方面に及び、食料品や資材の高騰、特に農産物の高騰を招きました。小麦や家畜用飼料が入ってこない。これを受けて国会では、25年ぶりに食料農業農村基本法が改正されました。衆参の農林水産委員会での質疑の模様を見てみると、食料は武器の時代が変わったとの発言があり、食料安全保障を柱と位置付け国内の農業生産の増大、安定的な輸入等が盛んに審議されていきました。日本の食料安全保障は、38パーセントで先進国で一番低いということです。専門家が言うには、肥料や種を輸入しているから実質的には10パーセント程度であるということです。この奄美の食料自給状況を見てみますと、台風で一週間海上交通が遮断されただけでたちどころに窮する状況に置かれ、スーパーの食料品が空っぽになります。我々も危機意識を持たなければなりません。江戸時代には、飢饉で何万人という島民が、餓死した記録が残っています。先進国は、食料安全保障は、国の最上位に位置付け、手厚い保護を加え関税等で守っているということです。日本は、農業に補助金をかけ過ぎるという話は、今でいうフェイクニュースであるということです。日本は、輸入自由化の圧力に押されて農産物の輸入を拡大し続け、結果、農村の疲弊を招きました。地方創生、地方再生は、一次産業の復活にかかっています。私は、選挙戦を通じて農林業の申し

子、森に強い、これをキャッチフレーズに勝ち上がってきました。私は20代青年時代にサトウキビ栽培、えびすかぼちゃ、アールスメロン、それから黒砂糖づくりもしました。この経験から今回は、農業問題に重点を置き、それでは、具体的な質問に入らせていただきます。

1、農政全般について、(1)地場産業の黒砂糖について、焼酎メーカーが購入している年間の総量と金額をお示しいただきたい。加計呂麻産は幾らか。直近の比率と金額は幾らか伺います。

次の質問からは発言席から順次質問してまいります。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、盛議員の御質問についてお答えいたします。

黒糖焼酎の原材料に使われている黒糖の状況についてでありますけれども、焼酎全般の御質問については、奄美大島酒造協同組合、組合員数27、うち奄美市5事業所ということでありますが、そこからの資料に基づき大島郡全体の数字となります。各酒造会社が購入している年間の総量と金額でございますが、沖縄産黒糖につきましては、奄美大島酒造協同組合において共同購入を行っており、総量や金額が把握できますが、奄美産や外国産などその他の産地の黒糖につきましては、それぞれ酒造会社において個別に取引を行っているため総量及び金額については、同組合において把握できないということでございますので、御理解をお願いいたします。そのうえで奄美大島酒造協同組合が、共同購入している沖縄産黒糖につきましては、砂糖年度の令和5年から6年期において数量は、1,056.45トン、購入価格は、22億4,936万円となっております。また、加計呂麻産黒糖については、同組合において平成31年まで購入が行われておりましたが、現在は、購入していないとのことです。平成30年から31年期の購入数量は、1.83トン、購入価格は、42万7,000円となっております。比率につきましても先ほど申し上げましたとおり全体の総量が把握できない状況でございますので、お示しできないことを御理解のほどお願いいたします。

10番（盛 剛君） 市長、答弁ありがとうございます。私が、この黒糖焼酎の原料のことを聞いたのは、私自身が、青年時代に加計呂麻で作っていました。今の答弁を聞きましたら31年からは、もう加計呂麻のはやっていないということですけど、この焼酎というのは、奄美がアメリカの統治下におかれてあったときに、米不足でその代わりに黒砂糖を使っていたということで、米軍政府がですね、特別に許可したわけです。そして、昭和28年に日本に復帰後も日本の酒税法において焼酎の分類の中で製造されています。本来であればスピリッツ、この酒の分類に入って酒税も高いということですが、特別に奄美群島のみ認められた黒糖を使用する焼酎ということで、この奄美群島だけに、これは認められているわけです。ですから、この地場産焼酎をですね、私も青年時代にサトウキビ作って実際に黒砂糖も作ったから実際にこれを出荷したんですよ、自分は、30キロずつ袋に詰めて、であるから今回この場で地場産業の黒砂糖が、いくらぐらい使われているかなというのを、そしてですね、奄美大島の焼酎ですから、できれば地場産業をですね、黒砂糖振興して、島の原料は島で製造して焼酎を製造するというような気持ちでやっていただきたいということで、今この質問をしているところであります。幾多の変遷を経て奄美群島のみ製造の許可というこの特典を活かせば、まだ伸びる外貨獲得産業であると思います。改正奄振法の基本方針の5項目の③の活発な稼ぐ力の向上に焼酎の輸出の促進が定められています。私が、一般質問を通告した後の8月の31日の新聞に本格焼酎を世界へという記事が載っていました。これは、県知事はじめ県の酒造組合や国の関係機関で構成する県焼酎輸出拡大プロジェクトの会合があり、焼酎を海外で売り込むため販路拡大などで認識が一致したということでもあります。そして、今日の朝の新聞にも南海新聞と奄美新聞の第1面にこうして焼酎の集荷量が掲載されていました。期を同じくして私が、これから質問する内容のことが載っていました。海外出荷をしなければいけない。そして、地元にも波及させなければいけないということで載っています。そしてですね、この焼

酎というのは、近年では、若い女性も親しみやすい酒になっています。また、製造にも島独特の湧水を使って限定製造する特別な作り方をしている酒造会社もあります。私の子どもが、1年ほど前に大阪から電話があって「会社の人にプレゼントするからお父さん島の焼酎を送ってくれ」と言うから私が、すべての銘柄を送ってですね、「お金はいいから、どの酒が美味しかったかみんなに聞いてくれ」と言ったら子どもから電話があって、「ほとんど美味しかった」と言うんですよ。「匂いはなかったか」と言ったら「そうでもない、ほとんど味もまろやかで美味しい」とのことでした。一昔前までは、私も労働の後のダレヤメに飲むのが焼酎のイメージでしたけど、現代では、若い女性たちが、ショットバーでバーボンとかワインを飲むような高級感、先進感漂う酒に変わりつつあります。まだまだ伸びる産業である。黒砂糖を原料とする特異稀な製法を活かせば世界に冠たる酒になる。ですから、原料の増産体制を確立していただきたい旨お願いして②の焼酎の島外集荷量と海外集荷量を伺います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、焼酎の島外の集荷量、海外の輸出量ということですが、奄美大島酒造協同組合の資料によりますと、令和5年度の全体の移出集荷数量は、6,791キロリットル、島内を含めました県内移出集荷数量は、3,793キロリットルで全体の54パーセントとなっております。県外の移出量は、2,998キロリットルで全体の44パーセントとなっております。また、国外への移出量は、1万3,522リットルとなっております。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。それでは、質疑を続けます。改正奄振法では、沖縄との連携が謳われています。これは、各議員が、沖縄との連携、農産物輸出支援事業、これ取り上げていますけど、私は、ここですね、着眼したのが、私が25年ほど前に森林・林業関係で沖縄のほうに行ったんですよ。そのときに沖縄と台湾に週一の定期航路があるということを知りました。そして、この航路を活かせば台湾への黒糖焼酎の輸出は考えられないか。台湾への輸出ができれば大きな市場になります。2,300万人、台湾、沖縄、日本のこの三角貿易について説明をお願いしたい。併せて焼酎の海外輸出販路拡大の可能性を伺います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 議員御質問の黒糖焼酎の海外輸出、販路拡大につきましては、鹿児島県酒造組合奄美支部等においてジェトロ事業を活用いたしまして、これまでジャパンプランド育成支援事業や地域団体商標海外展開支援事業でございますが、これなどを活用した北米での現地商談会、カクテルレシピの動画配信、英語版のロゴ及びWebサイトの作成を実施しているところでございます。昨年度におきましては、奄美群島広域事務組合におきまして海外に向けたプロモーション活動や輸出に関する事業者向けの勉強会なども実施しております。本市においては、奄振交付金を活用いたしまして奄美市加工品販路拡大支援実証事業を通しまして、黒糖焼酎などの特産品の国内及び海外への販路拡大を図る事業者に対し補助金を交付して支援を行っているところでございます。

補助金額につきましても昨年度までは、上限が一律40万円でしたが、今年度から海外については、80万円に引き上げて海外への販路拡大に対し拡充を図ったところでございます。以上でございます。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。私が質問したのは、台湾、沖縄、日本、沖縄が昔、中世の時代にですね、この貿易立国として沖縄を中継にして東南アジアとかに、いろんな輸出して貿易立国で栄えました。ですから、この台湾との出荷ができないかなということを、海外、これにみんな網羅されている、海外輸出販路拡大ということで網羅されていますけど、台湾に限ってこうできないかなということをちょっとお尋ねしたんですよ。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 失礼いたしました。台湾への輸出ということでございますが、既に台

湾で販路拡大を行っている酒造メーカーもあると聞き及んでおります。

10番（盛 剛君） 分かりました。この焼酎、まだまだ伸びる可能性を秘めた産業であります。というのは、新聞の報道でインターナショナルワインスピリッツコンペティション2023が、ロンドンで開かれたときに、島の里の曙の原酒がですね、3年連続金賞に輝きました。その他4銘柄が銅賞に入るといふ快挙を成し遂げています。これは、90以上の国から3,000銘柄を超える酒類の中での金賞です。島の焼酎が、世界でも高い評価を受けた証明でもあります。まだまだ伸びる。そしてですね、以前、文藝春秋に奄美の森のひとしづくという詩が掲載されていました。この宣伝のためにですね、アカショウビンと森の対比、そして詩は、作家の立松和平、その方が作った詩が載っていました。その方は、沖縄でサトウキビのアルバイトをしたり、若い青年時代に土木作業をしたり、農業とか自然環境、この問題に取り組んだ作家であります。ここで私が、この作家のことを引用というか出したのはですね、ここでお尋ねしますが、こういう宣伝やCMに奄振交付金を使えないかということです。以前、MBCの鹿児島だけのコマーシャルでは、CMが流れていました。今度、奄振交付金が、2025年度予算概算要求、8月28日の新聞によれば、目を引いたのが、交付金が28億円、対前年度120パーセントです。この使い勝手のいい自由に行政の裁量で使えるこれをですね、酒造メーカーが一致団結して全国向けのCM等にできないか。どうですか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 全国放送でのCM等に奄振交付金を使えないかという御質問でございますが、これまでも各酒造会社におきましては、経営戦略としてメディア、雑誌広告、また、Web等において自社銘柄の宣伝広告を展開しておられます。本市としましては、地域団体商標として黒糖焼酎のまず認知度向上に向けて努めてまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

10番（盛 剛君） この奄振交付金、今回は、23億7,400万円、そして、25年度要望が28億3,700万円だったと思います。今までは、ハード面ばかりが強調されてきましたけど、やっぱり島のこういう地場産業とか自然を活かそうじゃないかということで、この交付金制度が設けられたのが、平成28年度のはずです。そして、年ごとにこう増額されています。ですから、政治に携わる市役所の職員とか我々市会議員、こういったところに政策を反映させて島のために何かできないかな。これが、我々にも課せられた使命であるわけです。こういう制約の少ない予算を大島郡挙げて焼酎、森を背景にして飲む姿とか、サンゴを背景にして飲む姿とかをCMで流せないかなというのを思ったわけです。これは、全国のCMには流せないけど鹿児島県内であればできるということですか。こういうのは適用されない、交付金に。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 先ほども申し上げましたが、各酒造会社がですね、各自の銘柄等を宣伝等行っております。また、鹿児島県内においてもですね、鹿児島県内の焼酎メーカーさんもいろいろ宣伝をされております。ですのでまず、本市としましては、やはり奄美群島としては、黒糖焼酎というブランドをですね、まず、その認知度を上げることが先ではないのかなというふうに思いますので御理解いただきたいと思います。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。それでは、この焼酎関係はこれで終わって、（2）のサトウキビの振興について質問を移ります。移らさせていただきます。①サトウキビのトン当たりの生産者価格について説明願います。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、サトウキビのトン当たりの生産者価格についてお答えします。直近の生産者価格につきましては、令和5年度産の基準糖度13.7度で見ますと、1トン当たり国が

らの交付金が、1万6,860円。原料価格が、7,756円で生産者が受け取る価格につきましては、2万4,616円となっております。以上です。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。このサトウキビのですね、春植えとか盛んに新聞に今、出てます。サトウキビ振興、これで私が、疑問に思ったのは、この奄美の基幹産業であるサトウキビ、肉用牛もそうです。サトウキビに関して言えば、4年間生産者交付金単価据え置きされているということです。資材や肥料、燃料高騰する中で、この4年間据え置き、5年間据え置き、これで果たして農家は、満足しているか。この状態でいいかどうか。

農林水産部長（大山茂雄君） 議員御案内のとおり国の交付金につきましては、4年間据え置きとなっております。地元選出の国会議員の陳情につきましては、奄美大島、徳之島、沖永良部島、与論島、11市町村の首長、議会議長、農業委員会会長、JAあまみ事業本部統括理事で構成されております奄美群島サトウキビ価格対策協議会において、交付金をはじめ様々な支援等について県選出国会議員や農林水産省などへ毎年7・8回ほど行っております。今後といたしましても引き続き交付金単価の見直しを含め支援等について要請してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

10番（盛 剛君） このサトウキビはですね、肉用牛等兼ねてサトウキビの葉っぱが牛の餌になるから私が農業しているときに複合経営に適したサトウキビ、肉用牛、この複合経営を町が一回進めたことがあります。このサトウキビはですね、この地元の新聞の報道によれば、大島郡の農業産出額346億円のうち工芸作物、サトウキビなど、これは、100億円を超えています。奄美経済を下支えしていると言っても過言ではありません。というのは、一次産業でもたらされる外貨は、多くが島内で流通して商業、サービス業を刺激して島の経済を支えますので、そして、この農業で島外から来る金は、島外への輸出は少ないです。島内で回りますからいろんな物品買ったり、物食べたり、この観点からしても一次産業の振興は、大事であることを申し上げ次の質問に移ります。②土産品として黒糖を作っている小型製糖工場は、この奄美大島に何戸ほど存在しますか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 土産品として黒糖を作っている小型製糖工場ということですが、奄美大島となりますと、ちょっと私どもでも全体では把握できておりませんが、奄美市で申し上げますと、笠利町に3戸ございます。

10番（盛 剛君） 私が、なぜこの質問をしたかということですね、この黒砂糖小型製糖工場サタ屋取・サタ小屋と言うんですよ。昔は、これで生計を立てておったわけです。各小さい集落、大島郡の集落は。一族郎党でサトウキビして絞って、次はアンタの家、次はアンタの家と言ってみんなユイワク精神でもってですね、私が、小学校1年のときには、自分の集落にもこのサタ小屋が残っていてですね、自分たち小さい頃は、ソテツの葉っぱに、ちょっとくれと言ってもらって食べおったんですよ。サバ缶なんかを洗って、ちょっとだけくれと言って、そしたら、これ、とろんでしてるけど次の日は固まってですね、釘なんかで砕いて食べた覚えがあります。これはですね、今もう便利化されて、ほとんど大型製糖工場に持って行きますけど、このサタ屋取というのは、これは島の文化です。ですから、このみんなが、その当時は、薪で炊いてですね、やっていました。これは、島外から来る人なんか、島に来たら島ち実感するはずですよ。このサタ屋取というのは、我々の文化であり、また歴史でもあります。ですから、これは何とか行政が支援策を出してですね、存続させなければいけません。公共財産的な側面もあります。砂糖製糖する煙を焚いて、そして、そこに観光客が来て、1袋幾ら、島外にいる子どもたちに送ってくれとか、買ったりします。その観点から担当課の所見を伺います。存続させなければいけな

い、このサタ屋取は、どうですか。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 笠利のほうなどでサタ小屋と申しますが、サタ小屋で行われる黒糖作りに関しましては、議員が、御説明がありましたように島を訪れる観光客などにも興味を引くものの一つではなかとします。また、今年3月21日には、薩南諸島の黒糖製糖技術が、国の登録無形民族文化財に指定されるなど奄美をはじめとした薩南諸島に伝わる黒糖製造技術を後世に残すことは必要だと考えております。サトウキビ農業から派生する黒糖製造、これにつきましては、奄美を含めました南西諸島にとって重要な産業であるというふうに認識をしているところです。

10番（盛 剛君） ありがとうございます。これももう昔のことになってしまいましたけど、30年ほど前に沖縄に行ったときに琉球村というのがあってですね、そこに植物園があつていろんな土産品があつて、そして、サタ屋取もあつて12時になったらエイサーを踊っているんですよ。観光客なんかと一緒に観光客が、そして、屈託のない笑顔でみんなが楽しむあの姿ですね、忘れ得ぬ光景の1つであります。そして、島もこの八月踊りをですね、重要な観光資源として、どっかにこういう奄美村というのをつくってですね、サタンダブを絞って作っている製法、奄美じゃなくてばしゃ山村で実際にしていますけど、広いところですよ、観光バスが必ずそこに行って休む、食事する、土産品買う、そこで、黒砂糖の精製方法を見せる。そして、最後に八月踊りを楽しんでもらうと、そういうふうなですね、観光振興のために是非取り組んでいただきたい。

それでは、（3）のふるさと納税の返礼品について質問を移らさせていただきます。返礼品上位5位を示していただきたい。

総務部長（藤原俊輔君） お答えいたします。本市におけるふるさと納税返礼品の昨年度、令和5年度でございますが、上位5位について寄付金額ベースでお答えいたします。1位は、パッションフルーツやタンカンなどをはじめとするフルーツ、果物です。2位は、黒糖焼酎などのお酒、3位は、トラベルクーポンなどの旅行宿泊体験、4位は、ミキヤフルーツジュースなどの飲料類、5位は、鶏飯をはじめとする島料理のレトルト製品などを含む加工品、調味料となっております。以上です。

10番（盛 剛君） このふるさと納税、新聞見ましたら奄美市が、3億円、大島郡でトップです。農業生産額は、和泊町が80億円近く、その中で奄美市は、果物類5億円だったですかね、そして、ふるさと納税は、3億円です。これに興味を持った関係で上位5位の返礼品は、どんなものかなと思ったんですよ。私がですね、この返礼品の中で今説明いただいたら牛肉とか黒豚は、入っていませんね、入っていましたか。

総務部長（藤原俊輔君） お答えします。先ほどの1位から5位の中に豚、牛は入っておりませんが、ランキングとしましては、低いものの牛肉60件、金額と件数で説明しますと、牛肉60件、118万2,000円。豚肉548件、677万9,000円となっております。ランキング的には、6位のほうで肉、肉加工品という形で入っております。以上でございます。

10番（盛 剛君） これは、牛肉が、新聞見ましたら低迷しているとはいえ98億円、肉用牛ですね、そして、豚のほうも結構飼っている方も養豚している方もいらっしゃいます。そして、私が、ここで興味を持ったのは、このセリで鹿児島に肥育するために送るわけですよね、牛は。ここで例えば、解体して土産品用に真空パックして大規模にこうできないかなって、これを思ったわけです。このことについては、通告してありませんからいいです。これでふるさと納税の品目については、十分理解しました。

議長（奥 輝人君） 盛 剛君，②番，②番を。

10番（盛 剛君） ②のですね，奄美市が，指定する重要品目を伺います。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは，本市の農業における重点振興品目についてお答えします。サトウキビをはじめ肉用牛，また，果樹では，スモモ，パッションフルーツ，マンゴー，津之輝，タンカン，野菜では，かぼちゃ，実えんどうとなっております。以上です。

10番（盛 剛君） この重要品目5項目，例えば，この今，重要品目に指定されていない畑に鳥獣の被害があった場合に，イノシシの防護柵がありますよ，これは補助対象になりますか。重要品目外のところに害が出た場合に，これに私は，興味があったもんですから，どうですか。

農林水産部長（大山茂雄君） 当然そのイノシシの被害においては，その駆除対象になります。

10番（盛 剛君） 是非ですね，重要品目じゃないからイノシシの防護対策の補助事業はできないとかじゃなくて，やる気のある人には，補助事業で防護柵を渡してですね，やっぱり育成するように，というのは，私は，バナナ作っているときに，ここではありませんけど，イノシシの害に遭ってイノシシの防護柵申請したら重要品目じゃないからということで，できなかったんですよ。奄美市は，どうなっているかなと思つての質問であります。重要品目でなくてもやる気がある人に対しては，補助事業を加えると，鳥獣被害の，そういうふうに受け止めてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。そしたら，次の質問に，その他農業振興に関すること。奄美市が学校給食で使用する地場産野菜等をお示しいただけますか。

教育部長（正本英紀君） こんにちは。それでは，議員お尋ねの奄美市が，学校給食で使用する地場産野菜等についてお答えいたします。

農林水産省の第4次食育推進基本計画において学校，保育所等における食育の推進とあり，本市でも学校給食の地場産物利用を進めているところでございます。昨年度の奄美市立学校給食センターにおける野菜類の農産物使用量は，約6万3,000キロとなっており，群島内産農産物の割合は，12.1パーセント，約7,600キロとなっております。また，本島内ですべて賄われている野菜は，ハンダマ，パパイヤ，シマウリ，フダンソウなどとなっております。以上でございます。

10番（盛 剛君） この学校給食で使用する地場産野菜について今，私が伺いました。この問題に私が，興味持ったのが，農業農村基本法が改正されて，農福連携とか農業振興のために，この学校給食の無償化が，今議論されています。国会で。そして，今日の新聞見たら瀬戸内町が，先陣を切って給食の無償化をやるということです。来年から。この給食の無償化もそうですが，地元ですね，地元でできるのは地元で，黒豚とか野菜，そして，デザートには，マンゴーとかタンカンとかですね，使うようにして，やっぱり農福，農業との振興，そして，この限界集落，もう農業が廃れて，もう各地方が寂れています。これを再生させるために，この地場産野菜の使用を高めてですね，やっていただきたい。こう思つての質問であります。この問題については，正野議員と崎田議員も取り上げていました。地産地消，そして，農村の振興，これにリンクしていますから，来年辺りから給食の無償化，それから学校教育のもう無償化も議論されています。大学教育とか，この一歩じゃないかなと思うんですよ，まずは。そして，貧困対策にもこれは関連します。給食費が払えないとか，この地場産の地元でできるものは地元で，このことを申し上げて，2，3，4は，関連しますので一括して質問します。奄美市が，新規就

農者について実施している支援策を伺います。③一次産業における外国人労働者は、今現在何名いるか。それから認定農家についての説明をお願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、②③④一括して答弁申し上げます。

本市の新規就農者に対する支援策についてお答えします。新規就農者に対しまして各関係機関と連携し研修や巡回指導などによる細かな農業栽培経営技術支援を行っております。併せて就農時50歳未満の認定新規就農者に対しては、年間最大150万円を最長3年間交付する経営開始資金や機械、施設などを導入する際に4分の3以内を補助する経営発展支援事業、また、無利子の長期資金成年等就農資金を活用した支援を行い円滑な就農定着を図っております。加えまして本市農業研修生につきましては、市所有のハウスの無償貸し付けや堆肥の無償提供、農業機械手数料の免除などを行っているところでございます。今後も各機関等と連携し、農業栽培経営技術の普及に努めるとともに各種支援事業を活用し、新規就農者が定着して地域の中心となる農業者となっていくまで丁寧なフォローを行い、次世代を担う農業者の育成確保を図ってまいりたいと存じます。

次③の本市農業における外国人労働者は、どのようになっているかということを答弁します。本市におきましては、農業分野における外国人労働者数や雇用事業者等の概況の調査等は実施をしていない状況でございます。また、県におきましても同様の状況であり議員御質問の数値については、把握はできていない状況でございます。また、他の機関からの情報として鹿児島労働局のホームページ上で公開されている数値により名瀬公共職業安定所所管地域における農業分野の外国人労働者の就労状況が判明しましたので報告させていただきます。こちらにより当該所管地域内の産業別外国人労働者総計300人中、農業、林業の就労は、93人となっており、約30パーセントを占めております。本市の住民登録がある外国人の人数は、135人でありますので、農業、林業の就労者は、40人ほどと推計されます。

次に④の認定農家についてお答えします。認定農業者制度は、農業者が、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対し重点的に支援措置を講じようとするものです。本市では、計画目標指標といたしまして、年間農業所得を主たる農業従事者1人当たり280万円程度、年間労働時間を主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準の実現を目標として定め、これらの実現が可能となる経営計画の作成及び認定指導を行っているところでございます。

次に、認定農業者への支援としまして、第一に農業経営基盤強化資金の借入対象者となれることがございます。この資金は、農地取得や機械設備の購入、人件費支払いや負債整理等多様な用途に利用可能な資金でございます。また、融資額についても個人なら3億円、法人なら10億円まで借入が可能となります。金利面など大変優遇されている制度資金でございます。

次に、第2に農業者年金制度における国庫補助制度の優遇措置が受けられることがございます。これは、認定農業者かつ青色申告者であれば、農業者年金納付に最大で月に1万円までの国庫よりの補助が受けられます。このほかにも、地域の主たる担い手として様々な計画に位置付けられることから、営農指導上や農地流動化政策上においても、特に有利な条件や立場となり、行政として物心両面の手厚い支援の対象となることが認定農業者となる一番重要なメリットであると考えているところでございます。以上です。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。この一次産業、国会の農林水産委員会を見ていましたら、今、農業従事者が120万人、そして、それが2040年には、30万人ぐらいになるんじゃないかと、そういう話が出てました。そして、その原因は何かというと、農業では飯が食えない、そういう話が出てました。ところが、ロシアのウクライナ侵攻によって穀物の輸入がストップして、ものすごい食糧に対する安全保障、これが問題になってですね、日本はこれでいいのかということで、食糧安全

保障を最上位に掲げて農家を育成しようじゃないか。農業農村基本法が改正されています。私も農業の経験から、農業は大変ですから、やりたい人がいれば支援策を出してやっていけるようにですね、市単独の支援策あるいは国の支援策、今、説明受けたら3年間で150万円ずつですか、そういう一本立ちするまで、こういう支援策を出してやりたい人には、ぼんぼん農業をさせて、農業後継者を育てるようお願いして畜産振興に移ります。

畜産振興について、これは、私の知人にいろいろと聞き取り調査をしてきたら飼料価格も上がって、そして、牛の値段も下がって、もう大変だということなんです。牛の競りにかけたときにセーフティーネットと言いますか、50万円以下であれば補填したり国がやりますけど、高いときには70万円だったわけですから、その差額が20万円くらいです。何十頭と出していたら仮に国が補填してもですね、もうどうだろうかという話が出ていました。そこで私が、伺いたいのは、この外国からの配合飼料、これがものすごく高くなって国が、5,700億円の予算を投入して配合飼料価格安定制度を創設しましたが、これは、島で適用された事例がありますか。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、畜産物生産において、飼料は生産コストの大きな構成要素となっており、飼料価格の変動は経営における大きな影響を与えます。特に配合飼料は、原料の大半を輸入に依存しているため、その価格は、世界の需要動向を背景とした穀物の国際相場、海上運賃や為替相場などの影響を大きく受けます。このような配合飼料価格の変動に対応し生産者の飼料費負担の激変を緩和するため配合飼料価格安定制度が設けられています。内容としましては四半期の平均輸入原料価格が、直近2年半の平均輸入価格を上回った場合、生産者と配合飼料メーカー、国の積立による基金から補填金を交付するというものでございます。補填金につきましては、令和2年度の4四半期に2年ぶりに1トン当たり3,300円交付されたところでございます。その後令和4年度の第2四半期の1トン当たり1万6,800円の補填金交付をピークに令和5年度第3四半期まで補填金が交付されたところでございます。その後は、輸入原料価格が、直前2年半の平均価格を下回っておりますので、現在補填金は交付されてない状況でございます。以上です。

10番（盛 剛君） この奄美新聞を見ましたら、22年度農業生産額346億円のうち、肉用牛が98億円、低迷しているとはいえ、相当の島外に出荷して、島に外貨が入ってきているわけです。これも大きな産業です。そしてこれは、鹿児島にも影響するんですよ。島の肉用牛は、鹿児島のブローカーが買ってそこで肥育するわけです。そして、製品にまたするわけです。この島と一体をもってですね、島の肉用牛の農家がやっていかれんとなってきたら鹿児島のまた肥育農家にも影響しますから十分に留意して支援策を出していただきたい。これは私が、直接農家から聞いてここで今取り上げておるところです。それでは、もう時間がありませんから、この国道58号線の改良状況について、この質問に入ります。住用の城地区の改良状況について。これは、令和5年の3回の奄美市議会で伊東議員が、盛んに取り上げていました。国道のこの問題、私もこれはもう危ないなと思って、ずっと私は、古仁屋に行ったり西古見行ったり篠川行ったり嘉徳行ったりしているんですよ。トンネル出てからずっと内海公園があって三太郎峠に入るところは蛇行しています。そして、追い越し禁止区間が赤線で引かれていて、どうしても追い越しさんばいかんということで、正面衝突の事故が、しょっちゅうあるんですよ。この問題について伊東議員が、令和5年の3回の質疑の中でやっていましたけど、その後改善されましたか。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 御質問にお答えいたします。

御質問の道路につきましては、令和6年7月21日に住用町城地内におきまして、軽貨物車と乗用車による事故が発生したところでございました。そういう事故が発生して、謹んでお悔やみを申し上げるというところでございます。この事故の場所につきましては、ちょうど名瀬から瀬戸内町に向かうところでございまして、城集落を過ぎた内海公園付近で起こったところでございます。御案内の城トンネル

出口の急なＳ字カーブや歩道整備がなされていないこと、あるいは世界自然遺産登録による交通量増加等により道路の危険性を本市といたしましても認識しておりまして、令和５年３月には、国道５８号奄美市住用町城地区の現道拡幅に関する要望書として知事宛てに提出をしているところでございます。また、奄美市議会からも知事宛てに要望も行っていただいているところでございます。本市といたしましては、先ほど伊東議員からの御質問ございましたとおり城トンネルの集落側の出口Ｓ字カーブの山側や海側にある一部の境界が定まっていない土地、あるいはまた、海側の石垣撤去や防潮林の取り扱いについても関係機関や城集落と協議を重ねていっているところでございます。以上でございます。

- １０番（盛 剛君） これ事故も起こって、それから節田、空港に行くときも今年に入って事故が起っています。これは、国道か県道か分かりませんが、この空港と名瀬、古仁屋をつなぐ幹線道路が１つしかありません。ものすごく古見本通りなんか５時から６時、それから８時の出勤するときにもものすごく渋滞してですね、間に合わないときがあるんですよ、この問題については、伊東議員のほうから盛んに質疑がされて、おがみ山のトンネルが着工されていますけど、その空港から名瀬に来るときも私は１回は、乗り遅れたことがありました。それで払い戻しがきかんからカウンターで買って、切符をですね、行ったときもあります。この南と北を結ぶ幹線が１つしかない。できれば２車線とか、内海公園のところにですよ、追い越しができるようにその部分だけは、大きな拡幅工事なんかをしてですね、この道路がスムーズにいくように。そうしなければ、この頃は、自衛隊の車両も多いし、それから観光客も多いです。この幹線が１つしかないというのは、どうだろうかと思えますね。特別に追い越し車線を２車線つくるとか、その部分だけやっていただきたい。これはもう要望です。そしてですね、私の知人からこのことを質問してくれということで、この１点だけ質問して終わります。電波の受信が悪いということで、これは、永田議員のほうからも、以前トンネルの中で電波が切れたということですけど、私の古仁屋の知人が言うには、ものすごく悪いところがあるということで、これは、もし災害なんかが起きた場合にですね、緊急事態に対応できないから、この問題を議会で取り上げてくれと言うから、うん、自分もこれはそうだ。是非やるよということで、何とかこの件についてはお願いします。
- もう時間がまいりましたので、これで私の一般質問を終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で無所属 盛 剛君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 瀧 真一郎君の発言を許可いたします。なお、瀧 真一郎君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

- ４番（瀧 真一郎君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット配信を御覧の皆様、こんにちは。無所属の瀧 真一郎でございます。令和６年第３回定例会最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。まず、質問に入る前にですけれども通告書内の文書の訂正をお願いいたします。質問の要旨の１行目、こちらのほうの予算消費、こちらを予算執行のほうへ変えてください。併せて、真ん中のほうにあります消費済みとありますが、これを執行済みへの修正をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、少し所見を述べさせていただきます。今年は、１月１日の能登半島地震の発生から始まり、直近で発生した日向灘沖地震、それに伴う南海トラフ地震発生可能性の上昇に伴う巨大地震注意の発令、直近で奄美ではですね、直近の台風１０号の被害等自然災害の脅威を感じるとともに災害に対する備えの必要性、これを本当に痛感いたしました。被害に遭われた方々へは、心よりお見舞いを申し上げます。さて、石川県では、まだまだ復興への道は険しく復旧へ向けて取り組んでいる最中であると思

いますが、復興に尽くされている方々、皆様には、安全に留意され御活躍されることを心よりお祈りいたします。我々も近々のこういった自然災害だけではなく過去に起きた災害、この事実が風化しないように一生懸命取り組んでまいりたいと思います。さて、通告に従って質問に入る前に私のやり取りの思いという形を話させていただきます。私は、検討の中には、3つのステップが必要だと考えております。まず1つ、それは課題の共有、次に、課題に向けた対応、手段、方法の共有、それを受けて進捗の共有、この3つが初めて揃ったうえで課題に対する解決策が進んでいくと考えております。その前提に伴い質問をやっていきますので、是非回答の旨は、そちらの視野に入れてお願いいたします。

今年度も中盤に差し掛かり、来年度へ向けての予算案の検討、これも進んできていると思います。昨年度末策定された奄美市総合計画に対し、3月の定例会の一般質問にて、この内容というのは、奄美市の将来ビジョンを示す姿であり、その姿を達成するための具体的な活動計画、これはまだ未完であると。今後策定していくことであるというふうに回答いただきました。それでは、最初のスライドのほうをお願いいたします。

こちらのほうは、奄美市のホームページに載っている行政体系図、これを簡略したものになります。ここに示させていただきますように奄美市政を進めていくうえで、すべての施策、すべての事業は、奄美総合計画に、ここで示された将来あるべき姿を目指すために帰着するということが示されている図になります。まだまだ未完であるという計画、この計画自体は、この中で示します個別計画、更に、実施計画、こちらの中に含まれていくことになります。これを踏まえたうえでの財政計画であること。これを認識したうえでやっていきたいと思います。スライドの掲示ありがとうございます。

今年度は、奄美市の総合計画策定と予算策定のタイミング、これがずれていたこと。更に、細かい内容すべてを示すことで煩雑になることを鑑み、主要施策事業のみが、奄美市総合計画の3つの柱に紐付けて展開されております。次のスライドをお願いいたします。

一応ですね、第2回定例会、第3回定例会で補正予算が入っておりますが、そこは若干割愛し、まず、当初予算での配分でいくと、一般会計予算、特別会計予算、各々奄美市総合計画に紐付けられた予算の配分というのは、57パーセント、55パーセントになっております。次のスライドをお願いします。

比率をもう少し分かりやすくグラフ化すると、こういうふうになっており、今回一丁目一番地と言われている子育て支援、これを含めた市民の生活満足度の向上、こちらのほうへ多く予算が割り振られていることが分かります。スライドの提示ありがとうございます。

さて、ここから質問に入らせていただきますが、現在、来年度の予算立案に向けて検討を進めていると思います。私個人といたしましては、現時点での進捗、更に課題、これを踏まえたうえで立案していくこと。これが重要だと考えております。そこで、奄美市の将来ビジョンである総合計画の現時点の進捗、課題が見える化できるように前提として質問させていただきます。スライド3をお願いいたします。

ここに示す各々の項目に対し予算消費状況、これを4つのパターンでお示ください。（a）予算執行済み、（b）検討中、（c）未着手、（d）追加予算ありに分類してお示ください。なお、ここで追加予算ありというものに関しましては、計画の見直しに伴う事業の追加、予算変動、更に、中止を含むこととしてお示しいただければと思います。なお、時間の関係等もありますので、すべて示すことは難しいかと思います。なので、代表的な事例について、その変動理由と併せてお示ください。なお、次の質問からは発言席にて行わせていただきます。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、瀧議員の御質問にお答えします。

昨年度策定しました奄美市総合計画「未来の奄美市づくり計画」につきましては、未来の奄美市づく

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。予算の執行状況、これについては理解させていただきました。予算そのものですね、いろんな成り立ちというところに関しては、私もいろいろ勉強している最中でありまして、そこは、元々民間でやってきた中でいくと、その予算の運用の仕方、立案の仕方というところに対しては、やはり、ちょっとおかしいという言葉は表現は間違っているかもしれないですけども、こうあったほうが、もっとスムーズに進むのではないかという案もありますので、それは別途時間を取って質問させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問のほうへ移らせていただきます。スライドナンバー 4 のほうお願いいたします。

先ほどもですね、示した最初の行政計画体系図になりますけれども、繰り返しになりますけれども、ここに示されているように奄美市が行っている事業、ここで言うと、一番細かいところで実施計画になるかと思います。そちらのほうの事業というのは、原則すべて奄美市の総合計画である 3 つの柱、ここに紐付けられた計画として位置付けられていくと、今後進んでいくというふうに考えていいというふうに思っております。3 月定例会の一般質問で先ほど話していただいたように実行計画の有無については、まだ策定できてないということだと思います。このとき私が用いた実行計画というのは、15 年後の将来ビジョンですね、それに向けて総合計画を達成する。これあるべき姿です。それを目指していく中で各々の目標やテーマ、これに沿って各年度やることをしっかりと具体化し、見える化し作っていく。ロードマップという位置付けのほうで実行計画ということを伝えさせていただきました。その定義に従い各々の項目について計画というのが、このスライドの中のたぶん個別計画であり、実施計画に対応しているかと思うんですけれども、このうえでその現時点で結構です。策定されているのか。策定されていないのか。その継続案件、当然、継続案件もあるかと思いますが、それに関しては、各種行政計画の中に示されている内容の見直しがしたのか、していないのか。含めて回答をお願いいたします。

総務部長（藤原俊輔君） お答えいたします。議員御案内の実行計画の策定についてでございますが、3 月議会の一般質問におきまして実行計画の策定には至っていないとお答えさせていただいております。現在の状況におきましても全庁的には、策定していないことから回答といたしましては、（b）という形になります。以上でございます。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。分かりました。まだ現状では、実施されていないということだというふうに認識いたしました。であればですね、この計画というものは、いつやっていくのか。これはなぜ、この質問をしているかという、先ほど話させていただいたように今予算の立案というのは、来年度に向けて動いているかと思います。そこと僕は、今回その施策というところは、必ず紐付くべきものではないかというふうに考えております。でなければ、多分来年 3 月ですね、年度末ですね、来年度の予算という形で申請したものが、また、紐付かない状態の案件を 1 個、1 個整理をしていくと、承認していくという形になるので、ちょっとここは、計画をつくるのは僕は大事だと思っているので、その段階までにどこまでできているかということ含めて是非これは要望です。是非進めていただければと思います。併せて先ほど言ったちょっとホームページの中にですね、各種行政計画で示されていますけれども、これは、せめて奄美市総合計画が立案された状態で見直しということは、必ず目を通していただきたい。これは、あくまでも奄美市のホームページ、これは要望です。すみません。奄美市のホームページというのは、奄美市の僕は、顔であると思っております。なので、しっかりとそこに表現されているものは、奄美市の総合計画に紐付いたものであるべきだと思っておりますので、この辺の見直しのほうは、少なくとも中見に関して直せとは言いません。しっかりと確認したものであるものを掲示すべきだと思っておりますので、その辺は是非よろしくお願いいたします。全体としては、進捗の概要というのは理解できました。現時点で今、全庁挙げて奄美市総合計画に向ける紐付いた計画のほう

を立案中であると、策定中であるというふうに認識いたしましたので是非期間を決め、期限を決めて是非3月の予算のときにはですね、その紐の中身でお話ししていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、3つ目の質問に移らせていただきます。今回の総合計画の策定に基づき6月17日、これは笠利版地域創生戦略策定審議会、8月の14日、こちらのほうに住用町地域創生戦略審議会が開催されていると思います。その内容について通告書に示している①②併せて回答をお願いしたいと思います。まず、①になりますが、各々奄美市総合計画に紐付いて検討を開始しているというふうに認識しております。その認識で問題ないかどうか。まず、回答に関しては、各々イエスカノーでお答えください。もう一度スライド4のほうをお願いいたします。4ですね、一個前です。すみません。

そのうえで、このスライドで示している上位計画である奄美市総合計画との整合、こういった協議体で検討していくことを想定しているのか。即ち、ここに示している体系図の中のどの位置に存在するものであるというふうに想定して話をしているのか。併せて回答いただければと思います。

笠利総合事務所長（國分正大君） イエスカノーかということですが、議員お見込みのとおり奄美市の新しい総合計画に基づいて戦略として策定を行うものです。まず、先に住用が言ったほうがいいですか。

（「どちらでも結構です。」と呼ぶ者あり）

いいですか。じゃ、続けて言わせていただきます。それでは、1番と2番ということですので、まとめて回答いたします。まず、先にですね、来年度の予算と今年度までの目標値と進捗ということの質問でございますので、そこをいきたいと思います。まず、来年度の予算確保につきましては、現在、笠利版の地域創生戦略審議会、20名からなりますが、審議会において10年後のありたい姿ということで、まずは実現できる具体的な取組等の検討を行っているところでございます。この中には、従来から計画されている事業も含まれております。来年度の予算が見込まれる事業もございます。それ以外の新たな事業につきましては、笠利版地域創生戦略の内容が反映できるよう来年度、先ほどから話に出ています、本市の実施計画に計上しまして予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、初回の会議後の進捗につきましては、笠利町内に住む様々な業種や幅広い年齢層、先ほども言いましたが、20名の審議員で構成する地域創生戦略審議会と笠利町内の有識者14名で構成する笠利町地域協議会において今年度それぞれ交互に3回開催しまして、提案された意見や市民アンケート、集落アンケート、パブリックコメントを反映した内容にしたいと考えております。また、この地域創生戦略策定後の来年度以降につきましては、毎年の地域協議会の中で進捗率のローリングを図りたいと考えております。

次に、6月17日開催しました第1回笠利版地域創生戦略の審議会の内容についてでございますが、新聞報道でもありましたように審議につきましては、町内に住む様々な委員からなっております。第1回目の審議会において、人と暮らし、仕事、まちの3つのカテゴリーに分かれまして、笠利町の10年後のありたい姿ということテーマに積極的な話し合いや御提案をしていただいたところでございます。また、この笠利版地域創生戦略の、議員お示しのスライドナンバー3のどこに、ということでございますが、行政計画体系図と先ほどの表がありますが、この中に施策の横断計画という位置付けがございます。縦横つながりますが、そういう縦横つながるものに位置付ける計画として整理をしています。6月議会で個別計画という話もありましたが、この作業を進めていく段階でこういう体系図であろうということで、今、作業中になっているところでございます。

この地域戦略の策定にあたっては、これまでもこの未来計画の将来像や基本理念等を踏まえながら策定に取り組んでいるところでございますが、各部の施策にまたがる内容になることや未来計画の整合性を図る観点から、この見える化につきましてはですね、各部長で構成する幹部会というのがございます。内部の組織ですけれども、そちらの中で確認をしながら先ずはしていこうというふうに考えている

ところ です。以上です。

住用総合事務所長（平田博行君） 続きまして、住用地域の地域創生会議についての説明をさせていただきます。まず、①番のイエスカノーというところでございますが、これは総合計画に基づいてということでございます。

次に、策定目標が本年度末ということで来年度予算確包含めて進捗を伺うということです。それについてはですね、住用地域においては、地域協議会において先に重点的に進めてほしいという施策をですね、本年2月に御提案をいただいております。議員御認識のとおり総合計画に基づきながら地域協議会の重点施策を事前に支所、庁内検討を3回ほど実施したうえで審議会に入っているところでございます。審議会においては、14名の審議員によります3回の審議会と併せて、また広く3つのテーマごとの意見集約のために作業部会を実施する予定としております。その中間報告を地域協議会や嘱託委員会に行いながら優先度やあるいは目標年度を設定をし、できれば10年計画のロードマップを目標にブラッシュアップを進めていくこととしております。これは見える化ということになると思いますが。プラスまた、来年度予算確保については、10月実施の第2回審議会までに、スタートとなる初年度の取組を具体化をし、予算確保を計画をしていきたいと思っております。そして、先ほどの整合性、上位計画総合性の協議体ということですが、これは先ほど審議会及びこの地域協議会そして嘱託委員会、この3つをローリングしながら策定をしていくということになります。そして、先ほど最終的には、幹部会にしっかり説明をしていくということになると思います。また、先ほどのですね、この基本方針の中でスライドのナンバー3のどの位置付けでということでございますが、これにつきましては、創生戦略基本方針として自然を活用した稼ぐまちづくり、そして、災害に強いまちづくり、そして、定住や振興を見据えたまちづくりの3つの方針、これが、地域協議会から強く求められているところでございますので、この3つのテーマごとに奄美市総合計画の行政計画体系図にあります、暮らし、仕事、つながりのすべての施策の方向に位置付けをしております。そして、幅広く関連するために関係する部局と連携をし策定をしていきたいと考えております。先ほどと同じになりますが、来年度予算確保について、10月17日、第2回審議会までに初年度の予算確保を計画をしているところでございます。以上でございます。

4番（瀧 真一郎君） 御丁寧にありがとうございました。すみませんけど、もう一度スライド4のほうをお願いできますか。申し訳ございません。

先ほど今話をさせていただいたように、この施策の横断領域のところに、たぶん住用、笠利ともに含まれているという認識でよろしかったですかね。分かりました。ありがとうございます。今、ちょっと1個、懸念になっているのは、トップの総合未来計画が、15年後のビジョンというところに対して、やっぱり10年後というところが若干ずれているなという感覚はあったんですけど、そこは大した話ではないかと思っておりますので、そこは、すり合わせながら進めていただければいいかなと思います。一応なぜ今回この話をさせていただいたかと言うと、予算の申請の中で、やっぱり実務という実際の施策事業というところ、こちらと予算立案のタイミングのずれというものが、あるのではないかという懸念をしているから今回質問をさせていただきました。これからは、質問事項ではなくて懸念事項とお願い事項という観点で少し時間をお願いいたします。スライドの7のほうをお願いいたします。6です。すみません。

私がイメージしている予算立案のイメージになります。若干この辺はですね、私の認識のずれもあるかと思っておりますので、本当に最悪のパターンを示しているというふうに御理解ください。私の認識はですね、今現状動いているのは、ここに書いてある新規案件というところですね、緑の小さい上のN年度で動いている中身になるかと思っております。この段階で企画をしているものというのは、予算としては4つ行き先が出てくるかというふうに認識しております。1つは、来年度の立案に折り込む案、もう1つは、

無理くり今年のうちにやってしまうもの、更に、来年の予算に組み込んでいくもの、更に、一番最悪のパターンというのは、来年の予算立案に対して折り込んでいく。これ何と言っているかという、今年やったものが、反映される予算というのは、Nプラス2年度、再来年しかないっていう最悪のパターンも在り得るのではないかというふうに懸念しております。なので今話をさせていただいた中で笠利、住用両方ともですね、近々のものに関しては、来年度に折り込んでいくと、更に、併せて先を見据えた計画をつくっていくので、しっかりとこの辺の計画を見据えながらやっていくというふうに私は、理解させていただきましたので、この懸念はないかというふうに理解しております。こういった流れを踏まえながらせっかく今回取り組んでいる事業になりますので、しっかりと来年度結果が見える形で反映していただけるようお願いいたします。この件は以上になります。併せてですね、今回の総合計画についてまとめの話をさせていただきます。全体を進めていくこと。今回やったように各地域、地域で進めていくこと。その全体をですね、是非横ぐしをさして進捗が見えるようにしていただきたいということ。そうしないとですね、やはりさっき言ったように例えば、年度の話も本当は、そうなるかと思えます。実際には、一貫性がなくなる。方向性のずれ。これが生じてくると、せっかくですね、その15年後というところを見据えた奄美市の大きな柱であるみんなが戻っていく場所、これが総合計画の将来ビジョンだというふうに考えております。そこにしっかりと戻っていける紐付けというものをを行いながら、すべての事業が進めていくことを一応願っております。是非私たちもそういった観点で物事を見ていきますので、是非そういった方向で進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問のほうに移らせていただきます。医療確保に向けた現状課題について質問をさせていただきたいと思えます。まず、今回の質問に関しましては、先ほどから私自身が言っておりますので総合計画に準じた内容として質問させていただきたいと思えます。スライド7のほうをお願いいたします。

小さいですけども下のほうだけポイントに合います。これは何を示しているかという、総合計画の中にある3つの柱のうちの1つ、みんなで生活満足度向上を目指そうというところを向けた健康・医療の不安をなくするというテーマ、これに基づいた行政がすべきことに示されている中身になります。この中に、県や関係団体と一緒に医療の確保に向けた検討という項目があります。現状での課題というところとその進捗状況の確認を明確にするために今回質問させていただきます。一応私なりに調べさせていただいた中身になるんですけども、認識や異なる点がありましたら御指摘いただければと思います。スライドありがとうございます。

まず、県や関係団体と一緒に医療の確保に向けた検討、この対応といたしまして鹿児島県としては、令和6年度から鹿児島県保健医療計画、これを策定し推進していくとしております。その中で鹿児島県として対応すること、また、奄美市として対応すること、その役割分担が、どのようになっているか。その内容をお答えください。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

議員御案内の鹿児島県保健医療計画が令和6年3月に策定されております。第5章安全で質の高い医療の確保におきまして、医療提供に必要な医師、看護師等をはじめとする医療従事者の確保及び資質の向上を図ると明記されております。医師に関する県の課題といたしまして、全体の医師総数は増加しているものの、地域や診療科ごとに医師の偏在や高齢化の進行が見られること。また、全国的に医師不足が指摘されている小児科、産科の医師数が県においても全国を下回っていることなどが挙げられております。医師の確保に対しての県の基本的な方向性といたしまして、緊急医師確保対策事業による医師修学資金の貸与や臨床研修医の確保など総合的な医師確保対策に取り組むことが示されております。また、鹿児島大学病院に設置されました地域医療センターでは、キャリア形成支援と一体的に地域の医師不足や医療機関の医師確保を支援するとなっております。具体的には、県が策定いたしました医師確保計画

に基づき、県及び同センターを中心としながら各医療機関、県医師会及び市町村など関係機関と一体となって医師確保、配置に取り組むことが示されております。また、二次保健医療圏における具体的な方策を示すため、これまで奄美保健医療圏地域医療連携計画を策定いたしておりましたが、今回から県保健医療計画に一本化され第11章圏域編として追加されており、この中で奄美医療圏についても盛り込まれているところでございます。本市といたしましても、県と相互に連携し医師会、関係機関とも協議を重ねながら医師の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。1個だけ確認なんですけれども、それでいくと今回、鹿児島県保健医療計画の中には、特に各市としての役割として、こういうのしなさいということは示されていないという認識でよろしかったでしょうか。

保健福祉部長（平田宏尚君） 個別自体は例を挙げて取り組むことを示されておらず、市町村としては、県と一体となって取り組んでくださいという形で示されております。よろしくお願いします。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。現状については理解させていただきました。次の質問に移らせていただきます。さて、位置付けといたしましては、先ほどありましたように、奄美の要望を集約する会議体というところで行くと、今回、鹿児島県の保健医療計画の中には特段示されていないという形でいきますと、現状開催されている奄美保健医療圏地域医療構想調整会議とあるかと思います。こちらのほうで奄美の中の要望ということをしかり整理をして県に伝えていくという活動になっているのではないかとこのように考えております。その中でですね、昨年12月に開催された第13回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議、こちらの中で安田市長のほうから医療不足解消のために行政として取り組めることとして何かがあるか。ということヒアリングしていただいているかと思います。内容については、次のスライドのほうお願いいたします。

上のほう細かいですが、書いてある赤線のところは要望ですね、こちらヒアリングですがけれども、奄美市が自治体として何かできることはないのか。それぞれ取り組めることはないか。御指摘、御助言をいただきたいという旨、安田市長のほうから各奄美地域の病院体のほうに投げかけております。次のスライドのほうお願いいたします。

この要望に対し、まず、医療確保の観点について若い医師の就学奨学金等の援助、住宅等の確保、情報がタイムリーに受け取れる仕組み、併せて博士号等を取得できる支援体制、これが医療確保についてまず上がった要望です。次のページをお願いします。

更に、外来医療について、こちらのほうでは、地域の介護等の施設情報の共有、更に、遠隔医療対応へのクラウドネットワークシステムの構築、こちらのほうが外来医療について各病院のほうからですね、求めている内容になります。この辺を踏まえまして、これは12月の要望事項になります。これを踏まえて現時点で奄美市として取り組んでいること。こちらの状況が分かればお教えてください。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

本市の取組、また、併せて県の取組についてもお答えさせていただきたいと思います。令和5年12月27日に開催されました、議員御案内のとおり、第13回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議におきまして、個人医院の相次ぐ閉院に対し、医療の確保に向けて自治体として何かできることはないかと安田市長のほうから問題提起をさせていただいております。参加した医療機関の皆様から就学奨学金などの援助、住宅等の確保、へき地や離島の医療機関見学のための旅費支援等について御意見をいただいたところであります。まず、県の施策といたしまして、医師修学資金貸与制度や専門医養成支援事業において修学資金貸与や奨学金の支給を行っており、医師確保に向けて取り組んでいるところでございます。また、離島やへき地の医療機関見学のための旅費支援といたしまして、県におきまして県外在住の

医師向けとして離島へき地医療視察支援を学生対象としてずんばい回ろう病院見学アシストの事業を実施しているところでございます。

住宅等の確保につきましては、本市で実施しております住宅政策の活用を含め、担当部署間での検討を行っているところでございます。また、調整会議に参加をされているメンバーを中心といたしまして、関係機関や行政はもちろんのこと、市民の皆様と一緒に医療について考えていくために、医療を考えるシンポジウムも今後計画をされているようでございます。医師確保に関する各種取組につきましては、このようなシンポジウムの実施も含め、関係機関の皆様と知恵を絞り継続して検討していくことが大切だと考えております。よろしくお願いいたします。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。私の知らなかった県での取組であるとか、奄美市の取組状況がよく分かりました。是非ですね、その県での取組事項というところを実際奄美の方であり、そちらのほうにもですね、是非医療機関を含めてですけれども周知徹底いただいて、しかも取り組んでいる中身が皆さんに伝わるように広報活動のほうもよろしくお願いいたします。その中でですね、やはり、その医療って特別な状況ってあるものですから、できることって限られた状況だと理解しております。その状況を踏まえたうえで当局側が認識している現状での課題、併せてその課題に対する今後の対応計画等分かればお答えください。

保健福祉部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。

医療の確保及び医療体制の充実につきましては、本市を含めた離島地域の大きな課題と認識しており、奄美群島12市長村長や議会議員による奄美群島振興開発の推進に関する要望書が、全国離島振興協議会においても国に対し要望を行っているところでございます。また、住宅の問題に関しましても引き続き庁内で検討を進めてまいりたいと思います。議員御案内のとおり本市の総合計画におきましても健康・医療の不安をなくすための医療の確保につきましては、行政が取り組むべき課題として位置付けておりますので、今後庁内においても課題について検討し、本市として何ができるかについて、しっかりと協議してまいりたいと思います。併せて医療の確保に向け検討を重ねていく場として、奄美地域保健医療福祉協議会や奄美保健医療圏地域医療構想調整会議におきましての議論も踏まえて県や5市町村、医師会をはじめとした関係機関等と継続して検討を重ねてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。本当にこの医療の確保というところは、かなり重要な話だと私自身も思っております。これから先はすみません、私の実体験というところと併せて、提案という形で話をさせていただければと思います。私自身もですね、6月ですけれども、ちょっと耳が痛くなりまして、急性中耳炎っていう形だったんですが、結果的に分かった病名が急性中耳炎です。実際6月の中旬ですね、のほうで耳鼻科の専門医が基本的にはないものですから各病院に問い合わせをしたところ、予約だと1か月先、2か月先っていうところで、なかなか、大したことないとは思いながらも、その病名が分からないという不安を抱えたまま6月議会を過ごしたという経験があります。なかなかですね、私自身も医療の問題というところは、自分ごととして捉えたつもりだったんですけれども、やはりいざ自分が、そういったふうに病気になったときですね、その不安というのは計り知れないものがあると改めて、少しやはり私自身も自分ごととして捉えていれなかったのかなということを感じた次第です。なので、それは私よりももっと今回産科、産婦人科ですか、減っている形で、もっと不安を抱えている方々はいっぱいいらっしゃると思います。そういった状況を踏まえていくと、やはり実態に沿った産官民学含めてですね、そういった一体感を持った体制づくりであり、もっと皆さんが、生の声をぶつけ合える場所というものがいいかなというふうに考えております。スライドのほうをお願いできますかね。最後のスライドです。

こちらのほうに挙げさせていただいているのは、これは令和4年になるんですけども、これはすみません、奄美市ではなくて奄美群島区になります。ある医療圏において不足していると感じている診療科目、これは令和4年のほうのやつになります。この中に先ほど言った私の耳鼻咽喉科もありますし、産婦人科っていうのも挙げられております。ただ、令和4年時点ではあった病院が、実は令和5年の段階で閉院したり、今回産科のほうが休診になったりって形で不足しているって状況の診療科目自体が減っていくってことは、やはりその持っている課題というところと、その市民の方が考えている不安というところ、こちらの情報っていうのが、本当にしっかりと共有できているのかということを考える次第です。スライドありがとうございました。

なので、本当にですね、その実際の実態というところを産官民、先ほど言いましたけれども、そこがしっかりと実態をすり合わせる場というのをもっていただいて、市民の皆さん、住んでいる皆さんが、医療というものに対して不安を感じない、安心して暮らせるまちということをしつかりと目指して進んでいただけたらということをお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、無所属 瀧 真一郎君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

9月9日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時30分）

第 3 回 定 例 会
令和 6 年 9 月 9 日
(第 6 日 目)

9月9日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君	地 域 総 務 課 長 (住 用)	政 新 一 郎 君
市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君	環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君
保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君	福 祉 政 策 課 長	長 井 和 揮 君
こ ども 未 来 課 長	米 田 大 樹 君	高 齢 者 福 祉 課 長	盛 功 一 君
重 点 政 策 推 進 監	畠 山 正 明 君	商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	建 設 部 長	坂 元 久 幸 君
上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君	教 育 部 長	正 本 英 紀 君

9月9日(6日目)

学び・スポーツ
推進課長 押川 裕也 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	向井 渉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押川 治 君
議事係長	田川 正盛 君	議事係主査	重井 真人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第66号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの16件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案16件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、自民党新政会 川口幸義君の発言を許可いたします。

22番（川口幸義君） おはようございます。議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について。

（1）10ページ，16款1項1目1節，社会福祉費負担金1，103万2，000円及び17款1項1目1節，社会福祉費負担金551万6，000円の概況と実績を示すとともに，対応する歳出について説明を求めます。

（2）番，11ページ，20款1項1目1節，基金繰入金のうち財政調整基金繰入金883万6，000円，公共施設事業費繰入金4，070万円の説明と，それぞれの基金の適正な積立額，現在の積立額について説明を求めます。

（3）14ページ，2款1項12目7節，報償費，住用地域創生戦略審議会謝金の根拠と何名分で委員の構成と地域戦略の概要について示してください。

（4）番，15ページ，2款1項13目18節，負担金，補助金及び交付金，奄美音楽祭235万3，000円の概要と開催に至った経過の説明と負担金の支出先などについて説明を求めます。

（5）番，18ページ，3款1項1目12節，委託料162万1，000円のうち，社会福祉法人設立認可事前審査業務97万円の具体的な内容の説明を求める。社会福祉法人の認可は県の業務と思うが，事前審査を市が行う法的な根拠を示してください。

（6）番，20ページ，3款2項3目18節，負担金，補助金及び交付金，保育所などの給食支援事業1，249万8，000円の事業の内容，歳出の方法などについての説明を。

（7）番，21ページ，3款2項10目，重点政策推進費が新設されている。政策とは政治の方策と解されるが，政策推進費とした意図と計上される項目の基本的考え方と，18節，負担金，補助金及び交付金455万円の説明を。

（8）番，24ページ，4款1項8目14節，工事請負費2，597万9，000円の説明と発注の方法まで，よろしくお願いします。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

高齢者福祉課長（盛 功一君） おはようございます。それでは，高齢者福祉課から補正予算書10ページの社会福祉費負担金減額補正についての質問にお答えします。

議員お尋ねの16款1項1目1節社会福祉費負担金及び17款1項1目1節の社会福祉費負担金の減額補正につきましては，どちらも介護保険被保険者のうち低所得者が負担する介護保険料を軽減する負担金について減額計上したものです。介護保険制度では，介護保険料を被保険者の負担能力に応じて所得段階別に設定しておりますが，1段階から3段階までの低所得者に関しましては，補正係数を掛けることで更に保険料を減額しており，元々の保険料と減額された保険料との差額分につきましては，国が

2分の1、県と市が4分の1ずつを負担することになっております。今回、令和6年度分の本負担金を減額補正した理由は二つございます。一つは、令和6年度介護保険制度改正に伴い、本負担金を計算する際に用いる補正係数が小さくなったことです。本年度当初予算を作成した時点よりも、第1段階は0.3から0.285へ、第2段階は0.5から0.485へ、第3段階は0.7から0.685へと補正係数が小さくなったことにより、公費で負担する一人当たりの単価につきましても、第1段階は1,928円、第2段階は3,480円、第3段階では3,492円とそれぞれ減額となっております。もう一つの理由は、対象となる低所得者数の減少です。本年度当初予算の作成時点で見込んでいました低所得者数に対し、令和6年4月1日現在の人数は、第1段階で5,614名から177名少ない5,437名へ、第2段階で1,430名から5名少ない1,425名へ、第3段階で1,067名から7名多い1,074名へと推移しており、合計では8,111名から175名少ない7,936名へと、当初見込みよりも対象人数が減少しております。以上のことから、公費で負担する額は当初予算額よりも2,206万4,000円少なくなり、7月10日付けで国のほうから、8月14日付けで県のほうから減額となりました本負担金の交付決定通知書が届いたため、本議会に補正予算を計上したところです。

次に、本負担金の実績ですが、直近3か年で申しますと、令和3年度は8,062名分、1億2,013万3,700円、令和4年度は8,065名分、1億2,048万9,100円、令和5年度は7,936名分、1億1,830万8,200円を軽減しております。なお、本負担金につきましては、一般会計の歳入とした受け入れた後に市の負担する分と合わせまして介護保険事業特別会計へ繰り出しております。

議員お尋ねの本負担金の歳入減に対応する歳出につきましては、補正予算書19ページの3款1項8目27節繰出金が該当いたします。以上で終わります。

財政課長（柳 樹三郎君） おはようございます。財政課では（2）基金繰入金に関する質問についてお答えいたします。

はじめに、財政調整基金繰入金883万6,000円の減額について説明いたします。補正予算案の調整段階では、各事業に必要な経費、財源を増減しながら補正額を積み上げてまいります。今回の補正額を積み上げたところ、歳出補正額よりも歳入補正額が883万6,000円多い状況でございましたので、歳入歳出補正額を同額とするため、財政調整基金繰入金を減額したものでございます。

次に、公共施設整備事業基金繰入金4,070万円の減額についてでございます。当初予算において、伊津部小学校付属幼稚園解体工事に係る財源といたしまして、公共施設整備事業基金繰入金4,070万円を計上しておりました。今回の補正では、解体後の跡地に園庭、遊具を整備する経費1,130万円を計上しており、解体工事と合わせて総事業費を5,200万円としております。この財源といたしまして、過疎対策事業債5,200万円を計上し、公共施設整備事業基金繰入金を4,070万円を減額するもので財源更正するものでございます。

最後に、それぞれの基金の適正な積立額、現在の積立額についてです。基金の積み立てにつきましては、基金ごとの個別目標額は設定しておりませんが、現在の第2次財政計画において財政調整基金、公共施設整備事業基金、地域振興基金の三つの基金の積立目標額を計画完了の令和7年度末には60億円超えと設定しております。9月補正後の基金残高の見込みとして、財政調整基金は38億1,132万円、公共施設整備事業基金は23億8,664万円であり、これに地域振興基金20億6,250万3,000円を加えた3基金の合計は、82億6,046万3,000円となります。財政調整基金は災害対応や緊急的な財政出動の備えとして、また、公共施設整備事業基金は、既存の施設の改修や将来の施設整備の財源として大変重要なものでございますので、今後も堅実な財政運営のもと、基金の活用と確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

住用地域総務課長（政 新一郎君） おはようございます。住用地域総務課の分について、（３）についてお答えいたします。

住用町地域戦略審議会の委員報酬の根拠といたしましては、「奄美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例」第２条、振興計画審議会委員により、日額３，９００円となります。また、構成につきましては、自然を活用した稼ぐまちづくり、災害に強いまちづくり、定住振興を見据えたまちづくりの委員及びアドバイザーを含め、合計１４名の審議員となります。概要につきましては、住用町に特化した活力ある住用町を目指すため、審議員や地域協議会、嘱託員とも連携しながら、多様な意見を集約し、優先度や目標年度を決め、１０年計画の施策を策定したいと考えております。以上となります。

学び・スポーツ推進課長（押川裕也君） おはようございます。学び・スポーツ推進課では、２款１項１３目１８節、負担金、補助及び交付金、奄美音楽祭についての御質問についてお答えいたします。

本事業は令和４年度から開催しております、ほこらしや奄美音楽祭の令和６年度の事業負担金でございます。本事業は奄美の世界自然遺産の登録を機に、奄美の文化の一つでもある島唄をオーケストラとコラボさせることにより、島内はもとより島外にも奄美の観光と併せて文化の魅力を発信していきたいとの思いから取り組んでおります。負担金の支出先でございますが、本事業は県及び奄美大島５市町村で構成する実行委員会で主催しており、その実行委員会へ負担するものでございます。以上でございます。

福祉政策課長（長井和揮君） おはようございます。（５）の御質問の社会福祉法人の設立認可の所管庁については、平成２５年の社会福祉法の改正により、主たる事務所が市内にあり、市内のみで事業を実施する場合は市が所管庁として設立認可、定款変更等の許認可を行う法定受託事務となっております。議員御指摘のとおり、市内で事業を実施する法人であっても、主たる事務所が本市以外にある場合や、市以外の区域でも事業を実施する場合は、県が、また、県を跨ぐ場合は国が所管庁となります。今回の場合は、主たる事務所が本市にあり、市内のみでの事業を実施する事業であることから、本市が所管庁として事前審査事務を行っているところでございます。なお、事前審査業務についてでございますが、法改正後、本市では初の社会福祉法人の設立認可の審査事務を行っておりますが、運営部門や会計部門と審査内容が多岐にわたることから、事前審査業務を行うものでございます。以上でございます。

こども未来課長（米田大樹君） おはようございます。こども未来課分の（６）についてお答えいたします。

保育所等給食支援事業につきましては、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食の実施が確保されるよう、保育所などに対して必要な経費を支援する事業となります。対象となる施設は、給食を月１０日以上実施し、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない施設となり、対象となる期間は令和６年４月から令和７年３月までとなります。歳出の方法につきましては、毎月の初日在籍児童数×給食費の月額×物価上昇率で算出した額が月ごとの補助金額となりますが、令和４年度と５年度については事前に年間分を施設へ概算払いし、年度末に精算する方法を取っております。今年度も同様の方法で交付したいと考えております。以上です。

重点政策推進監（畠山正明君） おはようございます。重点政策推進監からは、通告書の（７）重点政策推進費を新設した意図と基本的な考え方、また１８節、負担金、補助及び交付金４５５万円の内容についての御質問がございましたのでお答えいたします。

まず、今年度新設をいたしました重点政策推進費についてでございますが、先日の一般質問でもござ

いましたとおり、本年４月から保健福祉部に新たに重点政策推進監を配置しているところでございます。重点政策推進監では、全市的な保育環境の充実に向けた体制強化施策の企画調整のほか、将来的な大型事業の検討など、保健福祉分野全般の多岐にわたる政策を業務といたしております。各政策や対策に応じた予算を重点政策推進監として計上するに当たり、重点政策としての推進状況も明確にお示しをするため、今回、重点政策推進費として費目を新設した次第でございます。また、当該予算費目に計上する事業といたしましては、重点政策推進監が直接または関係課と共同で実施をする事業のほか、各年度に政策として取組を推進する事業などといったしております。

次に、１８節、負担金、補助及び交付金４５５万円の内容について御説明をいたします。

こちらは、今年度、県が創設した子ども・子育て市町村応援交付金におきまして、本市における子育てに関する生活満足度の向上を図ることを目的とした官民連携による事業提案がモデル事業としての採択を受けたことから計上するものでございます。事業の概要といたしましては、中心商店街の皆様と連携し、アーケード内に知育玩具等を設置するなど、雨天時等の遊び場としても子育て世帯が訪れやすい環境整備を実証するアーケードちびっこ公園トライアル補助金ほか、民間企業、団体などの皆様による創意工夫を発揮した子育てサービスの創出を後押しする子ども・子育てサービス創出トライアル補助金、民間において既に実施されている子育てサービスのより多くの方々に利用していただくための子ども・子育てサービス広告強化トライアル補助金、また、住用体験交流館の指定管理者と連携をいたしまして、子育て世帯がより利用しやすいサービスや料金等の実証を行う子ども向けサービス利用拡大トライアル奨励金など、四つの官民連携事業に係る費用を計上しているところでございます。以上でございます。

環境対策課長（林 孝浩君） おはようございます。それではお答えいたします。

（８）４款１項８目１４節、工事請負費２，５９７万９，０００円の説明と発注方法はということでございますが、今回、補正予算として提出しております工事請負費２，５９７万９，０００円につきましては、老朽化した奄美市斎場の改修事業に伴う工事請負費でございます。内容につきましては、斎場の改修工事をするに当たり、改修工事に伴う設計業務を委託しておりましたが、成果品の設計内容を精査した結果、当初見込んでいた予算額より超過することとなり、それによる増額分と、新たに燃料タンク整備に係る追加工事分を合わせ２，５９７万９，０００円を増額計上するものでございます。改修工事の増額につきましては、資材の高騰や人件費の増額によるもの、併せまして、斎場を利用される方々に対しまして、安らかに最後のお見送りをしていただける厳かで快適な空間となるよう、設計において検討を重ねたものでございます。また、燃料タンク整備につきましても、同様に老朽化が激しいことが判明したため、設計段階において万が一の事態に備え、今回の工事に合わせまして追加で整備することいたしました。

続きまして、工事の発注方法でございますが、市内事業者を対象とした指名競争入札での発注を予定しているところでございます。以上です。

議長（奥 輝人君） 再質疑ありますか。

２２番（川口幸義君） はい、どうもありがとうございました。大まかに理解はできました。それで、住用地区の審議員の皆様、１４名と、これは６日の一般質問で瀧議員が質問をやっておりましたけれども、これは年に何回ぐらいの審議員はやる予定なんですか。

あとはこの２４ページですね、工事の発注については、一応は、指名競争入札ということなんですか。これは中の機械は補修するような予定はないですか。これは技術的にも地元の業者でいけるかどうか、それで一応ここに取り上げましたけれども、これが１点なんですけれども。

あとは大まかに理解はできましたので、よろしくをお願いします。

住用地域総務課長（政 新一郎君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、8月の14日の日に第1回の審議会を行いまして、今後、あと2回ほど審議会を行う予定であります。また、そのほかにも専門的な作業部会というのを1回か2回開く予定をしております、来年の1月、2月に報告をするような予定をしております。以上です。

環境対策課長（林 孝浩君） 今回の改修工事の概要についてですが、工種ごとに、まず火葬炉工事、建築改修工事、電気設備工事、給排水設備工事、空調設備、屋外給水整備、燃料タンクの設置工事、合わせまして七つの工事を予定しているところでございます。いずれも工事の内容からいたしまして地元の業者で指名競争対応可能というふうに考えております。以上でございます。

22番（川口幸義君） 地元の業者でね、賄えるということですから、是非地元業者の育成のためにも、皆さん頑張ってくださいと思います。今年のいわゆる6年度の土木費だって、かなり減っておりますからね、建設費なんてものは、もう9億ぐらい、当初予算から減っておりますので、やはり地元の産業の育成をする意味においてもですね、土木業者というものは、大体140社ぐらいあるんですよ。こういった業者が9億も予算を削られるとですね、ほとんどもう仕事がないような状況にありますので、今後はここらあたりでもですね、十分当局においては御配慮いただいて頑張ってくださいと思います。以上、終わります。

議長（奥 輝人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての1件は、これを総務企画委員会に、議案第52号から議案第55号まで、議案第58号から議案第61号まで、議案第64号及び議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての10件は、これを文教厚生委員会に、議案第56号、議案第57号、議案第62号、議案第63号、議案第65号、議案第66号及び議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての7件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

○

議長（奥 輝人君） 日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

同議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は22人であります。

候補者名簿につきましては、お手元に配布いたしております。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票を願います。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に朝木一仁君及び盛 剛君を指名いたします。

両君の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票。

有効投票のうち、川越桂路君21票、杉本尚喜君0票、柴立豊子君1票。

以上のとおりです。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日10日から23日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日10日から23日までを休会とすることに決定いたしました。

以上を持ちまして本日の日程は終了いたしました。

9月24日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。(午前10時10分)

第 3 回 定 例 会
令和 6 年 9 月 24 日
(第 7 日 目)

9月24日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 朝 木 一 仁 君
3 番 帶 屋 誠 二 君
5 番 正 野 卓 矢 君
7 番 幸 多 拓 磨 君
9 番 叶 幸 治 君
11 番 前 田 要 君
13 番 永 田 清 裕 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 ヤ ス エ 君
19 番 奥 晃 郎 君
22 番 川 口 幸 義 君

2 番 西 忠 男 君
4 番 瀧 真 一 郎 君
6 番 弓 削 洋 平 君
8 番 大 庭 梨 香 君
10 番 盛 剛 君
12 番 泉 義 昭 君
14 番 崎 田 信 正 君
16 番 多 田 義 一 君
18 番 与 勝 広 君
20 番 伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

21 番 竹 山 耕 平 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君
市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君	保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	高 齢 者 福 祉 課 長	盛 功 一 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	産 業 建 設 課 長	植 田 斉 久 君
産 業 振 興 課 長	肥 後 健 作 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
農 林 水 産 課 長	川 畑 博 行 君	農 林 水 産 課 長 (笠 利)	川 畑 健 朗 君
建 設 部 長	坂 元 久 幸 君	上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君
教 育 部 長	正 本 英 紀 君	教 育 総 務 課 長	田 中 巖 君

9月24日(7日目)

学 び ・ ス ポ ー ツ 推 進 課 長	押 川 裕 也 君	地 域 教 育 課 長 (笠 利)	對 知 健 君
--------------------------	-----------	------------------------	---------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	向 井 渉 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	押 川 治 君
議 事 係 長	田 川 正 盛 君	議 事 係 主 査	重 井 真 人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第66号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの16件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生副委員長の審査報告を求めます。

文教厚生副委員長（幸多拓磨君） おはようございます。文教厚生委員会副委員長，チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は、去る9月10日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第51号から議案第64号中の関係事項10件の議案について審査いたしました。

10件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

はじめに、議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項について審査いたしました。

まず、3款民生費，4款衛生費について、当局からの補足説明の後に、委員より、離島地域子ども通院費等助成金400万円の補正予算計上についての質疑に対し、この事業につきましては、予算成立後に広報をすることで、まだ実績としてはないが、心身障害児施設入所者及び療育費旅費助成の実績があり、令和6年度実績では、延べ件数23件、人数17名の利用で、23万9,162円を支出しているということでございます。

次に、委員より、世界自然遺産費の脱炭素推進事業負担金905万9,000円について、赤木名小学校と食肉センター屋根に太陽光パネル設置に係る費用についての質疑に対し、事業費全体で、今回、赤木名小学校に1,736万1,000円と食肉センターに1,723万8,000円を予定している。環境省からの補助となっており、補助率は3分の2となっており、残りを丸紅株式会社と奄美市で負担するということです。

次に、3款2項3目保育所費の保育所等給食支援事業費補助金1,249万8,000円について、当局より補足説明があり、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、給食費等の負担軽減に必要な費用を私立保育所などに補助するものとのことでした。

そのほかにも、扶助費、火葬場費など、ほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、10款教育費について、当局からの説明の後に、委員より、学校に勤務する校務員の補正について、質疑に対し、学校校務員については、令和4年度まで全28校に単独配置されていたが、令和5年度から小規模校を中心に兼務配置となり19名の配置となった。令和6年度から単独配置に戻ることになったことによる予算の計上を行ったということでございます。

次に、10款6項1目保健体育総務費の鹿児島・佐賀エールプロジェクト負担金94万円について、当局の補足説明の後、委員より、具体的な内容について質疑があり、当局より、国民体育大会、国民スポーツ大会が鹿児島、佐賀で2年連続開催されたことを契機に、両県の関係強化を図ることを目的に、各競技でのアスリート交流事業を実施し、奄美市では相撲競技の交流事業を行っているとのことでした。

ほかにも、給食センター修繕に伴う質疑、横浜DeNAベイスターズ関連に対する質疑等ありました

が、この際、省略いたします。

次に、議案第52号 令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、その後、議案第60号から議案第53号、議案第54号、議案第64号、議案第55号、議案第61号について審査を行いました。特段の質疑はございませんでした。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（奥 輝人君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（弓削洋平君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は、去る9月11日の1日間開会し、付託議案7件の案件について丁寧に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査内容について御報告いたします。

議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項のうち、第1表、歳入歳出予算補正のうち、6款農林水産業費、7款商工費及び11款災害復旧費のうち、農林水産部が所管する事項を歳入歳出一括して審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、40ページ、11款災害復旧費について質疑があり、当局より、土木機械借上料2か所は、手花部地区の用悪水路で、もう1か所は節田地区の用悪水路、5月27日から28日にかけての豪雨で被災したものとすることでした。

委員より、林道山間線と林道朝戸線の状況と今後の予定について質疑があり、当局より、現年、補助災害復旧費1,100万円について、現在、令和5年度から災害復旧を行っている。林道山間線は施行していたが、残土量が予想以上に出てきてしまい、それを処分するための処分費の増額分とのこと。併せて、現年単独災害復旧分については、令和4年度から施行を行っている林道朝戸線の災害復旧費の増額になるとのこと。こちらも実際に施行している中で残土量が増え、処分費の増額となるとのことでした。

次に、委員より、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金の農業研修等助成金について質疑があり、当局より、今年度、農業研修センターのほうで研修している研修生3名の研修助成金とのこと。1日5,800円、日額で、7月から3月までの予算ということで、3名で328万9,000円計上しているとのことでした。

次に、委員より、5目観光費、18節、芝山町友好都市・成田奄美線就航10周年親子ツアー負担金の質疑があり、当局より、航空会社のほうに支払う負担金となっており、募集方法については、対象者は奄美市内の小学5、6年生とその保護者になり、親子15組、計30名とのこと。募集期間は計画段階であるが、令和6年度の10月中旬から10月の下旬に募集したいと考えている。開催時期は冬休み期間と予定している。ツアーの負担金300万円は航空会社のほうに支払いをし、募集をかけることについても、航空会社のほうで募集要項をつくっていただき募集をかける。この募集に関しては、市の広報紙や、あと、学校のほうにチラシを配り、また、市のSNS等々を活用して周知を図るとのことでした。

そのほかにも多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第51号 8款土木費及び11款災害復旧費のうち、建設部の所管する事項を歳入歳出とも同時に審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、32ページ1目港湾管理費、12節委託料の騒音調査業務150万円について質疑があり、当局より、調査方法については、24時間、2週間、騒音計を設置して、騒音

レベルの測定1か所を行う予定。今回、この騒音レベルの調査を行った結果、環境省による環境基本法の騒音に係る環境基準がどのような形になっているかという調査を実施する予定である。今年5月に奄美市と戸玉集落において意見交換会が行われ、その中で騒音についての意見等があり、関係機関等と協議を重ねて、今回予算を計上しているとのことでした。

次に、委員より、8款土木費、1目土木総務費、18節負担金及び交付金、地参地掃事業補助金32万3,000円について質疑があり、当局より、地域内にある市が管理している道路、河川、公園の清掃や伐採を行った自治会に対して補助金を支払っている。現在、自治会の組織率が低いと考えられる名瀬地区のほうから順次進め、昨年度から始まった事業で検証しながら、これを拡大していくかどうか考えているとのことでした。

そのほかにも多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第56号 令和6年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、10ページ、投資有価証券補正予算額2億円について質疑があり、当局より、有価証券の購入を予定している。当初予算のときには3億程度ということで組んでいたが、今年の3月に日銀の総裁が変わり、そのときに政策の大きな変更があり、インフレの状況や世界の情勢とかそういったものを含めて、今までゼロ金利政策やそういった低金利政策をとっていたところを大きく方向転換したということもあって、今後は金利が上昇する局面であろうということで考えている。そういった意味から、決算で、有価証券と現金預金も含めた額33億あるが、そこにやはり、今までのデフレの時代で長期的には30年間低金利が続いたので、あまり考えていないところであったが、この内部留保をうまく運用して、少しでもインフレに負けたくないような経営基盤をつくりたいということで、急遽、2億という額を挙げて、リスクの少ない有価証券ということで、国債とか政府機関債、財投機関債、そういったものを考えて予算を計上したとのことでした。

そのほかにも質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第57号 令和6年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、7ページ、流動資産の未収金について質疑があり、当局より、3月の末で年度が終わるので、3月に賦課されている下水道料金と消費税の還付分も次年度に入ってくるので、その分も加味した未収金となっているとのことでした。

次に、議案第62号 奄美市ICTプラザかさり条例の一部を改正する条例の制定について審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、利用料金の設定について質疑があり、当局より、まず、個人で使用する場合、二通りの料金設定があり、一つが、冷房機器を使用する及び5月から11月、左記以外の場合というのがクーラーを使用しない場合になる。この場合で、現行、クーラーを使用しない通常の料金設定が50円になっていた。それが今回100円に改正しようとしている。それによって50円の増であるが、冷房機を使用した場合、現行が250円、これは通常の50円に、1時間当たりの空調の使用料が200円ということで固定されていたので、250円であったものが150円、100円の減額になる。コワーキングスペース全体を専用する場合、これが、クーラーを使用しない場合が、現行780円であったものを、改正後500円、冷房機及び5月から11月の現行が980円であったものを、改正後750円にするものである。個人利用の1時間当たり50円増額になるが、全体的な使用料としてはおおむね減額になるとのことでした。

委員より、利用状況、活用状況について質疑があり、当局より、8号室、いわゆる別館としてコワーキングスペースとして併用していたスペースを除いたら7号室あり、そのうち、現在入居しているのは4社利用している。コワーキングスペースについては、令和5年度の実績で延べ233名の利用とのことでした。

次に、議案第63号 奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、定数削減について質疑があり、当局より、今回、農業委員の人数を2名減するにあたり、国の法律に基づいて農地面積で定数の上限が定められており、基準の農地面積が1,300ヘクタール以下の場合、農業委員数の上限が14名以内と定められている。それに基づいて、今回、奄美市の農地面積が減少したことから、条例の定数のほうも14名以内と改正するものであるとのことでした。

そのほかにも質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第65号 奄美市道路線の廃止について及び議案第66号 奄美市道路線の廃止及び認定についての2件を一括して審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、市道古里45号線と市道古里46号線の誤った認定について質疑があり、当局より、毎年、台帳の補正ということで台帳の内容を精査するが、5年度から6年度にかけて台帳補正のほうを業者に委託し、それを精査するにあたって見つかったもので、このたび重複していた部分を廃止するに至ったとのことでした。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わります。

なお、質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（奥 輝人君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（栄 ヤスエ君） おはようございます。総務企画委員会は、去る9月12日付託されました1件の案件について、丁寧に審査いたしました。

それでは、総務企画委員会に付託されました、議案第51号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）の1件につきましては、お手元に配付してあります、総務企画委員会報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第51号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項について。

最初に、当局より、予算書13ページ1款議会費、1項議会費、1目議会費から、17ページ2款総務費、6項監査事務局費、1目監査事務局費において、各費目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費などの予算の増額・減額の計上については、当初予算編成が定期人事異動前であったことから、4月の定期人事異動等の職員配置により、給料などの額が確定したことにより、今回の補正予算に計上したもののとのこと。

予算書14ページ、歳出の2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費の増額計上した金融機関手数料446万6,000円については、令和3年に全国の金融機関に導入された内国為替制度運営費により、令和6年10月から国庫金や公金においても支払時の口座振込に係る手数料が発生することとなったもののとのこと。会計課を経由して支出される公金の口座振込に係る手数料については、会計課で計上しているが、一部事業等の支出については、電送による口座振込取扱いがある担当課においても、同じく金融機関手数料を増額計上しているとのこと。

予算書11ページ、歳入の20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金883万6,000円の減額は、歳出補正総額よりも歳入補正総額が多いため、財政調整基金繰入金を減額したとのこと。

予算書14ページ、歳出の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、10節需用費、修繕料215万8,000円のうち、172万1,000円は名瀬本庁庁舎の空調設備及び会議音響システムの故障に伴う費用とのこと。

予算書16ページ、歳出の2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、17節

備品購入費209万8,000円は、新規レジシステム、各種機器購入費用として計上したものとのこと。11節役務費にキャッシュレス端末設置手数料として13万6,000円、13節使用料及び賃借料にレジシステム使用料として27万4,000円を計上したとのこと。

予算書10ページ、歳入の16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金のうち、戸籍システム改修に伴う社会保障税番号制度システム整備費補助金として130万9,000円を計上しており、補助率は10分の10とのこと。

予算書34ページ、歳出の9款消防費、1項消防費、1目消防費、1節需用費の108万9,000円の増額は、住用消防分駐所に配属の水槽付消防ポンプ自動車自動泡混合システムの基盤故障により、修繕料を計上したとのこと、など、補足説明がありました。

委員より、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、17節備品購入費について質疑があり、当局より、今回導入のレジシステムでポイントオブセールス、ポスタスといい、日本語では販売時点情報管理とのこと、どのような商品、サービスが、いつ、どこで、誰に、どれだけ売れたかを記録するシステムで、従来のレジシステムとの違いは、取扱い情報をリアルタイムで集計でき、自動的に更新される。また、従来のレジのように、その日の販売データを後から入力整理する必要がなくなるため、事務の効率化につながるとのこと。

委員より、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、10節需用費の修繕料について質疑があり、当局より、笠利総合支所駐車場の門扉が塩害等により腐食し、開閉ができないための修繕料、また、本庁舎の4階の一系統、市長室、副市長室、応接室、秘書室等の空調設備の修繕料とのこと。

委員より、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、11節役務費、金融機関手数料について質疑があり、当局より、補正額の金融機関手数料すべてで955万円、令和6年10月から令和7年3月までの振込手数料を計上しており、次年度以降、本格実施であるとのこと。電送振込料で例えると、鹿児島銀行大島支店は無料だが、鹿児島銀行本店、ほかの支店では50円、ほかの銀行では112円である。これが次年度以降は鹿児島銀行大島支店は無料、鹿児島銀行本店、他の支店では100円、ほかの銀行では162円と倍の金額になるため、次年度は2,000万円から3,000万円になると見込んでいるとのこと。

委員より、9款消防費、1項消防費、1目消防費、10節需用費、修繕料の住用消防分駐所の車両の基盤故障についての質疑があり、当局より、自動泡混合システムは、水と泡消火器を自動混合して泡混合水の放水を可能にするシステムで、泡混合水は可燃物と酸素を遮断して火災の炎に対してすぐれた防衛機能を発揮するため、早期の鎮圧、鎮火に期待ができ、消火活動において重要なシステムである。基盤の故障により、水の放水はできるが泡混合水を放水できないため、修繕料として予算計上したとのこと。

そのほかにも、委員より質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質問がありましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（奥 輝人君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決はこれを一括して行います。

この議案１６件に関する各委員長の報告はいずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案１６件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案１６件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第２，議案第７１号 令和５年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第８０号 令和５年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についての１０件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました，議案第７１号から議案第８０号までの提案理由を御説明いたします。

議案第７１号 令和５年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明いたします。

令和５年度一般会計予算は，当初３１１億３，３４０万５，０００円を計上し，その後，６０億２，５７６万４，０００円を増額補正したことにより，最終予算額は３７１億５，９１６万９，０００円となりました。これに令和４年度から繰り越した新型コロナウイルス感染症緊急対策事業や都市再生整備事業など，８億３，２２５万５，７７２円を加えた最終の予算現額は，３７９億９，１４２万４，７７２円となっております。この予算現額に対して，住民税非課税世帯生活支援特別給付金や災害時情報強化整備事業など，１９億３，４９７万６，２２２円を令和６年度に繰り越した後の，令和５年度一般会計の決算額は，歳入総額３６６億５，４３３万２，９０２円，歳出総額３４７億８，２１８万６，６９８円となり，歳入歳出差引額は１８億７，２１４万６，２０４円となりました。また，歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源８億９，８７２万９，２２２円を差し引いた実質収支額は，９億７，３４１万６，９８２円でございます。

議案第７２号 令和５年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初５１億２，０２２万４，０００円を計上し，その後，１億６，１５２万６，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は５２億８，１７５万円となりました。これに対して決算額は，歳入総額５１億２，０７０万４，４９３円，歳出総額５０億９，４５７万４，１８５円となり，歳入歳出差引額は２，６１３万３０８円となりました。

議案第７３号 令和５年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初３億１，２８８万５，０００円を計上し，その後，１５８万９，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は３億１，４４７万４，０００円となりました。これに対して決算額は，歳入総額２億８，７７８万３，８６７円，歳出総額２億８，７２７万９，７９４円となり，歳入歳出差引額は５０万４，０７３円となりました。

議案第７４号 令和５年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初５億８，６６１万８，０００円を計上し，その後，１，１４７万７，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は５億９，８０９万５，０００円となりました。これに対して決算額は，歳入総額５億９，３６１万８，０６４円，歳出総額５億９，２４１万８，０６４円となり，歳入歳出差引額は１２０万円となりました。

議案第７５号 令和５年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初５３

億6,513万9,000円を計上し、その後、1億5,199万8,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は52億1,314万1,000円となりました。これに対して、決算額は、歳入総額52億8,305万2,941円、歳出総額51億1,262万1,239円となり、歳入歳出差引額は1億7,043万1,702円となりました。

議案第76号 令和5年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額3,417万7,000円に対して、決算額は歳入総額、歳出総額ともに2,936万253円となっております。

議案第77号 令和5年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初7億8,348万3,000円を計上し、その後、2,189万円を減額補正したことにより、最終予算現額は7億6,159万3,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額7億5,912万8,859円、歳出総額7億5,888万6,613円となり、歳入歳出差引額は24万2,246円となりました。

議案第78号 令和5年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額553万1,000円に対して、決算額は歳入総額535万9,967円、歳出総額160万1,192円となり、歳入歳出差引額は375万8,775円となりました。

議案第79号 令和5年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額11億3,598万1,771円、支出額10億7,605万6,720円で、当年度純利益は5,992万5,051円となりました。利益処分計画につきましては、令和5年度末未処分利益剰余金4億6,176万3,762円のうち、104万6,438円を一般会計納付金とし、残りの4億6,071万7,324円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に、資本的収支につきましては、収入額6億9,527万2,800円に対し、支出額15億712万6,727円で、差引8億1,185万3,927円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

議案第80号 令和5年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額16億4,970万5,679円、支出額13億7,586万4,346円で、当年度純利益は2億7,384万1,333円となりました。利益処分計画につきましては、令和5年度末未処分利益剰余金8億5,005万4,572円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に、資本的収支におきましては、収入額9億3,431万9,500円に対し、支出額18億2,067万6,574円で、差引8億8,635万7,074円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上をもちまして、議案第71号から議案第80号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（奥 輝人君） これから、ただいま議題といたしました議案10件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案10件については、9名の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び10名の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案１０件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

この際、両特別委員会委員の選任についてを議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会委員の選任についてを議題とすることに決定いたしました。

特別委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、配付しています両特別委員会名簿のとおり、議長において指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会名簿のとおり、議長において指名いたします。

議案第７１号の１件は一般会計決算等審査特別委員会に、議案第７２号から議案第８０号までの９件は、これを特別会計決算等審査特別委員会に、それぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前１０時１０分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前１０時１９分）

先ほど設置されました、各会計決算等審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に伊東隆吉君、副委員長に正野卓矢君、特別会計決算等審査特別委員会委員長に幸多拓磨君、副委員長に与勝広君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第３，議案第８１号 令和６年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました、議案第８１号 令和６年度奄美市一般会計補正予算第６号の主な内容につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、去る８月２７日の台風１０号による災害復旧に関する経費を計上いたしております。

第１表、歳入歳出予算補正につきましては、歳出において、災害救助費に、福祉避難所開設に係る経費として３３万円を計上いたしております。

農林水産業施設災害復旧費におきましては、８８５万１，０００円を計上いたしております。内訳といたしましては、有機農業支援センター堆肥舎屋根修繕に係る経費として８８万８，０００円、肉用牛団地修繕に係る経費として６５４万５，０００円、木工芸センター扉補修に係る経費として４９万円、喜瀬漁港水銀灯修繕、和瀬漁港トイレ電灯修繕などに係る経費として２２万４，０００円を計上いたしております。

また、林道知名瀬線崩土除去に係る経費として70万4,000円を計上いたしております。

文教施設災害復旧費におきましては、5,255万2,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、太陽が丘陸上競技場屋根、照明、フェンス、椅子修繕、相撲場屋根修繕、テニスコートフェンス修繕に係る経費として3,150万円、笠利小学校雨漏り補修等に係る経費として425万2,000円、小宿小学校屋上防水補修、知根小学校プールフェンス補修、名瀬小学校雨漏り補修、芦花部小中学校空調修繕などに係る経費として1,610万円、名瀬運動公園総合体育館武道場窓ガラス修繕に係る経費として70万円を計上いたしております。

その他、公共施設・公用施設災害復旧費におきましては、118万4,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、内海バンガロー施設修繕に係る経費として48万4,000円、佐仁地区休憩施設掲示板修繕に係る経費として70万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金6,291万7,000円を追加計上いたしております。

以上が主な内容となりますが、今回の補正で6,291万7,000円を追加することにより、令和6年度奄美市一般会計予算の総額は329億1,426万8,000円となります。

以上をもちまして、議案第81号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ、御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第81号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第4、議案第82号 監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました、議案第82号 監査委員の選任につきまして、提案理由

の御説明をいたします。

本市監査委員の松崎正典氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、議案第82号について採決いたします。

この採決は、電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は20名であります。

この際、念のために申し上げます。本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。

それでは、どうぞ押してください。

（電子表決）

なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第73条第5項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

（議場開場）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票、以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第82号 監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時32分）

日程第5、議案第83号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君）ただいま上程されました議案第83号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明いたします。

教育委員会委員につきましては、現在1名の欠員となっていることから、新たに和田良子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君）これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、議案第83号について採決いたします。

この採決は電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は20名であります。

この際、念のために申し上げます。本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。

それでは、どうぞ押してください。

（電子表決）

なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第73条第2項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成20票、反対0票、以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第83号 教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時37分）

_____ ○ _____

議長（奥 輝人君）再開いたします。（午前10時38分）

ここで暫時休憩をいたします。（午前10時39分）

_____ ○ _____

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前１０時５０分）

日程第６，発議第６号 鹿児島県域内交流促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

１３番（永田清裕君） こんにちは。提出者の自民党新政会の永田清裕でございます。提案理由を述べさせていただきます。

鹿児島県域内交流促進に関する意見書として、理由を説明させていただきます。

奄美市はもとより、奄美群島におきましては、観光の振興は、世界自然遺産登録の実現を受け、更なる奄美群島の発展に最も期待のおける分野として、奄振法においても重点分野として位置付けられています。本市議会においても、現在、政策立案推進会議において、観光振興に関する施策についての議論を重ねているところであります。このような中において、今般の奄美大島の観光動向を見ますと、奄美大島の航空路線では、１日約４０便の運行のうち、半数近くが奄美鹿児島間の路線となっております。しかしながら、観光目的の来島者数としましては、多くが関東、関西方面からの観光客となっており、鹿児島本土からの観光客は１割にも満たないのが現状であります。奄美―鹿児島間の航空路利用の多くが、島民の皆様の往来と推測されるところであります。現在は１日に７往復が運航されており、島民にとっての利便性の向上に大きく寄与されていることだと思っております。ただ一方で、同じ圏域の鹿児島本土から観光目的で奄美大島を訪れる方が少ないのが現状であり、大変残念に思うことと同時に、今後に大いに期待できるところでもあります。このことは、先般、政策立案推進会議において意見交換させていただいた、観光業者や団体の皆様からも多くの意見や要望を受けたところでもあります。このようなことを踏まえまして、まずは、鹿児島県民の皆様に、身近に存在する世界自然遺産の島、奄美大島を訪れていただき、島の持つ魅力や鹿児島県の持つ強みを体感し、共有していただくことで、一層、国内外に発信され、離島を結ぶ航空路線の利用促進と充実にもつながっていくことを期待しております。

以上のことから、県に対し、新年度からの展開を見据えまして、次の３点を要望したいと考えております。

- １、県内の各学校の修学旅行先として奄美大島を推奨する施策を導入すること。
- ２、県民の奄美群島への観光旅行を促進する助成事業等を導入すること。
- ３、「鹿児島・奄美」及び「鹿児島・奄美・沖縄」の路線を活用した周遊ルートの開発を進めること。

以上、奄美市議会から鹿児島県知事及び鹿児島県議会議長宛に提出するため、皆様方に御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（奥 輝人君） 日程第7、議員定数・報酬等特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会委員会条例第6条第1項の規定により、議員定数・報酬等を検討するため、議員定数・報酬等特別委員会を設置したいと思います。

お諮りいたします。

本特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員定数・報酬等特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました本特別委員会に、議員定数・報酬等を検討するため、これに付託の上、調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本特別委員会は、議長を除く21名の委員をもって構成することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く21名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長を除く21名を本特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。（午前10時57分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前11時06分）

先ほど設置されました、議員定数・報酬等特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議員定数・報酬等特別委員会委員長に伊東隆吉君、同副委員長に正野卓矢君が互選されました。

お諮りいたします。

本特別委員会は、調査のため、これを閉会中の継続審査とし、調査期限につきましては、調査終了までとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員定数・報酬等特別委員会は、調査のため、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第 8，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり，これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申出のとおり，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で，本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって，令和 6 年第 3 回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前 1 1 時 0 8 分）

○

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 奥 輝人

奄美市議会議員 帶屋 誠二

奄美市議会議員 盛 剛

奄美市議会議員 竹山 耕平

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第51号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第52号	令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第53号	令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第54号	令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第55号	令和6年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第58号	奄美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第59号	奄美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第60号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第61号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第64号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決すべきもの

令和6年9月24日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第51号	令和6年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第56号	令和6年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第57号	令和6年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第62号	奄美市ICTプラザかさり条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第63号	奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第65号	奄美市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
(7)	議案第66号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの

令和6年9月24日

産業建設委員長 弓削 洋平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条及び第 141 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 51 号	令和 6 年度奄美市一般会計補正予算（第 5 号）について	原案可決すべきもの

令和 6 年 9 月 24 日

総務企画委員長 栄 ヤスエ

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

令和6年9月24日

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

議会運営委員長 多田 義一

閉会中の継続審査の申し出について

議会運営委員会は、下記の案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

参 考 資 料
（ 意 見 書 等 ）

鹿児島県域内交流促進に関する意見書

県におかれましては、令和2年3月に鹿児島県観光振興基本方針を策定され、「観光立県かごしま」の実現を目指し、各種施策を進めていただいております。

本市におきまして、世界自然遺産登録の効果をアフターコロナによる世界的な観光の回復の波に乗せるべく、諸施策を展開しているところです。

更には、本市議会において、政策立案推進会議で観光振興に関する施策を提言するため、現在、議論を重ねているところです。

このような中、外海離島の奄美大島にとりまして欠かすことのできない交通手段の航空路線におきましては、1日約40便運航のうち、半数近くが奄美大島－鹿児島間路線となっております。

航空路利用者への最近のアンケートを見ますと、観光目的の来島者の割合は、関東方面が約40%、関西方面が約30%、鹿児島県内は約5%となっており、奄美大島－鹿児島間路線の利用者の多くは、ビジネス目的や島民の利用と推測されるところです。

このことを踏まえ、まずは同じ県域の鹿児島県民の皆様に、身近に存在する世界自然遺産の島：奄美大島を訪れていただき、島の持つ魅力や鹿児島県の強みを体感し共有していただくことで、一層国内外に発信され、離島を結ぶ航空路線の利用促進と充実にもつながっていくことを期待しております。

以上のことから県におかれましては、次の措置を講じていただきますよう、要望いたします。

記

- 1 県内の各学校の修学旅行先として奄美大島を推奨する施策を導入すること。
- 2 県民の奄美群島への観光旅行を促進する助成事業等を導入すること。
- 3 「鹿児島・奄美」及び「鹿児島・奄美・沖縄」の路線を活用した周遊ルート
の開発を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年9月24日

奄美市議会